

開会 午前10時00分

### ◎開会の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） ただいまから令和7年3月三郷市議会定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

---

### ◎開議の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） 直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（鈴木深太郎議員） この際、諸般の報告を行います。

12月定例会後の諸般の報告を行います。

初めに、議長会関係について報告いたします。

昨年12月24日、東南部正副議長会第3回正副議長会が三郷市において開催され、令和7年度東南部正副議長会役員（案）及び事業計画（案）などについて協議をいたしました。

1月28日、埼玉県市議会議長会正副会長・相談役合同会議及び第3回役員会が三郷市において開催され、令和7年度役職の選任割り振り（案）などについて協議をいたしました。

2月5日、全国市議会議長会第239回理事会・第119回評議員会合同会議が東京都千代田区において開催され、令和7年度本会各会計予算（案）などについて協議をいたしました。

2月7日、埼玉県市議会議長会議員行政研修会が行田市において開催され、「自治体防災対策と議会・議員の役割」と題して、跡見学園女子大学観光コミュニティ学部まちづくり学科教授、内閣府被災者支援のあり方検討会座長、鍵屋一氏による講演が行われました。

次に、特別委員会の開催について報告いたします。

12月13日、三郷インターチェンジ周辺対策特別委員会が開催され、「三郷北部地区土地区画整理事業第3回事業計画変更案」についてを議題といたしました。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

次に、会派の行政視察について報告いたします。

公明党三郷市議団では、1月21日、京都府京都市における「京あんしんこども館」について、22日、兵庫県伊丹市における「安全・安心見守りネットワーク事業」について、23日、大阪府枚方市における「持続可能な権利擁護支援モデル事業」について視察をいたしました。

ネットワークみらい及び政志会では、2月4日、宮崎県日南市における「地域公共交通政策」について、5日、宮崎県宮崎市における「グリーンスローモビリティ『ぐるっぴー』」について、6日、宮崎県西都市における「自動運転EVバスの実証実験及び『さいと自動運転推進コンソーシアム』」について視察をいたしました。

次に、本市への視察について報告いたします。

12月17日、東京都足立区議会 足立区議会／議会改革を全力で推し進める会1名が、「日本一の読書のまち推進事業」について、12月20日、奈良県奈良市議会公明党奈良市議会議員団4名が、「クラウド型被災者支援システムの活用に関する取組」について、1月16日、久喜市議会、蓮田市議会、白岡市議会、杉戸町各議会公明党所属市町議会議員6名が、「脳とからだの健康チェック事業を中心とした認知症施策」について視察に見えました。

次に、本定例会において、地方自治法第121条第1項の規定により、説明員となる出席者の一覧、提出議案一覧表及び本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付いたしてございます。

また、請願文書表を作成いたしましたので、皆様に配付してございます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎議席の一部変更

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第1、議席の一部変更を議題といたします。

一色雄生議員の議席につきまして、会議規則第4条第3項の規定により、お手元に配付いたしました議席表のとおり変更したいと思います。

お諮りいたします。

配付いたしました議席表のとおり、議席を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木深太郎議員） ご異議なしと認めます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

よって、配付いたしました議席表のとおり、議席を変更することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時06分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において

22番 武 居 弘 治 議員

23番 菊 名 裕 議員

24番 岡 庭 明 議員

以上、3名を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、去る2月17日、議会運営委員会が開催されましたので、その結果について議会運営委員長より報告願います。

佐藤睦郎議員。

〔佐藤睦郎議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤睦郎議員） おはようございます。去る2月17日、議会運営委員会が開催されましたので、ご報告いたします。

3月定例会の会期につきましては、本日2月25日から3月17日までの21日間に決定いたし

ました。

提出案件につきましては、報告 5 件、議案 24 件、請願 1 件、陳情 6 件、要望 1 件であります。説明員としての出席者につきましては、市長はじめ 21 名でございます。

次に、本日、この会期の決定後、市長の施政方針表明がございます。

次に、専決処分の承認でございますが、議案第 1 号につきましては、委員会付託を省略し、3 月 3 日に質疑、討論・採決を行います。

また、人権擁護委員の田中孝幸氏が 1 月に法務大臣から正式に委嘱されましたので、閉会日の開議前に議場において紹介があります。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 3 月 17 日までの 21 日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木深太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 3 月 17 日までの 21 日間と決しました。

---

### ◎市長の施政方針表明

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第 4、本定例会に当たりまして、市長より令和 7 年度の施政方針表明をいたしたい旨の申出がございますので、これを許します。

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、まず施政方針の前に、先月、八潮市において発生しました道路陥没事故への本市の対応についてご報告させていただきます。

初めに、行方不明者の早期救出をお祈り申し上げますとともに、現在も事故現場において作業に当たっている皆様に、深く敬意を表する次第でございます。

本市では、事故発生後、埼玉県から八潮市を含む 12 市町に対し、法律に基づく下水道の使

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

用制限が依頼されたことに伴い、1月31日から老人福祉センター、希望の郷交流センター並びに民間浴場の協力もいただき、事故の避難者を対象とする入浴支援を開始し、2月13日まで実施いたしました。

また、2月3日には、国から管径2メートル以上の流域幹線の点検依頼があったことから、道路管理者としての点検を実施するとともに、市独自の緊急点検としまして、2月4日から上下水道管路の舗装状況、マンホール周辺及び内部並びに水路等の目視点検に加え、下水道の幹線管渠約30キロメートルについて、徒歩による点検を2月14日まで実施し、異常は認められなかったところでございます。

なお、このたびの事故においては、現場での工事や下水のくみ取りなど、市内事業者が協力を行っていることも聞き及んでおります。

今後も八潮市との連絡調整を図りながら、必要な支援を行ってまいります。

それでは、3月定例市議会の開会に当たり、令和7年度における市政運営の基本的な考え方と施策の概要について申し上げます。

令和6年度は、少子高齢化対策として、子育て支援施策のさらなる充実と、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に積極的に取り組むとともに、能登半島地震の被災地支援並びにトイレトレーラーの導入など、災害対策の充実強化を図ってまいりました。

一方、社会情勢に目を向けますと、急速に進む少子高齢化やAI、デジタル技術のさらなる利活用による利便性向上など、市民生活に直結する多くの課題があるほか、先月、八潮市で発生した道路陥没事故をはじめとする公共インフラの老朽化対策についても喫緊なものとなっております。

本市では、引き続き、少子高齢化対策として、子育て家庭への支援、高齢者の健康寿命延伸に向けた取組を積極的に進めていくとともに、AIをはじめとするデジタル技術の活用にも積極的に取り組み、市民サービスのさらなる向上を図ってまいります。

また、上下水道管路の耐震化など、インフラ老朽化対策を講じ、より一層、安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

それでは、令和7年度当初予算の概要についてご説明いたします。

令和7年度一般会計当初予算は、625億円を計上し、前年度から7.7%、44億5,000万円の増で、18年連続の増額、過去最高の予算額となっております。

歳入につきましては、まちづくりが順調に進み、固定資産税の増収が見込まれるほか、昨年実施された市民税の定額減税による市民税への影響もなくなることから、市税は5.2%増

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

の約11億4,000万円の増額となる231億8,000万円を計上し、歳入全体に占める割合は37.1%となります。

歳出につきましては、第5次三郷市総合計画前期基本計画に掲げる重点テーマに沿った、本市のさらなる発展のために必要となる多くの施策を盛り込んだ予算といたしました。

それでは、第5次三郷市総合計画前期基本計画に掲げる3つの重点テーマを踏まえ、令和7年度における主要な事業を申し上げます。

初めに、1つ目のテーマ「持続可能な拠点の形成～まちづくりは道づくり～」ですが、南部地域拠点防災コミュニティ施設整備事業では、令和8年度の開館に向けて、建築工事や防災体験学習設備の製作を引き続き進めてまいります。

公共交通政策推進事業では、今年、開業20周年を迎えるつくばエクスプレス三郷中央駅の駅前広場を改修し、施設配置の見直しを行うことで歩行者の滞在空間を創出し、利便性の向上を図ります。

都市計画道路新和高須線草加三郷線駒形線整備事業では、道路交通の円滑化や歩行者及び自転車利用者の安全性の向上を図るため、引き続き、都市計画道路の整備を進めてまいります。

都市公園等整備事業では、水と緑の自然が楽しめる公園やボール遊び広場など、特徴や魅力があり、市民に親しまれる公園づくりを推進します。

また、浄配水施設耐震化事業、配水管整備事業及び上下水道耐震化事業では、災害に強く、持続可能な上下水道の仕組みを構築するため、浄配水施設並びに市役所等に接続する上下水道管路等の耐震整備を進めます。

次に、2つ目のテーマ「多様性のある地域の確立～地域コミュニティの充実～」ですが、ホストタウン推進事業では、今年9月に世界陸上が東京で開催されることに伴い、ギリシャ共和国陸上競技選手団の事前キャンプの受入れ支援について、クラウドファンディングを活用し、実施してまいりたいと考えております。

また、ホストタウン交流を継続的に継続し、市の国際化と地域活性化を推進するため、ギリシャ共和国内の自治体との友好都市協定締結を目指してまいります。

すこやかみさと健康増進・食育推進・自殺対策計画推進事業では、企業や団体等と連携協力しながら、野菜や果物の適量摂取を促し、望ましい生活習慣の普及啓発を行ってまいります。

がん患者ウェルビーイング支援事業では、がん患者のウィッグ等や胸部補整具等の購入に

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

要する費用の一部を助成し、対象者の経済的負担やがん治療によって変化する外見への心理的負担の軽減を図ります。

小・中学校学校司書配置事業及び図書館図書購入事業では、学校図書館における司書のさらなる活用や児童書や絵本の充実により、こどもたちの成長と学びを応援するとともに、各図書館・図書室において、高齢者の生活や趣味に役立つ本を設置した「いきいき元気コーナー」のさらなる充実を図ります。

次に、3つ目のテーマ「質の高い教育と切れ目ない子育て支援の強化～こどもたちの成長を見守る・夢を育む～」でございますが、子育て支援事業では、三郷中央におどりプラザで、就学前の児童と保護者を対象とした親子で集まる遊びの場を開催いたします。

保育所運営管理事務事業では、公立保育所の登退所管理、保護者との連絡等をＩＣＴ化し、保育環境の向上及び業務の効率化を図ります。

公営児童クラブ運営事業では、幸房小学校第2児童クラブの敷地内に、新たに約200名の児童が登室可能な建物の建築工事を行います。

乳幼児健康診査では、こどもの発達について集団方式による5歳児健康診査を新たに実施し、こどもの発達の特性に合わせた支援により、円滑な就学につなげてまいります。

最後に、総合計画の重点テーマ以外の事業でございますが、平和啓発特別事業では、戦後80年の節目を迎えるに当たり、戦争の悲惨さ、命の大切さや平和への願いについて考える機会とするため、（仮称）平和を願う被爆ピアノコンサートを開催いたします。

総合計画等策定及び管理事業では、令和8年度を始期とする第5次三郷市総合計画後期基本計画を策定いたします。

庁舎管理事業では、電話対応の品質を向上し、よりよい市民サービスにつなげるため、外線電話の通話内容を自動録音する機能を導入いたします。

全国健康福祉祭開催準備事業では、令和8年度に埼玉県で開催される「ねんりんピック」において、本市で開催するスポーツチャンバラ交流大会の準備を行うとともに、プレ大会の開催を行います。

消防指令業務共同運用事業では、令和8年度の東埼玉消防指令センターの運用開始に向け、施設及び消防指令システムの整備等を行います。

市史編さん事業では、令和8年度に三郷村誕生70周年となることに合わせ、古地図を補修してデジタル化し、郷土資料館等で展示公開し、活用を図ります。

以上、令和7年度における市政運営の基本的な考え方と施策の概要を申し上げます。



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

今後も著しく変化する社会情勢に対し、的確に対応するための施策を積極的に展開するとともに、常にスピード感を持ち、市民感覚と経営感覚を大切にしながら、本市のさらなる発展に向け、「ふるさと三郷 みんながほほえむまちづくり」を推進してまいります。

新年度におきましても、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます、令和7年度の施政方針といたします。

---

#### ◎報告第1号～報告第5号について

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第5、報告第1号から報告第5号までの報告書が提出されております。

提出されました5報告につきましては、皆様のお手元に配付いたしてございますので、これにてご了承願います。

---

#### ◎議案第1号～議案第3号の上程・説明

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第6、議案第1号から議案第3号までを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

議案第1号の提案理由の説明を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書1ページをお開き願います。

初めに、提案理由でございますが、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている住民税均等割非課税世帯に対し、1世帯につき3万円を、また、その世帯に18歳以下の児童がいる場合につきましては、対象児童1人につき2万円を加算した額を給付するため、令和6年度三郷市一般会計補正予算（第6号）を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

恐れ入りますが、議案第1号別紙の1ページ、令和6年度三郷市一般会計補正予算（第6号）をご覧ください。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ5億6,275万円を追加し、総額を642億553万7,000円とするものでございます。

第2条繰越明許費の補正につきましては、3ページをご覧ください。

第2表繰越明許費補正でございますが、本給付金につきましては、速やかに給付事務を行ってまいります。年度内に全ての給付事務を完了できない見込みであることから、繰越明許費を設定して繰越しを行い、翌年度も引き続き給付するものでございます。

7、8ページをお開き願います。

2歳入でございます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（一体支援枠）につきましては、国の交付金であり、このたびの補正予算における歳出全額の財源となっております。

9、10ページをお開き願います。

3歳出でございます。

低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業につきましては、給付金5億2,000万円のほか、消耗品費、システム改修など、事務処理に必要な経費を計上したものでございます。

以上で説明を終わります。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第2号の提案理由の説明を求めます。

浮田勝之水道部長。

〔浮田勝之水道部長 登壇〕

○水道部長（浮田勝之） 議案第2号 交通事故に係る損害賠償額の決定及び和解についてにつきましてご説明申し上げます。

議案書3ページ及び議案参考資料1ページを併せてご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、令和6年1月18日に発生いたしました交通事故に係る損害賠償額の決定及び和解をしたいので、地方公営企業法第40条第2項及び三郷市水道事業の設置等に関する条例第7条の規定により適用する、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を得るため、この案を提出するものでございます。

事故の詳細でございますが、令和6年1月18日午後3時23分頃、三郷市上彦名432番地1地先において、公用車走行中に、前方で一時停止していた相手方車両に追突し、損傷させた事故でございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

和解事項といたしましては、市が本件事故に係る損害賠償金として、309万1,831円を支払うものでございます。

なお、本件につきましては、現在、損害賠償金を相手方に仮払いし仮示談となっており、議会におきまして議決を得た後、本示談となるものでございます。

議案第2号の説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第3号の提案理由の説明を求めます。

小暮勲市民生活部長。

〔小暮 勲市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（小暮 勲） 議案第3号 三郷市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお願いいたします。

初めに、提案理由でございますが、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が5年間であるため、令和2年度以降、マイナンバーカードの取得率が大きく上昇したことに伴い、令和7年度から9年度にかけまして、電子証明書の更新対象者数がピークを迎えることが見込まれますことから、郵便局に事務を委託し、手続が可能な窓口を増やすことにより、混雑緩和など、市民サービスの向上を図るため、この案を提出するものでございます。

次に、具体的な内容でございますが、マイナンバーカードのICチップに格納されている、署名用電子証明書と、利用者証明用電子証明書の発行、及び更新事務を行うことができる郵便局を、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づきまして指定するものでございます。

指定する郵便局は、三郷高州郵便局、三郷戸ヶ崎郵便局、みさと団地内郵便局及び三郷丹後郵便局の4局でございます。

指定の期間は、令和7年8月1日から令和8年3月31日までで、期間満了の3か月前までに、三郷市及び日本郵便株式会社のいずれもが、事務の取扱いを廃止する意思表示をしないときは、さらに1年間延長することといたします。

以上で議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

---

◎議案第4号～議案第14号の上程・説明

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第7、議案第4号から議案第14号までを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第4号の提案理由の説明を求めます。

日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 議案第4号 三郷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の7ページ、議案参考資料の3ページをご覧ください。

提案理由でございますが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号利用法」の改正に伴い、関係条例の規定の整理を図りたいため、この案を提出するものでございます。

改正内容でございますが、番号利用法第2条第8項以下を、それぞれ1項ずつ繰り下げる改正がなされ、項ずれが生じたことから、これらの条項を引用する「三郷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」、「三郷市税条例」及び「三郷市都市計画税条例」について、それぞれの規定の整理を行うものでございます。

附則でございますが、この条例は改正法の施行日に合わせ、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第5号から議案第8号までの提案理由の説明を求めます。

平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

○総務部長（平川俊之） 順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましてご説明いたします。

議案書9ページ、議案参考資料5ページをお開き願います。

初めに、提案理由でございますが、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定の整理を図りたいので、この案を提出するものでございます。

内容でございますが、第1条から第3条につきましては、記載の12条例において規定している「懲役」、「禁錮」及び「禁錮の刑」をそれぞれ「拘禁刑」と改正するものでございます。

**【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

第4条から第8条につきましては、「条例の施行前に行った行為の処罰については、改正前の規定を適用する」などの経過措置に係る規定でございます。

附則でございますが、この条例は令和7年6月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第6号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

議案書13ページ、議案参考資料13ページをお開き願います。

提案理由でございますが、一般職の国家公務員の俸給月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数との権衡を考慮し、一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定等をしたいので、この案を提出するものでございます。

改正内容でございますが、初めに、給料月額の改定につきましては、第1条では、別表第1「行政職給料表」の適用を受ける職員の給料月額を、若年層を中心に引き上げるものでございます。

第2条では、19ページから22ページにわたる別表第1「行政職給料表」におきまして、3級から7級の各級の初号付近の給料表をカットし、各級の最低金額を引き上げるものでございます。

この初号付近の給料表をカットすることにより、基本的には職員個々の現在の給料月額が増額することはございません。

8級につきましては、9号給までと短く、かつ号給間の差額の大きい給料表となります。

7級から8級への昇格時においては、給料月額の増加額が拡大することになりますが、8級職の職員につきましては、原則として昇給しない取扱いとなります。

第6条では、特定任期付職員の給料表の1号給から5号給につきましても、給料月額を引き上げるものでございます。

第7条では、特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する会計年度任用職員の報酬及び給料の限度額を引き上げるものでございます。

次に、期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定でございますが、第1条で、令和6年12月分の支給月数を、再任用職員以外の職員につきましては、それぞれ0.05月、再任用職員につきましては、それぞれ0.025月引き上げるものでございます。

これにより、年間の期末勤勉手当の合計支給月数は、再任用職員以外の職員が4.60月、再任用職員が2.40月となります。

また、第2条で、令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を、6月期と12月期

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

が均等になるよう再配分するものでございます。

その他の改正事項でございますが、配偶者の扶養手当につきましては、第2条で、8級職員は現行の3,500円を令和7年度から廃止し、7級職以下の職員は現行の「6,500円」を令和7年度は「3,000円」とし、令和8年度以降廃止といたします。

また、子に係る扶養手当につきましては、職位にかかわらず、現行の「1万円」から、令和7年度は「1万1,500円」、令和8年度以降は「1万3,000円」に段階的に引き上げます。

通勤手当につきましては、1か月当たりの限度額を「5万5,000円」から「15万円」に引き上げます。

施行日でございますが、第1条において、給料表の第1条及び第7条の改定は公布の日を施行日とし、令和6年4月1日に遡及適用し、期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定は、令和6年12月1日から遡及適用するものでございます。

また、第2条による給料表の改定、令和7年度以降支給の期末手当の支給割合の改正及び各種手当の改正につきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。このうち、7級職以下の配偶者の扶養手当の段階的廃止及び子に係る扶養手当の段階的引上げにつきましては、令和8年4月1日からの施行となります。

また、附則第4条に係る附則別表につきましては、第2条給料表移行時の読替え表でございます。

続きまして、議案第7号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

議案書30ページ、議案参考資料37ページをお開き願います。

提案理由でございますが、一般職の職員に対して支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定との権衡を考慮し、市長及び副市長並びに教育長に対して支給する期末手当の支給月数を改定したいので、この案を提出するものでございます。

内容でございますが、第1条及び第3条につきましては、令和6年12月期の市長及び副市長並びに教育長の期末手当の支給月数を、それぞれ0.1月分引き上げるものでございます。

第2条及び第4条につきましては、令和7年度以降の期末手当の支給月数を6月期と12月期が均等になるよう再配分するものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、令和6年12月1日から遡及適用するものでございます。

ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

続きまして、議案第8号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

議案書32ページ、議案参考資料39ページをお開き願います。

提案理由でございますが、育児または介護を行う職員の柔軟な働き方の実現を図り、職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、この案を提出するものでございます。

内容でございますが、第1条におきましては、育児または介護を行う職員が、始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻に勤務することができるようにするものでございます。これにより、部分休業等の取得により1日の勤務時間を短縮することなく、仕事と家庭生活の両立を図ることができる選択肢を増やすことになります。

また、超過勤務の免除について、対象となる職員の範囲を、現行の「3歳に満たない子を養育する職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員」に拡大するものでございます。

子の看護休暇につきましては、対象となる職員について、「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員」から「9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員」へと拡大し、取得事由につきましても、感染症予防上必要がある休業に伴う子どもの世話をする場合や、卒園式等の行事への参加についても対象とするなど、対象範囲を広げるものでございます。

第2条につきましては、関係法律の改正により、引用している条文の条ずれに伴う改正でございます。

附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、施行日の前においても、新条例第8条の2、及び第8条の2の2第2項の当該請求を行うことができる規定でございます。

以上で議案第5号から議案第8号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第9号の提案理由の説明を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 議案第9号 三郷市手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書36ページから45ページまで、議案参考資料45ページから67ページまでを併せてご覧



ください。

初めに、提案理由でございますが、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の改正により、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものでございます。

改正内容でございますが、第2条中、第61号、第62号、第64号及び第65号につきましては、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料に関する規定、第73号、第74号、第76号及び第77号につきましては、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料に関する規定であり、いずれも文言の整理を行うとともに、同計画における住宅の省エネ性能の評価方法に、仕様・計算併用法が追加されたことにより、同用法を用いた場合の手数料を新設するものでございます。

次に、同条中、第67号から第70号までにつきましては、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に関する規定、第71号及び第72号につきましては、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料に関する規定であり、文言の整理を行うとともに、全ての建築物に対して省エネ基準への適合が義務化されたことにより、住宅の手数料を新設するものでございます。

最後に、同条第79号及び第80号の建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料につきましては、認定制度が廃止されたことにより削除するものでございます。

附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第10号及び議案第11号の提案理由の説明を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 議案第10号 三郷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書46ページ、議案参考資料68ページをお開き願います。

初めに、提案理由でございますが、国民健康保険制度の健全で安定的な財政運営を図るため、国民健康保険税の税率等を改正したいので、この案を提出するものでございます。

内容についてご説明いたします。

第2条第3項につきましては、後期高齢者支援金等課税分の課税限度額を、現行の「20万円」から「24万円」に改めるものでございます。

次に、第3号第1項及び第5条につきましては、基礎課税分について、所得割額の税率を、



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

現行の「100分の7.0」から「100分の7.2」に、被保険者の均等割額を「2万9,000円」から「3万2,800円」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、第5条の3及び第5条の4につきましては、後期高齢者支援金等課税分について、所得割額の税率を、現行の「100分の2.2」から「100分の2.5」に、被保険者の均等割額を「9,000円」から「1万1,600円」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、第6条及び第7条につきましては、介護納付金課税分について、所得割額の税率を、現行の「100分の1.9」から「100分の2.2」に、被保険者の均等割額を「1万1,500円」から「1万3,700円」にそれぞれ改めるものでございます。

次の第19条第1項につきましては、一定の所得以下の世帯に係る被保険者均等割額の7割、5割、2割軽減について、先ほどご説明申し上げた均等割額の改正に合わせ、それぞれ軽減割合を乗じた額に改めるものでございます。

次の同条第2項も同様に、未就学児に係る被保険者均等割額の5割軽減について、均等割額の改正に合わせて改めるものでございます。

なお、この条例の附則でございますが、施行の期日を令和7年4月1日とし、第2項において、適用区分を規定するものでございます。

続きまして、議案第11号 三郷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書48ページ、議案参考資料73ページをお開き願います。

提案理由でございますが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものでございます。

改正の内容でございますが、指定地域密着型老人福祉施設に併設される短期入所生活介護事業所等の居宅サービス事業所の人員配置基準について、「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例の施行日を令和7年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第12号の提案理由の説明を求めます。

須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（須賀加奈） 議案第12号 三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

議案書49ページ、議案参考資料74ページを併せてお開き願います。

提案理由でございますが、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の改正に伴い、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものでございます。

改正内容でございますが、初めに、第1条は、三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正するものでございます。

条例第6条は、連携施設の確保に関する規定でございまして、保育内容支援及び代替保育の提供に係る連携施設の確保について規定を新たに設けるものでございます。

次に、条例第16条は、食事の提供の特例に関する規定でございまして、栄養士の免許を有さない管理栄養士を配置した場合でも要件を満たすことができるよう、国の基準と同様の改正を行うものでございます。

次に、附則第3条につきましては、連携施設に関する経過措置を、条例施行後15年に延長するものでございます。

続きまして、第2条は、三郷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正するものでございまして、連携施設の確保に関する規定につきましては、第1条と同様の改正をするものでございます。

最後に附則でございまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第12号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第13号の提案理由の説明を求めます。

城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 議案第13号 三郷市建築基準法の規定に基づく建築物の建築等に係る確認申請手数料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書53ページ、議案参考資料81ページをお開きください。

初めに、提案理由でございますが、建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律などの改正により、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものでございます。

改正理由につきましては、大きく2点ございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

初めに、建築物の建築確認及び完了検査に係る申請手数料の増額でございます。現行の建築基準法では、建築士が設計・監理を行った一定規模の建築物は、構造安全性基準等の一部について審査及び検査が省略される特例制度が設けられておりましたが、このたびの法改正による特例制度の対象範囲の縮小に伴い生じる審査事項の増加に対応するものでございます。

次に、新たな手数料の設定でございます。建築基準法の改正に伴い、市が所管する事務に、「仮使用認定」、「建築設備への準用」及び「大規模修繕等に係る認定」が追加されたこと、また、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴い、建築物の建築確認及び完了検査と併せて行う省エネ基準への適合審査業務の追加に係る対応と併せ、これら改正に伴う文言整理を行うものでございます。

なお、手数料の金額につきましては、埼玉県及び県内市町におきまして同額としております。

最後に附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第14号の提案理由の説明を求めます。

山本浩文消防長。

〔山本浩文消防長 登壇〕

○消防長（山本浩文） 議案第14号 三郷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書58ページ、議案参考資料88ページをお開き願います。

初めに、提案理由でございますが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、退職報償金の支給額を増額したいので、この案を提出するものでございます。

内容でございますが、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金の勤続年数の区分に「35年以上」を追加し、一律10万円を増額し、非常勤消防団員におけるシニア層の活躍を推進するものでございます。

なお、附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第 15 号～議案第 18 号の上程・説明

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第 8、議案第 15 号から議案第 18 号までを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第 15 号の提案理由の説明を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 議案第 15 号 令和 6 年度三郷市一般会計補正予算（第 7 号）につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、別冊の補正予算書 2 ページをお開き願います。

第 1 条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ 19 億 4,406 万 3,000 円を追加し、総額を 661 億 4,960 万円とするものでございます。

第 2 条継続費の補正、第 3 条繰越明許費の補正、第 4 条債務負担行為の補正及び第 5 条地方債の補正につきましては、6 ページ以降をご覧ください。

第 2 表継続費補正でございますが、不燃物処理場整備事業に係る継続費につきまして、土地の購入に時間を要していることから、事業全体の実施期間を延長するものでございます。

7 ページの第 3 表繰越明許費補正は、9 ページまでにわたりますが、国の補正予算成立により予算計上する事業を含め、年度内に支出が終わらない見込みの追加及び変更を合わせた 29 事業について、翌年度に繰り越すものでございます。

10 ページの第 4 表債務負担行為補正でございますが、地域公共交通計画について、策定期間の延長をするため、債務負担行為の追加設定を行うものでございます。

11 ページの第 5 表地方債補正でございますが、国の補助額が確定したこと等により限度額を変更するものでございます。

14、15 ページをお開き願います。

2歳入でございます。

市民税個人から都市計画税までの各税目につきましては、賦課徴収の実績見込み等による増でございます。

下段の普通交付税につきましては、国の補正予算に伴う追加交付分でございます。

その下、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対して支援を行う事業に係る国庫補助金でございます。

新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）は、避難所の生活環境の改善をはじめ、災害にも対応できる魅力的な地域づくりを目指す取組に対する支援を目的として、国の補正予算において新設された補助金でございます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（一体支援枠）につきましては、低所得者支援及び定額減税補足給付金減税支給事業に係る国庫補助金となります。

16、17ページをお開き願います。

市債の各項目につきましては、国の補助金額の決定及び各事業債の充当率の見直し等に伴う借入額の増額でございます。

18、19ページをお開き願います。

3歳出でございます。

各款にわたります職員人件費及び会計年度任用職員人件費につきましては、職員給与の改定などに伴うものでございます。

19ページ下段の財政調整基金積立につきましては、補正による差額を積み立てるものであり、補正後の基金残高は約38億9,000万円を見込んでおります。

その下、減債基金積立につきましては、国の補正予算に伴う普通交付税の追加交付分のうち、臨時財政対策債償還基金費として交付されたものを減債基金に積み立てるものであり、補正後の基金残高は、約11億6,000万円を見込んでおります。

22、23ページをお開き願います。

上段の防犯のまちづくり推進事業につきましては、戸建て住宅への防犯カメラ設置費用の一部を補助するものでございます。

その下、災害備蓄品整備事業につきましては、指定福祉避難所に自動排泄処理ポータブルトイレ等を設置するものであり、避難所環境整備事業につきましては、防災備蓄倉庫を購入するものでございます。

28、29ページをお開き願います。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

上段の低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業につきましては、令和6年度当初予算及び7月の補正予算（第2号）に基づき実施いたしました調整給付について、実績が定額減税可能額に比べ不足しているかたに対し、給付金を支給するものでございます。

2つ下の国民健康保険特別会計繰出事業及び、次ページ上段の後期高齢者医療特別会計繰出金事業につきましては、職員給与などの増に対し、一般会計から繰出しをするものでございます。

36、37ページをお開き願います。

中段からやや上、地球温暖化対策推進事業につきましては、省エネ家電への買換え費用の一部を補助するものでございます。

38、39ページをお開き願います。

下段の農業経営・生産支援事業につきましては、市内農業者に対し、高温対策関連資材購入費用の一部を補助するものでございます。

40、41ページをお開き願います。

中段の市内経済活性化事業につきましては、市内店舗で利用できるプレミアム付デジタル商品券を発行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第16号から議案第18号までの提案理由の説明を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 議案第16号 令和6年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書64ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ322万7,000円を追加し、予算の総額を138億7,600万6,000円と定めるものでございます。

69、70ページをお開き願います。

2歳入でございます。

7款1項1目一般会計繰入金につきましては、歳出で増額する会計年度任用職員人件費に係る繰入れでございます。

次ページ71、72ページをお開き願います。

3歳出でございます。



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、会計年度任用職員の給与改定に伴う増額でございます。

続きまして、議案第17号 令和6年度三郷市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書76ページをお開き願います。

第1条の歳出予算の補正でございますが、予算の総額に増減はなく、内訳の増減のみ行うものでございます。

79、80ページをお開き願います。

2 歳出でございます。

2 款保険給付費の各項につきましては、給付実績に基づく支出見込額に対し、予算不足を生じないように、それぞれ増額するものでございます。

5 款基金積立金につきましては、保険給付費の増額分、合わせて1億3,240万円に充当するため、同額を積立額から減額するものでございます。

続きまして、議案第18号 令和6年度三郷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書82ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ69万3,000円を追加し、予算の総額を23億6,717万3,000円と定めるものでございます。

87、88ページをお開き願います。

2 歳入でございます。

2 款 1 項 1 目事務費繰入金につきましては、歳出で増額する会計年度任用職員人件費に係る繰入れでございます。

次ページ89、90ページをお開き願います。

3 歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、会計年度任用職員の給与改定に伴う増額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第19号～議案第24号の上程・説明

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第9、議案第19号から議案第24号までを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第19号の提案理由の説明を求めます。

歳入について説明を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 議案第19号 令和7年度三郷市一般会計予算の歳入につきましてご説明いたします。

予算書の3ページをお開き願います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を625億円と定めるものでございます。

第2条継続費、第3条債務負担行為及び第4条地方債につきましては、後ほどご説明申し上げます。

第5条一時借入金につきましては、最高額を前年度と同額の30億円と定めるものでございます。

第6条歳出予算の流用につきましては、予算額に過不足が生じた場合の流用について定めるものであり、給料、共済費、会計年度任用職員の報酬等について、同一の款内であれば、各項の間において流用することができるものがございます。

8ページをお開き願います。

第2表継続費につきましては、複数年にわたる建設事業など、単年度では支出が終わらない事業について、あらかじめ経費の総額並びに年割額を定めるものであり、庁舎管理事業につきましては、本庁舎1階の空調設備の改修工事につきまして2か年で実施するため、設定するものでございます。

10、11ページをお開き願います。

第3表債務負担行為につきましては、後年度にわたって生じる債務の負担について定めるもので、22の事業について設定しております。

このうち、6「本庁舎事務室電話架設業務委託事業」及び12「健康福祉会館事務室電話架設事業」につきましては、例年、年度末に実施しております本庁舎及び健康福祉会館の電話回線の設定変更等の業務に係るものでございます。

少し飛びまして、26、27ページをお開き願います。

2歳入でございます。

以降、前年度との比較で申し上げます。

1款1項のうち、1目個人につきましては、昨年度の定額減税の終了に伴う影響の減少及び賃金上昇を見込み、8億7,871万円、10.5%の増、2目法人につきましては、法人の業績回復を見込み、1,464万4,000円、1.2%の増、2項1目固定資産税につきましては、新築家屋の増加等により、2億1,384万1,000円、2.1%の増となっております。

28、29ページをお開き願います。

3項1目環境性能割につきましては、100万円、9.1%の増、2目種別割につきましては、経年車両の台数の増や買換え後の税率の増などにより、416万円、1.8%の増。

4項1目市たばこ税につきましては、本市における売渡し本数の減少が緩やかであることから、前年度と同額としております。

5項1目都市計画税につきましては、固定資産税と同様の理由により、2,339万9,000円、2.5%の増でございます。

30、31ページをお開き願います。

2款1項地方揮発油譲与税、2項自動車重量譲与税及び3項森林環境譲与税は、いずれも前年度と同額。3款利子割交付金は100%の増、4款配当割交付金は50%の増、5款株式等譲渡所得割交付金は30.4%の増でございます。

32、33ページをお開き願います。

6款法人事業税交付金は20%の増、7款地方消費税交付金は4.6%の増、8款環境性能割交付金は25%の増、9款のうち、1項地方特例交付金は11.1%の減、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は49%の減、3項定額減税減収補てん特例交付金は99.5%の減でございます。

34、35ページをお開き願います。

10款地方交付税は2.5%の減、11款交通安全対策特別交付金は9.8%の減、12款分担金及び負担金は1.2%の増、13款使用料及び手数料につきましては、38、39ページまでにわたりますが、10.1%の減でございます。

14款国庫支出金につきましては、44、45ページまでにわたりますが、児童手当負担金の増などにより、全体で14.8%の増でございます。

15款県支出金につきましては、50、51ページまでにわたりますが、参議院議員選挙費委託金の皆増などにより、全体で9.2%の増でございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

以上の国・県支出金につきましては、別途、一覧表にまとめてお配りしておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

52、53ページをお開き願います。

17款寄附金につきましては、16.3%の減でございます。

なお、今年度から新たにクラウドファンディング型ふるさと納税による寄附金として600万円を計上しております。

18款繰入金の細節、三郷市財政調整基金繰入金につきましては、34億7,000万円を繰り入れるものであり、繰入れ後の基金残高は約4億2,000万円となる見込みでございます。

三郷市減債基金繰入金につきましては、公債費に充てるため4億円を繰り入れるものであり、繰入れ後の基金残高は約7億6,000万円となる見込みでございます。

三郷市公共施設整備基金繰入金につきましては、木材利用促進等の財源として基金に積み立てている森林環境譲与税分を活用し、保育用木製備品等の購入に充てるため繰り入れるものでございます。

19款繰越金につきましては、23億円を計上しております。

少し飛びまして、60、61ページをお開き願います。

21款市債につきましては、12億1,660万円、22.5%の増でございます。

以上で歳入の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で歳入についての説明を終わります。

歳出についての説明を求めます。

議会費について説明を求めます。

島村徹議会事務局長。

〔島村 徹議会事務局長 登壇〕

○議会事務局長（島村 徹） 令和7年度一般会計予算、歳出中、議会費につきましてご説明申し上げます。

予算書64、65ページをお開き願います。

令和7年度の議会費予算総額は3億1,930万円で、令和6年度と比較して215万9,000円、0.67%の減額となっております。

それでは事業ごとにご説明いたします。

まず、職員人件費につきましては、2節給料から4節共済費までは、議会事務局職員8名分でございます。

**【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

次に、議員人件費の 1 節報酬と 3 節職員手当等でございますが、議員24名分の報酬と期末手当等でございます。

また、4 節共済費も議員24名分ではございますが、負担率が下がったことにより、令和 6 年度と比較して297万3,000円減額となっております。

次の議事課事務につきましては、7 節報償費から18節負担金補助及び交付金まで、経常的経費となっております。

次ページ66、67ページをお開き願います。

ページ中ほどの議会調査事業につきましては、各常任委員会の行政視察及び全国市議会議長会研究フォーラムや全国都市問題会議などへの参加費用でございます。

次の議会広報等事業につきましては、年 4 回の議会だよりの発行及び会議録検索システムの運用業務に係る経費を計上しております。

一番下の段、本会議等議会運営事業でございますが、12節委託料は会議録等の作成業務並びに議場の音響システム保守の費用及び傍聴席の字幕表示の費用などでございます。

以上で議会費の説明を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 総務費についての説明を求めます。

初めに、総務部担当分についての説明を求めます。

平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

○総務部長（平川俊之） 2 款総務費中、総務部担当分につきまして、順次ご説明申し上げます。

70、71ページをお開き願います。

ページ中ほどの 1 項 1 目一般管理費中、車両管理事務につきましては、消防車両及び水道事業の車両を除いた公用車約100台の燃料費・法定点検費等の維持管理に係る経費、公用バス運行業務に係る経費が主なものでございます。

ページ飛びまして、74、75ページをお開き願います。

中ほどの退職手当事務につきましては、埼玉縣市町村総合事務組合から職員へ支払われる退職手当に係る同組合への負担金でございます。

1 つ飛びまして、平和啓発特別事業につきましては、戦後80年の節目の年に当たり、原爆の被害を受けながら奇跡的に焼け残ったピアノによるコンサート等を開催する費用でございます。

次ページ76、77ページをお開き願います。

2目文書管理費中、上段の庁内印刷業務につきましては、庁内印刷物の浄書・印刷製本を一元的に行うための委託料や、印刷用紙やインク代、庁内で利用するコピー用紙代などの消耗品費が主なものでございます。

2つ飛びまして、3目人権推進費中、人権推進事業につきましては、次ページ78、79ページにわたりますが、人権擁護委員の活動等に要する経費及び埼玉市町共催による人権研修や啓発活動に係る経費が主なものでございます。

1つ飛びまして、4目男女共同参画推進費中、男女共同参画促進事業につきましては、男女共同参画社会の意識を高める啓発や研修、第6次男女共同参画プラン策定業務等に係る経費が主なものでございます。

ページが少し飛びまして、86、87ページをお開き願います。

7目人事管理費中、下段の採用試験等事業につきましては、職員採用試験、並びに主任及び係長への昇任試験実施に係る委託料が主なものでございます。

次ページ88、89ページをお開き願います。

下段の健康管理業務につきましては、次ページ90、91ページにわたりますが、職員の健康診断に係る委託料が主なものでございます。

ページが少し飛びまして、96、97ページをお開き願います。

中ほどの14目契約管理費、契約事務につきましては、電子入札の執行、及び入札参加資格者名簿への登録の際に利用する埼玉県電子入札共同システムに係る負担金が主なものでございます。

ページが飛びまして、142、143ページをお開き願います。

5項統計調査費中、2目基幹統計調査費につきましては、次ページ144、145ページにわたりますが、国勢調査をはじめとする統計法に基づく基幹統計調査に係る経費でございます。

以上で担当分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 次に、企画政策部担当分についての説明を求めます。

日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 2款総務費中、企画政策部担当分につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、ページが戻りまして、80、81ページをお開き願います。



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

5目企画費中、上から2段目の埼玉県東南部都市連絡調整会議事業につきましては、埼玉県東南部地域の調和のとれた発展のため、近隣5市1町における共通する行政課題の調査研究、及び広域連携事業を実施するものであり、公共施設予約案内システム、いわゆる「まんまるよやく」の運営費負担金が主なものでございます。

1つ飛びまして、江戸川交流拠点活用事業につきましては、次ページ82、83ページにわたりますが、みさと船着場フェスティバルを開催するための会場設営や水上警備を行うための委託料が主なものでございます。

次ページ84、85ページをお開き願います。

6目情報政策費中、一番上の基幹業務システム管理事業につきましては、住民基本台帳業務や税業務など、基幹業務に係るシステムの処理委託費や賃借料、また基幹業務システム標準化のための費用が主なものでございます。

次ページ86、87ページをお開き願います。

ページ上段のデジタル化推進事業につきましては、AIやRPAなどの最新技術を活用し、庁内業務の効率化を進めるとともに、窓口への自動翻訳システム導入など、市民の利便性を高めるための費用でございます。

90、91ページをお開き願います。

8目広報費中、広報事業につきましては、「広報みさと」発行に係る印刷製本費や配送委託料、広報紙の内容を多言語に翻訳、音声読み上げを自動で行うシステムの使用料が主なものでございます。

次のシティセールス推進事業でございますが、委託料「シティプロモーション業務」につきましては、「みさとシティプロモーション方針」の改訂に伴う費用、市ホームページシステムの使用料が主なものでございます。

ページが飛びまして、106、107ページをお開き願います。

21目広聴費中、広聴事業でございますが、行政不服審査制度に係る研修会、弁護士等相談に係る報償費のほか、「市民の声」などの広聴事業に係る経費が主なものでございます。

ページが飛びまして、122、123ページをお開き願います。

このページ中段、30目諸費中、三郷市表彰条例に基づく表彰等に関する業務につきましては、表彰状や記念品に係る費用が主なものでございます。

以上で担当分の説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 次に、財務部担当分についての説明を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 2 款総務費の財務部担当分につきましてご説明いたします。

ページが戻りまして、92、93ページをお開き願います。

上段の財務会計システム維持事業につきましては、令和7年度に財務会計システムの更新を予定しており、システム移行に係る委託料が主なものでございます。

財政調整基金積立及び減債基金積立につきましては、年度内に発生する利子分を計上しております。

公共施設整備基金積立につきましては、森林環境譲与税の積立分を含むものでございます。

庁舎管理事業につきましては、94、95ページにわたりますが、本庁舎の建物管理業務に係る委託料及び空調設備改修工事が主なものでございます。

下段の公共施設維持管理計画事業につきましては、96、97ページにわたりますが、公共施設等維持管理計画の改定に係る委託料が主なものでございます。

次の市施設営繕事業につきましては、鷹野文化センターなどの公共施設の改修工事に伴う設計に係る経費が主なものでございます。

ページ飛びまして、124、125ページをお開き願います。

中段の還付金・返還金事務につきましては、減額の更正などにより、過誤納金を還付・返還するものでございます。

次ページ126、127ページをお開き願います。

収納管理事務につきましては、コンビニ収納に係る手数料及び納付呼びかけセンター業務に係る委託料が主なものでございます。

収納対策事務につきましては、不動産公売鑑定業務に係る委託料が主なものでございます。

市民税課事務につきましては、128、129ページにわたりますが、地方税共同機構の負担金が主なものでございます。

個人市民税課税事業につきましては、エルタックス（e L T A X）の審査システム及び国税連携システムに係る使用料が主なものでございます。

次ページ130、131ページをお開き願います。

固定資産税・都市計画税課税事業につきましては、土地や家屋の状況を把握するための航空写真撮影業務、及び令和9年度評価替えに向けた不動産鑑定業務の委託料が主なものでございます。

以上で担当分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 次に、会計課担当分についての説明を求めます。

田口洋一会計管理者。

〔田口洋一会計管理者 登壇〕

○会計管理者（田口洋一） 2款総務費中、会計課担当分につきましてご説明申し上げます。

予算書のページ、少し戻りますが、96、97ページをお開き願います。

16目会計管理費でございます。

会計課事務につきましては、次ページ98、99ページにわたりますが、全庁で使用いたします封筒、請求書などの印刷製本費、市から振込を行う際の指定金融機関振込手数料や庁舎内の指定金融機関派出所における収納事務取扱などの手数料が主なものでございます。

次の郵便切手類・収入印紙売りさばき事業につきましては、会計課窓口で販売しております郵便切手やはがき、収入印紙の購入費用でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 次に、地域振興部担当分についての説明を求めます。

田中照久地域振興部長。

〔田中照久地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（田中照久） 2款総務費中、地域振興部担当分につきましてご説明申し上げます。

予算書は同じ、98、99ページ、中段からの1項17目市民活動支援費の自治振興事業につきましては、町会・自治会などの自治振興活動を支援するための交付金や、町会長等視察研修会実行委員会への補助金が主なものでございます。

次の100、101ページをお開き願います。

上段の18目コミュニティ施設整備事業費のコミュニティ施設整備事業につきましては、町会や自治会などの活動拠点となる施設の修繕などに係る補助金でございます。

次の寄附金活用事業につきましては、市民のかたから受けておりました寄附金を活用した彦糸町会集会所の新築費用に係る補助金でございます。

次に、20目文化施設費中、次ページ102、103ページ上段の指定管理者による文化施設運営事業につきましては、文化会館やピアラシティ交流センターなど、指定管理施設10施設の管理・運営に係る指定管理料や、三郷中央におどりプラザ建物などの賃借料が主なものでございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

次の文化施設管理等事業につきましては、文化会館の楽屋等修繕や、彦成地区文化センター体育室及び高州地区体育館の照明LED化などの修繕料のほか、駐車場の借上料、文化会館改修工事に係る費用が主なものでございます。

次の104、105ページをお開き願います。

瑞沼市民センター管理運営事業につきましては、センターのトイレ等の修繕料のほか、光熱水費や施設管理などに係る委託料が主なものでございます。

次の公益財団法人三郷市文化振興公社運営支援事業につきましては、三郷市文化振興公社への人件費相当分を補助するものでございます。

以上で、2款総務費中、担当分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 次に、市民生活部担当分についての説明を求めます。

小暮勲市民生活部長。

〔小暮 勲市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（小暮 勲） 2款総務費中、市民生活部担当分につきましてご説明申し上げます。

予算書108、109ページをお開き願います。

24目出張所費の出張所管理・運営事業につきましては、電話使用料など施設に係る維持管理費用が主なものでございます。

続きまして、25目パスポートセンター費のパスポートセンター運営事業につきましては、次ページ110、111ページにわたりますが、一般旅券の発給申請などの受理及び交付に関する事務を行うための費用で、窓口で販売する収入印紙の購入に係る費用が主なものでございます。

26目交通安全費の交通安全施設整備事業につきましては、市が管理しています道路照明灯の電気料や修繕料、及び道路反射鏡や区画線などの交通安全施設の修繕に係る経費が主なものでございます。

次ページ112、113ページをお開き願います。

町会等防犯灯新設・電気料補助事業につきましては、町会などが設置いたします防犯灯に係る設置費用及び電気料に対する補助金でございます。

1項目飛びまして、交通安全啓発事業につきましては、小学校の登校時などにおいて、立哨指導などを行います交通指導員35名分の報償費が主なものでございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

運転免許証自主返納者支援事業につきましては、次ページ114、115ページにわたりますが、運転免許証を自主返納される65歳以上のかたの移動支援として、タクシー利用券、バス回数券、自動車燃料費助成券のいずれか1万円分を助成するものでございます。

27目防犯推進費の防犯のまちづくり推進事業につきましては、自転車盗難防止ワイヤーロックなど啓発用品の購入や、夜間防犯パトロール業務の委託料及び駅前に設置しております防犯カメラの機器に係る費用が主なものでございます。

次ページ116、117ページをお開き願います。

犯罪被害者等支援事業につきましては、犯罪行為により死亡した市民の遺族または傷害を受けた市民に対し、それぞれ遺族見舞金、傷害見舞金を支給するものでございます。

ページが少し飛びますが、130、131ページをお開き願います。

3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。

次ページ132、133ページをお開き願います。

住民基本台帳事務事業につきましては、住民異動届の受付、印鑑登録などの業務に係る費用のほか、コンビニエンスストア等における各種証明書の交付に係る委託料、また、マイナンバーカードの申請サポートや電子証明書等の更新に関する業務委託料などの事務費が主なものでございます。

次の戸籍事務事業につきましては、次ページ134、135ページにわたりますが、戸籍届出の受付、戸籍の記載、戸籍証明書交付などの業務に係る費用で、戸籍における氏名の振り仮名記載の法制化に伴う通信運搬費、また、戸籍情報システム及び附票システムの標準化に係る改修業務委託料などが主なものでございます。

以上で、2款総務費のうち、担当分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎延会の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木深太郎議員） ご異議なしと認めます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 零時00分



開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） おはようございます。ただいまから令和7年3月三郷市議会定例会2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（鈴木深太郎議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎議案第19号～議案第24号の上程・説明

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第1、議案第19号から議案第24号までを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

第1日目に引き続き、議案第19号の歳出について説明を求めます。

総務費についての説明を求めます。

危機管理防災課担当分についての説明を求めます。

松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 議案第19号 令和7年度三郷市一般会計予算、歳出のうち2款総務費中、危機管理防災課担当分につきましてご説明申し上げます。

予算書の116、117ページをお開き願います。

28目災害対策費でございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

中段の防災行政無線・防災情報システム運用管理事業につきましては、災害予防に係る市民に対する情報発信及び職員間の情報伝達ツールに係る経費でございます。

固定系及び移動系無線機の通信運搬費、保守点検に係る委託料、移動系無線機の更新に係る備品購入費が主なものでございます。

次ページ、118、119ページをお開き願います。

災害備蓄品整備事業につきましては、食料、飲料水、携帯トイレなどの災害用備蓄品の購入及び備蓄倉庫の維持管理に係る費用が主なものでございます。

1つ飛びまして、自主防災組織活動推進事業につきましては、自主防災組織が実施する防災訓練や防災倉庫等の資機材整備に対する補助金、及び各自主防災組織間の連携を図り、活動を支援するために設立された三郷市自主防災組織連絡協議会に対して交付する補助金が主なものでございます。

次ページ、120、121ページをお開き願います。

下段の南部地域拠点防災コミュニティ施設整備事業につきましては、防災機能の強化や地域交流の推進を目的とした防災コミュニティ施設の建築に係る工事請負費及び防災体験学習設備の制作等に係る備品購入費が主なものでございます。

以上で担当分の説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 次に、行政委員会事務局担当分についての説明を求めます。

萩原克己行政委員会事務局長。

〔萩原克己行政委員会事務局長 登壇〕

○行政委員会事務局長（萩原克己） 2款総務費中、公平委員会、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局担当分につきましてご説明申し上げます。

122、123ページをお願いいたします。

29目公平委員会費は、委員3名分の報酬など委員会活動に要する経費でございます。

少し飛びまして、134、135ページをお願いいたします。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費ですが、次ページ、136、137ページにわたりますが、委員4名分の報酬など委員会活動に要する経費でございます。

次の2目参議院議員選挙費ですが、次ページ、138、139ページにわたりますが、7月に想定される参議院議員選挙に要する経費でございます。

次の3目市議会議員選挙費ですが、次ページ、140、141ページにわたりますが、7月20日に執行する市議会議員選挙に要する経費でございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

なお、市議会議員選挙につきましては告示日、すなわち立候補受付日は7月13日、投開票日は7月20日といたしました。これは、参議院議員選挙が7月20日に執行されることが見込まれることから、有権者の利便性に配慮し、参議院議員選挙と同日に執行することとしたものでございます。今後、参議院議員選挙の日程によっては、市議会議員選挙の日程を変更する場合がございます。

少し飛びまして、144、145ページをお願いいたします。

6項監査委員費ですが、次ページ、146、147ページにわたりますが、委員2名分の報酬など監査業務の経費でございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木深太郎議員） 民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費についての説明を求めます。

初めに、福祉部担当分についての説明を求めます。

横田隆宏福祉部長。

〔横田隆宏福祉部長 登壇〕

○福祉部長（横田隆宏） 3款民生費中、福祉部担当分につきましてご説明申し上げます。

予算書146、147ページをお願いいたします。

1項1目社会福祉総務費でございます。次ページ、148、149ページをお願いいたします。

下段の民生委員活動推進事業は、150、151ページにわたりますが、民生委員・児童委員協議会への補助金が主なものでございます。

次の社会福祉協議会運営支援事業は、三郷市社会福祉協議会への補助金でございます。

次ページ、152、153ページをお願いいたします。

中段の避難行動要支援者支援事業は、要支援者の支援システムの保守等の委託料や賃借料が主なものでございます。

続きまして、2目障害福祉費でございます。

一番下の障害福祉サービス給付事業は、154、155ページにわたりますが、居宅介護・施設入所支援などの介護給付や、就労継続支援・共同生活援助などの訓練等給付、児童発達支援・放課後等デイサービスなどの障害児通所支援などの負担金が主なものでございます。

一番下の相談支援事業は、156、157ページにわたりますが、市が委託する基幹相談支援センター1か所、障がい福祉相談支援センター2か所に対する委託料が主なものでございます。

次ページ、158、159ページをお願いいたします。

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

中段、福祉タクシー利用料金・自動車燃料費補助事業でございますが、在宅の重度障がい者のタクシー利用に係る利用料金の一部、または日常生活で自動車を利用する場合に係る燃料費の一部を助成する補助金が主なものでございます。

次ページ、160、161ページをお願いいたします。

中段、就労支援センター事業は、就労を目指す障がい者や障がい者を雇用する事業主への相談支援等を行うものでございます。

少し飛びますが、172、173ページをお願いいたします。

9目障がい者福祉施設みさと運営費は、次ページ以降177ページまでにわたりますが、ワークセンターしいの木及びさつき学園の運営に要する費用でございます。

中段の10目健康福祉会館運営費の健康福祉会館管理事業は、光熱水費や建物管理業務等の委託料が主なものでございます。

下段の11目ふくし総合相談・地域支援事業費でございます。次ページ、178、179ページをお願いいたします。

生活困窮者自立支援事業は、生活困窮者に対する住居確保給付金の支給に係る補助金が主なものでございます。

次の生活困窮者子どもの学習・生活支援事業は、生活保護世帯や生活困窮者世帯のお子さんの学習支援、保護者の生活支援を行う事業の委託料が主なものでございます。

続きまして、3項生活保護費でございます。ページ飛びまして、204、205ページをお願いいたします。

下段の生活保護事務（経理・管理）は、206、207ページにわたりますが、12節委託料は生活保護システム標準化対応のためのシステム改修のほか、生活保護受給者の年金受給権の有無の確認と、その受給手続等の支援を行う年金申請支援が主なものでございます。

次の2目扶助費の生活保護事業は、令和7年度の生活保護受給見込みを月平均で2,028世帯、2,539人分として、その12か月分を計上しております。

次の中国残留邦人等支援給付事業は、対象者を1世帯1人分として計上しております。

一番下の4項1目災害救助費の災害見舞金支給事業は、火災等により被害を受けたかたや遺族に対し、見舞い金を支給するものでございます。

以上で担当分の説明を終わります。ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

**○議長（鈴木深太郎議員）** 次に、いきいき健康部担当分についての説明を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

〇いきいき健康部長（益子敏幸） 3 款民生費及び 4 款衛生費中、いきいき健康部担当分につきましてご説明申し上げます。

予算書のページが戻りまして、160、161ページをお開き願います。

1 項 3 目国民健康保険事業費でございます。次ページ、162、163ページをお開き願います。

中段の国民健康保険特別会計繰出事業につきましては、保険基盤安定繰出金などのほか、その他繰出金として財政支援を行うものでございます。

次ページ、164、165ページをお開き願います。

中段の 5 目老人福祉費でございます。次ページ、166、167ページをお開き願います。

下から 4 つ目の見守り配食サービス事業は、寝たきりや虚弱なひとり暮らしの高齢者の見守りと併せて低栄養の予防を目指す事業で、当該事業を業者に委託するものでございます。

次ページ、168、169ページをお開き願います。

中段、全国健康福祉祭開催準備事業は、令和 8 年度埼玉県で開催されるねんりんピックの前年度となりますことから、準備事業に係る負担金でございます。

次の 6 目老人医療費中、後期高齢者医療費負担事業は埼玉県後期高齢者医療広域連合が給付する療養給付費について法定負担分を計上するものでございます。

次ページ、170、171ページをお開き願います。

7 目介護保険事業費中の介護保険特別会計繰出事業は、介護保険制度の運営事務費、保険給付費、地域支援事業費、低所得者保険料軽減分について法定負担分を繰り出すものでございます。

下段の 8 目老人福祉センター費中の老人福祉センター等管理運営事業は、戸ヶ崎、彦沢、岩野木の 3 か所の老人福祉センター及び岩野木集会所の指定管理料が主なものでございます。

ページ飛びまして、208、209ページをお開き願います。

4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費でございます。次ページの 210、211ページをお開き願います。

中段、休日・夜間診療ならびに救急医療対策事業につきましては、三郷市医師会に委託して実施する小児時間外診療、6 市 1 町管内での病院群輪番制病院運営、及び休日診療所運営に係る経費などが主なものでございます。

次の骨髄移植ドナー助成費交付事業につきましては、次ページ、212、213ページにわたりますが、骨髄等をご提供いただいた市民のかたに対する補助金でございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

2 目保健予防費中、任意予防接種費助成事業につきましては、おたふくかぜ及び大人の風しんワクチンの接種に対する費用の一部を助成するもので、大人の風しんワクチンにつきましては16歳以上50歳未満の妊娠を希望する女性及び妊婦のパートナーを対象とするものでございます。

次の個別予防接種事業につきましては、予防接種法に基づくこどもの予防接種及び高齢者に対するインフルエンザ・新型コロナウイルス・肺炎球菌ワクチン接種並びに令和7年4月1日から開始となります带状疱疹ワクチンの接種に係る経費が主なものでございます。

ページ飛びまして、218、219ページをお開き願います。

4 目成人保健費中、すこやかみさと（健康増進・食育推進・自殺対策計画）推進事業につきましては、令和7年度から始まる第3期計画の推進に係る経費が主なものでございます。

下段の健康増進法等に基づく検診等事業につきましては、次ページ、220、221ページにわたりますが、30歳代の健康診査や骨粗しょう症検診等を実施するものでございます。

次のがん検診事業につきましては、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、前立腺がん、ピロリ菌検診の委託料が主なものでございます。

次の後期高齢者健康診査事業につきましては、後期高齢者医療被保険者に係る健康診査に要する委託料が主なものでございます。

下段の高齢者への個別的支援事業につきましては、次ページ、222、223ページにわたりますが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進するため、在宅で自立した生活を送れる高齢者を増やすことを目的に、高齢者の心身の多様な課題に対応した支援事業に係る経費が主なものでございます。

次のがん患者ウェルビーイング支援事業につきましては、令和7年度から開始いたしますがん患者のアピアランスケア用品であるウィッグや胸部補整具等の購入費用に対する補助金でございます。

以上で担当分の説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 次に、こども未来部担当分についての説明を求めます。

須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（須賀加奈） 3 款民生費及び4 款衛生費中、こども未来部担当分につきましてご説明申し上げます。

ページが戻りまして、182、183ページをお開き願います。



3 款民生費、2 項 2 目児童福祉費でございます。子育て支援事業につきましては、児童及び保護者を支援する見守り配食サービス事業、訪問型家庭支援事業、子育て世帯訪問支援事業、おやこひろば事業の委託料が主なものでございます。

186、187ページをお開き願います。

一番上の児童手当支給事業につきましては、家庭生活等の安定・児童の健やかな成長のため、18歳年度末までの児童を養育する全ての保護者に対して児童手当を支給するものでございます。

190、191ページをお開き願います。

一番上の保育士・幼稚園教諭就職支援事業につきましては、市内の私立保育園、認定こども園、幼稚園の保育士や幼稚園教諭等を確保するため、各園の魅力を多くのかたに知っていただけるよう、合同での就職説明会開催や周知のための費用が主なものでございます。

3 目児童館費中、児童館運営事業につきましては、次ページ、192、193ページにわたりますが、児童館運営協議会の運営に係る費用、南児童センター及び早稲田児童センターの修繕料、南児童センターの遊具設置に係る費用が主なものでございます。

4 目児童発達支援センター運営費中、ページ一番下のしいのみ学園運営事業及び次ページ、194、195ページの発達支援センター事業につきましては、療育指導やこどもの発達相談などに係る講師謝礼などの、しいのみ学園及びこども発達支援センターの運営に係る費用でございます。

196、197ページをお開き願います。

5 目保育所費中、保育所運営管理事務事業は、次ページ、198、199ページにわたりますが、公立保育所 6 施設において施設の管理・運営に係る費用が主なものでございます。

次の保育所等整備推進事業につきましては、認定こども園 2 施設の防犯対策強化として、防犯カメラ設置や外構工事費用の一部を補助するものでございます。

一つ飛びまして、民間保育所等運営支援事業は、私立認可保育園 17 施設、小規模保育施設 8 施設の合計 25 施設に対する子どものための教育・保育給付委託料及び運営改善費補助金でございます。

200、201ページをお開き願います。

上から 2 つ目の認定こども園運営改善費等支援事業は、認定こども園 6 施設に対する子どものための教育・保育給付委託料及び運営改善費補助金でございます。

次の子育てのための施設等利用給付事業は、幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園利用料、



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

幼稚園における預かり保育料、認可外保育施設利用料の給付が主なものでございます。

ページ飛びまして、212、213ページをお開き願います。

4 款衛生費、1 項 3 目母子保健費中、妊産婦健康診査等事業につきましては、次ページ、214、215ページにわたりますが、妊婦及び産婦の健康診査、多胎妊婦に対する追加分の妊婦健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査の助成、低所得の妊婦に対する初回産科受診料に係る費用が主なものでございます。

一つ飛びまして、乳幼児健康診査事業につきましては、4 か月児、9 か月児、1 歳 8 か月児、3 歳 6 か月児、5 歳児の健康診査に係る委託料、1 か月児健康診査に係る補助に要する費用が主なものでございます。

218、219ページをお開き願います。

一番上の子育て移動支援事業につきましては、国の「妊婦のための支援給付」及び「妊婦等包括相談支援事業」が開始することに伴い、妊娠中期以降の妊婦や産婦、子育て世帯を対象に外出時の移動支援として 1 万 5,000 円分のタクシー利用券、路線バス回数券、自動車燃料費助成券のいずれかを支給するものでございます。

以上で担当分の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 次に、学校教育部担当分についての説明を求めます。

菅原成之学校教育部長。

〔菅原成之学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（菅原成之） 3 款民生費中、学校教育部担当分についてご説明申し上げます。

ページ戻りまして、200、201ページをお願いいたします。

2 項児童福祉費、6 目児童クラブ費中、公営児童クラブ運営事業につきましては、次ページ、202、203ページにわたりますが、公営児童クラブ19か所の運営、維持管理等に係る費用でございます。

203ページ中段、14節工事請負費は、幸房小学校の児童数増加及び児童クラブの需要に対応するため、幸房小第2児童クラブの増築に係る整備費用でございます。

以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 次に、市民生活部担当分についての説明を求めます。

小暮勲市民生活部長。

〔小暮 勲市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（小暮 勲） 4 款衛生費のうち、市民生活部担当分につきましてご説明申し

上げます。

予算書222、223ページをお開き願います。

下段の1項保健衛生費、5目環境衛生費の合併処理浄化槽転換整備事業につきましては、生活排水による河川等の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽に転換を促進するための補助金を交付するものでございます。

次ページ、224、225ページをお開き願います。

鳥獣及び愛護動物等に関する事業は、狂犬病予防事業に係る経費やペットの適正飼育に関する事業等が主なものでございます。

6目公害対策費の地球温暖化対策推進事業につきましては、ゴーヤによる「緑のカーテン」の普及、啓発に係る費用や無料開放している電気自動車急速充電スタンドの維持管理費用、太陽光発電システム等の設置導入及び電気自動車の購入に対する補助金が主なものでございます。

次ページ、226、227ページをお開き願います。

上から2項目めの公害対策事業につきましては、ダイオキシン類の調査をはじめ大気調査、水質分析、自動車騒音・振動の測定調査などに関する委託料が主なものでございます。

続きまして、7目斎場費でございます。次ページ、228、229ページをお開き願います。

斎場管理事業につきましては、火葬炉の大規模修繕に係る費用や火葬業務用灯油の購入費、また火葬業務等の委託料及び施設の維持管理費用が主なものでございます。

次に、2項清掃費、1目清掃総務費でございます。次ページ、230、231ページをお開き願います。

中段の駅前広場環境美化事業につきましては、市内3駅の駅前広場の清掃に係る委託料が主なものでございます。

2目じん芥処理費の一般廃棄物収集運搬事業につきましては、市内の一般家庭から排出されます家庭ごみの収集運搬に係る委託料が主なものでございます。

次ページ、232、233ページをお開き願います。

不燃物処理事業につきましては、不燃物処理場における空き缶・空き瓶などの選別や不燃物の処分、資源化などに要する経費が主なものでございます。

下段の東埼玉資源環境組合負担金（じん芥分）につきましては、東埼玉資源環境組合の清掃工場に搬入いたしますごみの処理に係る負担金でございます。

次ページ、234、235ページをお開き願います。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

3 目し尿処理費のし尿汲取事業と東埼玉資源環境組合負担金（し尿分）につきましては、し尿の汲み取り、運搬業務の委託料及びし尿処理に係る東埼玉資源環境組合への負担金などでございます。

以上で担当分の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 次に、地域振興部担当分についての説明を求めます。

田中照久地域振興部長。

〔田中照久地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（田中照久） 5 款労働費から 7 款商工費のうち、地域振興部担当分につきましてご説明申し上げます。

予算書は同じ、234、235ページ、一番下の 5 款労働費、1 項 1 目労働諸費中、労働者支援事業につきましては、次の236、237ページにわたりますが、市内労働者を対象とした労働相談や中小企業退職金共済制度に加入する市内事業者が支払う掛金に対する補助金が主なものでございます。

ページ少し飛びまして、240、241ページをお開き願います。

中段の 6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費の農産物の流通販売促進事業につきましては、産地表示資材や野菜用冷蔵庫設置補助、即売所運営支援など、三郷産農産物の流通販売を促進するための経費でございます。

次の242、243ページをお開き願います。

中段のふれあい型農業推進事業につきましては、農業体験講座や農の社会科見学など、市民の皆様に農業体験の機会を提供する事業の実施に要する費用及び観光農園等に対する補助金でございます。

次の新特産品等産出事業につきましては、三郷産農産物のブランド化、6 次産業化、新特産品の研究に取り組む農業者を支援するための経費などでございます。

ページ少し飛びまして、246、247ページをお開き願います。

7 款商工費、1 項 2 目商工振興費の下から 2 番目、商店街活性化支援事業につきましては、商店街が設置している街路灯の電気料の一部や商店街活動などに対する補助でございます。

次の248、249ページをお開き願います。

上段の観光振興事業につきましては、ふるさと納税返礼品に係る経費と三郷限定特別純米酒「におどり」や花火大会に対する補助金が主なものでございます。

一つ飛びまして、一番下からの中小企業経営・創業支援事業につきましては、次の250、

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

251ページにわたりますが、市内中小事業者の競争力を強化し、地域産業の振興を図るための経営相談や、がんばろう企業応援事業費補助金、きらりとひかれ起業家応援事業費補助金、若者の雇用促進を図るため業務に必要な国家資格の取得に係る経費の一部を補助する資格取得支援補助金が主なものでございます。

次の一般社団法人三郷市観光協会運営支援事業につきましては、三郷市観光協会の運営を支援していくための補助金でございます。

以上で5款労働費から7款商工費までの担当分の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木深太郎議員） 次に、行政委員会事務局担当分についての説明を求めます。

萩原克己行政委員会事務局長。

〔萩原克己行政委員会事務局長 登壇〕

○行政委員会事務局長（萩原克己） 6款農林水産業費中、農業委員会事務局担当分につきましてご説明いたします。

ページ戻りまして、236、237ページをお願いいたします。

1項農業費、1目農業委員会費は、次ページ、238、239ページにわたりますが、委員18名分の報酬など、農業委員会活動に要する経費でございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木深太郎議員） 土木費についての説明を求めます。

初めに、まちづくり推進部担当分についての説明を求めます。

城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 8款土木費のうち、まちづくり推進部担当分につきましてご説明申し上げます。

予算書の252、253ページをお開きください。

下段の耐震診断・耐震改修等費用助成事業につきましては、市内にございます昭和56年5月以前に建築された木造一戸建て住宅及び分譲マンションの耐震化を促進するため、所有者が行う診断・改修に対する補助金でございます。

ブロック塀等の安全確保事業につきましては、通学路や緊急輸送道路、公衆用道路に面する既存ブロック塀等の安全確保のため、所有者が行う除却・改修等に対する補助金でございます。

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

ページが飛びますが、268、269ページをお開きください。

住宅施策推進事業につきましては、空家等対策における管理不全空家等への対策の強化を図るため、財産管理制度の活用に必要な補償金が主なものでございます。

公共交通政策推進事業につきましては、三郷中央駅の駅前広場改修工事のための工事請負費及び彦成地区における公共交通を維持するための路線バスの運行に関する委託料が主なものでございます。

次の270、271ページをお開きください。

中段の土地地区画整理支援事業につきましては、三郷北部地区土地地区画整理組合に対する事業補助金が主なものでございます。

三郷中央地区にぎわい創出事業につきましては、三郷中央地区の活性化を目的とし、近隣の町会長等で組織される三郷中央にぎわい創出実行委員会が行うイベントに対する補助金でございます。

地域拠点基盤整備（フルインター化）事業につきましては、三郷料金所スマートインターチェンジフルインター化の工事に伴う家屋事後補償費でございます。

1 ページ飛ばして274、275ページをお開きください。

下段の都市公園等維持管理事業につきましては、次の276、277ページにわたりますが、都市公園、ちびっ子広場などの樹木の剪定や除草、清掃、ごみ収集などに要する委託料、公園用地の賃借料及び公園施設長寿命化計画に基づく都市公園などの遊具更新などに要する工事費が主なものでございます。

277ページ中段の花いっぱい事業につきましては、春と秋に開催する「花いっぱい運動」におきまして、市民の方々に配布又は販売をいたします草花などの購入費が主なものでございます。

次の278、279ページをお開きください。

身近なガーデンづくり事業につきましては、緑豊かな生活環境を確保するため、婚姻の届出またはパートナーシップ宣誓をなされたかたに配付をいたします、記念樹や緑化推進団体の活動支援に要する花の苗などの購入費が主なものでございます。

都市公園等整備事業につきましては、三郷北部地区土地地区画整理事業区域で整備をいたします、1号公園に係る工事費と、中央四丁目幸房公園の北側にございます公有地を活用して整備をいたします、ボール遊び広場に係る工事費が主なものでございます。

まちづくり推進部担当分につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い

い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 次に、建設部担当分についての説明を求めます。

相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 8款土木費のうち、建設部担当分につきましてご説明申し上げます。

ページが戻りまして、予算書の258、259ページをお開き願います。

3目道路維持費中、上段の道路維持修繕事業につきましては、道路の突発的な修繕や路面補修及び舗装修繕工事などを実施するものでございます。

道路維持管理事業につきましては、街路樹の剪定や側溝の清掃のほか、采女隧道において排水性を改善するための道路改良工事などを実施するものでございます。

次に、4目道路新設改良費中、道路改良事業につきましては、側溝の布設など道路改良にかかわる設計及び工事を実施するものでございます。

通学路安全対策事業につきましては、小学校や中学校の通学路における安全対策工事などを実施するものでございます。

次ページ、260、261ページをお開き願います。

上段の5目橋りょう維持事業につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして1橋の補修工事などを実施するものでございます。

次ページ、262、263ページをお開き願います。

上段の2目河川維持費中、排水ポンプ場維持管理事業につきましては、排水機場の維持管理に係る経費のほか、高州排水機場においてポンプ更新工事などを実施するものでございます。

水路維持管理事業につきましては、水路の突発的な修繕や水路内の堆積物を除去する浚渫などを実施するものでございます。

3目河川整備費中、排水ポンプ場中央監視設備設置事業につきましては、遠隔監視システムの通信設備改修工事などを実施するものでございます。

水路整備事業につきましては、次ページ、264、265ページにわたりますが、素掘り水路などの未整備な水路について水路整備工事などを実施するものでございます。

水路上部歩道活用事業につきましては、水路上部を歩道として有効活用するため、水路の蓋かけ工事などを実施するものでございます。

次に、雨水排水対策事業につきましては、高州小学校において貯留施設の整備などを実施



するものでございます。

ページが飛びまして、270、271ページをお開き願います。

下段の4項3目街路事業費中、道づくり推進事業につきましては、次ページ、272、273ページにわたりますが、埼玉県が実施する都市計画道路三郷流山線の整備にかかわる負担金などでございます。

下段の4目公共下水道事業会計負担事業につきましては、一般会計から公共下水道事業特別会計へ9億3,500万円を負担金及び補助金として支出するものでございます。

以上で建設部担当分の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 消防費についての説明を求めます。

山本浩文消防長。

〔山本浩文消防長 登壇〕

○消防長（山本浩文） 消防費につきましてご説明申し上げます。

予算書280、281ページをお開き願います。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費でございますが、ページ飛びまして、284、285ページをお開き願います。

上段、防火啓発事業につきましては、火災予防や住宅用火災警報器の設置促進のため、啓発品の購入やポスターを作成する経費でございます。今後も、消防フェアなどのイベントを通じて火災予防の広報を実施するほか、住宅用火災警報器の設置と維持管理の促進を行ってまいります。

次の警防課事務でございますが、災害現場で有効であるドローンの購入が主なものでございます。ドローンは、火災及び水難救助をはじめ、大規模災害や複雑多様化する災害の上空映像を活用して情報収集を図り、被害の軽減に努めてまいります。

下段、メディカルコントロール体制事業につきましては、次ページにわたりますが、救急現場における医師の指導・助言に伴う指示料、救命処置や救急活動について医学的観点から行う事後検証費、救急救命士の再教育や気管挿管の認定を取得するための病院実習費が主なものでございます。

下段、救急活動事業につきましては、次ページにわたりますが、救急現場で使用する救急用品の購入や資機材の保守点検を行うものでございます。また、救急隊員の知識・技術の向上のため、研修会等に参加するための費用が主なものでございます。

次ページ、290、291ページをお開き願います。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

上から２段目、消防派遣研修事業につきましては、埼玉県消防学校における初任教育、専科教育及び消防大学校での教育課程、また救急救命士を養成するため、救急隊員２名を救急救命士養成課程へ入校させるための経費でございます。

下から２段目、消防指令業務共同運用事業につきましては、三郷市を含む５つの消防本部の構成により指令業務の共同運用が令和８年４月１日から開始いたします。消防指令システムの整備工事に伴う負担金が主なものでございます。今後も、令和８年度の運用に向け、各消防本部が連携し、進めてまいります。

続きまして、２目非常備消防費でございますが、次ページ、292、293ページをお開き願います。

下から２段目、消防団機械器具置場新設事業でございますが、主に南蓮沼・駒形・泉地区を管轄いたします消防団第２分団第１班の機械器具置場の建築解体工事費及び第２分団第２班の設計費が主なものでございます。

次の少年消防クラブ事業につきましては、次ページにわたりますが、現在、少年消防クラブ員111名で活動しており、その活動経費が主なものでございます。将来、防災の担い手となるクラブ員が今後も継続して活動が行えるよう取り組んでまいります。

続きまして、３目消防施設費でございますが、下段、消防装備・維持事業につきましては、次ページにわたりますが、消防用ホースや化学防護服など火災や救助現場で活動する装備品の更新が主なものでございます。

１つ飛びまして、消防車両・救急車両機器整備維持事業につきましては、消防車や救急車を維持管理するための費用が主なものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 教育費についての説明を求めます。

初めに、大要についての説明を求めます。

大塚正樹教育長。

〔大塚正樹教育長 登壇〕

○教育長（大塚正樹） 令和７年度教育予算の大要についてご説明いたします。

令和７年度当初予算における教育費は58億8,903万円で、前年度との比較で16.1%の減となります。

なお、教育に係る予算として、財産管理費の市施設営繕事業へ計上されている教育施設整備に係る分を加え、教育費からスポーツ関連事業分を差し引いた教育に係る予算といたします。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

しては55億1,812万8,000円で、一般会計歳出に占める割合は8.8%となります。

教育予算の主な内容につきましては、学校教育関係では令和の日本型学校教育の推進と誰一人取り残さない学びの保障に向け、小・中学校の児童生徒が使用する学習用タブレット端末を更新し、教育のICT化を更に進めます。

また、学校図書館の役割を改めて見直し、業務委託により配置している学校司書について、その一部に直接雇用を取り入れ、児童生徒及び地域とのつながりの強化を図ってまいります。

そのほか、校舎の長寿命化など、安全・安心な施設環境の整備に努めてまいります。

生涯学習関係では、家庭の教育力の向上を図るため、「親の学習事業」を引き続き推進し、学校と家庭・地域が一体となった教育活動を推進してまいります。

また、図書館の長寿命化を進め、安全で快適な読書環境を整備するほか、第3次日本一読書のまち推進計画の策定を進めてまいります。

そのほか、ホームページで歴史文化や民俗等に関する情報発信を行う「みさとデジタルミュージアム」の周知や、北公民館におけるウェルネス操体法の動画の追加作成など、デジタル配信の活用を促進し、人生100年時代に求められる市民の学習意欲に応えてまいります。

以上、令和7年度の予算大要を申し上げましたが、細部につきましては担当部長から説明いたします。

○議長（鈴木深太郎議員） 次に、学校教育部担当分についての説明を求めます。

菅原成之学校教育部長。

〔菅原成之学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（菅原成之） 10款教育費中、学校教育部担当分につきましてご説明申し上げます。

300、301ページをお願いいたします。

1 項教育総務費、3 目学務費中、下段、小・中学校司書配置事業につきましては、市内全26校中、24校の小中学校に学校司書を配置する委託費用でございます。

なお、令和7年度は、そのほか2校をモデル校として試験的に司書資格を持つ会計年度任用職員を直接雇用として採用し、学校図書館及び学校司書の更なる活用を図るものでございます。

302、303ページをお願いいたします。

上段、コミュニティ・スクール運営事業につきましては、学校運営協議会に係る委員の報酬及び費用弁償でございます。これまで市内18校の学校運営協議会を8校追加し、市内全

小・中学校26校に拡大いたします。

続きまして、ページが少し飛びますが、310、311ページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費中、中段、小学校校舎改修事業、14節工事請負費につきましては、早稲田小学校、前谷小学校、高州東小学校の外部改修工事に係る費用でございます。工事内容につきましては、屋上防水と外壁の改修を行い、施設の安全性の向上と校舎の長寿命化を図るものでございます。

次に、その下、2目教育振興費、下段、小学校教育用パソコン整備事業につきましては、次ページ、312、313ページ上段にわたりますが、児童が使用する学習者用タブレット端末を更新するものでございます。更新により、教育のICT化を更に進め、令和の日本型学校教育を推進いたします。

続きまして、314、315ページをお願いいたします。

3項中学校費、2目教育振興費中、中段の中学校教育用パソコン整備事業につきましては、小学校と同様に生徒が使用する学習者用タブレット端末を更新するものでございます。

ページが大きく飛びますが、336、337ページをお願いいたします。

6項保健体育費、1目保健体育総務費中、上段、児童・生徒健康管理事業につきましては、児童・生徒の健康診断に係る学校医、学校歯科医、学校薬剤師への報酬と健康診断の委託料が主なものでございます。

続きまして、ページが少し飛びますが、348、349ページをお願いいたします。

4目学校給食費中、下段の鷹野学校給食センター運営管理事業につきましては、市内全小学校分の給食の提供に係る費用でございます。10節事業費中、修繕料につきましては、老朽化したボイラーの入替修繕に係る費用でございます。

その下、賄材料費につきましては、令和7年度においても保護者の負担軽減を図るため、物価高騰相当分を市で負担するものでございます。

次に、次ページ、350、351ページをお願いいたします。

中段、瑞沼学校給食センター運営管理事業につきましては、市内全中学校分の給食の提供に係る費用でございます。

なお、10節需用費中、賄材料費につきましては、小学校同様、物価高騰相当分を市で負担し、保護者の負担軽減を図ります。

次に、同じページの一つ上に戻りまして、学校給食センター整備等事業につきましては、岩野木学校給食センターの解体工事に係る工事請負費が主なものでございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

以上で担当分の説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

生涯学習分担当分についての説明を求めます。

梅澤十三男生涯学習部長。

〔梅澤十三男生涯学習部長 登壇〕

○生涯学習部長（梅澤十三男） 10款教育費中、生涯学習部担当分につきましてご説明申し上げます。

ページ少し戻りまして、316、317ページをお開き願います。

5項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。

次ページ、318、319ページをお開き願います。

上から2段目、放課後子ども教室推進事業につきましては、放課後子ども教室4教室の運営スタッフへの謝金や消耗品費が主なものでございます。

下から2段目の社会教育推進事業につきましては、社会教育委員への報酬やPTA連合会に対する補助金が主なものでございます。

次の2目人権教育費の人権教育推進事業につきましては、次ページ、320、321ページにわたりますが、人権教育推進協議会委員への報酬や講演会等の開催に係る講師謝金及び負担金でございます。

続きまして、3目公民館費でございます。一番下の段、公民館運営管理事業につきましては、次ページ、322、323ページにわたりますが、家庭教育学級や成人教育事業などの講師謝金や施設管理に要する委託料が主なものでございます。

続きまして、4目「日本一の読書のまち」推進費でございます。「日本一の読書のまち」推進事業につきましては、絵本作家を招いた講演会など各種読書啓発事業の実施に係る費用が主なものでございます。

次に、5目図書館費でございます。次ページ、324、325ページをお開き願います。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

一番下の段、図書館施設管理業務につきましては、次ページ、326、327ページにわたりますが、図書館施設の光熱水費や図書館情報システム及び施設設備の保守に係る委託料、システム機器の賃借料が主なものでございます。

上から3段目、図書館図書購入事業につきましては、3つの図書館と各地区文化センターなどの4つの図書室の図書資料や市内各所に本を運ぶラッピングカー「ふれあいブックワゴン」を活用した事業に係る図書の購入費用が主なものでございます。

続きまして、6目文化財保護費でございます。郷土資料館運営管理事業につきましては、郷土資料館及び彦成小学校講堂記念館の維持・管理に係る費用が主なものでございます。

最下段の文化財調査・保護事業につきましては、次ページ、328、329ページにわたりますが、18節負担金補助及び交付金につきましては、市指定文化財を保護・保存するための補助金が主なものでございます。

1つ飛びまして、8目市史編さん費の市史編さん事業につきましては、次ページ、330、331ページにわたりますが、三郷市史研究報告書「葦のみち」の刊行に要する費用が主なものでございます。

続きまして、9目青少年健全育成費でございます。一番下の段、青少年育成事業につきましては、次ページ、332、333ページにわたりますが、青少年リーダーの新たな人材発掘やスキルアップを図ることを目的に実施する事業に要する費用でございます。

次の二十歳のつどい開催事業につきましては、司会者及び「二十歳の主張」発表者への謝礼と会場借上料、警備委託が主な費用でございます。

続きまして、10目青少年ホーム費でございます。一番下の段、青少年ホーム管理事業につきましては、次ページ、334、335ページにわたりますが、青少年ホームの光熱水費や施設管理に係る委託料が主なものでございます。

以上で担当分の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 次に、地域振興部担当分についての説明を求めます。

田中照久地域振興部長。

〔田中照久地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（田中照久） 10款教育費中、地域振興部担当分につきましてご説明申し上げます。

予算書、少し飛びまして338、339ページをお開き願います。

下段から、6項2目体育振興費でございます。次の340、341ページをお願いいたします。



**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

下から3番目のスポーツ競技大会出場選手奨励金につきましては、各種スポーツ競技の国際大会や全国大会に出場する市民などに対し、奨励金を補助するものでございます。

ページ少し飛びまして、344、345ページをお開き願います。

上段からの陸上競技場運営管理事業及び次のスカイパーク運営管理事業につきましては、各施設の運営管理を指定管理者に委託する費用が主なものでございます。

次の運動施設維持管理事業につきましては、番匠免運動公園、半田公園、江戸川運動公園など運動施設のトイレ清掃、除草、ごみ収集運搬処理などの委託料が主なものでございます。

次の3目体育館費、総合体育館運営管理事業につきましては、次ページ、346、347ページにわたりますが、メインアリーナの空調設備修繕と指定管理者に委託する費用が主なものでございます。

以上で担当分の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木深太郎議員） 公債費、諸支出金、予備費についての説明を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 公債費、諸支出金及び予備費につきましてご説明いたします。

予算書352、353ページをお開き願います。

11款公債費につきましては、地方債の元金及び利子の償還に係るものでございます。

次ページ、354、355ページをお開き願います。

12款1項開発公社費の土地開発公社健全化事業につきましては、公社の借入れに対する利子補給が主なものでございます。

次の2項基金費中、各基金積立金につきましては、年度中に発生する利子などでございます。

13款予備費につきましては、予見しがたい予算の不足に充てるため計上するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第20号から議案第22号までの説明を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 議案第20号 令和7年度三郷市国民健康保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書のページが飛びまして、383ページをお開き願います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ127億9,423万1,000円と定めるものでございます。1人当たり医療費の増加などから、前年度と比較して0.7%の増としております。

第2条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を7億2,000万円と定めるもので、第3条の歳出予算の流用につきましては、流用の範囲を定めるものでございます。

内容についてご説明申し上げます。

なお、以下の比較増減につきましては、対前年度比を省略して申し上げます。

ページ少し飛びまして、394、395ページをお開き願います。

2、歳入でございます。1款の国民健康保険税につきましては、保険税率等の見直しによる影響や被保険者数の減少などを見込み、全体で4.8%の減の25億4,156万2,000円を見込んでおります。

次ページ、396、397ページをお開き願います。

上から2段目の5款1項1目保険給付費等交付金につきましては、保険給付費に充てるための普通交付金及び市町村の個別事情などに対して交付される特別交付金でございます。

7款1項1目一般会計繰入金につきましては、0.9%増の12億9,559万2,000円としております。

次ページ、398、399ページをお開き願います。

上段の2項1目基金繰入金につきましては、三郷市国民健康保険財政調整基金から繰り入れるものでございます。

9款諸収入につきましては、延滞金や医療費に係る第三者納付金などでございます。

次ページ、400、401ページをお開き願います。

3、歳出でございます。404、405ページをお開き願います。

2款1項療養費につきましては、全体で2.2%増の75億6,538万5,000円を見込んでおります。

2項高額療養費につきましては、全体で2.6%の増の11億3,055万4,000円を見込んでおります。

次ページ、406、407ページをお開き願います。

下から2段目の3款国民健康保険事業費納付金につきましては、次ページ、408、409ページにわたりますが、国保事業の運営に必要な費用として県に支払うもので、1項医療給付費

分、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分を合計し、1.6%減の37億5,938万円を計上しております。

5款1項保健事業費中、2目疾病予防費につきましては、次ページ、410、411ページにわたりますが、各種検診の自己負担金補助や人間ドック受診費用の助成、生活習慣病重症化予防対策に係る費用などがございます。

下段の2項1目特定健康診査等事業費につきましては、次ページ、412、413ページにわたりますが、特定健康診査及び特定保健指導を実施するための経費でございます。

下段の8款諸支出金につきましては、次ページ、414、415ページにわたりますが、保険税の還付金などを計上しております。

9款予備費につきましては、前年度と同額としております。

続きまして、議案第21号 令和7年度三郷市介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書は421ページをお開き願います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ115億6,386万6,000円と定めるもので、対前年度比5.7%の増となっております。

内容についてご説明を申し上げます。少しページ飛びますが、432、433ページをお開き願います。

2、歳入でございます。1款1項1目第1号被保険者保険料の1節現年度分は、65歳以上の被保険者3万8,998人分でございます。

2款国庫支出金から4款県支出金までは、事業費の国県及び第2号被保険者の法定負担分でございます。

次ページ、434、435ページをお開き願います。

上から2段目、6款1項一般会計繰入金は市の法定負担分等でございます。

次の2項基金繰入金は、介護保険給付費支払基金からの繰入れでございます。これにより予算上の基金残高は5億5,726万円となる見込みでございます。

続きまして、438、439ページをお開き願います。

3、歳出でございます。次ページ、440、441ページをお開き願います。

下段の2款1項1目介護サービス等給付費から次ページ、442、443ページの3項1目高額介護サービス費までにかけての保険給付費は、第9期介護保険事業計画の見込みに基づき算定をしております。

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

3 款 1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費の18節の負担金は、要支援認定を受けているかたの訪問型サービスと通所型サービスの公費負担分でございます。

次ページ、444、445ページをお開き願います。

2 項 1 目一般介護予防事業費中、介護予防事業、12節は「シルバー元気塾ゆうゆうコース」やフレイル予防のための「健康アップ教室」、「地区サロン」などの委託料でございます。

次ページ、446、447ページをお開き願います。

シルバー元気塾推進事業につきましては、市内 9 会場15コースで行うシルバー元気塾の開催に係る費用が主なものでございます。

3 項 1 目包括的支援事業費中、包括的支援事業は、市内 6 か所の地域包括支援センターの委託料などが主なものでございます。

次ページ、448、449ページをお開き願います。

2 目任意事業費中、成年後見制度利用支援事業は、成年後見人への報酬が主なものでございます。

次ページ、450、451ページをお開き願います。

3 目在宅医療・介護連携推進事業費は、在宅医療・介護連携サポートセンターへの委託料が主なものでございます。

5 目認知症総合施策事業費は、相談支援事業としての認知症初期集中支援チーム事業の委託料や徘徊高齢者 S O S ネットワーク事業の委託料が主なものでございます。

続きまして、議案第22号 令和 7 年度三郷市後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

ページ少し飛びまして、予算書465ページをお開き願います。

第 1 条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億7,049万1,000円と定めるものでございます。近年の被保険者数の増加などを反映し、6.3%の増としております。

内容についてご説明申し上げます。ページ飛びまして、476、477ページをお開き願います。

2、歳入でございます。1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者数の増加などの状況を見込み、6.8%の増としております。

2 款 1 項 1 目事務費繰入金につきましては、後期高齢者医療制度に係る事務経費を繰り入れるものでございます。

2 目保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険料均等割の軽減分について、県 4 分の 3、市 4 分の 1 の負担割合で繰り入れるものでございます。

4 款諸収入につきましては、保険料還付金などでございます。

次ページ、478、479ページをお開き願います。

3、歳出でございます。下段の2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合に対して保険料や保険基盤安定負担金を納付するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第23号の説明を求めます。

浮田勝之水道部長。

〔浮田勝之水道部長 登壇〕

○水道部長（浮田勝之） 議案第23号 令和7 年度三郷市上水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の487ページをお願いいたします。

第2 条は業務の予定量でございます。給水戸数は7 万3,508戸で前年度より699戸の増でございます。増減につきましては、以降、前年度との比較で申し上げます。

年間総配水量は1,518万8,000立方メートルで、2 万3,000立方メートルの減でございます。一日平均配水量は4 万1,610立方メートルで、64立方メートルの減でございます。主要な建設改良事業は、配水管整備事業では延長約6 キロメートルの耐震管の整備を、浄配水施設耐震化事業では令和7 年度からの3 か年継続事業で、北部浄水場の水道施設の耐震化を予定しております。

第3 条は収益的収入及び支出の予定額でございます。収入の1 款水道事業収益は29億4,666万9,000円で4.5%の増でございます。支出の1 款水道事業費用は27億31万円で3.1%の増でございます。

次ページ、488、489ページをお願いいたします。

第4 条は資本的収入及び支出の予定額でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額10億133万2,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものでございます。

収入の1 款資本的収入は5 億8,804万円で9.5%の増でございます。

支出の1 款資本的支出は15億8,937万2,000円で11.6%の増でございます。

第5 条の債務負担行為につきましては、水質検査業務委託など後年度にわたり契約の履行が必要なものを計上しております。

第6 条の企業債につきましては、配水管整備事業で4 億円の借入れを予定しております。

第7条の一時借入金につきましては、借入れ限度額を4億円と定めるものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額について、流用することができる場合を定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費と定めるものでございます。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を4,000万円と定めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第24号の説明を求めます。

相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 議案第24号 令和7年度三郷市公共下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

ページが飛びまして、予算書の519ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量でございますが、（1）から（4）に記載しておりますものは令和7年度末時点における予定量でございます。

1、水洗化世帯数につきましては、5万6,600戸でございます。前年度より2,438戸の増でございます。増減につきましては、以降、前年度との比較で申し上げます。

次に、2、年間総排水量につきましては1,150万立方メートルで、23万2,000立方メートルの増でございます。

3、1日平均排水量につきましては3万1,507立方メートルで636立方メートルの増でございます。

続きまして、4、主要な建設改良事業の管渠事業でございますが、管渠延長約4.8キロメートルの污水管布設工事を予定しているものでございます。

下水道施設ストックマネジメント事業については、管路施設の改修工事や早稲田中継ポンプ場の設備更新工事を予定しているものでございます。

続きまして、3条の収益的収入及び支出の予定額についてご説明させていただきます。

収入の第1款下水道事業収益につきましては31億2,995万2,000円で1.6%の増でございます。

次に、支出の第1款下水道事業費用につきましては30億6,871万2,000円で2.5%の増でございます。



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

次ページ、520ページをお開き願います。

上段になりますが、第4条の資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9億1,603万9,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額などで補填するものでございます。

収入の第1款資本的収入につきましては27億4,804万6,000円で5.5%の増でございます。

次に、支出の第1款資本的支出につきましては36億6,408万5,000円で4.4%の増でございます。

続きまして、第5条の債務負担行為につきましては早稲田中継ポンプ場の維持管理にかかわる業務や、工事の平準化を図るための実施設計業務などにつきまして債務負担行為を設定するものでございます。

次ページ、521ページをご覧ください。

上段の第6条企業債につきましては、起債の目的ごとにそれぞれ限度額を定めるものでございます。

第7条、一時借入金につきましては、借入れ限度額を20億円と定めるものでございます。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用でございますが、金額を流用することができる款項につきまして具体的に定めるものでございます。

第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費と定めるものでございます。

第10条、他会計からの補助金につきましては、公共下水道事業の経営に充てるため、一般会計からの補助金の額を3億6,800万円と定めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会 午前11時45分

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） おはようございます。ただいまから令和7年3月三郷市議会定例会第7日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（鈴木深太郎議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎議案第1号の質疑

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第1、これより議案第1号に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第1号に対する質疑を終結いたします。

---

◎議案第1号の委員会付託省略

○議長（鈴木深太郎議員） お諮りいたします。

議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

○議長（鈴木深太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時01分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議案第1号の討論・採決

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第2、議案第1号に対する討論・採決を行います。

議案第1号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第1号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、本案を原案のとおり承認することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎議案第2号及び議案第3号の質疑

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第3、これより議案第2号及び議案第3号に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

7 番、深川智加議員。

〔7 番 深川智加議員 登壇〕

○7 番（深川智加議員） おはようございます。それでは、議案第 3 号 三郷市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について質疑をいたします。

この議案は、マイナンバーカードの署名用電子証明書や利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付などの事務を取り扱う郵便局を指定するものです。

- 1、これまでの経緯について伺います。
- 2、取扱い事務の内容を詳細にお答えください。
- 3、4 か所の郵便局を指定した理由をお答えください。
- 4、他自治体の状況はどうか、お答えください。

以上で 1 回目の質疑を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 深川智加議員の質疑に対する答弁を求めます。

小暮勲市民生活部長。

〔小暮 勲市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（小暮 勲） 深川議員の質疑に順次お答えいたします。

議案第 3 号 三郷市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、1、これまでの経緯でございますが、本市のマイナンバーカード申請率は、令和 7 年 1 月 31 日時点で 95.4%、交付枚数率が 80.4% となっております。

カードの申請から 5 年経過後には電子証明書の更新時期を迎えますが、本市におきましては、令和 5 年度の実績値と比較して、令和 7 年度は約 9.6 倍、さらにピークとなる令和 9 年度には約 12.7 倍になるものと見込んでおります。

そのため、令和 3 年に「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」が改正されたことを受け、電子証明書の更新等の手続が可能な窓口を増やし、混雑緩和を図るため、今回議案を提出させていただいた経緯でございます。

次に、2、取扱い事務の内容を詳細にでございますが、電子証明書の新規発行及び更新、暗証番号の変更及び初期化を予定してございます。

具体的な事務ですが、郵便局で市民からの申請を受付し、当市に更新作業等を行ってよいかの確認を行い、当市から作業許可について連絡した後、専門端末で更新作業等を行うものでございます。

次に、3、4 か所の郵便局を指定した理由についてでございますが、専用端末の設置を要

するため一定の広さを有すること、また、市役所との距離などを勘案いたしまして、日本郵便株式会社と協議する中で提案を受けたものでございます。

最後に、4、他自治体の状況はについてでございますが、全国では、宮崎県都城市など、また、関東近県では、東京都品川区、茨城県石岡市、神奈川県平塚市等が委託を開始しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 深川智加議員。

○7番（深川智加議員） それでは再質疑をいたします。

市内4局の郵便局にマイナンバーカードの電子証明書の発行の申請の受付など、特定の事務を取り扱わせるということですが、マイナンバーカードという非常に重要な個人情報を取り扱う業務であると思います。個人情報の保護の観点からどのような取扱いがされるのか、お答えください。

次に、電子証明書の更新の対象者数の今後の見込みはどのようなか伺います。

以上で再質疑を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 深川智加議員の再質疑に対する答弁を求めます。

小暮勲市民生活部長。

〔小暮 勲市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（小暮 勲） 深川議員の再度の質疑にお答えいたします。

まず、個人情報保護の観点からどのような取扱いをするのかでございますが、更新等の業務に使用する専用端末のデータの安全保護対策や不正アクセス防止策としましては、最新の認証技術や暗号化技術を採用することにより、データの改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止いたします。

また、委託契約におきましては、本業務の遂行に必要な知識の習得、個人情報の保護に関する研修、個人情報の管理状況についての検査を随時実施するなど、十分なセキュリティ対策を実施してまいります。

続きまして、電子証明書更新対象者数の今後の見込みについてでございますが、これまでの実績といたしましては、令和5年度が2,832件、令和6年度の1月末までが7,419件でございます。

今後につきましては、令和7年度が2万7,360件、令和8年度が2万2,234件、令和9年度が3万5,880件となるものと見込んでおります。



以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で深川智加議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

これにて、議案第2号及び議案第3号の質疑を終結いたします。

---

#### ◎議案第2号及び議案第3号の委員会付託

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第4、これより議案第2号及び議案第3号の委員会付託を行います。

議案第2号及び議案第3号につきましては、皆様のお手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託をいたします。

---

#### ◎議案第4号～議案第14号の質疑

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第5、これより議案第4号から議案第14号までに対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

8番、佐藤智仁議員。

〔8番 佐藤智仁議員 登壇〕

○8番（佐藤智仁議員） 議案第6号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について伺います。

1点目が、行政職員給与が改定となりましたが、改定額を正規職員と再任用についてどのようになるのでしょうか。階級別の人数をお示してください。

2点目が、配偶者に係る扶養手当が段階的に廃止されていくと言われていますが、基本給に含まれているからなののでしょうか、お答えください。

3点目が、通勤手当の上限が引き上がっていますが、対象者数はどのようになるのでしょうか、お答えください。

4点目が、住居手当の支給が改定になっていますが、詳しく説明をいただきたいと思いま

す。

5点目が、全体としての影響額はどのようになるのでしょうか。

続きまして、議案第7号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について伺います。

1点目が、一般職の職員に対して支給する改定に合わせる形になっていますけれども、改定の内容と影響額をお示してください。

2点目が、近隣の自治体についてはどのようになられていますでしょうか、お答えください。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 佐藤智仁議員の質疑に対する答弁を求めます。

平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

○総務部長（平川俊之） 佐藤智仁議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、議案第6号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の1、正規職員及び再任用職員の各級別の改定額と人数についてでございますが、令和7年1月末現在、在籍している正規職員の級別平均改定額及び人数の順で申し上げます。

1級、1万7,632円、201人、2級、9,282円、131人、3級、7,779円、248人、4級、6,728円、162人、5級、6,076円、81人、6級、5,681円、57人、7級、5,339円、37人、8級、5,162円、26人でございます。

次に、再任用職員の級別改定額でございますが、1級、3,300円、2級、3,300円、3級、3,800円、4級、4,100円、5級、4,200円、6級、4,400円、7級、4,700円、8級、5,000円でございます。

なお、人数につきましては、全て3級職で55人でございます。

次に、2、配偶者に係る扶養手当の段階的廃止についてでございますが、人事院勧告によりますと、国におきまして、就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除や配偶者特別控除の見直しを進める中で、民間企業では、配偶者に手当を支給する事業所が減少していることなどの社会変化を踏まえて廃止するとしております。

なお、ご質問の階級の各級の給料額の引上げに扶養手当の減額分は含まれておりません。

次に、3、通勤手当の対象者についてでございますが、支給している職員数は870人でございます。そのうち改正前の限度額5万5,000円を超えている職員はおりません。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

次に、4、住居手当の改定内容を詳細にでございますが、これまで支給のなかった再任用職員に対しましても、借家に係る住居手当を支給するものでございます。

次に、5、全体としての影響額でございますが、職員全体で約2億1,900万円の増額となります。

続きまして、議案第7号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の1、改定の内容と影響額についてでございますが、職員の令和6年12月支給の期末勤勉手当の支給月数を、0.1月分引き上げることに伴い、市長、副市長及び教育長の期末手当も同様に0.1月分引き上げるものでございます。

影響額でございますが、市長は10万2,600円増、副市長は9万60円増、教育長は8万3,808円の増となり、4人合計で36万6,528円の増額となります。

次に、2、近隣の自治体においてはどうかでございますが、近隣5市1町いずれも同様の改定と伺っております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 佐藤智仁議員。

○8番（佐藤智仁議員） それでは、再度、議案第6号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について1点伺います。

今回の改定に伴う職員の給与が増額となる職員分と減額になった職員分を差し引くと、どのくらいになるのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

2回目の質疑を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 佐藤智仁議員の再質疑に対する答弁を求めます。

平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

○総務部長（平川俊之） 再度の質疑にお答えいたします。

改定に伴う給与が増額となる職員分と減額になる職員分を差し引くとどのくらいになるのかというご質疑であったかと思いますが、今回の給与改定により、配偶者に係る扶養手当が減額または廃止となりますが、対象となる職員は122人おりまして、減額となる額は526万8,000円でございます。

先ほどお答えいたしました今回の給与改定の影響額は2億1,900万円でございますので、扶養手当の廃止及び減額分を差し引きましても、2億1,373万2,000円の増額でございます。

なお、職員個々の増減額を計算いたしますと、扶養手当の減額分より給与の増額分が上回

るため、減額となる職員はおりません。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で佐藤智仁議員の質疑を終わります。

9 番、工藤智加子議員。

〔9 番 工藤智加子議員 登壇〕

○9 番（工藤智加子議員） 私からは、議案第10号 三郷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、5点質疑いたします。

本議案は、令和6年度に続く国民健康保険税の引上げが提案されたものとなっております。国民健康保険税の引上げに至る経緯について改めてご説明をいただきたいと思います。

次に、改正内容について詳細にお答えください。

3点目は、改正内容が実施されますと、世帯構成別で国民健康保険税はどうなるのかお示してください。

4点目は、引上げによる被保険者への影響額、総額でどうなるのかお答えください。

最後に、今後、準統一化に向けてさらなる引上げが行われると考えますが、今後のスケジュールはどのように見ているのか、ご説明いただきたいと思います。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 工藤智加子議員の質疑に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 議案第10号 三郷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、工藤議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、1、改正に至る経緯はでございますが、これまでの本市の国民健康保険税は、一般会計からの繰入金等を活用し、被保険者一人ひとりの負担をできる限り抑えてまいりましたが、埼玉県国民健康保険運営方針において、令和9年度の保険税水準の準統一に合わせ、県が算定する市町村標準保険税率に設定することが求められていることから、今回の改正に至ったものでございます。

次に、2、改正内容を詳細にございますが、所得割額については改正前からプラス0.8%の11.9%に、均等割額については、プラス8,600円の5万8,100円に、賦課限度額については、プラス4万円の106万円にそれぞれ改めるものでございます。

次に、3、国民健康保険税額の改正は、世帯構成別でどうなるかでございますが、給与収

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

入が350万円の40歳代単身世帯では、改正前後の年税額が約26万5,000円から約28万9,000円となり、約2万4,000円の増額、給与収入が700万円の40歳代夫婦、未就学児2人の4人世帯では、改定前後の年税額が約66万7,000円から約72万8,000円となり、約6万1,000円の増額となる見込みでございます。

次に、4、被保険者への影響額はでございますが、令和6年度の当初賦課時点の調定額との比較となりますが、調定額全体ではプラス3,900万円の増と見込んでおります。

最後に、5、準統一化に向けての今後のスケジュールはでございますが、令和9年度の保険税水準の準統一に向けて、本市の国民健康保険運営協議会での意見を踏まえ、被保険者の急激な負担増となることがないように、段階的な見直しを検討してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 工藤智加子議員。

○9番（工藤智加子議員） 再質疑を1点だけさせていただきます。

今回の国保税の改正条例案につきましては、近隣自治体でどのようなになっているのか、お示しいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 工藤智加子議員の再質疑に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 工藤議員の再度の質疑にお答えいたします。

税率改正について近隣の自治体の状況はとのご質問でございました。

近隣の状況でございますが、草加市、春日部市、松伏町では令和6年12月定例会で改正が行われており、吉川市、八潮市については、3月の定例会で条例改正案を上程すると聞き及んでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で工藤智加子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

これにて議案第4号から議案第14号までの質疑を終結いたします。

◎議案第4号～議案第14号の委員会付託

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第6、これより議案第4号から議案第14号までの委員会付託を行います。

議案第4号から議案第14号までにつきましては、皆様のお手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託をいたします。

---

◎議案第15号～議案第18号の質疑

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第7、これより議案第15号から議案第18号までに対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

9番、工藤智加子議員。

〔9番 工藤智加子議員 登壇〕

○9番（工藤智加子議員） それでは、議案第15号 令和6年度三郷市一般会計補正予算（第7号）につきまして、3点伺います。

今回の補正予算につきましては、三郷市への国からの交付金額が約2億4,000万円交付されたこの財源を活用して、一部事業に充てている中身になっておりまして、28、29ページ、3款民生費、1目社会福祉総務費の低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業につきましては、これまで実施された給付金の支給事業の実績についてお示してください。それから、この事業の対象となるかたを詳細にご説明ください。

次に、36、37ページの4款衛生費、6目公害対策費の地球温暖化対策推進事業につきましては、18節の省エネ家電買換促進補助金の内容について、これも改めてご説明をいただきたいと思います。

最後に、40、41ページ、7款商工費、2目商工振興費の市内経済活性化事業の内容について詳細にご説明ください。

今回の事業は3回目となるわけですがけれども、前回実施された事業の総括、それから教訓を生かすための対応についてはどのように考えられているのか、お示してください。

以上で1回目、終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 工藤智加子議員の質疑に対する答弁を求めます。

横田隆宏福祉部長。

〔横田隆宏福祉部長 登壇〕

○福祉部長（横田隆宏） 工藤議員の質疑に順次お答えいたします。

補正予算書28ページ、29ページ、低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業の1、給付金支給事業の実績はについてでございますが、令和6年度に実施いたしました各種給付金の実績につきましては、令和6年度新たに住民税非課税または均等割のみ課税となった世帯への給付金は2,287世帯に、当該世帯に係る子ども加算は295世帯、486人に支給を行ったところでございます。

また、定額減税補足給付金、いわゆる調整給付の実績につきましては、当該納税義務者2万3,048人に対し、支給を行ったところでございます。

次に、2、事業の対象となるかたを詳細についてでございますが、定額減税補足給付金の不足額給付につきましては、本来給付すべき所要額と当初の調整給付額との間で差額が生じた場合に、追加で当該納税義務者に不足分の給付を行うものでございます。

対象となるかたの具体的な例といたしまして、令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、定額減税し切れない額が生じたかた、またこどもの出生等により扶養親族数が令和6年中に増加したことにより、定額減税可能額が増加したかた等が対象となります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 小暮勲市民生活部長。

〔小暮 勲市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（小暮 勲） 工藤議員の質疑にお答えいたします。

補正予算書36、37ページ、地球温暖化対策推進事業の省エネ家電買換促進補助金、1事業の詳細はにつきましてお答えいたします。

事業の目的としましては、本市のゼロカーボンシティの実現に向け、温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、物価高騰等の影響を受けている生活者及び市内事業者を支援するため、省エネ家電を買い換えるかたに対し、8万円の補助金を交付するものでございます。

補助金対象となる機器は、エアコンと冷蔵庫で、省エネ性能ラベル三つ星以上かつ本体価格10万円以上の商品になります。

補助金の交付を受けることのできる対象者は、市内に住所を有し、自らが居住する既存住宅において、買換えにより対象となる機器を設置する者になります。

前年度事業との違いにつきましては、令和7年度は家電量販店を除いた市内個人事業者か



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

ら購入したかたを対象としまして、また、より多くのかたが補助金の恩恵を享受できるよう、令和6年度実施の同様の補助金交付を受けたかたは対象外の予定で考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 田中照久地域振興部長。

〔田中照久地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（田中照久） 工藤議員の質疑にお答えいたします。

補正予算書40、41ページ、市内経済活性化事業の、初めに1、事業内容を詳細にでございますが、予算額2億円のうち1億6,000万円をプレミアム額とし、消費下支え等を通じた生活者支援として、Pay Payと連携したプレミアム付デジタル商品券を発行し、継続的な消費喚起策を展開するとともに、市内経済のDX化を推進し、市内の事業者及び消費者の支援を図るものでございます。

プレミアム付デジタル商品券は、市内の対象店舗で利用できる商品券とし、三郷市民を対象に発行いたします。プレミアム率は20%として、一口1万2,000円分のデジタル商品券を1万円で購入できるよう検討を進めております。

また、事業の実施時期につきましては、議決後速やかに準備を進めてまいります。商品券の購入申込みは令和7年8月から、商品券の利用は令和7年9月からになる見込みでございます。

次に、2、前回実施された事業の総括と対応はでございますが、前回実施いたしましたキャッシュレスポイント還元キャンペーンでは、市外のかたにもポイントが付与されることや、市が付与したポイントを市外の店舗でも利用できる点が課題となっておりましたが、今回のプレミアム付デジタル商品券では、購入できるかたを市民に限定し、また、商品券を利用できる店舗を市内の対象店舗に限定することができるため、より効果的に市内経済の活性化が図れるものと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 工藤智加子議員。

○9番（工藤智加子議員） それぞれご答弁ありがとうございます。2点質疑をさせていただきます。

初めに、低所得者支援及び定額減税の補足給付金についてでございます。

この補正予算で計上された中身につきましては、今ご説明があったように、令和6年度における年収の減額に伴って、定額減税し切れない人が主な対象になるということなんですけ

れども、こういった方々にきちんと必要な支給金額が交付されるのかというところにつきましては、何か工夫を考えていらっしゃるのかというところでご説明をいただきたいと思います。

それから、40、41ページの市内経済活性化事業についてでございます。P a y P a yのようなスマホ決済サービスになりますと、i P h o n eを持っていないかたは使えないわけですね。スマートフォンを持っていないかたは使えないということになりますので、その辺の方々への対応も考えていかなければならないのではないかというふうに思いますけれども、P a y P a yを利用できるように個人の責任で対応していただきたいということになるんだろうと思うんですけれども、ではスマートフォンをお持ちになったかたが市内の住民であるということの登録をしなければならないという手続もあります。二重、三重にハードルが高いわけなんですけれども、こういった方々への対応ですね、丁寧に説明なりしていただきたいと思うんですけれども、何か考えていらっしゃるものがあればご説明いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 工藤智加子議員の再質疑に対する答弁を求めます。

横田隆宏福祉部長。

〔横田隆宏福祉部長 登壇〕

○福祉部長（横田隆宏）再度のご質疑にお答えいたします。

個別の支給通知で対象者のかたに詳しくお伝えするとともに、広報紙やホームページで周知をしてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 田中照久地域振興部長。

〔田中照久地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（田中照久） 工藤議員の再度のご質疑にお答えいたします。

この事業に当たりまして、携帯など使い方がちょっと苦手で、デジタル弱者と申しますか、そういうかたへの対応はというご質疑だったかと思います。

こういったキャッシュレス決済などに不慣れな方々に対しましても、ご安心してご利用いただけるように、コールセンターにおいては電話相談を受け付けるほか、受託事業者と連携し、事業者が運営する既存の相談窓口を活用するとともに、市役所などにおきましても相談会を実施するなど、プレミアム付デジタル商品券のご利用を希望される市民の皆様へ支援し

てまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で工藤智加子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

これにて議案第15号から議案第18号までの質疑を終結いたします。

---

#### ◎議案第15号～議案第18号の委員会付託

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第8、これより議案第15号から議案第18号までの委員会付託を行います。

議案第15号から議案第18号までにつきましては、皆様のお手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託をいたします。

---

#### ◎議案第19号の質疑

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第9、これより議案第19号に対する質疑を行います。

初めに、歳入に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。

8番、佐藤智仁議員。

〔8番 佐藤智仁議員 登壇〕

○8番（佐藤智仁議員） 議案第19号 令和7年度三郷市一般会計予算、歳入より伺います。

初めに、27ページ、1款市税、1項市民税、1目個人、2点伺います。

現年度課税分が増額となっていますが、課税予定対象者数はどのようになられていますでしょうか、お答えください。

2点目が、平均所得は幾らになっているのでしょうか、お答えください。

次に、2目法人、市民税法人について、課税法人数は業種別にどのようなお答えください。

次に、2項固定資産税、1目固定資産税、課税対象者数はどのようなお答えください。

続きまして、ページが少し飛びまして、33ページになります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金、増額になっていますけれども、消費税を取らない小さな企業もあると思われますけれども、どのように見積りを行っているのかお答えください。

続きまして、9 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、1 目地方特例交付金、約2,000 万円が昨年度予算と比較して減額になっていますが、主な理由はどのような理由からでしょうか。

以上で1 回目の質疑を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 佐藤智仁議員の質疑に対する答弁を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 佐藤智仁議員の歳入に関する質疑に順次お答えいたします。

初めに、予算書26、27ページ、1 款1 項1 目個人市民税の1、現年度課税分が増額となっているが、課税予定者数はでございますが、当初予算の納税義務者数は前年度比1.3%増の7万6,000人を見込んでおります。

次に、2、平均所得額は幾らになっているかでございますが、令和7年度の納税義務者1人当たりの平均所得金額は、前年度より1.8%増の367万4,856円と見込んでおります。

続きまして、2 目法人市民税の1、課税法人数は業種別にどのようなかでございますが、令和6年12月現在の法人数である4,618社を基に積算しております。主な業種の法人数につきましては、卸売小売業・飲食店1,148社、サービス業947社、製造業788社、建設業872社、運輸通信業369社、不動産業402社、その他92社でございます。

次に、1 款2 項1 目固定資産税のうち、課税対象数はどのようなかでございますが、当初予算の納税義務者数は、前年度当初予算から微増の4万8,200人を見込んでおります。

次に、ページ飛びまして、32、33ページ、7 款1 項1 目地方消費税交付金の1、どのような見積りを行っているかでございますが、地方消費税交付金は、消費税のうち地方消費税分の2分の1が各市町村に交付されるものであり、全体の交付額は、国が地方財政計画の中で積算をしております。

本市の計上額につきましては、令和7年度地方財政計画及び令和6年度の当市の交付見込額を加味しているところでございます。

次に、同じページ、9 款1 項1 目地方特例交付金の1、2,000万円が減額となっているが、主な理由はございますが、地方特例交付金は、法律に定める国の制度変更等に伴い、地方負

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

担の増や税収減が生じる場合に国から交付されるもので、9款には3つの目がありますが、1目につきましては、住宅ローン減税による個人市民税減収の影響を補填するものでございます。

減額の理由につきましては、国において交付金の交付総額が減少傾向にあることを踏まえ、本市の交付額の推移も参考に計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で佐藤智仁議員の質疑を終わります。

以上で通告による歳入の質疑は終わりました。

次に、歳出に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

11番、西村寿美枝議員。

〔11番 西村寿美枝議員 登壇〕

○11番（西村寿美枝議員） 議案第19号 令和7年度三郷市一般会計予算、歳出について質疑をいたします。

予算書の86、87ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、6目情報政策費、デジタル化推進事業について、A Iを活用した相談支援業務の詳細についてお答えください。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 西村寿美枝議員の質疑に対する答弁を求めます。

日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 西村議員の歳出についての質疑にお答えいたします。

予算書86、87ページ、デジタル化推進事業についてのA Iを活用した相談支援業務について詳細にでございますが、本市では、令和3年度から会議や相談等の音声データを基にして、議事録等を文字起こしする音声テキスト化システムを導入しております。

令和7年度はこのシステムの機能を拡張し、議事録や相談記録を、A I技術を活用して要約文書や箇条書文書等に自動的に作成できるようにするものでございます。

既に導入している自治体では、要約された記録表の作成に係る時間が4割から8割程度削減できた、また、作成された記録表は高い精度である等の効果が報告されており、相談記録表作成の効率化が図られるものと期待しております。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

こうした効率化で事務負担が軽減されることにより、職員が相談に注力でき、より多くの時間を相談等に充てることができるようになるものと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 西村寿美枝議員。

○11番（西村寿美枝議員） ご答弁ありがとうございました。それでは再質疑をさせていただきます。

令和3年度から音声録音のテキスト化をされているということでしたけれども、録音に際する当事者への確認や音声データの管理等、人権に配慮した取扱いが必要であると思います。どのように考えておられますでしょうか、再質疑としてお伺いします。

以上で終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 西村寿美枝議員の再質疑に対する答弁を求めます。

日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 西村議員の再質疑にお答えいたします。

録音の確認と音声データの管理についてのご質問だったと思います。

まず、要約システムを使用するに当たりましては、市民との相談では基本的には録音前に了承を得ることになると考えられます。録音については、利用する状況に応じて適切に判断していくことになります。

また、ICレコーダー等で録音したデータにつきましては、議事録等の作成後に速やかに各課で適切に消去しているものと認識しております。

加えて、今回音声テキスト化システムにアップロードされたデータは、2週間で自動的に消去されるようになっております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で西村寿美枝議員の質疑を終わります。

4番、宇治由紀子議員。

〔4番 宇治由紀子議員 登壇〕

○4番（宇治由紀子議員） 続きまして、同じ議案第19号 令和7年度三郷市一般会計予算、310ページから311ページをお開き願います。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の小学校校舎改修事業につきまして、本事業は、早稲田小学校、高州東小学校、前谷小学校の屋上防水や外壁塗装等の改修工事を行うも



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

のと説明を受けております。その中で12節委託料、14節工事請負費のそれぞれの詳細をお知らせください。

○議長（鈴木深太郎議員） 宇治由紀子議員の質疑に対する答弁を求めます。

菅原成之学校教育部長。

〔菅原成之学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（菅原成之） 宇治議員の質疑にお答えいたします。

予算書310、311ページ、小学校校舎改修事業の12委託料、14工事請負費のそれぞれの詳細をでございますが、12節委託料のうち、設計業務につきましては、彦成小学校、彦郷小学校、丹後小学校の校舎改修を行うための設計業務委託費でございます。

次に、14節工事請負費及び12節委託料の管理業務につきましては、早稲田小学校、前谷小学校、高州東小学校の校舎改修のための工事費及び工事管理費でございます。

主な工事内容といたしましては、校舎外壁の塗装改修や屋上防水、給水設備の改修等でございます。3校それぞれ学校ごとに発注し、スケジュールとしては、令和7年6月に着工、令和8年2月に竣工の予定でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で宇治由紀子議員の質疑を終わります。

8番、佐藤智仁議員。

〔8番 佐藤智仁議員 登壇〕

○8番（佐藤智仁議員） それでは、議案第19号 令和7年度三郷市一般会計予算、歳出より伺いたいと思います。

67ページ、1目一般管理費、職員人件費、人数と男女別における管理職の割合はどのようなお答えください。

続きまして、69ページ、会計年度任用職員人件費、人数と男女別における割合はどのようなお答えください。

続きまして、79ページ、4目、男女共同参画推進費、男女共同参画促進事業、増額になっています。理由をお答えください。2点目が、第6次計画への基本的な考え方をお答えください。

続きまして、81ページ、2款、総務費、1項総務管理費、5目企画費、12節委託料における実績評価と今年度の予定を詳細にお答えください。

続きまして、85ページ、6目情報政策費、基幹業務システム管理事業、3点伺います。



**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

12節委託料におけるシステム改修について、標準化計画について詳細に。2点目が、スケジュールについてお答えください。3点目が、全体としての影響額はどのようなかお答えください。

続きまして、91ページ、7目人事管理費、12節委託料におけるストレスチェック制度の内容を詳細にお答えください。2点目が、休職者数と状況はどのようなかお答えください。

続きまして、8目広報費、シティーセールス推進事業について伺います。

12節委託料における改定内容を詳細にお答えください。

続きまして、95ページ、13目財産管理費、庁舎管理事業、14節工事請負費における空調設備工事の内容とスケジュールをお答えください。

続きまして、13目財産管理費、公共施設維持管理計画事業、12節委託料の計画策定業務における改定内容をお答えください。

少し飛びまして、103ページ、20目文化施設費、文化施設管理等事業について伺います。

10節需用費について詳細にお答えください。2点目が、14節工事請負費の内容を詳細にお答えください。

続きまして、105ページ、瑞沼市民センター管理運営事業について伺います。

10節需用費の修繕料について詳細にお答えください。2点目が、洋式化率はどのようなか、お答えください。

少しページが飛びまして、113ページ、26目交通安全費、運転免許証自主返納者支援事業について、これまでの申請者数と予定者数はどのようなかお答えください。

続きまして、121ページ、28目災害対策費、南部地域拠点防災コミュニティ施設事業、スケジュールに遅れが出ているようでございますが、どのような理由からかお答えください。

続きまして、125ページ、2項徴税費、2目主税費、還付金・返還金事務、対象となる人数と法人、企業数はどのようなかお答えください。

少しページが飛びます。291ページになります。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、消防指令業務共同運用事業でございますけれども、拡充事業として約5億3,000万円が計上されていますけれども、期待される効果と経緯についてお答えください。

続きまして、293ページ、2目非常備消防費、消防団機械器具置場新設事業でございますけれども、約3,785万円の予算となっていますが、老朽化による早急な修繕が本当に必要なのでしょうか。これまで新設された機械器具置場について、金額、実績がどうであったのか、

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

それぞれ金額をお示しいただきたいと思います。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 佐藤智仁議員の質疑に対する答弁を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時20分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤智仁議員の質疑に対する答弁を求めます。

平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

○総務部長（平川俊之） 佐藤智仁議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、66、67ページの職員人件費の1、人数と男女別における管理職の割合はでございますが、今年度当初の職員数980人に対して、管理職の人数は男性職員154人、女性職員37人の合計191人でございます。管理職全体に占める男女別の割合につきましては、男性職員は80.6%、女性職員は19.4%でございます。

次に、68、69ページの会計年度任用職員人件費の1、人数と男女別における割合はでございますが、会計年度任用職員の総人数は、令和7年2月末日現在で568人でございます。男女別の割合でございますが、男性が90人で全体の約15.8%、女性は478人で全体の約84.2%でございます。

次に、ページ飛びまして、78、79ページの男女共同参画促進事業の1、増額理由でございますが、5か年計画であります現在の第5次みさと男女共同参画プランが、令和7年度末をもって終了となるため、新たに令和8年度を初年度とする第6次みさと男女共同参画プランの策定に向け、支援業務をコンサルタントへ委託するため、予算を増額したものでございます。

次に、2、第6次計画への基本的な考え方はでございますが、三郷市男女共同参画社会づくり条例に基づく基本理念を柱に、関連法令や三郷市総合計画などの各種計画との整合性を図り、令和6年12月に実施いたしました市民アンケートの結果分析を行い、男女共同参画社会に関わる各種施策の方向性や目標などを定めていきたいと考えております。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

次に、88、89ページ、健康管理業務の1、12節委託料におけるストレスチェック制度の内容を詳細にでございますが、ストレスチェック制度は、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気づきを促すため、労働安全衛生法に基づき、毎年実施するものでございます。

ストレスチェックの結果を集計・分析し、職場改善や働きやすい職場づくりにつなげることによって、労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止することを主な目的としております。

次に、2、休職者数と状況はございますが、令和6年度に新たに分限休職となった職員は5人で、いずれもメンタルヘルスの不調によるものでございます。休職中の職員それぞれの経過に合わせて人事課保健師が定期的に連絡を取り、療養や受診の状況を確認し、職場復帰に向けての相談に応じております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 佐藤智仁議員の質疑に順次お答えいたします。

予算書80、81ページの江戸川交流拠点活用事業の1、12節委託料における実績評価と今年度の予定を詳細にについてでございますが、本市ではJR三郷駅に近接する三郷緊急用船着場の周辺地域を江戸川交流拠点として位置づけ、平成23年度からみさと船着場フェスティバルを開催しております。

本イベントにおいては、来場者アンケートを実施し、その結果を次回以降のイベントに反映するなど、実績評価と改善を行っており、来場者数は回を重ねるたびに増加している状況でございます。令和7年度につきましては、5月10日土曜日に開催する予定でございます。

アトラクションにつきましては、来場者アンケートで人気の高いジェットボート水上バイクの乗船体験をはじめ、起震車による地震体験やグルメ出展などを予定しております。また、新しいアトラクションについても、現在、関係機関と調整を図っているところでございます。

続きまして、予算書84、85ページ、基幹業務システム管理事業の1、12節委託料におけるシステム改修について、標準化計画について詳細に、2、スケジュール、3、全体としての影響額はについては関連がございますので、一括してお答えいたします。

本市では、令和5年度から20業務を対象とした基幹業務システムの標準化について、令和7年度末までの移行完了を目指し取り組んでいるところでございます。これに伴い、基幹業

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

務システムの改修や標準システムへの接続回線の整備、標準システム導入後の各業務手順書の見直しなどを、順次進めているところでございます。

また、標準化対象業務以外の、例えば、避難行動要支援者名簿システム等につきましても、標準システムとのデータの連携を行っていることから、システム改修が必要となるものと想定しております。

なお、令和5年度から令和7年度までの事業期間全体における標準化に係るシステム改修費用でございますが、合計で約3億5,300万円を見込んでおり、こちら市税に対する割合でございますが、約0.5%となっております。

最後に、予算書90、91ページ、シティーセールス推進事業についての1、12節委託料における改定内容詳細についてお答えいたします。

まず、主な予算増額の理由につきましては、1つ目、これまで情報政策課で所管していた市公式アプリ「ポケットみさと」の保守費用を、令和7年度から広報広聴課に移管いたしました。市ホームページやSNSなどその他の情報発信媒体と併せて、より効果的、意欲的な広報を行うことを目的としております。

2つ目は、平成27年3月に策定した三郷市シティープロモーション方針の改定業務に係る委託料でございます。この方針は、市の魅力を内外に訴え、発信するための指針をまとめた内容となっておりますが、人口の増加や交通利便性の向上など、策定当時の状況から変化した部分もございますので、現在の状況に即して見直しを行うものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 佐藤智仁議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、94、95ページ上段、庁舎管理事業の14節工事請負費、空調設備工事の内容とスケジュールでございますが、市役所本庁舎の空調設備改修工事は、令和4年度に最上階の7階と、その下の6階から始め、順に下の階に改修工事を行っており、令和7年度からは、1階部分について2か年の継続費の事業として実施するものでございます。

工事スケジュールにつきましては、令和7年10月に着工し、令和8年6月竣工を予定しております。

なお、工事に際しては、1階は来庁者が多いことから、開庁日には実施せず、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日に集中して行うこととし、市民サービスの提供には影響がないよう進

めてまいります。

次に、96、97ページ上段、公共施設維持管理計画事業の12節、委託料の計画策定業務における改定内容でございますが、現在の三郷市公共施設等総合管理計画は、令和7年度末をもって期間が満了することから、新たに令和8年度から令和17年度までを計画期間とした次期計画を策定するものであり、国の指針等や少子高齢化などの社会情勢、市民ニーズを踏まえた見直しを行うものでございます。

続いて、124、125ページ、還付金・返還金事務の対象となる人数、法人、企業数はでございますが、市税の還付金や返還金は、対象となる市民等が修正申告、更正、その他の事由によって税の還付・返還の必要が生じた場合に支出するものでございます。

よって、予算の積算に際しましては、あらかじめの人数や金額の想定はなく、各税目における過去の還付や返還の実績を踏まえ、計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 田中照久地域振興部長。

〔田中照久地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（田中照久） 佐藤智仁議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、予算書戻りまして、102、103ページ、文化施設管理等事業の1、10節需用費について詳細にでございますが、毎年度、各施設において必要となる緊急的な修繕料のほか、三郷市文化会館では、改修工事に伴う休館中に楽屋や風呂場の改修、大ホール及び階段のじゅうたん張り替えのほか、小ホール音響操作卓や空調設備の稼働に必要なモーター及びポンプの修繕を行い、また、彦成地区文化センター体育室及び高州地区体育館では、照明LED化修繕等を行うものでございます。

次に、2、14節工事請負費の内容を詳細にでございますが、継続事業で実施しております三郷市文化会館のホール等の特定天井の耐震強化、ホールの客席照明のLED化、及び小ホールの音響設備の改修工事を令和6年度に引き続き実施するものでございます。

なお、工事完了は令和7年12月を見込んでいるところでございます。

続きまして、予算書104、105ページ、瑞沼市民センター管理運営事業の1、10節需用費の修繕料について詳細にでございますが、毎年度必要となる緊急的な修繕料のほか、北部地区の防災拠点となる体育館を含めた瑞沼市民センターのトイレ洋式化及び修繕を行い、多くの利用者がより快適に施設を利用できる環境を整備するものでございます。

次に、2、洋式化率はでございますが、現在、体育館を含め、瑞沼市民センターのトイレ

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

の便器は、総数62基のうち、洋式トイレは29基であり、洋式化率は46.8%となっております。

今後は使用頻度の高いトイレから順次洋式化を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 小暮勲市民生活部長。

〔小暮 勲市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（小暮 勲） 佐藤智仁議員の質疑にお答えいたします。

予算書112、113ページの運転免許証自主返納者支援事業の1、これまでの申請者数と予定者数についてでございますが、本事業は令和5年5月1日から開始しまして、令和7年2月末日現在で、申請者数は911名でございます。

年齢の内訳を申し上げますと、70歳未満が78名で全体の約1割、70歳代が535名で約6割、80歳以上が298名で約3割となっております。

令和7年度の申請者の予定者数でございますが、520名を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 佐藤智仁議員の質疑にお答えいたします。

予算書120、121ページ、南部地域拠点防災コミュニティ施設整備事業の1、スケジュールに遅れが出ているようであるが、どのような理由からかでございますが、（仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事（建築）について、令和6年度に契約締結を行い、工事を開始したところ、盛土造成工事で使用した盛土材に、一部基準値を超える物質が含まれていたことから、県への報告及び指導を仰ぎながら、法にのっとり適切にかつ慎重に盛土材の除去を行っていたため時間を要したものでございます。

現在、盛土材の除去はほぼ完了しておりますが、適切に盛土材が除去されたかを確認するため、土壌調査及び水質調査を行ったところ、基準値以下であることが確認できております。

なお、建築工事に向けた盛土材の埋め戻しにつきましては、3月末頃に完了する予定でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 山本浩文消防長。

〔山本浩文消防長 登壇〕



○消防長（山本浩文） 佐藤智仁議員の質疑に順次お答えいたします。

予算書290、291ページ、消防指令業務共同運用事業の1、拡充事業として5億3,000万円が計上されているが、期待される効果と経緯についてお答えいたします。

総務省消防庁から、市町村の消防の広域化に関する基本指針及び埼玉県消防広域化推進計画に基づき、東南部地域を管轄する5消防本部、越谷市消防局、三郷市消防本部、吉川松伏消防組合消防本部、春日部市消防本部、草加八潮消防局が広域化第6ブロックとして位置づけられ、2協議会を設置し、その後、令和5年5月に法定協議会である東埼玉消防指令業務共同運用協議会を設立したのが経緯でございます。

期待される効果でございますが、1つ目として、119番通報が集中した場合における受信能力、処理能力が向上し、的確な対応が可能となります。

2つ目として、構成市町の災害発生状況や消防車両の出動状況の情報を一元管理することで、多数傷病者が発生時や大規模火災発生時において、通報の受信と同時に応援出場が可能となり、相互応援体制を強化することができます。

3つ目として、他の消防本部と共同運用することで、単独で消防指令システムを整備する場合より、費用削減効果及び、人員の効率的な配置並びに現場要員の増強が可能になると考えております。

次に、予算書292、293ページ、消防団機械器具置場新設事業の1、約3,785万円の予算となっているが、老朽化による早急な修繕が本当に必要なのか、これまで新設された機械器具置場について、金額実績はどうであったのかについてお答えいたします。

予算の内訳ですが、設計費、工事費、分筆費用など含まれております。昭和後期から平成初期にかけて造られた機械器具置場を、消防団員の処遇改善の観点、また、災害時に被災者の一時避難所となる等の事情を考慮し、順次、建て替えを進めております。

直近で建て替えた3か所は、主に高州地区を担当している第3分団第4班、主に彦糸地区を担当している第6分団第3班、主に戸ヶ崎地区を担当している第4分団第3班で、3棟の平均建設費は3,087万円となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 佐藤智仁議員。

○8番（佐藤智仁議員） それぞれご答弁ありがとうございます。それでは再度にわたり質疑を行います。

初めに、67ページ、1目一般管理費、職員人件費でございますけれども、女性管理職が増



えたことにより、どのような効果が出ているのでしょうか、お答えください。

次に、69ページ、会計年度任用職員人件費でございますけれども、これは指定管理者分も含んでいるのでしょうか、お答えください。

次に、91ページ、7目人事管理費でございますけれども、アフターケアはしっかり行える予算になっているのでしょうか。十分な増額なども努めていただきたいと思いますけれども、どうかお答えください。

続きまして、ページが少し飛びまして、105ページ、瑞沼市民センター管理運営事業でございますけれども、今回トイレが洋式になっていくということでございますけれども、利用者のサイズに合ったトイレがちゃんと配備されることになるのかどうかお答えください。

続きまして、125ページ、2項徴税費、2目主税費、還付金・返還金事務でございますけれども、積算根拠をお示しいただきたいと思います。

続きまして、291ページでございます。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、消防指令業務共同運用事業でございますけれども、今回拡充事業として予算が組まれていますけれども、特殊な災害などにも対応できるような機材が三郷市にはまだ配備されていない部分もあると思いますけれども、それについては十分な機械を導入するに当たって、機材の選定はどのようになされたのでしょうか。

例えば、特殊方策として、アスタコ、カニクレーンのような機材も優先的に必要ではないかと思っておりますけれども、現在の機材の配備などは十分な状況なのでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

以上で2回目の質疑を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 佐藤智仁議員の再質疑に対する答弁を求めます。

平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

○総務部長（平川俊之） 再度の質疑にお答えいたします。3問あったかと存じますが、順次お答えいたします。

初めに、女性管理職が増えたことにより、どのような効果が出ているのかでございますが、女性管理職が増える効果といたしましては、組織に多様性が生まれることで、市政の推進にも多様な視点を取り入れることができ、また、職員が抱える様々な課題に対しても、より相談しやすい環境づくりにつながります。

さらに、多くの女性管理職が活躍をすることで、若手の女性職員が将来にわたるキャリア

プランを思い描きながら働けるなどの効果があるものと考えております。

次に、会計年度任用職員人件費に指定管理先の人件費も含むのかでございますが、指定管理先には人件費を含めた委託料を支払っております。指定管理先の職員は、三郷市が直接雇用していないため、会計年度任用職員人件費には含んでおりません。

最後に、復職した職員のアフターケアをしっかりと行えるよう財源確保に努めていただきたいでございますが、復職した職員や相談を必要としている職員に対しましては、保健師や産業医との面談を行い、また、希望に応じて、産業カウンセラーへの相談を受けられる体制としております。

産業カウンセラーへの委託費用も人件費の高騰等により増額傾向ではございますが、相談回数の確保に努めるなど、引き続き、予算の確保とともに、必要に応じた相談体制の維持に努め、職員が安心して働くことができる環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 再度の質疑にお答えいたします。

還付金・返還金事務の積算根拠でございますが、先ほどの答弁でも申し上げましたが、各税目における過去の還付・返還の実績を踏まえて計上しているものでございまして、過去5年の部分におきましては、おおむね5,000万円程度の実績があるものでございます。

また、令和6年度につきましては、約6,000万円程度の現在還付金が発生しておりますので、それを踏まえて、今回算出しているものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 田中照久地域振興部長。

〔田中照久地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（田中照久） 佐藤智仁議員の再度の質疑にお答えいたします。

104、105ページ、瑞沼市民センター管理事業のトイレ洋式化について、利用者のサイズに合わせたものになるのかというご質疑だったかと思います。

瑞沼市民センターのトイレ便器は、現在にも一部こども用のトイレなども設置してございます。今後も利用状況を踏まえまして改修を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 山本浩文消防長。

〔山本浩文消防長 登壇〕

○消防長（山本浩文） 佐藤智仁議員の再度の質疑にお答えいたします。

特殊な災害に備えた機材の配備についてでございますが、特殊な災害時において、重機の重要性はあると認識しております。

重機が必要とされる特殊な災害が発生した場合には、三郷市建設業協会と消防活動の協力に関する協定、及び建設重機等の支援協力事業所と消防災害活動地における建設重機等の支援協力に関する協定を締結し、協力体制を構築しております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で佐藤智仁議員の質疑を終わります。

9 番、工藤智加子議員。

〔9 番 工藤智加子議員 登壇〕

○9 番（工藤智加子議員） 議案第19号 令和7年度三郷市一般会計予算の歳出、民生費と衛生費に関わって質疑いたします。

なお、款項目については省略し、ページ数と事業名で伺います。

初めに、148、149ページ、下段の民生委員活動推進事業について、民生委員の配置状況と、今年度一斉の改選が行われますが、選任の要件などの見直しがどのようになるのかお答えください。

152、153ページ、避難行動要支援者支援事業の個別計画策定の進捗状況と、新年度における新しい取組、12節委託料の増額理由についてご説明ください。

続きまして、同ページの下段、障害福祉サービス給付事業の18節負担金補助及び交付金負担金、児童通所サービスの増額理由とサービス事業所の設置状況についてお答えください。

166、167ページ、見守り配食サービス事業の12節委託料は、前年度比で約300万円の減額となっていますが、理由をお示してください。

同ページの紙おむつ支給事業の12節委託料、これも前年度比で約500万円の減額となりましたが、減額理由と、現行の支給基準を改めてお示してください。また、見込数はどうなるのか伺います。この数年の利用実績数についてもお示してください。

178、179ページ、生活困窮者自立支援事業の18節住宅確保給付金の増額理由と、この年度から新たに転居費用を創設したということですが、費用額と見込数をお示してください。

182、183ページの子育て支援事業の12節委託料の子育て世帯訪問支援事業業務委託の対象者と支援内容などの実績についてお答えください。

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

190、191ページ、児童館運営事業、14節工事請負費の児童館施設整備工事費の内容についてご説明ください。

194、195ページ、発達支援センター事業の主な事業内容と実績についてお答えください。

196、197ページ、5目保育所費についてです。令和7年度での認可保育所の定員数がどのようになるのかお答えください。また、公立保育所における正規職員と非正規職員の人数と割合をお示しください。

民生費の最後になります。204、205ページ、生活保護事務ですが、11節役務費と12節委託料それぞれで増額となっている理由をご説明ください。また、職員配置は国基準でどのようになるのかお答えください。

続きまして、衛生費になります。

212、213ページをお開きください。

個別予防接種事業、18節の予防接種補助の主な内容をお示しください。

214、215ページ、乳幼児健康診査事業です。この年度から5歳児健康診査がスタートするわけですが、健康診査を受けるまでのフローがどのようになるのか、また健康診査の内容と健康診査の見込数、それから18節になりますが、1か月児健康診査の実績数と令和7年度の見込数をお示しください。

218、219ページ、すこやかみさと（健康増進・食育推進・自殺対策計画）推進事業は、この間の計画策定に当たって市民参加型の手法に取り組んでこられましたが、取組と効果をどのように見ているのか。昨年12月頃に行われたパブリックコメントの主な内容、自殺対策計画の新たな支援の具体策についてご説明ください。

228、229ページの斎場管理事業、10節の修繕費、火葬炉の大規模修繕というご説明でしたが、修繕の内容とスケジュールがどのようになるのか、お示しください。

衛生費の最後になります。230、231ページ、不燃物処理場整備事業、12節三郷市一般廃棄物処理基本計画の見直しに当たりましての基本的な考え方についてご説明ください。

以上で1回目を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 工藤智加子議員の質疑に対する答弁を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

再開 午後 1時00分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

工藤智加子議員の質疑に対する答弁を求めます。

横田隆宏福祉部長。

〔横田隆宏福祉部長 登壇〕

○福祉部長（横田隆宏） 工藤議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、予算書148、149ページ、民生委員活動推進事業の1、民生委員の配置状況はについてでございますが、令和4年12月1日の一斉改選時点で、定員213名のうち181名、欠員32名、充足率が84.9%でございました。直近の令和7年3月1日時点の委員数は186名、欠員27名、充足率は87.3%でございます。

次に、2、選任要件などの見直しはでございますが、民生委員・児童委員の年齢要件は、任命時に78歳未満であることでしたが、埼玉県民生委員・児童委員選任基準が改正され、令和7年12月の一斉改選以降の任命におきましては、78歳未満の後任者がいない場合、これまで委員を務められたかたで、本人に活動の意欲があり、健康状態にも問題がなく、今後の活動に支障がないこと、そして推薦会からの推薦があることを条件に、1期に限り継続できることとなりました。

また、居住地から別の市町村へ転出した場合であっても、近隣地域に居住していることや、活動を継続する意欲があり、支障なく活動できると認められる場合は、継続できるものと改正されたところでございます。

続きまして、152、153ページ、避難行動要支援者支援事業の1、個別計画策定の進捗状況はでございますが、令和7年2月1日現在の状況と前年を併せて申し上げます。

避難行動要支援者数は1万5,455人、前年が1万4,486人、個別避難計画作成完了者数は1,359人、前年が1,598人となっております。

減少理由といたしましては、市外への転出や施設入所、お亡くなりになられたかたが主なものとなっております。

次に、2、新しい取組はございますが、本制度の推進には町会長連絡会議等の機会を通じ、ご理解とご協力をお願いしているところでございますが、要支援者に対し複数の支援者の確保が必要なことや、個人情報の公開についてなど、町会ごと様々な課題があるものと認識しております。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

今後につきましては、地域の実情を踏まえ、町会ごとに個別に対応するなど、より多くの個別避難計画が策定されるよう努めてまいります。

次に、3、委託料の増額理由はでございますが、避難行動要支援者支援システムと連携する基幹系システムの仕様が変更することから、それに対応するためのシステム改修費用となります。

続きまして、障害福祉サービス給付事業、負担金補助及び交付金負担金の1、児童通所サービスの増額理由はについてでございますが、児童通所サービスにつきましては、サービスの新規利用児童の増加が主な理由であり、利用児童者数や給付額など、直近3か年の推移を踏まえて増額したものでございます。

次に、2、児童通所サービス事業所の設置状況はについてでございますが、令和7年1月末時点の市内での事業所設置状況といたしましては、児童発達支援24か所、放課後等デイサービス31か所となっており、受入れ総定員数は393名となっております。

次に、178、179ページ、生活困窮者自立支援事業でございますが、1、住宅確保給付金の増額理由はと、2、転居費用額とその見込数はについては関連がございますので、一括してお答えいたします。

令和7年度より国の必須事業として、家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用補助が創設され、それらに関連する転居費用額を計上したため、増額したものでございます。転居費用につきましては、年間5件の申請を見込み、72万円を計上しております。

続きまして、204、205ページの生活保護事務について順次お答えいたします。

まず、1、役務費と委託費の増額理由はでございますが、役務費の増額につきましては、生活保護の実施上必要な調査に係る郵便料金の値上げの改定が令和6年10月1日にありましたことから、増額したものでございます。

また、委託料の増額につきましては、生活保護の事務が地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の対象であることから、標準化に向けたシステム改修を行うためのものでございます。

次に、2、職員配置は国基準でどうなるかでございますが、本市では生活保護の現業員は現在24名であり、社会福祉法においては、現業員は被保護世帯数80世帯につき1人配置することとされており、定員は25名となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 益子敏幸いきいき健康部長。



〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

〇いきいき健康部長（益子敏幸） 工藤議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、予算書166、167ページ、見守り配食サービス事業についての1、減額の理由はでございますが、令和4年度、令和5年度の利用実績及び令和6年度の利用実績を比較しますと、減少の傾向にありますことから、利用の推移や実績額を考慮し、予算を計上したところでございます。

続きまして、予算書同じページ、紙おむつ支給事業についての1、減額の理由はでございますが、令和4年度からの利用の推移や実績額を踏まえ、改めて精査し、1人当たりの1月の平均支給額を減額したものでございます。

次に、2、現行の支給基準と見込数はでございますが、紙おむつ支給基準につきましては、65歳以上で、要介護3から5までの認定を受けたかたや、40歳から65歳未満のかたで、要介護認定を受けた際の認定調査において、排尿または排便が全介助と認められたかたを対象として現物支給をしております。

また、令和6年度は延べ約7,450人の利用を見込んでおり、利用の推移を踏まえ、令和7年度は延べ7,639人の利用を見込んでございます。

次に、3、利用実績の推移はでございますが、直近3年の分の推移といたしましては、令和3年度は延べ6,617人、令和4年度は延べ6,918人、令和5年度は延べ7,155人でございます。

続きまして、212、213ページ、個別予防接種事業の1、予防接種補助の主な内容を詳細についてでございますが、予防接種法上のB類疾病における高齢者の定期接種の自己負担額と見込数につきまして、それぞれお答えをいたします。

初めに、インフルエンザ予防接種は、自己負担額が1,500円、見込数は2万3,250名でございます。

次に、肺炎球菌予防接種は、自己負担額が3,000円、見込数は715名でございます。

次に、令和7年4月1日から新たに定期接種となった带状疱疹予防接種は、ワクチンの種類によって自己負担額が異なり、生ワクチンは4,000円、乾燥組換えワクチンは2回接種が必要となりますが、1回当たり1万2,000円でございます。見込数は930名でございます。

最後に、新型コロナウイルス予防接種でございますが、自己負担額については、国による助成が現在未定であることから、今後、国の動向などを注視し、決定してまいります。見込数は1万3,750名でございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

なお、各予防接種において、生活保護や中国残留邦人などの支援給付を受給されているかたにつきましては、自己負担が免除となります。

続きまして、218、219ページ、すこやかみさと（健康増進・食育推進・自殺対策計画）推進事業の1、計画の策定に当たっての市民参加型の取組と効果はについてでございますが、令和7年度から開始するすこやかみさと第3期三郷市健康増進・食育推進・自殺対策計画の策定に当たり、健康に関心のある市民や関係団体、企業や行政が参加し、計画策定部会を6回、ワークショップを4回開催いたしました。

本市の健康づくり活動における課題等を踏まえ、企業や町会、スポーツ関係団体やPTA、健康推進団体や医療関係団体など、様々な分野の参加者から多くのご意見をいただき、取組内容の整理などを行い、計画を取りまとめたところでございます。

計画の推進に当たりまして、家庭や地域、学校や企業、関係団体や行政などの各主体が連携・協働しながら推進することについて計画に明記したところでございます。

次に、2、パブリックコメントの主な内容はについてでございますが、11件のご意見をいただいております。内容としましては、計画の記載方法の統一性や、取組に関連する実施者の追記、市内事業所から計画への連携をしていきたい旨のご意見をいただき、内容を精査の上、計画へと反映いたしました。

次に、3、自殺対策計画の新たな支援の具体策はについてでございますが、全国的に子どもと働き盛り世代の自殺が増加しているため、小・中学校で使用しているタブレットを活用した相談先の案内や、企業の従業員を対象としたメンタルヘルスの研修を実施するほか、自殺をほのめかすかたや、自殺未遂者の支援に係る支援者への研修会の開催を計画してございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（須賀加奈） 工藤議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、予算書182、183ページの子育て支援事業の子育て世帯訪問支援事業業務委託の1、対象者と支援内容などの実績はでございますが、令和6年9月から開始した本事業は、食事の準備や掃除、買物などの家事支援、学校・保育所・病院等への送迎などの育児支援を実施する事業であり、こどもやその家庭を支援する活動を行う法人と、ヘルパー事業所の2事業所に業務委託をしております。

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

対象者は児童を監護させることが不適當であると認められる保護者、養育を支援することが必要と認められる保護者、出産後の養育について支援が必要な妊婦としております。

支援内容の実績といたしましては、令和7年2月末現在において、保護者の心身の不調により児童が登校できない状態である1世帯につきまして、登校支援を8回実施しております。

続きまして、予算書190、191ページ、児童館運営事業の1、児童施設整備工事費の内容はでございますが、南児童センターの園庭に木製遊具を新設するものでございます。

木製品はこどもの五感を刺激し、好奇心や集中力の向上が期待できると言われておりますことから、森林環境譲与税を活用し、こどもが木製品に触れる機会を増やす取組として、南児童センターに設置するものでございます。

続きまして、予算書194、195ページ、発達支援センター事業の1、主な事業内容と実績はでございますが、こども発達支援センターでは、言語聴覚士、公認心理師、作業療法士などの専門職により、市内に居住する発達に遅れのある児童の早期発見、早期療育への実施、保護者への支援などを実施しております。

実績といたしましては、令和7年2月末時点で、登録児童数は650人であり、延べ1,509回の相談及び個別療育を実施しております。また、保育所、幼稚園等を訪問し、延べ268人の発達に課題のあるこどもについて、こどもの特性の理解促進、関わり方などの助言などを行ったところでございます。その他、保護者への支援として、就学説明会、各種保護者サロンなどを定期的実施しております。

続きまして、同じく194ページからの5目保育所費の1、認可保育所の定員数はどうなるかでございますが、令和7年4月1日時点の認可定員数は、公立保育所6施設、595人、私立保育園17施設、1,610人、認定こども園6施設、632人、小規模保育事業8施設、145人でございます。

次に、2、公立保育所の正規職員と非正規職員の人数と割合はでございますが、令和7年2月末時点における産前産後休暇等の取得者を除いた正規職員の人数は、再任用職員9人を含め84人、非正規職員は、フルタイム会計年度任用職員が25人、パートタイム会計年度任用職員が41人の合計66人でございます。

正規職員と非正規職員の割合でございますが、勤務時間が短いパートタイム会計年度任用職員も1人分としてカウントした場合、正規職員の割合は全体の56%、非正規職員の割合は全体の44%となります。

最後に、予算書の214、215ページ、乳幼児健康診査事業の1、健診を受けるまでのフロー

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

はでございますが、5歳児健康診査は発達上の特性を早期に発見し、療育など適切な支援の導入により円滑な就学を図ることを目的としており、本市では令和7年4月からの実施を予定しております。

対象となる幼児は、実施年度に満5歳になる幼児で、令和7年度の場合は、令和2年4月2日から令和3年4月1日生まれの幼児で、約1,100人と想定しております。

なお、この健康診査はスクリーニングを目的としておりますことから、幼児の保護者へ通知文を送付し、チェックリストなどにより受診の必要性を判断いただき、心配がある場合は受診していただくものとしております。

また、健康診査において発達に課題があると考えられる幼児につきましては、こども発達支援センターや発達ふれあい相談などの利用や医療機関の受診など、就学に向けた適切な療育を受けられるよう支援してまいります。

次に、2、健診の内容と健診の見込数はでございますが、5歳児健康診査につきましては、医師による診察のほか、保健師、看護師、心理士による計測、問診、個別相談となっております。また、見込数でございますが、対象児の2割程度である、年間220人程度の受診を見込んでおります。

次に、3、1か月児健康診査の実績件数と令和7年度の見込数はでございますが、1か月児健康診査はおおむね生後1か月の乳児の身体疾患や異常を早期に発見するとともに、養育環境の確認及び育児に関する助言を行うことを目的としており、一般的には産婦健康診査と同時に受診がされていると認識しております。

本市においては、令和6年4月1日以降に出生した乳児の受診について費用の助成を行っており、2月末時点で419人に助成を行っております。令和7年度の見込数は、年間出生数の900人程度の助成を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 小暮勲市民生活部長。

〔小暮 勲市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（小暮 勲） 工藤議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、予算書228、229ページ、斎場管理事業、1、火葬炉大規模修繕の内容とスケジュールはでございますが、大規模修繕の内容といたしましては、定期点検での結果を踏まえ、火葬炉4基のうち、ゼロ号炉と1号炉の主燃焼炉につきまして、レンガの積替え及びセラミックファイバーの張り替え、また再燃焼炉につきましては、耐火材の打ち替えを行うほか、

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

燃焼装置や断熱扉用電動チェーンブロック、また、燃料供給ポンプ等の交換を予定してございます。

スケジュールにつきましては、火葬炉 1 基につき約 4 週間程度を要しますので、年間の中で比較的火葬件数が少なくなる10月から11月にかけて、1 基ずつ実施してまいります。その際には、火葬の予約調整を行わせていただく予定でございます。

続きまして、予算書230、231ページ、不燃物処理場整備事業の 1、三郷市一般廃棄物処理基本計画見直しに当たっての基本的な考え方はにつきましてお答えいたします。

現在の三郷市一般廃棄物処理基本計画は、令和 2 年 3 月に策定され、令和11年度を目標とする10か年の計画でございます。本計画において、中間目標を令和 7 年度としていることから、これまでの実績などを評価し、今後の人口減少や社会情勢の変化などを考慮した将来のごみ処理量を推計し、ごみの減量化や資源化目標を見直すものでございます。

計画の見直しに当たっては、国の循環型社会形成推進基本計画や埼玉県廃棄物処理基本計画などを踏まえるとともに、現在整備中の新しい不燃物処理場の計画内容を反映させ、ごみ処理の効率化とプラスチックごみの分別など、さらなるごみの資源化に向けた方策を検討し、市民、事業者、行政が一体となって取り組むことのできる計画に改定してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 工藤智加子議員。

○9 番（工藤智加子議員） それぞれご答弁ありがとうございました。順次再質疑をさせていただきます。

まず、152、153ページの避難行動要支援者支援事業についてですけれども、個別計画については件数が減っている傾向にありますけれども、この策定については、率としてはどういうふうな変化になっているのかをお示しいただきたいと思います。

個別計画については、前からもお話しさせていただいていますけれども、町会の皆様をお願いするというのは非常に厳しいことだと思っております、安全にけがのないように避難所に誘導するということは、それなりの知識と技術も求められます。

そこで、専門的な知識を持った方々が町会に直接この支援をお願いするとか、あるいは、ケアマネージャーの皆さんが地域の方々の社会資源を活用して、こういう避難計画を策定するとか、そういった検討はされなかったのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

それから、児童通所サービスの増額理由については了解いたしました。市内に設置された利用者393人のかたが通所されているということですが、ご説明では利用者の実数が



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

増えているということなのですが、新規に利用する方々は、こういう施設の利用について、しっかりと利用できているというふうに認識して、理解してよろしいのかどうかということをお答えいただきたいと思います。

それから、見守り配食サービスについては了解いたしました。実績に伴って減少傾向にあるということなんですけれども、できればなるべく利用していただく方向で、様々な周知も含めた啓発に努めていただきたいというふうに思います。

紙おむつもそうです。紙おむつも実績に伴って、見込数は増えているんですけれども、予算が減額になっているということなんですけれども、今、支給基準についてご説明がありましたように、要介護認定によって支給対象になるのかどうかということが決まってくるということになりますと、認定までになかなか時間がかかって、例えば、在宅で最後の時間を過ごしたいという終末期のかたに十分な対応がし切れていないというのが実態だというふうに思っておりまして、この辺の方々に対する柔軟な対応、これについては検討されていないのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

次に、衛生費なんですけれども、218、219ページのすこやか推進事業についてなんですけど、新たな計画策定に至っては市民参加型でよかったかなというふうに思うわけなんですけれども、2つ。まず、民間企業との連携というふうなお話があったんですけども、これは具体的にどういう計画をおっしゃっているのかお答えいただきたいのと、自殺対策計画につきましては、厚生労働省も令和5年6月に策定・見直し手引きというのを公表しておりまして、この中を見ますと、地方公共団体が推進すべき自殺対策として、1つに、コーディネーター役を担う専任職員の配置、あるいは専任の部署の設置が望ましいというふうになっているわけなんですけど、この辺の検討がされたのかどうかお答えいただきたいと思います。

以上で2回目の質疑を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 工藤智加子議員の再質疑に対する答弁を求めます。

横田隆宏福祉部長。

〔横田隆宏福祉部長 登壇〕

○福祉部長（横田隆宏） 再度の質疑にお答えいたします。

避難行動要支援者個別支援計画につきまして、作成済みの率につきましては8.793%でございます。

個別支援計画の作成をケアマネージャー等に依頼することにつきましては、既に実施している自治体の状況等を確認いたしまして、課題整理の上、調査研究をしてまいりたいと思



ます。

続きまして、障害福祉サービスについてでございますが、市外の事業所を利用する児童がいること、また、週１日、２日しか利用しない児童もおりまして、数字だけでは判断できない面がございます。常に利用者希望の推移を把握し、計画的な事業所数のバランスを考慮してまいります。また、新規の児童も希望サービスは使えていると聞き及んでおります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 工藤議員の再度の質疑にお答えいたします。

初めに、予算書166、167ページの紙おむつ支給事業について、支給基準について、支給基準から該当しない退院後の時間、退院後の在宅で紙おむつを必要とするかたに柔軟に対応するなどの検討はどのようなかというご質疑でございました。

紙おむつの支給につきましては、１問目の質疑でお答えした支給基準で実施をしており、事業の目的としましては、経済的な負担を軽減する、また、紙おむつを購入後に運ぶということが負担であることから、そういったことを軽減するという目的で行っておりますが、この支給基準に該当しないというかたで、また、申請をした後に支給までの時間がかかるという状況については認識してございます。これらの声を聞きながら、引き続き、事業の在り方を検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、予算書218、219ページ、すこやかみさと（健康増進・食育推進・自殺対策計画）推進事業について、２点のご質疑でございました。

１点目は、民間との連携、どのような計画なのかというところで、既に健康イベントなどにおきまして、野菜や果物を摂取するということを計画に引き続き位置づけておりますので、こういったものを促す、店舗におけるPOPの掲示等をご協力いただいているところでございます。

２点目の自殺対策計画につきましては、国におきまして、自治体においてもコーディネーター役として専任職員や専門の部署が望ましいが、この検討はとのご質疑でございました。

市役所庁内におきましては、これらの対策として、コーディネーター的な役割としましては、関係部署による連携を強化するということが重要と考えてございますので、健康推進課を主体としまして、関係部署と連携をした自殺対策部会を新たに設置いたしまして、この部会におきまして、様々な連携をしながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で工藤智加子議員の質疑を終わります。

---

#### ◎延会の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木深太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 1時33分

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） おはようございます。ただいまから令和7年3月三郷市議会定例会第8日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（鈴木深太郎議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎議案第19号の質疑

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第1、これより議案第19号に対する質疑を行います。

第7日目に引き続き、歳出に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

7番、深川智加議員。

〔7番 深川智加議員 登壇〕

○7番（深川智加議員） おはようございます。それでは、議案第19号 令和7年度三郷市一般会計予算につきまして、歳出の労働費、農林水産業費、商工費、土木費及び教育費について質疑をいたします。

なお、款項目を省略し、ページ数と事業名で伺います。

初めに、労働費について1点伺います。

234、235ページをお開きください。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

労働者支援事業でございますが、労働相談の実績と主な相談内容、新年度の相談体制はどうかご説明ください。また、勤労者住宅資金預託金の減額理由はどのようなお答えください。

次に、農林水産業費について1点伺います。

242、243ページ、新特産品等産出事業です。

事業内容を詳細にお答えください。

次に、商工費について2点伺います。

246、247ページ、商工振興事業でございます。

住宅リフォーム補助制度についてですが、ア、実績の推移はどのようなお答えください。また、実績が伸び悩む中、予算が減額されました。この制度は耐震化の促進だけでなく、地域経済活性化の効果が期待されるものであり、多くのかたに利用してほしいと考えますが、イとして、利用促進策をどう考えているのかお答えください。

続きまして、250、251ページ、中小企業経営・創業支援事業です。

がんばろう企業応援事業費補助金制度の事業内容の詳細、現時点での実績をお答えください。また、2024年度の受付については、予算が満額に達したため早々と締め切られました。ところが、2025年度の予算は2024年度と同額であります。ニーズに見合った予算の増額を行うべきと考えますが、予算の増額の検討はされなかったのかお答えください。

続きまして、土木費に移ります。

258、259ページ、道路改良事業です。

道路改良工事の内容を詳細にお答えください。

同じページの通学路安全対策事業です。

修繕の主な内容や安全対策工事の詳細はどのようなお答えください。

次ページ、260、261ページ、橋りょう維持事業です。

まず、設計業務、橋りょう補修工事の中身を詳細にお答えください。

次に、橋りょう長寿命化修繕計画の進捗状況、令和7年度末でどうなる見込みかお答えください。

最後に、計画策定業務に1,600万円が計上されていますが、内容はどのようなお答えください。

続きまして、264、265ページ、水路上部歩道活用事業です。

水路設計に1,200万円、水路改修工事費に1億3,825万円が計上されていますが、中身を詳

細にお答えください。

268、269ページ、公共交通政策推進事業です。

三郷中央駅前広場の再整備事業について、内容を詳細にお答えください。

270、271ページ、土地区画整理支援事業です。

まず、スマートインター周辺まちづくり推進業務の委託内容を具体的にお答えください。

次に、三郷北部地区土地区画整理組合への追加の補助について、理由を詳細にお答えください。

同ページ下、道づくり推進事業です。

都市計画道路三郷流山線の負担金として4,000万円が計上されておりますが、整備のスケジュールはどのようなお答えください。

272、273ページ、都市計画道路新和高須線整備事業、都市計画道路駒形線整備事業について一括してお聞きします。

1、進捗状況をお答えください。道路整備工事費として、新和高須線は7,000万円、駒形線は1億1,000万円が計上されておりますが、2として、工事内容を具体的にお答えください。3、今後の見通しをお答えください。

276、277ページ、プール管理事業です。

こどもたちが利用するプールは安全であってこそありますが、修繕の主な内容はどのようなお答えください。

278、279ページ、都市公園等整備事業です。

当初予算の主要事業をお知らせする資料によりますと、特徴や魅力があり、市民に親しまれる公園づくりを推進するとしていますが、2点伺います。

施設整備工事について、ア、ボール遊び広場整備の詳細をお答えください。イ、水と緑が楽しめる公園の整備とあるが、具体的な中身はどのようなか、お答えください。

続きまして、教育費に移ります。

298、299ページ、会計年度任用職員人件費です。

ここには児童・生徒の学びを支える専門性を持つ様々な職種の会計年度任用職員の人件費が計上されております。また、新たな取組として、市内2校のモデル校に学校司書を配置するとしており、ここにその人件費が含まれるものと思います。職種ごとの人数の内訳はどのようなお答えください。

300、301ページ、小・中学校適正規模適正配置事業です。

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

資料によりますと、通学区域の変更ということですが、審議内容を詳細にお答えください。  
また、審議会の委員の構成はどのようなかお聞きします。

同ページ、小・中学校学校司書配置事業です。

資料によりますと、ICT教育が進む中で、デジタルネットの情報のみならず、様々な情報の取得、スキルや自ら判断できる力が必要とし、生きるための力を育成するということで、学校図書館の活用を推進するとしています。重要な役割を果たす学校司書の運営体制はどうなるのかお答えください。

302、303ページ、教育相談室運営事業です。

いじめや不登校など、小学生や中学生及び保護者のかたの相談に応えるため、本市では3つの教育相談室を設置していますが、相談体制や有資格者の配置状況はどうなるのか伺います。

306、307ページ、地域クラブ活動整備事業です。

中学校部活動の地域移行を推進するとし、2024年度から始まった事業ですが、進捗状況はどうなっているのでしょうか。また、新年度の取組を具体的にお答えください。

310、311ページ、小学校児童就学援助費支給事業と、314、315ページ、中学校生徒就学援助費支給事業を一括してお尋ねします。

経済的にお困りのご家庭の児童・生徒の学びを支える事業ですが、要保護、準要保護の各人数の見込みはどのようなかお聞きします。

320、321ページ、公民館運営管理事業です。

コロナ禍の経験を通じて、リアルとバーチャルを組み合わせた事業へと発展していますが、市民の多様な学習要求に応える社会教育の拠点施設として、公民館の活動、運営のさらなる充実が期待されているところであります。新年度の取組について詳細を伺います。

336、337ページ、教職員健康管理事業です。

教員の精神疾患による病休者は全国的に増加の一途をたどっていると言われており、深刻な問題となっていますが、ストレスチェック制度の内容やフォロー体制はどのようなか伺います。

最後になります。344、345ページ、総合体育館運営管理事業です。

空調設備修繕についてお尋ねします。アとして、スケジュールは、イとして、利用者への対応はどのようなか伺います。

以上で1回目の質疑を終わります。



○議長（鈴木深太郎議員） 深川智加議員の質疑に対する答弁を求めます。

田中照久地域振興部長。

〔田中照久地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（田中照久） 深川議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、予算書234、235ページ、労働者支援事業の1、労働相談の実績と主な相談内容、新年度の相談体制はでございますが、今年度の相談者は19名、相談内容は、労働条件5件、賃金5件、雇用3件、労災保険2件、その他4件でございます。

新年度の相談体制は、今年度と同様、社会保険労務士により、幅広く各種相談ができる体制を予定しております。

次に、2、勤労者住宅資金預託金の減額理由はでございますが、勤労者住宅資金貸付制度につきましては、民間金融機関の金利が低いことから、利用がない状況が続いているため、預託金の額を段階的に減額しているところでございます。

なお、近隣自治体においても、同制度における借入れ実績がないことから、廃止など縮小傾向と伺っているところでございます。

続きまして、242、243ページ、新特産品等産出事業の事業内容を詳細にでございますが、生産者の農業経営の安定及び生産意欲の向上を図るため、三郷市の新特産品であります「三郷ジューシーあすぱら」、「三郷メロン」、「三郷秋どりえだまめ」を栽培する農業者支援として、専門家による圃場巡回指導や研修会、品種検討調査会を開催するとともに、チャレンジ農業支援として、三郷産農産物のブランド化、もしくは6次産業化、または新特産品を研究開発する農業者に対して補助金を交付するものでございます。

続きまして、246、247ページ、商工振興事業の1、住宅リフォーム補助制度についてのア、実績の推移はでございますが、令和4年度1件、20万円、令和5年度1件、20万円、令和6年度はこれまでに1件、11万5,000円でございます。

次に、イ、利用促進策をどう考えているのかでございますが、利用者の増加につながるよう関係課と連携し、市のホームページでの周知や窓口チラシを設置するなど、啓発活動に努めてまいります。

続きまして、250、251ページ、中小企業経営・創業支援事業の1、がんばろう企業応援事業費補助金制度の事業内容の詳細、現時点での実績、予算の増額は検討されなかったのかについてお答えいたします。

がんばろう企業応援事業費補助金制度は、中小企業の振興を図るため、市内の中小企業者

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

が新製品、新技術の開発及び経営基盤の強化を推進する事業を実施するための費用のうち、補助対象経費の2分の1を補助金として交付するものでございます。

令和6年度2月末現在の実績といたしましては、店舗移転のための設備購入や移動販売のためのポータブル式冷蔵庫の購入など43件、交付決定額980万5,000円でございます。

予算増額の検討でございますが、今年度は議員からもございましたとおり、既に予算の上限に達するなど大変好評をいただいている補助制度でございますので、今後、補助金を活用したことによる経営力向上等の効果について検証を行いながら、予算の在り方を検討しつつ、引き続き中小企業への支援に取り組んでまいります。

続きまして、ページ飛びまして、344、345ページ、総合体育館運営管理事業の1、空調設備修繕についてのア、スケジュールはでございますが、メインアリーナの空調設備の修繕につきましては、利用状況を踏まえ、令和8年1月中旬から3月までメインアリーナの利用貸出しを中止し、実施する予定でございます。

続きまして、イ、利用者への対応はでございますが、メインアリーナを利用している主な競技団体等へは、大会運営などへの影響を考慮し、当初予算をご承認いただいた場合には、令和8年1月中旬から空調設備の修繕を実施する予定である旨を既にお知らせしているところでございます。

なお、その他一般利用者の皆様に対しましても、当初予算議決をいただいた後で、なるべく早く空調設備の修繕の告知について、総合体育館での掲示や市や文化振興公社のホームページを通じてお知らせできるよう準備を進めてまいります。

今後も利用者が安全・快適に利用していただけるよう、計画的に施設の修繕を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 深川議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、予算書259ページ下段の道路改良事業についてお答えいたします。

1、道路改良工事の内容を詳細にでございますが、早稲田一丁目、二丁目地先の市道0106号線、通称早稲田中央通りにおいて歩道の拡幅工事を、半田地先の市道0205号線において舗装工事を予定しております。

続きまして、その下の通学路安全対策事業についてお答えいたします。

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

1、修繕の主な内容はでございますが、通学路における安全対策として、ポストコーンや横断防止策の設置などを実施するものでございます。

2、安全対策工事の詳細はでございますが、半田地先において、桜小学校の通学路であります市道0204号線の歩道整備工事と、彦糸二丁目地先において、彦糸小学校及び彦糸中学校の通学路であります市道3028号線につきまして、歩道整備工事を予定しております。

続きまして、予算書261ページ上段の橋りょう維持事業についてお答えいたします。

1、設計業務、橋りょう補修工事の中身を詳細にでございますが、設計業務につきましては、三郷放水路に架かる二郷半歩道橋について補修工事を行うための設計を行うものでございます。

補修工事につきましては、同じく三郷放水路に架かる栄橋において、塗装の塗り替えなどの工事を予定しております。

次に、2、橋りょう長寿命化修繕計画の進捗状況、令和7年度末でどうなる見込みかでございますが、これまで橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、大場川に架かる駅前大橋や横堀橋など、現在、合計21橋の補修工事が完了しております。令和7年度は1橋の工事完了に伴い、令和7年度末は合計で22橋となる見込みでございます。

次に、3、計画策定の内容はでございますが、現在策定しております橋りょう長寿命化修繕計画の中に、新技術の活用などコスト削減の数値目標を新たに明記することが令和8年度以降の国の補助金交付要件となるため、計画を更新するものでございます。

続きまして、予算書265ページ上段の水路上部歩道活用事業についてお答えいたします。

1、水路設計、水路改修工事の中身を詳細にでございますが、水路設計は、谷中、戸ヶ崎二丁目、番匠免一丁目地先において、延長約360メートルの区間について水路の蓋がけ整備のための設計を実施する予定でございます。

次に、水路改修工事につきましては、戸ヶ崎一丁目、新和一丁目、上ロー一丁目、栄一丁目、彦成二丁目地先など、延長約600メートルの区間について水路上部を歩道として活用するための蓋がけ工事を実施する予定でございます。

続きまして、予算書271ページ下段から次ページ、273ページ上段の道づくり推進事業についてお答えいたします。

1、都市計画道路三郷流山線の整備のスケジュールはでございますが、みさと団地北側の延長約1キロメートル区間の彦糸工区における整備スケジュールでございますが、施工主体である埼玉県に確認しましたところ、令和6年度から第二大場川に架かる旧橋撤去工事に着

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

手しており、今後は、橋りょう新設工事や道路整備工事を順次進めていく予定であると同っております。

続きまして、同じく予算書273ページ、上段から下段までの都市計画道路新和高須線、駒形線整備事業についてお答えいたします。

1、進捗状況、2、工事内容を具体的に、3、今後の見通しにつきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

初めに、都市計画道路新和高須線でございますが、三郷放水路から横堀橋通りまでの未整備区間のうち、現在、リハビリ病院入口バス停の北側付近において道路整備工事に着手しております。今後も引き続き用地取得及び道路整備工事を実施していく予定でございます。

次に、都市計画道路駒形線でございますが、現在、駒形線に接続する天神笹塚線の道路整備工事を行っております。今後、駒形線と天神笹塚線をT字交差点へと道路形状を変更するため、信号機の移設などを行い、今年の夏頃の供用開始を目標に整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 深川議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、268、269ページ、公共交通政策推進事業の1、三郷中央駅前広場再整備事業についてのア、内容を詳細にでございますが、歩行者の滞在快適性の向上を図る目的で、令和5年度から事業に着手しており、令和7年度につきましては、既存のバスロータリー内にございます植樹帯の撤去やシェルターの再配置などを予定しております。

次に、270、271ページ、土地区画整理支援事業の1、スマートインターチェンジ周辺まちづくり推進業務の委託内容を具体的にについてお答えいたします。

スマートインターチェンジ周辺地区のまちづくりにつきましては、地元有志の方々と検討会を行い、取りまとめたまちづくり基本構想において、土地区画整理事業によりまちづくりが望ましいと整理し、現在、土地区画整理組合設立準備会の設置に向け協議会活動が行われております。

委託内容につきましては、今後設置を目指す準備会が行う地権者を対象とする土地区画整理事業の勉強会や説明会の開催、まちづくりだよりによる周知などの活動支援でございます。

次に、2、三郷北部地区土地区画整理組合への追加の補助について理由を詳細にでございますが、物価上昇や工事設計変更に伴い、工事費が増額となったことから、令和6年12月26

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

日に事業計画変更認可を行い、三郷市土地区画整理事業補助金交付要綱に基づく補助金を交付するものでございます。

次に、276、277ページ、プール管理事業の1、修繕の主な内容はでございますが、プール内の水を消毒するために使用する塩素、及び水の濁りなどを除去するために使用する凝集剤を投入するタンクの修繕や、女子更衣室のエアコン設置が主な内容でございます。

次に、278、279ページ、都市公園等整備事業の1、施設整備工事についてのア、ボール遊び広場整備の詳細をでございますが、中央四丁目幸房公園の北側隣接地において、高さ3メートルの防球ネットフェンスを設置し、面積が約700平方メートルのボール遊び広場を整備するものでございます。

この広場でのボール遊びは、キャッチボールやドリブルなど、広場からボールが外に飛び出さない遊びが可能なものいたします。また、ほかの利用者がけがをするおそれがあることから、バットなどの道具を使う遊びは禁止いたします。

最後に、イ、水と緑が楽しめる公園の整備とあるが、具体的な中身はについてでございますが、土地区画整理事業区域内に配置される（仮称）三郷北部地区1号公園を水と緑の自然が楽しめる公園として、隣接する二郷半用水緑道との連続性に配慮し、生き物と触れ合える自然が豊かな公園をコンセプトに、湿地環境を創出する池やせせらぎ水路の設置と併せ、季節を感じることができる植栽等を整備する予定でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 菅原成之学校教育部長。

〔菅原成之学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（菅原成之） 深川議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、予算書298、299ページ、会計年度任用職員人件費の1、職種ごとの人数の内訳はでございますが、学校教育部では、事務局費で賄う会計年度任用職員として87名を予定しております。

その内訳でございますが、一般事務で11名、そのうち7名はスクールサポートスタッフでございます。次に、教育指導員2名、おもしろ遊学館専門指導員2名、教育相談室の専任教育相談員11名、部活動地域移行サポーター1名、中学校に配置しているさわやか相談員8名、代替教員として48名、そのうち補助教員14名でございます。また、学校司書2名、学校司書の支援や指導を行う読書活動支援員1名、学校関係看護師1名となります。

続きまして、300、301ページ、小・中学校適正規模適正配置事業の1、審議内容を詳細に



**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

でございますが、令和6年度は栄中学校及び前川中学校の通学区域の見直しについて、通学区域編成審議会を開催しました。令和7年度については、今後、生徒数の増加が見込まれる他の中学校の通学区域について、通学区域編成審議会への諮問を検討しているところでございます。

なお、中学校は指定校以外の学校や私立中学校へ進学するなどの影響もあるため、その状況も十分考慮する必要があるものと考えております。

次に、2、審議会の委員の構成はでございますが、関係小・中学校の校長、保護者の代表者、地域の代表者、知識・経験を有する者でございます。

次に、同ページ中、下段の小・中学校学校司書配置事業についての1、学校司書の運営体制はでございますが、小・中学校の学校司書につきましては、市内全26校中24校は、業務委託により週2日、1日6時間勤務で配置いたします。ほか2校につきましては、試行的に会計年度任用職員の学校司書に切り替え、週4日、1日6時間勤務として配置いたします。

また、試行的に進める2校の学校司書を支援や指導する立場としての会計年度任用職員を、週2日、1日6時間勤務を限度に配置する予定としております。

なお、モデル事業であることから、取組状況やその効果等を十分に精査していくものと考えております。

続きまして、302、303ページ、教育相談室運営事業の1、相談体制はでございますが、市内3か所の教育相談室において、電話、面談による相談に対応しております。午前9時30分から午後4時までの相談対応に加え、第1教育相談室においては、週3日、午後7時までの電話相談と、月2回程度の土曜日及び日曜日の相談に対応しております。

次に、2、有資格者の配置状況はでございますが、3か所の教育相談室で合計11名の専任教育相談員のうち、公認心理師の資格を持つ専任教育相談員を3名配置しております。そのほかに公認心理師の資格を持つ発達検査担当カウンセラー2名と、スクールソーシャルワーカー延べ4名のうち1名が公認心理師の資格を有しております。

続きまして、306、307ページ、地域クラブ活動整備事業の1、進捗状況はでございますが、令和6年度は三郷市地域クラブ活動推進協議会を立ち上げ、2つの活動を開始いたしました。

1つは、希望する部活動が設置されていない学校に在籍する生徒が、設置されている部活動に参加する拠点校部活動でございます。今年度は早稲田中学校を拠点校として、サッカー部と剣道部を実施し、早稲田中学校以外の4校の生徒が参加しております。

2つ目は、部活動とは別に、地域クラブ活動としてセナリオハウスフィールド三郷で、月



**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

に1回、土曜日、陸上競技を開始しました。これは部活動の所属は問わず、希望者が参加できるもので、およそ120名程度が様々な陸上競技に参加しております。卓球も南中学校、彦成中学校の体育館を使って、月4回程度、土曜日に地域クラブ活動として開始し、30名程度が参加しています。

次に、2、新年度の取組を具体的にでございますが、今年度の活動に加え、そのほかの競技についても活動を広げていくよう検討してまいります。

続きまして、310、311ページ、小学校児童就学援助費支給事業、並びに314、315ページ、中学校生徒就学援助費支給事業についての1、要保護、準要保護の各人数の見込みはでございますが、令和6年度の現状を参考に、令和7年度の要保護、準要保護認定者数は、小学校が要保護14人、準要保護579人、中学校が要保護16人、準要保護359人との見込みとしております。

なお、要保護認定者数につきましては、修学旅行参加見込みの6年生及び中学校3年生を計上しております。

最後に、336、337ページ、教職員健康管理事業についての1、ストレスチェック制度の内容やフォロー体制はでございますが、本事業は労働安全衛生法に基づき、職員が自身のストレス状態を把握し、メンタルヘルス不調を未然に防止する一次予防を目的に実施しております。

令和6年度は、回答者のうち、約11%の職員が高ストレス者と判定されました。高ストレス者には、個別に面接指導を勧奨し、申出があった場合、医師による面接指導を行っており、全回答者のうち0.3%の職員が面接指導を受けました。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 梅澤十三男生涯学習部長。

〔梅澤十三男生涯学習部長 登壇〕

○生涯学習部長（梅澤十三男） 深川議員の質疑にお答えいたします。

予算書の320、321ページ、公民館運営管理事業の1、新年度の取組について詳細をでございますが、令和7年度拡充事業として長寿いきがい課と協働で、65歳以上のかたを対象にしたウエルネス操体法特別講座を、市北部と南部の公共施設で2回開催する予定でございます。

内容といたしましては、令和5年度に作成いたしましたデジタル「きたe公民館」、「ウエルネス操体法で三郷市民を元気にしよう」の動画に、さらに追加で動画を作成するとともに、ウエルネス操体法の考案者を招いて、その動画を活用した講座を実施するものでござい

ます。

そのほか、北公民館において、おおむね月 1 回、合計10回実施するウェルネス操体法講座と併せて、健康推進課と協働ですこやかみさと健康体操を実施いたします。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 深川智加議員。

○7 番（深川智加議員） それでは再質疑をいたします。2 点伺います。

268、269ページの公共交通政策推進事業です。

資料によりますと、三郷中央駅前広場の再整備、まちなかウォークアブル事業については、2025年度だけでも4億600万円が計上されておりますが、総事業費の見込みをお答えください。

続きまして、278、279ページの都市公園等整備事業です。

ボール遊び広場の整備については、令和6年度第5次三郷市総合計画後期基本計画等の策定に係る小学生中学生アンケートで、「三郷市にボールが使用できる公園が欲しい」「確かに自分の家の近くにも公園はあるけれども、どこもボールの使用が禁止で、遊びの種類が限られてしまう」というこどもの声が寄せられていたようですが、こどもや保護者からのニーズが高いボール遊びのできる広場や公園の整備を市内全域に広げることについて、市の考えを伺います。

以上で再質疑を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 深川智加議員の再質疑に対する答弁を求めます。

城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 深川議員の再度の質疑に順次お答えいたします。

2 点の再質疑がございました。

初めに、三郷中央駅前広場の再整備につきまして、事業費の総額はどの程度見込んでいるかというご質疑だったと思います。令和5年度から令和9年度までの5か年の事業計画で、総額約8億円を見込んでおります。

次に、都市公園等整備事業のボール遊び広場の整備について、今後、市内でボール遊び広場を増やしていくのかというようなご質疑だったと思います。

今後のボール遊び広場の整備につきましては、まずは今回整備いたしますボール遊び広場の利用状況や遊び方のルールが適正であったかなどを見極めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で深川智加議員の質疑を終わります。

以上で通告による歳出の質疑は終わりました。

これにて議案第19号に対する質疑を終結いたします。

---

#### ◎議案第19号の委員会付託

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第2、これより議案第19号の委員会付託を行います。

議案第19号につきましては、皆様のお手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託をいたします。

---

#### ◎議案第20号～議案第24号の質疑

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第3、これより議案第20号から議案第24号までに対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

9番、工藤智加子議員。

〔9番 工藤智加子議員 登壇〕

○9番（工藤智加子議員） それでは、私からは議案第20号 令和7年度三郷市国民健康保険特別会計予算について、3点質疑いたします。

394、395ページの1目国民健康保険税についてです。

被保険者の見込数と国民健康保険税の1人当たりの平均額、調定額でどのようになるのかお答えください。また、特別療養費の給付に変更する通知の発行がこの年度から開始となりますけれども、どのようになるのかお示してください。

396、397ページの1目一般会計繰入金につきましては、その他繰入金が前年度比で約1,800万円の減額となりましたが、理由と積算根拠をお示してください。

408、409ページの特定健康診査等実施率向上事業の12節受診勧奨業務につきましては、これまでの取組の成果と新年度の取組がどのようになるのかお答えください。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

続きまして、議案第21号 令和7年度三郷市介護保険特別会計予算について伺います。

432、433ページ、1目第1号被保険者保険料のところでは、要支援・要介護者の見込数をそれぞれお示してください。それから、滞納者とペナルティを受けているかたの人数も伺います。

450、451ページ、5目認知症総合施策事業費についてです。

NCGG-FAT、脳と体の健康チェックについての新たな取組を詳細にご説明ください。

続きまして、議案第22号 令和7年度三郷市後期高齢者医療特別会計予算について伺います。

476、477ページ、1目後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者の見込数と保険料の1人当たりの平均額の推移についてお示しいただきたいと思います。

以上で1回目を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 工藤智加子議員の質疑に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 工藤議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、予算書394、395ページ、議案第20号 令和7年度三郷市国民健康保険特別会計予算、国民健康保険税について、1、被保険者数の見込みでございますが、2万3,400人を見込んでおります。

次に、2、国保税の平均見込額でございますが、1人当たりの平均調定額は13万4,925円となっており、前年比で1万6,778円の増額となっております。

次に、3、特別療養費の給付に変更する通知の発行はでございますが、国の通知等では、特別療養費の支給対象者を決定するに当たり、あらかじめ納付勧奨通知や特別療養費の支給に係る事前通知にて特別療養費の支給対象となる予告を行うとともに、特別の事情の有無の把握に努めることとされておりますので、その運用につきましては、引き続き検討をしてまいります。

続きまして、予算書396、397ページ、7款1項1目一般会計繰入金の1、その他繰入金の減額理由と積算根拠はでございますが、初めに積算根拠でございますが、歳入歳出の差引きによる歳入の不足額を補うものとして一般会計から繰り入れているものとなりますが、国民健康保険特別会計の全体の必要額を算出した上で計上しております。

減額の理由でございますが、保険税率等の改正や国民健康保険財政調整基金からの繰入額

の増額などによるものでございます。

続きまして、予算書408、409ページ、5款1項1目特定健康診査等実施率向上事業についての受診勧奨業務、1、これまでの取組の成果と新年度の取組はでございますが、これまでの受診率向上の取組としましては、未受診者に対して勧奨通知を3回送付するとともに、携帯電話の番号を把握しているかたに対しては、ショートメッセージサービスを利用した勧奨など、複数回の受診勧奨を実施してまいりました。

また、令和6年度からは、受診費用の自己負担額を無料とし、受診しやすい環境づくりに努めてまいりました。

その結果といたしまして、令和5年度の特定健康診査の受診率は37.2%となり、令和4年度の31.4%から5.8ポイント増加いたしました。特定健康診査受診率の伸び率といたしましては、県内で1位の結果となっております。

令和7年度の受診率向上の取組として、受診の締切が近づくと受診希望者が増え、予約が取りづらい状況となっていたことから、受診期間の2週間延長を予定してございます。

また、新たな取組といたしまして、未受診者のうち、通院歴があるかたや外国人のかた向けに、より分かりやすいよう多言語による勧奨通知を送付する予定でございます。

続きまして、予算書432、433ページ、議案第21号 令和7年度三郷市介護保険特別会計予算の1款1項1目第1号被保険者保険料についての1、要支援・要介護者の見込数でございますが、令和7年度の見込数は要支援1、1,047人、要支援2、942人、要介護1、1,736人、要介護2、1,061人、要介護3、886人、要介護4、823人、要介護5、602人、合計7,097人となっております。

次に、2、滞納者数とペナルティを受けている人数はでございますが、令和6年度に賦課のあるかたのうち、令和7年2月時点で滞納があるかたは1,342人、給付制限を受けているかたは25人でございます。

続きまして、予算書450、451ページ、3款3項5目認知症総合施策事業費についての1、NCGG-FATの新たな取組でございますが、NCGG-FATにつきましては、国立長寿医療研究センターが作成したツールで、タブレット端末を用いて、記憶力や注意力、また視点をうまく変える能力や課題を素早く達成する能力などの4項目について、脳の健康度を評価するものとなっており、認知機能が低下しているおそれのあるかたを早期に発見することが可能となっております。

本市では、脳と体の健康チェックとして、握力や歩く速度など、体の健康度も併せて検査

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

し、結果に応じて地区サロン等の通いの場や健康体操、健康アップ教室の案内をしたり、医療や福祉サービスにつなぐなどの支援を行っているところでございます。

今年度につきましては、地区サロン等を含め、11か所、13回の実施予定で、140名ほどの参加見込みでございます。

令和7年度につきましては、新たに町会、自治会などでの開催を予定しており、開催回数を増やすことにより、NCGG-FAT、脳と体の健康チェックを受けていただく機会のさらなる拡充を図る予定でございます。

続きまして、予算書476、477ページ、議案第22号 令和7年度三郷市後期高齢者医療特別会計予算の1款1項1目後期高齢者医療保険料についての1、被保険者の見込数でございますが、被保険者数は前年度より776人増の2万2,393人を見込んでございます。

次に、2、保険料の平均額と推移でございますが、令和5年度からの当初予算における1人当たりの保険料平均額を申し上げますと、令和5年度8万1,051円、令和6年度8万4,308円、令和7年度は8万6,870円でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 工藤智加子議員。

○9番（工藤智加子議員） ご答弁ありがとうございます。それでは、3点再質疑させていただきます。

396、397ページ、その他繰入金のお一人分につきましてはどのようなになったのか。前年と比べてどうなのか、お答えいただきたいと思います。

それから、432、433ページの介護保険のほうなんですけれども、滞納されるかたが保険料の値上げに伴って大きくなっているのかなと思うのですが、滞納が続いているかたの対応についてはどのようななさっているのか伺いたいと思います。

最後ですけれども、先ほどのNCGG-FATにつきましてはなんですけれども、広く効果を生んでいるようにお聞きしましたけれども、この効果についてはどのように評価されているのか伺います。

以上で終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 工藤智加子議員の再質疑に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 工藤議員の再度の質疑にお答えいたします。



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

3 点の再質疑がございました。

1 点目につきましては、議案第20号 令和7年度三郷市国民健康保険特別会計予算につきまして、その他繰入金について、1人当たりの平均繰入額の見込みは前年度と比べてどうかというご質疑がございました。1人当たりの平均繰入額の見込みでございますが、令和7年度は2万4,376円となっております。

なお、令和6年度につきましては、2万1,232円でございます。

続きまして、議案第21号 令和7年度三郷市介護保険特別会計予算について、滞納者に対する取組はどのようなかというご質疑がございました。

まず、滞納者への対策としましては、電話による催告を市税などと共同して実施しているほか、令和5年度からは新たにSMSの活用も開始いたしました。引き続き、収納率の向上に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、同じく議案第21号 令和7年度三郷市介護保険特別会計予算のNCGG-FATの取組の効果をどのように検証しているかというご質疑がございました。

こちら、効果の検証をすることまでは至ってはございませんが、国におきましては、認知症の発症予防については研究開発中ではありますが、発症遅延についてのエビデンスが蓄積されていると聞き及んでございます。

本市においては、NCGG-FAT、脳と体の健康チェックの判定が低い結果となったかたには、必要な健康体操や健康アップ教室の案内などを行っておりますが、地道ではあります。効果があるものと判断をしてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で工藤智加子議員の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、深川智加議員。

〔7番 深川智加議員 登壇〕

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

○7番（深川智加議員） それでは、議案第23号 令和7年度三郷市上水道事業特別会計予算について質疑をいたします。

487ページ、主要な建設改良事業中の配水管整備事業です。

石綿セメント管の布設替え工事内容、これによる耐震化率がどのようになるのかお答えください。

次に、浄配水施設耐震化事業です。

工事内容の詳細とスケジュールはどうなるのかお答えください。

続きまして、議案第24号 令和7年度三郷市公共下水道事業特別会計予算について質疑をいたします。

519ページ、主要な建設改良事業です。

普及率、水洗化率、耐震化の割合はどうなる見込みかお答えください。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 深川智加議員の質疑に対する答弁を求めます。

浮田勝之水道部長。

〔浮田勝之水道部長 登壇〕

○水道部長（浮田勝之） 深川議員のご質疑に順次お答えいたします。

初めに、予算書487ページ、配水管整備事業の石綿セメント管の布設替えの工事内容、これによる耐震化率がどのようになるかにつきましてお答えいたします。

石綿セメント管につきましては、令和5年度末における延長7.2キロメートルに対し、耐震管への更新や除却を行い、令和7年度末には4.5キロメートルになる見込みでございます。

また、石綿セメント管を含めた老朽管の布設替えにより、市内全体の水道管路の耐震化率は、令和5年度末の43.3%から2ポイント上昇し、令和7年度末には45.3%になる見込みです。

次に、浄配水施設耐震化事業の工事内容の詳細とスケジュールはでございますが、この事業は北部浄水場における着水井や塩素混和池などの浄配水施設につきまして、令和7年度に耐震診断と実施設計を、令和8年度、9年度に耐震補強工事を行い、耐震化を進めるものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 深川議員の質疑にお答えいたします。

予算書519ページ中段の主要な建設改良事業、1、普及率、水洗化、耐震化の割合はどうなる見込みかでございますが、令和6年度末時点の普及率につきましては、約89%を見込んでおります。令和7年度もおおむね例年並みの増加を見込んでおります。

次に、水洗化の割合でございますが、令和6年度末時点の水洗化率は、約90.6%を見込んでおります。令和7年度も普及率と同様に例年並みの増加を見込んでおります。

次に、耐震化の割合でございますが、令和6年度末時点の耐震化率は約72.7%を見込んでおります。令和7年度は、污水管布設工事の枝線整備完了に伴い、耐震化された新規整備分が追加されることや、ストックマネジメント計画に基づく管渠の改築工事により耐震化が図られることから、約72.9%を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で深川智加議員の質疑を終わります。

これにて議案第20号から議案第24号までに対する質疑を終結いたします。

---

#### ◎議案第20号～議案第24号の委員会付託

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第4、これより議案第20号から議案第24号までの委員会付託を行います。

議案第20号から議案第24号までにつきましては、皆様のお手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託をいたします。

---

#### ◎請願第1号の委員会付託

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第5、これより請願第1号の委員会付託を行います。

請願第1号につきましては、皆様のお手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、文教経済常任委員会へ付託をいたします。

---

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

◎散会の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会 午前11時22分

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

開議 午前10時15分

#### ◎開議の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） おはようございます。ただいまから令和7年3月三郷市議会定例会第16日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（鈴木深太郎議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

次に、各常任委員長から委員会審査報告書が提出され、審査結果につきましては、こちらにも皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

なお、田中照久地域振興部長から、本日から当分の間、欠席したい旨の申し出がありました。ついては、矢野尚地域振興部理事が出席いたしますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎議案第2号～議案第14号の委員会審査報告

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第1、これより議案第2号から議案第14号までの委員会審査報告を行います。

議案第2号及び議案第13号の委員長報告を求めます。

建設水道常任委員長、佐々木修議員。

〔建設水道常任委員長 佐々木 修議員 登壇〕

○建設水道常任委員長（佐々木 修議員） おはようございます。それでは、ご報告申し上げます。

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

去る3月3日、4日の本会議において、建設水道常任委員会に付託されました議案に対する審査の概要と結果について、順次ご報告申し上げます。

本委員会は3月5日、6日の2日間、第4委員会室において全委員及び執行部、並びに議会事務局職員出席のもと開催いたしました。

それでは、議案第2号 交通事故に係る損害賠償額の決定及び和解についてご報告いたします。

執行部の説明を了承し、質疑、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第2号については原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 三郷市建築基準法の規定に基づく建築物の建築等に係る確認申請手数料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第13号については原案を可決すべきものと決しました。

これにて1回目の報告を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第3号の委員長報告を求めます。

文教経済常任委員長、佐藤裕之議員。

〔文教経済常任委員長 佐藤裕之議員 登壇〕

○文教経済常任委員長（佐藤裕之議員） ご報告いたします。

去る3月3日、4日の本会議におきまして、文教経済常任委員会に付託されました議案及び請願に対する審査の概要と結果について順次ご報告いたします。

本委員会は3月5日、6日の2日間、第3委員会室において全委員及び執行部、並びに議会事務局職員出席のもと開催いたしました。

それでは、議案第3号 三郷市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、マイナンバーカードの電子証明書更新業務は、希望の郷交流センター出張所でも行っているとのことだが、指定する郵便局について希望の郷交流センターに近いみさと団地内郵便局を含む三郷高州郵便局・三郷戸ヶ崎郵便局・三郷丹後郵便局の4局としたのはなぜかに対し、希望の郷交流センター出張所については、市民課業務以外の多様な業務も取り扱っており、また指定する郵便局については日本郵便株式会社と協議する中で提案を受けたものであるとのことでした。



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第3号については原案を可決すべきものと決しました。

以上で1回目の報告を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第4号から議案第9号まで及び議案第14号の委員長報告を求めます。

総務常任委員長、渡邊雅人議員。

〔総務常任委員長 渡邊雅人議員 登壇〕

○総務常任委員長（渡邊雅人議員） ご報告いたします。

去る3月3日、4日の本会議において、総務常任委員会に付託されました議案に対する審査の概要と結果について、順次ご報告申し上げます。

本委員会は3月5日、6日の2日間、第1委員会室において全委員及び執行部、並びに議会事務局職員出席のもと開催いたしました。

それでは、議案第4号 三郷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、改正の詳細はに対し、いわゆる番号利用法においてマイナンバーカードの機能がスマートフォンに搭載可能となる規定が定められ、「カード代替電磁的記録」の定義が追加されたことによる項ずれに対応するものであるとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第4号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご報告いたします。

執行部の説明を了承し、質疑、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第5号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第6号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、令和7年度人事院勧告の主な内容はに対し、人材の確保・物価の上昇を反映し、民間の給与が引き上がる中、国家公務員についても全体的に給与の引き上げとなり、特に若年層の給与が昨年度に引き続き増加しており、初任給は2万円以上の増加となっているとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、工藤委員より賛成討論がありました。

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

討論を終結し、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第6号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第7号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ、工藤委員より反対討論がありました。討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、議案第7号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第8号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、制度改正の対象となる育児中職員への周知はどのように行うのかに対し、育児中職員に対しては様々な制度の利用が想定されるため、それらの制度の中から育児の状況に合わせて選択が可能となるよう、制度の比較等の説明を実施していくとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、工藤委員より賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第8号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第9号 三郷市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第9号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第14号 三郷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

執行部の説明を了承し、質疑、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第14号については原案を可決すべきものと決しました。

以上で1回目を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第10号から議案第12号までの委員長報告を求めます。

健康福祉常任委員長、鳴海和美議員。

〔健康福祉常任委員長 鳴海和美議員 登壇〕

○健康福祉常任委員長（鳴海和美議員） ご報告いたします。

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

去る3月3日、3月4日の本会議において、健康福祉常任委員会に付託されました議案に対する審査の概要と結果について、順次ご報告申し上げます。

本委員会は3月5日、6日の2日間、第2委員会室において全委員及び執行部、並びに議会事務局職員出席のもと開催いたしました。

それでは、議案第10号 三郷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、賦課限度額は後期高齢者支援金分だけの引き上げが提案されているが、その理由はに対して、国で定める法定賦課限度額に合わせた改正としており、現行の法定賦課限度額が後期高齢者支援分だけの引き上げであったためであるとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、深川委員より反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、議案第10号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第11号 三郷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、市内に対象となる施設はあるか、また利用者への影響はに対して、対象施設は指定地域密着型老人福祉施設、いわゆる地域密着型の特別養護老人ホームで市内に1か所ある。今回の条例改正は、「指定地域密着型老人福祉施設にショートステイ等を併設する場合、栄養士を兼務させることができる」という人員配置基準について栄養士法の改正によって栄養士免許のない「管理栄養士」が存在することになったため、「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改めるものであり、利用者への実質的な影響はないと考えているとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第11号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第12号 三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第12号については原案を可決すべきものと決しました。

これにて1回目の報告を終わります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

○議長（鈴木深太郎議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時３２分

再開 午前１０時５５分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第２号～議案第１４号の委員長報告に対する質疑、討論・採決

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第２、これより議案第２号から議案第１４号までの委員長報告に対する質疑、討論・採決を行います。

初めに、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第２号から議案第１４号までの委員長報告に対する質疑を終結いたします。

討論・採決を行います。

議案第２号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第２号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第２号 交通事故に係る損害賠償額の決定及び和解についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第２号は原案可決と決しました。

議案第３号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第３号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第3号 三郷市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案可決と決しました。

議案第4号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第4号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第4号 三郷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案可決と決しました。

議案第5号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第5号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案可決と決しました。

議案第6号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第6号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第6号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案可決と決しました。

議案第7号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第7号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第7号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案可決と決しました。

議案第8号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第8号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第8号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案可決と決しました。

議案第9号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第9号の討論を終結いたします。



採決を行います。

議案第9号 三郷市手数料徴収条例の一部を改正する条例の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案可決と決しました。

議案第10号の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

原案に反対、7番、深川智加議員。

〔7番 深川智加議員 登壇〕

○7番（深川智加議員） それでは、議案第10号 三郷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日本共産党三郷市議団を代表して反対討論をいたします。

この議案は、2025年度国民健康保険税の税率等を改定するものです。これにより、国民健康保険税は平均10%程度も引き上がります。また、1人当たりの調定額は1万6,778円の増加となり、13万4,925円と試算されています。2024年度に続く国民健康保険税の値上げとなりますが、今でも高い国民健康保険税が大幅に引き上がるもので、物価高騰で苦しむ加入者を更に追い詰めるものであり、反対します。

改定内容ですが、所得割の税率は医療分が7.0%から7.2%へ、後期高齢者支援分は2.2%から2.5%へ、介護分は40歳以上65歳未満の被保険者を対象とするものですが、1.9%から2.2%となり、合計0.8%の増です。均等割も改定され、医療分が2万9,000円から3万2,800円へ、支援分は9,000円から1万1,600円へ、介護分は1万1,500円から1万3,700円となり、合計8,600円の増です。世帯所得の合計が基準以下の低所得世帯や未就学児の均等割については軽減制度がありますが、均等割の引上げにより負担増となります。

加えて、後期高齢者支援分の課税限度額が4万円引き上がり、24万円となります。モデルケース別年税額では、40代の夫婦と5歳のこどもがいる3人家族で夫の給与収入300万円、妻の給与収入が55万円の場合、未就学児軽減が適用されるものの、国民健康保険税の年額は29万4,400円から32万7,400円となります。現行比で3万3,000円、11.21%もの負担増となります。

また、委員会では給与収入150万円の40代の母親と小学生のこどもが2人いる3人世帯の

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

場合は、均等割の5割軽減が適用されるものの、国民健康保険税の年額は12万400円から13万5,200円となることが分かりました。1万4,800円、12.3%の負担増となり、ひとり親世帯の厳しい生活を直撃します。

国民健康保険加入者は非正規労働者やフリーランス、75歳未満の年金生活者などが多くを占めています。協会健康保険などに加入する会社員と比べても、低所得層が多いにもかかわらず、保険料の負担率は逆に重くなっており、加入者の負担は限界となっています。これを国民健康保険の構造問題だとし、協会健康保険並みの払える国民健康保険税にするよう、全国知事会などが1兆円の公費投入を国へ要望していますが、国からの財政支援は約3,400億円にとどまっています。

こうした下で保険税負担を抑制するために、自治体が努力し、一般会計からの財政支援として法定外繰入れを行っていますが、これを国や県は赤字とみなし、解消するよう圧力をかけています。こうした下、県内で異なる保険税率を統一する目標を掲げる埼玉県国民健康保険運営方針を踏まえ、県が算定する標準保険税率に向けて段階的に税率等の改定を進めるとされています。物価高で市民の暮らしが疲弊している時に、国民健康保険税の更なる値上げの計画が進められていることは問題です。

私たち日本共産党市議団が実施した市民アンケートでは、「医療・福祉分野で三郷市に特に望む施策は何ですか」の問いに対して、「国民健康保険税、介護保険料の引下げ」が最も多い54.5%となりました。また、「国民健康保険税、介護保険の負担がサラリーマン時代に比べ大き過ぎる」や「国民健康保険税の高さに何とかならないかと思う」「年金の1か月分を超える金額」、そのほか「税金で生活はぎりぎり」という切実な声が寄せられました。物価高騰で厳しい家計のやりくりを強いられている住民が望む道は、こどもが多い世帯ほど負担が重くなる均等割を廃止し、協会健康保険並みの払える国民健康保険税に引き下げることです。国庫負担金の増額を国へ要望するよう求めます。

また、国民健康保険税を引き下げるために一般会計からの財政支援の継続や、未就学児にとどまらず、こどもの均等割を軽減するよう要望し、討論を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で通告による討論は終わりました。

これにて議案第10号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第10号 三郷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案可決と決しました。

議案第11号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第11号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第11号 三郷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案可決と決しました。

議案第12号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第12号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第12号 三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案可決と決しました。

議案第13号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第13号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第13号 三郷市建築基準法の規定に基づく建築物の建築等に係る確認申請手数料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例の委員長報告は原案可決であります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案可決と決しました。

議案第14号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第14号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第14号 三郷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案可決と決しました。

---

#### ◎議案第15号～議案第18号の委員会審査報告

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第3、これより議案第15号から議案第18号までの委員会審査報告を行います。

議案第15号中担当分の委員長報告を求めます。

総務常任委員長、渡邊雅人議員。

〔総務常任委員長 渡邊雅人議員 登壇〕

○総務常任委員長（渡邊雅人議員） それでは、議案第15号 令和6年度三郷市一般会計補正予算（第7号）中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、繰越明許費の消防費について詳細をに対し、消防団機械器具置場新設事業について、設計業務委託において令和7年4月施行の改正建築基準法に適合させるため、繰越明許とする。また、消防水利施設維持修繕事業について、番匠免地先で解体中の埋設されている防火水槽が想定と異なっており、工期延長の可能性があるので繰越明許とするとのことでした。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

次に、災害備蓄品整備事業について、自動排泄処理ポータブルトイレ、いわゆるラップポントイレ16台分の収納場所は。また、備蓄倉庫確保に対する市の考えはに対し、ラップポントイレは新たに指定した指定福祉避難所にそれぞれ収納するが、さつき学園は建物内に保管場所がないため、避難所環境整備事業により購入する倉庫にて保管する。また、備蓄倉庫は市内33か所の指定避難所のほか、後谷備蓄倉庫などの物資拠点や災害協定を締結した民間の倉庫を借用するなどし、確保できているとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、工藤委員より賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第15号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

以上で2回目を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第15号中担当分及び議案第16号から議案第18号までの委員長報告を求めます。

健康福祉常任委員長、鳴海和美議員。

〔健康福祉常任委員長 鳴海和美議員 登壇〕

○健康福祉常任委員長（鳴海和美議員） それでは、議案第15号 令和6年度三郷市一般会計補正予算（第7号）中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業について、実施済みの調整給付額が、実績による定額減税可能額に比べ不足しているかたに対し、差額を支給するための予算計上とのことだが、差額が生じる具体的な理由はに対して、定額減税補足給付金のうち不足額給付対象者において差額が生じる主な理由として、当初調整給付時と比べて、①として、令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、令和6年分所得税額が減少したこと、②として、当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少したこと、③として、令和6年中にこどもの出生等、扶養親族が増加したことによる定額減税可能額が増加したことにより、当初調整給付額より更に不足分、差額が生じることとなるとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、深川委員より賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第15号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号 令和6年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

執行部の説明を了承し、討論を求めたところ、深川委員より賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第16号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号 令和6年度三郷市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ、深川委員より賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第17号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第18号 令和6年度三郷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

執行部の説明を了承し、討論を求めたところ、深川委員より賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第18号については原案を可決すべきものと決しました。

これにて2回目の報告を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第15号中担当分の委員長報告を求めます。

文教経済常任委員長、佐藤裕之議員。

〔文教経済常任委員長 佐藤裕之議員 登壇〕

○文教経済常任委員長（佐藤裕之議員） それでは、議案第15号 令和6年度三郷市一般会計補正予算（第7号）中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、防犯のまちづくり推進事業について、防犯カメラの設置補助は戸建て住宅が対象とのことだが、商店は対象となるかに対し、事務所・店舗・その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含むとしているため、戸建てであれば店舗兼、事務所兼でも対象となるとのことでした。

次に、地球温暖化対策推進事業について、省エネ家電への買い替え費用補助は令和6年度も行ったが、来年度のスケジュールはどうなるのかに対し、令和6年度は5月に開始し、7月末で終了したことを踏まえ、今回は購入先を個人事業者に限定した影響として、量販店と比べ対象機器の設置工事に時間を要することに配慮して、6月頃から開始し、12月までと期間を長めに想定しているとのことでした。

次に、市内経済活性化事業について、市内店舗で利用できるプレミアム付きデジタル商品



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

券の購入手続はに対し、購入希望者は市内在住が要件となっており、アプリ上でマイナンバーカード・運転免許証・運転経歴証明書・在留カード・特別永住者証明書により本人確認を行った後、応募し、抽選で当選したかたが購入できることとなるとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第15号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

以上で2回目の報告を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第15号中担当分の委員長報告を求めます。

建設水道常任委員長、佐々木修議員。

〔建設水道常任委員長 佐々木 修議員 登壇〕

○建設水道常任委員長（佐々木 修議員） それでは、議案第15号 令和6年度三郷市一般会計補正予算（第7号）中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第15号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

これにて第2回目の報告を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時27分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第15号～議案第18号の委員長報告に対する質疑、討論・採決

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第4、これより議案第15号から議案第18号までの委員長報告に対する質疑、討論・採決を行います。

初めに、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第15号から議案第18号までの委員長報告に対する質疑を終結いたします。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

議案第15号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第15号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第15号 令和6年度三郷市一般会計補正予算（第7号）の各委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案可決と決しました。

討論・採決を行います。

議案第16号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第16号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第16号 令和6年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案可決と決しました。

討論・採決を行います。

議案第17号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第17号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第17号 令和6年度三郷市介護保険特別会計補正予算（第2号）の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案可決と決しました。

討論・採決を行います。

議案第18号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第18号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第18号 令和6年度三郷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案可決と決しました。

---

#### ◎議案第19号～議案第24号の委員会審査報告

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第5、これより議案第19号から議案第24号までの委員会審査報告を行います。

議案第19号中担当分の委員長報告を求めます。

総務常任委員長、渡邊雅人議員。

〔総務常任委員長 渡邊雅人議員 登壇〕

○総務常任委員長（渡邊雅人議員） それでは、議案第19号 令和7年度三郷市一般会計予算中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、初めに歳入について。

保育所入所児童保護者負担金（滞納繰越分）について、件数や滞納に至った状況はに対し、滞納割合は2％であり、理由として家庭状況の変化や納付の意思が高くないかたがいることなどによるとのことでした。

次に、学校体育施設使用料について、前年度比で減額となった理由はに対し、実績値を参考に見積りを行ったことによるとのことでした。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

続いて歳出について、初めに企画政策部担当分について。

総合計画等策定及び管理事業について、新たな総合計画策定の基本的な手法やプロセスはに対し、今年度市民意識調査や都市イメージ調査、市民ワークショップ、小中学生アンケートなどを実施した。令和7年度は、令和6年度の各調査結果と前期基本計画の実績や社会情勢の変化を勘案し、計画を策定していく。また、体制としては、部長級で構成する策定委員会等にて、前期基本計画の課題の精査などを行うとともに、市民等15名で構成するまちづくり委員会において基本計画の案を検討いただくとのことでした。

次に、情報処理機器及びネットワーク管理事業について、公衆Wi-Fiの増設箇所はに対し、災害時に避難所となる施設のうち、2か所に整備を進めるとのことでした。

続いて、総務部担当分について。

平和啓発特別事業について、平和を願う被爆ピアノコンサートの開催場所を増やしてはに対し、ピアノの移動や調律などが必要となるため、コンサートは8月9日、1か所の開催となるが、前日に間近での見学や演奏体験会などの開催を検討しているとのことでした。

次に、人事管理事務について、計画上の職員数と実績の雇用状況はに対し、職員の定員は定員適正化計画に基づき管理している。職員数は少しずつ増加しており、計画上の定員は令和7年度までは980名であり、それに対して令和5年度は973名、令和6年度は計画上の定員と同数の980名の職員数である。今後においても、計画定員と整合性が取れるよう管理を進めていくとのことでした。

続いて、危機管理防災課担当分について。

自主防災組織活動推進事業について、避難所運営委員会の設置状況と令和7年度の設置予定は。また、防災リーダー育成の見通しと防災士との役割分担に対する考えはに対し、令和6年度に幸房小学校及び前谷小学校で避難所運営委員会を立上げ、17か所となった。令和7年度は三郷高校など3か所以上から設立の相談を受けている。

防災リーダーは、令和7年2月末時点で783名となり、コロナ禍において講習会が開催できなかった時期があることから、令和7年度末940名の目標値との乖離があるものの、順調に増加している。

防災士のかたには、各地域の自主防災組織に参加いただくことで、連携した活動ができるようになることが望ましいと考えているとのことでした。

続いて、財務部担当分について。

財務会計システム維持事業について、増額理由はに対し、更新に伴うシステム構築費及び

**【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

ベンダーが変更した場合、旧システムと新システムを一時的に並行稼働する必要があるためであるとのことでした。

次に、庁舎管理事業について、電話の自動録音機能導入は、いわゆるカスタマーハラスメント対策としての対応か。また、本庁舎1階の空調設備の改修工事について、業務への影響はに対し、カスタマーハラスメント対策も要因の1つであるが、業務の品質向上を目的としての導入である。空調設備の改修工事については、原則土日に工事を行い、金曜日の終業後及び月曜日始業前に職員が片付け等を行うとのことでした。

続いて、消防本部担当分について。

警防課事務について、ドローンの活用や維持管理、資格取得支援方法はに対し、水難事故発生時にドローンが上空から撮影することで、要救助者の早期発見につなげたり、大型倉庫や一般建物での火災発生時に周囲を撮影することで、迅速な消火活動につながるものとする。バッテリーの消耗が激しいことから、ルールに沿って充電を行うなどして維持管理をしていく。

ドローンの飛行は、事前に国土交通省に申請し、承認を得ることで可能となる。消防機関が災害時に飛行させる場合、航空法第132条の92が適用され、申請を省き飛行させることができる。国土交通省のドローン情報基盤システムに操縦者登録を行い、承認された職員が10名おり、資格取得に必要となる講習会の講師料を消防本部が負担し、訓練飛行を消防署内で行うことで資格取得支援を行っているとのことでした。

次に、救急器具整備・維持事業について、増額理由はに対し、令和6年の出動件数が前年と比較し約200件増加しており、令和7年も同様の増加が見込まれること及び消耗品の単価の上昇によるとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、工藤委員より反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数。

よって、議案第19号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

以上で全ての報告を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第19号中担当分及び議案第20号から議案第22号までの委員長報告を求めます。

健康福祉常任委員長、鳴海和美議員。

〔健康福祉常任委員長 鳴海和美議員 登壇〕

○健康福祉常任委員長（鳴海和美議員） それでは、議案第19号 令和7年度三郷市一般会計

予算中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、初めに、いきいき健康部担当分について。

見守り配食サービス事業について、利用実績が減少傾向にあるため、昨年度と比較して減額になっているとのことだが、利用実績減少の要因はに対して、令和4年度から見守りを含めた配食サービスの必要性に関するアセスメントをしっかりとるよう、地域包括支援センターに依頼し、精査を進めていることが一因と考えられる。単に配食を希望するかたについては、自費対応をお願いしている。なお、継続利用者については、このアセスメントによるサービス提供の廃止は行っていない。

また、介護保険の通所サービスの利用希望者が増えており、そちらで食事をとるかたが増えていることも一つの要因と考えられるとのことでした。

次に、個別予防接種事業について、带状疱疹ワクチンの対象者が限定的な理由は。また市民への周知はどのように行うのかに対し、令和7年4月1日から带状疱疹ワクチンの予防接種が予防接種法のB類疾病接種に位置づけられ、定期接種の対象となった。基本的には65歳のかたが対象だが、5年間の経過措置として65歳以上のかたについても5歳刻みで順番に予防接種を受けていただくという制度である。令和7年度の対象人数は8,300人で、そのうち930人分を予算計上している。周知は、ホームページや「広報みさと」、健康のしおり等で行うほか、対象者全員に個別通知を送付する予定であるとのことでした。

次に、すこやかみさと推進事業の糖尿病予防事業について、詳細はに対し、市の健康課題である糖尿病を予防するための事業で、市内のスーパーやコンビニ、飲食店等にご協力いただきながら、企業や団体等と連携し、市民の野菜・果物の適正摂取を推進していこうという新たな取組である。

具体的には、スーパー等での健康イベントの開催や、野菜コーナーでの野菜摂取を促すPOP掲示、ベジチェックという野菜の摂取量が分かる機器の体験等を予定しているとのことでした。

次に、福祉部担当分について。

相談支援事業について、令和6年4月に基幹相談支援センターが開所されたが、どのような取組を行っているのかに対して、基幹相談支援センターの機能の1つとして、総合的・専門的な相談支援の実施があり、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所の合同会議を定期的で開催し、ひきこもり対策等について継続的に話し合いを行っている。また、地域生活支援拠点等整備事業の活用にかかわるコーディネートという機能もあり、地域拠点整備届を



**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

提出している事業所に向けた事例検討会を実施している。その他、地域移行・地域定着の促進について、医療観察法対象のかたを長期入院から地域のグループホームに入居できるよう支援した事例など、様々な成果を上げているとのことでした。

次に、こども未来部担当分について。

子育て支援事業の「おやこひろば事業」という新規事業について、詳細はに対して、におどりプラザで週2回「おやこひろば」の開催を計画している。不定期開催だった移動児童館とは異なり、曜日などを固定して定期的に開催し、予約制ではなく、誰でも参加できるような形をとる予定である。委託先等については協議・検討中であるが、保育士等の有資格者の配置をお願いしたいと考えているとのことでした。

次に、保育所ICTシステム導入事業について、運用方法や保育士、保護者等への周知方法はに対し、保育所へのICT導入に当たり、試行期間を設けて動作確認や不具合等の確認を行う予定である。令和7年12月までにシステムを導入し、1月からの試行を目指している。保護者に対しては、保護者会等を活用し、使い方などについて丁寧に説明していきたいと考えているとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、深川委員より反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、議案第19号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第20号 令和7年度三郷市国民健康保険特別会計予算についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ、深川委員より反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、議案第20号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第21号 令和7年度三郷市介護保険特別会計予算についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、シルバー元気塾推進事業について、一般会計から介護保険特別会計に移行されたが、その理由はに対して、シルバー元気塾推進事業が介護予防に大きく貢献していることや、「ゆうゆうコース」を既に一般介護予防事業として行っている等の理由により、事業を介護保険特別会計に組み込むこととなった。なお、この移行による市民サービスへの影響はないとのことでした。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、深川委員より反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、議案第21号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第22号 令和7年度三郷市後期高齢者医療特別会計予算についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ、深川委員より反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、議案第22号については原案を可決すべきものと決しました。

以上で全ての報告を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第19号中担当分の委員長報告を求めます。

文教経済常任委員長、佐藤裕之議員。

〔文教経済常任委員長 佐藤裕之議員 登壇〕

○文教経済常任委員長（佐藤裕之議員） それでは、議案第19号 令和7年度三郷市一般会計予算中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、初めに市民生活部担当分についてご報告申し上げます。

運転免許証自主返納者支援事業について、これまでの申請者数の推移と助成の内容はに対し、本事業は令和5年5月1日から開始しており、令和5年度中の申請者は485名、令和6年度は2月末時点で426名となっており、全体の6割ほどが70代である。また、申請者のうち6割のかたがタクシー利用券を、3割のかたが自動車燃料費補助を、その他のかたがバス回数券を申請しており、来年度の申請者は520名と見込んでいるとのことでした。

次に、中長期在留者住居地届出等事務事業について、現在市内に登録されている外国人の数と国別の内訳は。また、窓口では生活のルールに関する案内はどのように行っているのかに対し、令和7年3月1日時点で住民登録されている外国人の数は7,089人で、国別の内訳は多い順に中国が1,871人、ベトナムが1,683人、フィリピンが754人などであり、手続に来庁された際に市民便利帳や英語版のリビングガイドなどの生活のルールブックを渡し、案内しているとのことでした。

次に、鳥獣及び愛護動物等に関する事業について、飼い主のいない動物への支援補助金等新設された経緯はに対し、高齢者の施設入所や孤独死により行き場のないペットが増えている現状に対し、令和3年から庁内の関係部署による協議を続けてきた。行き場のないペット

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

は、新しい飼い主が見つかるまでの間、一時的にボランティアに無償で預かりを依頼しているが、治療費などの経済的な負担が大きく、後継者不足等の課題に直結していることから、こうした活動を支援していく事業を新設するに至ったとのことでした。

続いて、地域振興部担当分についてご報告申し上げます。

寄附金活用事業について、コミュニティ施設特別整備事業の内容はに対し、平成25年度に彦糸地区のために活用してほしいと5,000万円の寄附があり、平成27年度に道路照明灯や水路整備に2,000万円を活用し、残りの3,000万円について町会内の合意が得られたため、地域の方々が使用する集会所を建設することとなったとのことでした。

次に、陸上競技場運営管理事業について、修繕料は足りるのか、その見込みは。また、競技場の活用方法はに対し、修繕料は令和6年度と比べ減額しているが、令和7年度は走路の使用頻度の高い部分の補修を見込んでおり、損傷が小さいうちに数か所の補修をするものである。

また、競技場は平成国際大学陸上競技部及び三郷市陸上競技協会が、それぞれ年10回程度大会等で利用しており、関東ラグビーフットボール協会の関東大学リーグ戦のほか、幾つもの競技団体が大会として利用している状況である。今後も団体の誘致などを検討していくとのことでした。

続いて、学校教育部担当分について、ご報告申し上げます。

公営児童クラブ運営事業について、幸房小学校第2児童クラブ増築工事の予定は。また、現在通っている児童への影響はに対し、今後は6月議会に工事契約の案件を上程し、令和8年3月の竣工を予定している。建設場所は、現在の建物の西側を計画しているが、安全対策としてしっかり仮囲いを行い、現在通っている児童へ影響が出ないようにするとのことでした。

次に、教育相談室運営事業について、新たに校内サポート支援員を配置するとのことだが、その内容はに対し、様々な理由から教室に入りづらい生徒が過ごせる部屋（サポートルーム）を今年度試行的に設置してきたが、今後継続して学習支援等を行うために来年度から支援員を1人配置することとし、中学校を複数校巡回する予定であるとのことでした。

次に、小学校及び中学校教育用パソコン整備事業について、不用物品廃棄の費用を計上しているが、無料で廃棄できないのかに対し、GIGAスクール構想で整備された端末については、文部科学省から適切な処分及び再資源化をするよう通達があり、それに従って処分するものであり、歳入において端末中のレアメタル売却による有価物等売却代を計上している

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

とのことでした。

続いて、生涯学習部担当分についてご報告申し上げます。

図書館図書購入事業について、新しく購入する本の選定基準は。また、リサイクル本になる本の基準はに対し、新しく購入する本は図書館3館にそれぞれ「こどもの本」及び「一般書」担当者がおり、担当ごとに選書会議を行い、三郷市図書館資料収集方針に基づき選定している。

また、三郷市図書館資料除籍基準に基づき、蔵書から10年を経過し、かつ複本があるものなどが蔵書の役割を終えた本としてリサイクル本となっているとのことでした。

次に、青少年育成事業について、青少年リーダー養成セミナーの具体的な内容はに対し、青少年リーダーの新たな人材発掘事業であり、指導者スタッフとなるためにグループワークや宿泊事業での野外体験スキル向上、三郷について学ぶなどの研修を行った後、青少年課のイベントで実務体験をし、翌年度に各団体のリーダーとして活躍していただきたいと考えているとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第19号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

以上で3回目の報告を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 委員長報告の一部を残して、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第19号中担当分及び議案第23号及び議案第24号の委員長報告を求めます。

建設水道常任委員長、佐々木修議員。

〔建設水道常任委員長 佐々木 修議員 登壇〕

○建設水道常任委員長（佐々木 修議員） それでは、議案第19号 令和7年度三郷市一般会計予算中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑を行い、初めに建設部担当分について。

道路維持管理事業における隧道改良等工事の詳細をに対し、2か所の工事を予定しており、

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

1つ目は采女隧道について、大型車通行量の増加や地下水の漏水、また施設の老朽化により路面が劣化しているため、排水性の改善等を図るために改良工事を行うものである。

2つ目は、経年劣化が進んでいる仁蔵隧道の排水ポンプについて更新を行うものであるとのことでした。

次に、排水ポンプ場中央監視設備設置事業における施設整備工事費が大幅に増額となっている理由はに対し、現在利用している通信回線について、事業者より令和10年度をもって終了するとの連絡があり、設備の改修を行う必要がある。その中で、国の「5か年加速化対策」の緊急自然災害防止対策事業による地方債の優遇措置が令和7年度で終了することから、これを最大限活用し、集中的に工事を進めるためであるとのことでした。

次に、まちづくり推進部担当分について。

マンション管理適正化関連業務における、マンション管理士による無料相談会の開催について詳細をに対し、相談希望者の申し込みにより随時開催しており、月に1回程度の頻度である。なお、令和6年度まではマンション管理士会のご厚意により無償で開催していたが、令和7年度より市から委託料を支払い、開催していただく予定であるとのことでした。

次に、中央四丁目公共施設用地に整備予定のボール遊び広場について、計画に至った経緯及び利用の対象は。また、ほかの既存の公園についても、今後、ボール遊びをできるようにしてほしいとの意見が出るのが想定されるが、考えはに対し、経緯としては現在、市内の公園ではボール遊びが禁止となっている中で、「ボール遊びができる場所が欲しい」というニーズがあったことである。広場では、こども同士の交流や親子のふれあいの場となるような利用形態を想定している。今回の整備は、市内で初めてのものであるため、整備後の利用状況等を十分に検証し、その後の方向性を検討していきたいとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、佐藤智仁委員から反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、議案第19号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 令和7年度三郷市上水道事業特別会計予算についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑を行い、浄配水施設耐震化事業における実施設計等の具体的な箇所はに対し、北部浄水場における「中継ポンプ井」の耐震診断と「着水井」及び「塩素混和池」の実実施設計を予定しているとのことでした。

次に、配水管整備事業における耐震化工事の場所はに対し、主に急所施設や重要施設に接

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

続する水道管路として、早稲田地区及び市役所周辺地区の工事を予定しているとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、佐藤智仁委員から反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、議案第23号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第24号 令和7年度三郷市公共下水道事業特別会計予算についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑を行い、収益的支出における流域下水道維持管理負担金が令和6年度当初予算と比較して増額となっている理由はに対し、積算の根拠となる単価について令和6年度の1立方メートル当たり40円から、令和7年度より同43円に値上がりしたためである。なお、埼玉県からは覚書により、5年に1回、単価の見直しを行うとの方針が示されているとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、佐藤智仁委員から反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、議案第24号については原案を可決すべきものと決しました。

以上で全ての報告を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時30分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第19号～議案第24号の委員長報告に対する質疑、討論・採決

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第6、これより議案第19号から議案第24号までの委員長報告に対する質疑、討論・採決を行います。

初めに、委員長報告に対する質疑を行います。



質疑の通告がありません。

これにて議案第19号から議案第24号までの委員長報告に対する質疑を終結いたします。

討論・採決を行います。

議案第19号の討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

原案に反対、9番、工藤智加子議員。

〔9番 工藤智加子議員 登壇〕

○9番（工藤智加子議員） それでは、私から議案第19号 令和7年度三郷市一般会計予算につきまして、日本共産党三郷市議団を代表し、反対討論を行います。

2024年12月、内閣府は国民生活に関する世論調査の結果を公表しました。調査結果では、「生活の中で悩みや不安を感じている」との回答が、「どちらかといえば」を合わせて78.2%に及びました。1981年度の調査開始から最多となり、生活の程度はどうかという問いに「中の下」と答えた人が28.1%に上り、35年ぶりの高水準となりました。

また、日本共産党三郷市議団が昨年12月から行っている市民アンケートでは、「暮らしが苦しくなった」との回答は、「以前から苦しい」と合わせて74.4%に上っています。苦しくなった理由は、「物価高騰」が68.9%と他の理由を大きく上回っておりました。こうした市民の暮らしが厳しい中、市民に身近な自治体がどれだけ市民の声に寄り添えるかが問われる予算であったことは明かです。石破政権の政府予算案を見ても、突出した軍事費の増額と高額療養費の改悪に見られるように、社会保障費は自然増分を不条理にも削減する政策が継承されており、社会保障費を財源にした低所得者や市民向けへの支出による所得の再分配は機能しなくなっていると指摘せざるを得ません。地方自治法の本旨に基づく暮らしや福祉最優先の予算配分が求められましたが、本予算は市民の暮らしを支援する恒常的な事業に足を踏み出していないことから、反対します。

以下、幾つかの点について述べます。

歳入についてです。

個人市民税は、前年度比で10.5%と定額減税の影響がなくなり、上ぶれましたが、納税者の総所得平均額は1.8%増にとどまりました。地方消費税交付金の増額は、前年度比で4.6%増となりますが、物価高騰に伴う消費税増収によるものであり、逆進性のある消費税が市民の暮らしを圧迫していることから、認められません。地方交付税は地方財政計画で1.6%の増となりましたが、普通交付税で前年度同額となりました。臨時財政対策債は2001年の制度

創設以来、初めて新規発行がゼロになりましたが、自治体の財政運営が厳しい状況下では交付税率の引上げを国に求めるべきだと考えます。

歳出についてです。

人事院勧告に伴う給与の引上げが計上されました。会計年度任用職員をめぐっては、この間、制度の見直しが行われ、この年度は時給金額が増額となりますが、職員の約8割が女性であり、ジェンダー平等の観点からも、更なる処遇改善が求められます。戦後80年の節目の年となりますが、平和啓発特別事業が計画されたことは、今般の世界情勢の中にあって大変重要なことだと考えます。多くの市民が参加できますよう要望します。

多額の経費がかかる情報システムの標準化事業ですが、ガバメントクラウドの利用料と関連経費については、この年度から普通交付税措置がされるものの、情報システムの運用などが自治体財政に負担をもたらす懸念はぬぐえません。総合計画を初め、主要な計画の期間が終了することから、計画の策定作業が行われますが、見直しに当たっては広く市民の意見を集め、計画に反映することができるよう要望します。

災害備蓄品や避難所の環境整備に予算が計上されました。避難所運営を着実に実施するために、行政がイニシアチブを発揮し、運営委員会の早期設置に取り組むよう求めます。

民生費は、社会保障費の自然増分を削減する政府予算を反映し、本市においても福祉充実のための支援策に影響を与えるものとなりました。障害福祉費は、通所型の生活介護などの報酬改定により給付サービスの増額が見込まれましたが、提供時間別での時間払いになったことから、小規模な事業所ほど加算を取得するための人件費や業務量の負担が厳しくなると懸念されております。介護保険制度のような時間単位の利用による報酬ではなく、月額払いに立ち戻るべきだと考えます。

老人福祉費は、実績数に見合った予算計上とはいえ、前年度からの減額が散見されます。適用基準を拡充し、事業の積極的な周知など利用しやすい制度となるよう、検討するべきです。また、ごみ出しの困難な高齢者世帯への見守り、ごみ収集事業や介護予防に科学的な検知が明らかな加齢性難聴への補聴器補助制度は先送りされ、市民の声に応えるものとなりました。

児童福祉費は前年度から開始した児童手当が通年度化し、増額となりました。また、3歳児から5歳児の保育士基準が前年度から改善されたものの、1歳児については1歳児配置改善加算が措置され、要件のハードルが高いことから不十分なものとなりました。5歳児健康診査が開始となりますが、健診後の相談・支援体制などを初め、保護者の声に応える職員配

置の充実を求めます。

住宅確保給付金の転居費が新たに増額され、生活保護費は生活扶助費の特例加算が延長、1,000円から1,500円に引き上げられます。引き続き、被保護世帯への丁寧な相談、支援を実施するとともに、職員の欠員を改善するよう強く求めます。

商工振興費の耐震改修に係る住宅改修費補助金については、耐震化改修に限定せず、広く市民が活用できる住宅のリフォームにも補助金を活用できるよう制度の見直しを求めます。

都市計画費では、市民の声に応え、一部市内バス路線の維持に路線バス運行委託を計上したことは評価できますが、一方で駅前開発に4億円を計上するなど、路線バスの充実を願う市民要望の声に応え切れていません。抜本的な対策を求めます。

また、土地区画整理支援事業の増額は北部地区における区画整理事業の水路、調整池の築造費の増額分を支援するもので、その補助金額約1億4,000万円の根拠については不透明であることから反対です。

教育費は、教育の処遇改善を図るために教職調整額を4%から5%に引上げ、2030年度までに10%とし、教員の手当を見直しますが、教員不足の最大原因である長時間労働の是正解消に至っていません。残業代を支給する仕組みへの転換と併せて、教職員の抜本的な増員が求められます。小中学校の児童・生徒が利用するタブレット端末の更新時期を迎えます。学校教育でICT機器を使うこと自体は否定されるものではありませんが、児童・生徒たちの健康への影響が懸念されます。海外でも健康被害と教育効果の観点から、紙の教科書に戻すケースが生まれており、坂戸市では自分で苦労して調べることは経験として記憶に残るなどとし、その効果を狙って国語辞典を全生徒に配付するとしています。なお、個人情報の保護、保護者負担の解消など丁寧な対応を求めます。

県内の自治体では、厳しい財政運営の中でも切実な市民の要望に応え、小中学校あるいは中学校から給食費無償化に踏み出しています。報道されている自治体だけで、戸田市が市立中学校で、秩父市、日高市で小中学校の給食費無償化を新年度から実施すると報道されました。本市においても実施に足を踏み出すべきです。

最後に、就学援助費支給事業は要保護者の援助単価が卒業アルバム代で引き上げられます。自治体が単独で行っている準要保護者への就学援助制度の拡充を求め、討論を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 原案に賛成、22番、武居弘治議員。

〔22番 武居弘治議員 登壇〕

○22番（武居弘治議員） 議案第19号 令和7年度三郷市一般会計予算につきまして、新公会

を代表し、賛成討論を行います。

初めに、今年1月28日に八潮市で発生した道路陥没事故において被害や影響を受けられました方々に対し、謹んでお見舞い申し上げます。

昨今の社会情勢を敷衍いたしますと、デジタル技術の進歩により日常生活や事業活動の利便性が飛躍的に向上する一方で、発生する災害の激甚化、少子高齢化の急速な進行、更には円安や人口減少に起因する物価高騰などによる市民生活への影響など、多くの課題も生じております。市民に最も身近な行政を担う市には、これら様々な課題に対し地域の実情に応じた効果的な解決策を早急に立案し、実行していくことが求められます。そして、こうした状況の中で本市が「人にも企業にも選ばれる魅力的なまち」として、更なる発展をしていくためには、これまで続けてきた市の魅力を高める取組を一層充実し、推進していくことが重要となっております。

今議会に提案された令和7年度一般会計の当初予算につきましては、18年連続の増で過去最高額となる625億円を計上するものとなっております。その内容を見てみますと、歳入については市民税、固定資産税などの根幹となる市税収入の増額が見込まれており、これはこれまで進めてきたまちづくりが実を結んできた成果と捉えております。また、新たな財源確保の取組として、一部の事業においてクラウドファンディング型ふるさと納税により寄附を募るなどの手法を積極的に取り入れた点は高く評価するところであります。

一方、歳出について見てみますと、「日本一の読書のまち」の推進やホストタウン交流の充実など、本市の特色を生かした施策を行うとともに、交通利便性の更なる向上を目的とした施策の展開や災害対策を初めとする様々な社会課題の解決に向け、多くの有効な施策が盛り込まれた予算となっております。

令和7年度の当初予算に計上された主な事業について、第5次三郷市総合計画・前期基本計画の3つの重点テーマに沿って申し上げます。

まず、1つ目の持続可能な拠点の形成については、防災力の強化に向け南部地域拠点防災コミュニティ施設の整備や市内隧道の治水対策を進めるなど、安全・安心のまちを目指していることが強く感じられます。

また、都市計画道路新和高須線、草加三郷線、駒形線などの主要な道路整備を進めるとともに、三郷中央駅周辺のリニューアルやボール遊びができる広場の整備など、地域の魅力を向上させる事業が盛り込まれております。

2つ目の多様性のある地域の確立については、今年9月に開催される東京世界陸上におい

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

て、令和３年度に開催した東京オリンピックに引き続き、ギリシャ共和国陸上競技選手団の事前キャンプを受け入れる予定があり、ワールドクラスのアスリートを三郷市で見る機会が再びできることは、スポーツに励む人だけでなく、多くの市民にとって貴重であります。

また、糖尿病予防、高齢者の健康状態の把握、支援などの健康増進に関する施策を充実させるとともに、「日本一の読書のまち」の推進として、子どもから高齢者まで幅広い世代が読書に親しめる取組が盛り込まれています。

３つ目の質の高い教育と切れ目のない子育て支援の強化については、三郷中央におどりプラザにおける就学前の児童とその保護者を対象とした遊びの場の提供を充実するとともに、公立保育所における児童の登退園管理や保護者との連絡のためのＩＣＴシステムの導入など、保育の環境と保護者の利便性向上を図ることは、引き続き本市が子育て支援に力を入れていく意思を表しているものと高く評価するところであります。

最後に、総合計画の重点テーマ以外の事業について申し上げますと、戦後８０周年を迎えるに当たり、「（仮称）平和を願う被爆ピアノコンサート」の開催を予定していることは、これを機会に命の大切さを改めて考えるという意味において、行政の重要な役割の一つと考えます。

以上申し上げましたが、令和７年度は第５次三郷市総合計画・前期基本計画の最終年度となっていることから、これまで市が取り組んできた施策と今年度新たに取り組む施策の効果が総合的に集大成され、本市の更なる成長・発展につながることを期待しております。

木津市長におかれましては、「ふるさと三郷 みんながほほえむまちづくり」の達成に向け、引き続きリーダーシップを発揮し、また私ども市議会議員と連携しながら、市政に邁進されることを期待申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（鈴木深太郎議員） 原案に賛成、１７番、佐藤裕之議員。

〔１７番 佐藤裕之議員 登壇〕

○１７番（佐藤裕之議員） 議案第１９号 令和７年度三郷市一般会計予算につきまして、政委会といたしまして賛成討論を行います。

令和７年度当初予算は、対前年度比７．７％、４４億５、０００万円増、１８年連続、過去最高となる６２５億円で編成されております。この数字は、昨年の前年度比３．５％、１９億５、０００万円増であったことから、本市は確実にアフターコロナを含め、成長し続けていることが数字からも見て取れます。

しかしながら、世界情勢を含め、様々な影響から予想以上のスピードでエネルギー価格の



高騰や、あらゆるものの物価上昇、更には急速に進む少子高齢化やA I、デジタル技術の更なる利活用による利便性向上、インフラ老朽化対策など、市民生活に直結する多くの課題があるものの、一層の安心で安全なまちづくりを進めていかななくてはなりません。

令和3年からの10年計画である第5次三郷市総合計画における「都市として自立し、活力があり、交流が生まれ、人にも企業にも選ばれる魅力的なまち」を目指して、7つのまちづくり方針と3つの経営方針を掲げ、更には総合計画の各方針に基づきながら、持続可能な地域社会をつくっていくための重点テーマの3本柱、「持続可能な拠点の形成」について、「多様性のある地域の確立」について、「質の高い教育と切れ目ない子育て支援の強化」を着実に実現する予算措置がこの当初予算では示されていると考えます。

歳入では、市税5.2%、約11億5,000万円増の231億8,000万円、歳入全体に占める割合は37.1%と示されております。昨年は、定額減税による市民税の大幅な減収が見込まれておりましたが、本年は市民税への影響もなく、また例年に引き続き固定資産税の増収が見込まれる点でも、まちづくりが順調に進められていることがうかがえます。

また、企業版ふるさと納税等による資金調達を活用し、地域課題の解決に取り組むなど、財源確保に向けた努力がうかがえます。今後、更に自治体はクラウドファンディング等、拡充に向けた取組を行い、更なる自主財源確保を求めます。

また、地方交付税や国県支出金、市債などの依存財源につきましても、積極的な確保に努め、有効に活用していただきたいと思います。

「ふるさと三郷 みんながほほえむまちづくり」実現に向けて、様々な施策を行うため、予算調整には市長を初め、執行部の皆さん、大変ご苦勞されたのではないかと思います。

歳出では、令和7年度当初予算実施主要事業によりますと、新規事業26項目、拡充事業30項目、継続事業15項目、計71項目にわたり第5次三郷市総合計画・前期基本計画に掲げる3つの重点テーマの主な事業中、「持続可能な拠点の形成」では浄配水施設・上下水道耐震化事業や配水管整備事業、南部地域拠点防災コミュニティ施設整備事業や公共交通政策推進事業等、新規事業2件、拡充事業1件、継続事業6件、「多様性のある地域の確立」では高齢者への個別的支援事業やがん患者ウェルビーイング支援事業、小中学校司書配置事業やクラウドファンディングを活用したホストタウン推進事業や図書館図書購入事業等、新規事業5件、拡充事業10件、「質の高い教育と切れ目ない子育て支援の強化」では保育所運営管理事務事業や公営児童クラブ運営事業、乳幼児健康診査事業、小中学校教育用パソコン整備事業等、新規事業5件、継続事業3件、その他戦後80年の節目を迎えるに当たり、戦争の悲惨さ、



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

命の大切さや平和への願いについて考える機会とするため、「（仮称）平和を願う被爆ピアノコンサート」の開催、平和啓発特別事業、良好な住環境を保全するため、適切に管理されていない空き家等への対策を推進する住宅施策推進事業、令和８年度共同消防指令センターの運用開始に向け、施設及び消防指令システムの整備等を行う消防指令業務共同運用事業等、顕在・潜在ニーズのあった各種新規事業が盛り込まれており、高く評価するところであります。

また、継続・拡充・新規と多種多様な事業から、本市の諸課題に向けた事業の再三にわたる精査がなされたのではないかと拝察いたします。

国では、多極分散型の国づくりを目指す中、東京への一極集中と叫ばれて久しいところですが、首都圏郊外である本市においても地方財政が大変厳しいと言わざるを得ない状況において、財政の健全性を維持しつつ、創意工夫による限られた財源の効果的かつ効率的な配分に努めるなど、本予算は三郷市の目指すまちづくりの実現に向けたものであると確信し、賛成討論いたします。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で通告による討論は終わりました。

これにて議案第19号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第19号 令和７年度三郷市一般会計予算の各委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立多数であります。

よって、議案第19号は原案可決と決しました。

議案第20号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第20号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第20号 令和７年度三郷市国民健康保険特別会計予算の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立多数であります。

よって、議案第20号は原案可決と決しました。

議案第21号の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

原案に反対、7番、深川智加議員。

〔7番 深川智加議員 登壇〕

○7番（深川智加議員） それでは、議案第21号 令和7年度三郷市介護保険特別会計予算について、日本共産党三郷市議団を代表して反対討論をいたします。

第9期介護保険事業計画の2年目になります。介護給付費が増えれば、高齢者全員の介護保険料が比例して引き上がる仕組みは、3年ごとの改定のたびに保険料が引き上がる結果を生み出しています。第9期の第1号被保険者の基準保険料の月額、近隣5市1町の中で最も高い6,300円です。一方、2025年度の年金はマクロ経済スライドなどによって3年連続の実質マイナス改定です。お米の値段が5キロ4,000円を超えるなど、あらゆるものの値段が高騰する中、年金生活者の負担は限界に達しています。保険料を滞納しているかたは、直近の件数で1,342人で、このうちサービス利用料を全額負担しなければならないかたは25人になっていることが明らかになりました。介護サービスの給付増が利用者負担にはね返らないよう、国庫負担増で介護保険料を引き下げるよう国へ要望することを求めます。

次に、事業所の消滅、介護労働者の深刻な不足、高齢化の下、必要な介護が利用できず、居宅での生活が不可能になるなど、住み慣れた地域で暮らし続けることが困難な事態が進行しています。

一方、国は緊急的に賃上げが必要であるとし、処遇改善加算を取得した事業所に要件を付け、介護職員1人当たり5万4,000円を補助する想定ですが、交付は1度切りで全産業平均賃金との格差を解消する処遇改善にはほど遠いものとなっています。

また昨年、訪問介護の基本報酬が引下げられ、介護事業者の倒産は過去最多となりました。特に、高齢者宅を1軒1軒回る中小の事業所は利益を得ることが難しくなっています。厚生労働省の資料を基にした新聞「赤旗」の調査で、訪問介護事業所ゼロの自治体が107町村、事業所が残り1つしかない自治体は272市町村であることが明らかになりました。訪問介護の報酬の引下げを撤回し、介護労働者の処遇を抜本的に改善するよう国へ要望することを求めます。

最後に、市内介護事業者から本市に隣接する東京などへ介護人材が流れ、募集をかけても人が集まらないという悲鳴の声が上がっています。居宅での生活が不可能になれば、働く現

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

役世代が介護のために仕事を辞めざるを得ず、現役世代にとっても重大問題です。埼玉県と隣接する自治体で実施されている介護職員、介護支援専門相談員等への自治体独自の処遇改善を三郷市でも早急に実施していただくよう求め、討論を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で通告による討論は終わりました。

これにて議案第21号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第21号 令和7年度三郷市介護保険特別会計予算の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立多数であります。

よって、議案第21号は原案可決と決しました。

議案第22号の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

原案に反対、7番、深川智加議員。

〔7番 深川智加議員 登壇〕

○7番（深川智加議員） それでは、議案第22号 令和7年度三郷市後期高齢者医療特別会計予算について、日本共産党三郷市議団を代表して反対討論をいたします。

現役世代の保険料負担の抑制や、出産育児一時金への新たな拠出などを口実とし、大幅な保険料の値上げが2024年度に行われましたが、2025年度は激変緩和措置が切れます。基礎控除後の総所得金額等が58万円、年金収入211万円相当以下のかたは2024年度に限り8.42%の所得割率が適用されましたが、2025年度は9.03%となります。また、賦課限度額は2024年度の73万円から2025年度は80万円に引き上がります。保険料が年々増えていますが、埼玉県後期高齢者医療広域連合が公表している参考資料によりますと、県の被保険者の年間平均所得は2008年度には91万6,645円だったものが2023年度には79万1,848円になり、12万円以上も減っています。

一方、保険料は2008年度は均等割額が4万2,530円、所得割率が7.96%であったものが2025年度は均等割額が4万5,930円、所得割率が9.03%となり、保険料は年々上がり続けています。加えて、本市の年額保険料の推移は平均で2023年度が8万1,051円、2024年度は8万4,308円、2025年度は8万6,870円となる見込みであることが質疑で分かりました。2023年度の保険料に対し、2025年度は約5,800円もの増です。被保険者の年間平均所得が減るのに

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

保険料が上がり続けています。ひざなどの痛みを抱えながら、年をとっても働かざるを得ないのは、年金だけでは生活ができないからです。物価高騰が深刻化する中、更なる負担増は高齢者の暮らしに重くのしかかるものであり、反対します。

高齢者に重くのしかかる保険料の引下げを国・県に要望するよう強く求め、討論を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で通告による討論は終わりました。

これにて議案第22号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第22号 令和7年度三郷市後期高齢者医療特別会計予算の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立多数であります。

よって、議案第22号は原案可決と決しました。

議案第23号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第23号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第23号 令和7年度三郷市上水道事業特別会計予算の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立多数であります。

よって、議案第23号は原案可決と決しました。

議案第24号の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

原案に反対、9番、工藤智加子議員。

〔9番 工藤智加子議員 登壇〕

○9番（工藤智加子議員） 議案第24号 令和7年度三郷市公共下水道事業特別会計予算につきまして、日本共産党三郷市議団を代表して反対討論を行います。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

公共下水道は、地方財政上の公営企業とされていることから、料金収入で通常事業費と新たな建設や更新費用を賄う独立採算制原則という仕組みになっています。

しかしながら、とても賄い切れる財政規模ではないため、国の補助金、一般会計からの繰り入れ、更に企業債を活用しながら運営されております。

企業債の元利償還金に係る財政措置として、減価償却費と支払い利息について地方交付税が措置されますが、とても足る金額ではありません。本市では、能登半島地震の教訓を踏まえ、国土交通省から上下水道の一体化で耐震を進めるとして、計画策定の要請に応じ、三郷市上下水道耐震化計画を1月に公表しました。この年度から市役所などの重要施設に接続する管路から、順次耐震化事業を実施するとしています。

一方で、このような予防・保全の観点から、必要な修繕費については国からの財政支援が低く抑えられています。施設等整備に係る費用は自治体の財政支援に頼らざるを得ないのは問題です。さらに、三郷市の経営戦略には新年度で下水道料金の改定を検討するとしており、料金の引上げによって市民への負担となることが懸念されます。国庫補助金の引上げを国に強く求めるよう要望し、討論いたします。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で通告による討論は終わりました。

これにて議案第24号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第24号 令和7年度三郷市公共下水道事業特別会計予算の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立多数であります。

よって、議案第24号は原案可決と決しました。

---

### ◎請願第1号の委員会審査報告

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第7、これより請願第1号の委員会審査報告を行います。

請願第1号の委員長報告を求めます。

文教経済常任委員長、佐藤裕之議員。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

〔文教経済常任委員長 佐藤裕之議員 登壇〕

○文教経済常任委員長（佐藤裕之議員） それでは、請願第1号 学校給食の無償化を求める請願書についてご報告いたします。

事務局の朗読後、意見を求めたところ、国において小学校の給食費無償化を令和8年度から開始する方針が示されたが、中学校については時期が明示されていないため、中学校の給食費無償化について三郷市として態度を明確にする必要があると考えるとの意見がありました。

本請願に対する討論を求めたところ、寺沢委員より反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、請願第1号については採択とすべきものと決しました。

以上で全ての報告を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時35分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎請願第1号の委員長報告に対する質疑、討論・採決

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第8、これより請願第1号の委員長報告に対する質疑、討論・採決を行います。

請願第1号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて請願第1号の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

討論・採決を行います。

請願第1号の討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

本請願に反対、21番、篠田正巳議員。

〔21番 篠田正巳議員 登壇〕

○21番（篠田正巳議員） 請願第1号 学校給食費の無償化を求める請願に対し、討論を行います。

初めにね、先日聞いた講話の話から始めさせていただきますが、「天国と地獄の長い箸」というものでありました。それぞれ天国と地獄には同じように十分な食べ物が用意されていますが、地獄の人たちはやせていらした印象なのに対し、天国の人たちは幸せに満ちた顔をしています。それはなぜでしょう。天国と地獄には共通のルールがあり、円卓にある食事は必ず約1メートルもある長い箸を使って食べなければならない。地獄の人たちの食事は、箸が長いので何度やってもなかなか口に運ぶことができず、長い箸が隣の人に当たってしまい、「お前が悪い」「そちらが悪い」とけんかになることも。どんなに十分なおごちそうが目の前に用意されていても、自分の口に食べ物が持っていけないので、常に飢えて苦しみ、争いごとが絶えない世界。一方、天国の人たちは円卓のごちそうを向かいの人に長い箸を使って「どうぞ」と口へ運んであげ、「あなたからどうぞ」と自然にふるまえる人たちが集まる天国は、たくさんの物を食べ、飢えも争いもない幸せな世界。というものでありました。

さて、本題に入りますが、令和5年、2023年3月議会の中で、ここにいる全議員が賛同した「子育て施策に対する国の支援を求める意見書」がやっと日の目を見ることになります。だからこそ、学校給食費の無償化を求める請願は、私は取り下げられるものと期待をしたところであります。

なぜなら、いよいよ来年、2026年度から小学校給食費の無償化について、5月中旬をめどに制度設計の方向性をまとめることで、自民党、公明党、日本維新の会3党の政調会長で合意したとの報道もあり、来年から小学校の給食費無償化のスタートと中学校での拡大もできる限り速やかに実現とあり、過去に2度提出された、2度とも本会議で不採択されたものであり、今回3度目の請願になるからであります。

もうええでしょう。過去2度の不採択により、SNS上やチラシに子育てに寄り添うべきPTA会長経験者や地域育成会の関係者の反対とともとれるようなラベル貼りに心を痛めている人がいるからであります。確かに、投稿者にはそのような意図はないのかもしれませんが、傷ついている人がいることを理解していただきたいと願っております。

先ほどの討論にもありましたが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用で、戸田市では教育費の負担が大きい中学生のこどもを持つ家庭を対象に経済的な負担軽減の観

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

点から、恒久的な中学生の給食費を無償化にし、安定した学校生活を支えることを目的としたとありました。三郷市でも、2022年9月1日から2023年3月31日までの7か月の給食費の無償化が実現されたところであります。その背景には、5億円を超える支出の原資は当時の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用によるものであり、給食費等の負担軽減支援事業として実現したものであります。それにより、取り残されたものはなかったのか。後ほど申し上げますが、どこかにしわ寄せがあつては本末転倒であると考えております。

現在、三郷市の取組として給食費の保護者負担金を抑制するために、小・中学校合計の公費負担金は1億7,995万円であります。1人当たりの材料費が小学校で5,046円ですが、保護者負担金は3,950円であり、1,096円の市の負担金であります。中学校では6,335円ですが、保護者負担金は4,700円で1,635円の市の負担金があることをご存じですか。また、要保護・準要保護のかたには福祉の援助があるところであり、先ほど申し上げました国による5月中旬に行われる無償化への制度設計において、この金額に対しどのような判断がされるのか、少し気になるところでもあります。

さて、私たち新政会は給食費の無償化を求める請願に対し、市単独での無償化に反対してきたところであります。責任ある会派として、先ほども申し上げましたが、平成24年、2012年6月議会で私は学校給食費の無償化について提案をさせていただきました。その時の答弁では4億7,000万円の負担になるとの答弁があり、また直近では7億1,300万円になります。内訳で申し上げれば、小学校で4億5,514万円、中学校で2億5,780万円であり、無償化ということはこの金額が毎年毎年の市の負担額になります。だからこそ、市単独の事業には反対したところであります。この給食の予算により、弱者へのサービスの低下や支給が削られることは何としても避けなければならないと考えております。ほかの事業に影響がないのか、激甚化する自然災害、老朽化したインフラ整備、そして交通安全対策、防犯対策などなど、何より学校給食は食育でもあります。地元野菜を積極的に使い、安心して安全なものを、そしてこどもたちの健やかな成長と健康にあると考えます。

最後に、子育て環境の支援を思う時、やっぱり教育費の負担が大きい中学生のこどもを持つ家庭への経済的な支援、負担軽減策を今後考えるべきものと申し添え、全てのこどもたちが笑顔あふれる安定した学校生活を送れることを願い、討論いたします。

○議長（鈴木深太郎議員） 本請願に賛成、6番、渡邊雅人議員。

〔6番 渡邊雅人議員 登壇〕

○6番（渡邊雅人議員） それでは、請願第1号 学校給食の無償化を求める請願書に対しまして、21世紀クラブを代表し、賛成の立場から討論をいたします。

本請願は、上程説明でもございましたように、国・県に対して小・中学校の給食費を無償化するよう働き掛けるとともに、国・県の無償化実現に対する腰が重いようであれば、本市において小・中学校における学校給食費の無償化を実施するよう求めるというものです。

本請願への賛成理由を明らかにするに当たり、まず去る2月25日に発表された自民党、公明党、日本維新の会における3党合意について関連する部分を申し述べます。

この3党合意では、教育の無償化や社会保険料改革など複数の項目にわたって政策合意がなされました。そして、その中における教育の無償化に関する項目では、給食の無償化について小学校においては令和8年度からの実施、そして中学校についてはできる限り速やかに実現をすると明示されました。このことから、国における学校給食費無償化に対する道筋が一定ついたものの、懸念をしているのは中学校における無償化の実施時期が明示をされていないという点です。

本市においては、今回と同趣旨の請願が2年前から毎年提出をされており、過去2回の採決において我々21世紀クラブはこどもたちの未来のために必要な施策であると判断をし、いずれも賛成をしてまいりましたが、残念ながらいずれも反対多数で不採択となっておりまして、反対されてきた方々の討論などを見ると、反対の大きな理由として国がやるべき施策だからという主張がございました。我々も本来、国がやるべき施策であるということに異論はございません。しかし、国でしかできないという施策でもありません。実際に、埼玉県内では坂戸市や所沢市を初めとした自治体で小・中学校における給食費の無償化を市の予算において実施しております。

先ほど申し上げたように、このたび国において令和8年度から小学校での給食費の無償化が決まりましたが、国がやるべき施策だからと反対をしている間に、令和8年度を迎える頃には2年前に小学生であったこどもたちのうち、当時3年生以上だったこどもたちは皆小学校を卒業してしまいます。同じような事態を今回国における3党合意で実施時期が明示されなかった中学校における給食費の無償化について起こすべきではありません。

繰り返し申し上げますが、学校給食費の無償化は国がやるべき施策ではありますが、国でしかできない施策ではありません。いつ実現するか分からない中学校の給食費について、国における実施が始まるまでの間、責任のある会派として本市の予算において実施をすべきであると強く感じております。そのため、請願が提出された以降に3党合意によって請願事項

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

の前提条件に一部、現状との差異は発生しているものの、21世紀クラブの総意として本請願は賛成すべきであるという判断に至ったことを申し述べ、討論を終了いたします。

○議長（鈴木深太郎議員） 本請願に賛成、7番、深川智加議員。

〔7番 深川智加議員 登壇〕

○7番（深川智加議員） それでは、請願第1号 学校給食の無償化を求める請願書について、日本共産党三郷市議団を代表して賛成討論をいたします。

請願書が示したとおり、全国で学校給食費の無償化が広がりを見せています。本市でも、2022年度に地方創生臨時交付金を活用し、7か月間にわたり学校給食の無償化が行われ、保護者などから歓迎されるとともに、継続を求める声が広がりました。こうした全国の自治体の取組などが後押しし、政府がようやく重たい腰を上げ、小・中学校の給食無償化に足を踏み出そうとしています。少数与党となったことで、政治が動いた一例であり、保護者や教員、市民による長年の運動の成果でもあります。

昨年12月27日に文部科学省が公表した学校給食の無償化を全国一律で実施した場合の課題と題する資料によれば、年間約4,832億円の財源が必要との推計が示されました。ところが、2025年度の国家予算案では学校給食の無償化は先送りされる一方で、軍事費は初めて8兆円を超えました。日本の教育への公費負担はGDP比2.9%で、OECD諸国で最下位クラス、OECD平均の4.2%に遠く及びません。こうした下、学校に通わせるのにかかる保護者の経済的負担は物価高騰の影響もあり、年々重くなっています。

文部科学省の令和5年度子どもの学習費調査によれば、こども1人を公立小学校に通わせる場合にかかる学校給食費の年額は8万1,753円です。公立中学校では15万747円です。これとは別に年間給食費がかかり、非常に重たい負担となっています。本市の学校給食費の年額は、小学校が4万3,450円、中学校が5万1,700円です。小・中学校に通うこどもが複数いる家庭は負担が重くなり、例えば中学生が2人、小学生が1人いる家庭の年間給食費は14万6,850円です。

一方で、学校給食費に対する経済的支援として就学援助制度がありますが、対象はごくわずかです。私たち日本共産党三郷市議団が行った市民アンケートでは、「子育て支援分野での三郷市に特に望む施策は何ですか」の問いに対して、「学校給食の無償化」が38.2%と最も高くなりました。物価高騰で家計が悲鳴を上げる中、学校給食費の無償化は多くの保護者の願いであり、喫緊の課題であります。国の動きを待つまでもなく、学校給食費の保護者負担の軽減を実施する自治体が存在しています。三郷市にできない理由があるのでしょうか。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

住民に一番身近な自治体が市民の願いに寄り添い、食材価格の物価高騰分への財政支援にとどまらず、学校給食の無償化を目指し、足を踏み出すべきです。

本市の令和7年度一般会計予算額を基に試算したところ、予算総額に対して1.1%強で学校給食費の無償化が実現可能です。また、中学校から始める場合は0.4%強、小学校から始める場合は0.7%強です。子どものために決断できるかどうかです。

また、「隠れ教育費」の著者である教育行政学者の福嶋尚子氏のお話によれば、長期的に考えれば給食費無償化はこどもや子育て世代のみならず、全ての世代が恩恵を受けることになるとしています。食の権利が当たり前前に保障された学校で育ったこどもたちが、この日本を当たり前の基本的人権が保障される社会に変えてくれる。普遍的現物給付としての給食費無償化の取組は、自己責任を基軸とした社会を基本的人権の保障を基軸にした社会に変えていく壮大なプロジェクトだとしております。こうした取組は、教育学的にも大変意義深いものと考え、私は共感いたしました。

最後に、給食費の無償化によって質や量の低下が懸念されます。こどもの権利をきちんと満たせるよう、予算措置をきっちりを行い、安全で安心な学校給食の無償化を行い、物価高騰による経済的負担を軽減するよう求め、請願に賛成いたします。請願には、1万1,269筆の署名が添えられました。寄せられた切実な願いに応えていただきますよう、各議員に賛同を呼び掛けまして、私の討論を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で通告による討論は終わりました。

これにて請願第1号の討論を終結いたします。

採決を行います。

請願第1号 学校給食の無償化を求める請願書の委員長報告は採択であります。

本請願を採択することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

---

#### ◎市政に対する一般質問

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第9、これより市政に対する一般質問を行います。



通告により発言を許します。

---

◇ 西 村 寿美枝 議 員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第1、11番、西村寿美枝議員。

〔11番 西村寿美枝議員 登壇〕

○11番（西村寿美枝議員） それでは、通告に従いまして、順次一般質問を行います。

今回は、まちづくり問題を2項目にわたって質問させていただきます。

まず初めに、1、官民連携のまちづくりについてお伺いいたします。

人口減少社会・少子高齢化社会にあつて、民間企業や団体等と連携したまちづくりによって、市民サービスの向上と三郷市の継続的な発展、地域経済の活性化を目指していくことが今後ますます必要となってくると考えられます。官民連携は、本市でもにおどりプラザのようなPFI方式や文化会館や地区センターなどの指定管理者制度、市の施設の維持管理に対する業務委託など、様々な形で進めておりますが、包括連携協定についてはどのように進めているでしょうか。

共通の目的を持つステークホルダーとのパートナーシップを深め、官民連携を促進するための場として幾つかのプラットフォームがあり、三郷市も「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」に名を連ねておりますが、このような場を更に活用し、民間との連携を図っていくことも有効ではないかと考えます。

そこで、アとして、地域活性化に関する包括連携協定について、これまでの取り組みと今後の展望についてお伺いいたします。

三郷市は、首都高速6号三郷線と東京外かく環状自動車道、そして常磐自動車道の3つの高速道路が合流するジャンクションを有し、昨年には三郷流山橋の開通、今月22日には常磐自動車道三郷料金所スマートインターチェンジのフルインター化の開通と道路網の整備によって、ますます利便性の高いまちになりました。第5次三郷市総合計画で「人にも企業にも選ばれる魅力的なまち」を目指して、重点テーマとして持続可能な拠点の形成、「まちづくりは道づくり」を掲げて取り組んできた成果であると思います。このような地の利を求めて、大型物流施設が本市へ参入してきており、今後も増えると想定されるのではないかと思います。



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

しかしながら、市民から聞こえてくる声は、「大型トラックが増えて交通渋滞や騒音などが増えるのではないか」、「巨大な倉庫は圧迫感があり、内部でどんなことが行われているか分からず不安だ」というネガティブなものが多いのが現状です。

一方、近年の物流業界ではインターネット上で商品を売買するビジネス、eコマースの台頭と1つの物流施設に複数のテナントが入居するマルチテナント型が増えており、より巨大な物流施設が増えています。また、物流施設で働く人材の獲得のため、鉄道駅からのアクセスが良い場所が求められ、より住宅地に接近するようになっています。

そこで、物流施設としても地域住民や自治体に受入れられるために、地域への配慮が必要と考え、隣接地との緩衝帯に緑地帯を設けるなど、景観への配慮はもちろんのこと、自治体と災害協定や包括連携協定を結び、地域との共生・共存、更には地域経済に好循環をもたらす存在にといった動きが出てきています。

千葉県流山市では、令和3年11月に物流関連会社である日本G L P株式会社と地域活性化に関する包括連携協定を締結しました。流山市と日本G L Pは、既に災害協定を結んでいましたが、更に幅広い分野での連携へと発展したようです。流山市が物流施設ディベロッパーと包括連携協定を結ぶのは初めてで、日本G L P側も自治体との包括連携協定は初めてであったとのことです。この協定は、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、市民サービスの向上及び地域の活性化に資することを目的としています。そして、流山市に建設されたのがG L Pアルファリンク流山です。こちらは、マルチテナント型で入居企業同士のビジネスコミュニティを創出することと、近隣との地域共生の場となることを目的として、カフェやレストラン、コンビニエンスストアを地域にも開放しています。ここでは毎年春に、誰でも参加可能なスプリングフェスタが開催されており、ほかにも防災ワークショップ、ウォーキング・ジョギングイベントの開催、市民活動団体への活動場所の提供、小・中学校の職場見学や職業体験など、多岐にわたる分野で地域との協力関係を築いています。

そこで、イとして、三郷市では大型物流施設と周辺住民との相互理解の取組について、どのように検討されているかお伺いいたします。

続いて、2、グリーンインフラの推進についてお伺いいたします。

このたび、中川・綾瀬川流域が特定都市河川流域に指定されたことにより、三郷市でも本年7月から雨水浸透阻害行為に対して技術基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となります。この雨水貯留浸透施設に自然の機能を活用して防災機能を向上させようというグリーンインフラに「雨庭（レインガーデン）」があります。「雨庭」とは、雨水の貯留浸透の

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

働きを併せ持つ庭のことで、近年グリーンインフラの技術として注目を集めています。国土交通省は、グリーンインフラの優れた取組事例を令和2年度からグリーンインフラ大賞で表彰し、広く情報発信しています。これまで京都市の雨庭整備事業や、お隣の草加市の総合的な雨水流出抑制施設の整備としてレインガーデンが表彰されています。グリーンインフラの分かりやすい実装として、「雨庭」が取り入れられているのではないかと思います。

そこで、アとして、この「雨庭（レインガーデン）」を取り入れた雨水流出抑制について、三郷市ではどのように考えられるでしょうか、お伺いいたします。

本年1月に開催されたグリーンインフラ産業展で、第5回グリーンインフラ大賞が発表されました。今年の国土交通大臣賞には東京都の世田谷区、武蔵野市の雨庭の取組が選ばれました。これは市民、民間が参画する流域治水として、雨庭を普及する取組でした。世田谷区と武蔵野市でこどもたちや市民と一緒に雨庭を作るワークショップを行い、雨庭のファンを増やすことでグリーンインフラに関心を持ち、実践する市民を増やすことを目的としていました。流域治水に取組む上で、特に都市型の水害対策を進めるには小規模分散型の流域治水を市民とともに考えていく必要があります。雨庭は、住宅や街中に取り入れたくなる魅力ある流域治水の形であり、民間施設での普及が期待されます。

そこで、イとして、市民や企業等が参画する「雨庭」づくりについて、流域治水を推し進める点からどのように考えられるかお伺いいたします。

以上で1問目を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 西村寿美枝議員の質問に対する答弁を求めます。

日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 西村議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1、まちづくり問題の1、官民連携のまちづくりについてのうち、ア、地域活性化に関する包括連携協定についてお答えいたします。

企業等と締結する包括連携協定につきましては、これまで行政主体で行ってきた公共サービスを行政と民間が連携して行うことで、複雑、多様化する市民ニーズや行政課題に的確かつ効率的に対応するための1つの手法として注目されているところでございます。

本市では、企業等と本市の関係性を積極的かつ適切に構築することを目的といたしまして、令和5年11月に企業等との連携協定に関するガイドラインを策定し、協定を推進する体制を整備するとともに、連携の方法や連携する分野、要件等につきまして明確にしたところでご

ございます。これまでの包括連携協定締結の実績でございますが、9件となっております、その内訳は大学が4件、企業等が5件となっております。

また、直近の実績といたしましては、今年2月に日本生命保険相互会社と市民の健康増進及び地域活性化等を目的とした協定を締結したところであり、この後もこの3月中でございますが、株式会社イトーヨーカ堂や株式会社セブンーイレブン・ジャパンほか1社、合計3社の企業と協定締結に向けた調整を進めているところでございます。包括連携協定による官民連携の取組は、まちづくりを進める上で非常に有効なものと認識しております。今後につきましても、議員からもございましたが、官民連携SDGsプラットフォームなどを活用するなど、様々な分野の行政課題に対して企業等と連携した解決を図り、更なる地域の活性化につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 私からは、1、まちづくり問題、2、グリーンインフラの推進について、ア、「雨庭」を取り入れた雨水流出抑制についてと、イ、市民や企業などが参画する「雨庭」づくりにつきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

近年の気候変動に伴う水災害リスクに備えるため、河川流域のあらゆる関係者が共同して取組む流域治水が各地で進められております。議員が言われましたとおり、三郷市を含む中川・綾瀬川流域においても治水対策を推進するため、令和6年3月に特定都市河川として指定され、今年の7月から法が施行される予定でございます。

今後、堤防や排水機場などのハード整備の加速化や、雨水貯留浸透施設設置の義務化のほか、田んぼダムといった自然環境が持つ力を活用したグリーンインフラの整備など、様々な治水対策による効果が期待されております。

議員ご質問の「雨庭」は、道路などに降った雨水を直接水路や河川などに流さずに、緑地などの自然空間を利用して一時的に貯留させて、ゆっくりと地面に浸透させる植栽空間でございますので、歩道などの植栽地や公園、またご家庭の庭や企業の敷地など身近な場所で設置が可能なため、雨水流出抑制対策として有効な取組の一つでございます。

グリーンインフラは、自然環境が持つ多様な機能や仕組みを積極的に活用し、防災・減災・地域振興・環境への配慮など、自然と共生したまちづくりを目指した整備でございます。今後も、市民の皆様が安全・安心に暮らせるよう、自治体や民間のかたでも設置可能な「雨

庭」など、自然環境が有する機能を活用した治水対策なども含めて、流域治水によるまちづくりを推進するため、関係部署と連携を図りながら先進事例の情報収集など、調査研究に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 私からは、1、まちづくり問題の1、官民連携のまちづくりについてのイ、大型物流施設と周辺住民の相互理解の取り組みについてお答えいたします。

近年、本市におきましては三郷ジャンクションを中心とする高速道路網による恵まれた広域交通アクセスを活かし、産業系土地利用の誘導に特化した土地・区画整理事業によるまちづくりに取り組んでまいりました。三郷インター南部地区や南部南地区では、大型物流施設を中心とする企業立地が実現しており、現在事業が進められております三郷北部地区におきましても、更なる産業機能の集積と併せ、雇用の創出が期待されるところでございます。

産業系・土地・区画整理事業の施行に際し、地区内における良好な操業環境の確保のため、各地区の用途地域には工業地域を指定した上で地域特性に応じたきめ細かいまちづくりのルールとして地区計画を定めており、建物用途の混在を防ぎ、流通・工業系・土地利用の利便性の増進を図る観点から、一部の区域を除き店舗・飲食店などの建築を制限しております。このようなことから、ご質問にございましたような周辺住民が利用できるようなカフェなどの施設の立地につきましては課題がございますが、併せてご質問をいただいております企業との連携によるイベント等の実施につきましては、立地企業と地域住民との相互理解を深める効果が期待できるものと考えられます。

今後につきましては、市民と企業との交流などの事例や市の関与の在り方などにつきまして、関係部署と連携しながら調査研究し、引き続き「人にも企業にも選ばれる魅力的なまちづくり」を推進してまいります。

○議長（鈴木深太郎議員） 西村寿美枝議員。

○11番（西村寿美枝議員） それぞれにご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問と要望をさせていただきます。

初めに、1の官民連携のまちづくりですが、企画政策部長から三郷市として包括連携協定のガイドラインを策定し、官民連携の取組を着々と前へと進めているという大変に力強く感

じるご答弁でございました。今後も、官民連携を地域の活性化につなげて、市民サービスの向上を図り、三郷市の継続的な発展の基盤をしっかりと固めていっていただきたいと要望いたします。

続いて、大型物流施設と周辺住民との相互理解の取組については、まちづくり推進部長から相互理解の交流などのイベントなどに関しては、前向きなご答弁であったかと思います。市からも積極的に提案し、共に発展する関係性を築き、まちづくりの力にしていっていただきたいと要望いたします。

カフェやレストラン、コンビニエンスストア等の商業施設を地域に開放することは課題があって難しいというご答弁でございました。市民がどういうまちづくりを期待しているのか、市民の声を聴き、期待に応えていく必要があると思います。

そこで、1点、まちづくり推進部長に再質問をさせていただきます。

今後、近隣市で展開しているようなまちづくりを三郷市で取り入れようとするならば、どういった課題となってくるのか、お伺いいたします。

次に、2のグリーンインフラの推進についてですが、建設部長から「雨庭」は雨水流出抑制対策として有効な取組であると、そしてグリーンインフラを活用した流域治水によるまちづくりを先進事例の情報収集、調査研究をしていくというご答弁であったかと思います。

そこで、1点、再質問をさせていただきます。

「雨庭」などのグリーンインフラについて、先進事例から学び、民間の取組とのマッチングを図るためには、官民連携のまちづくりに対する質問の中でも取り上げたようなプラットフォームへの参加が有効であると思います。グリーンインフラ官民連携プラットフォームというものもございますが、今後このような先進事例から学ぶプラットフォームについてどのように検討されているでしょうか、建設部長にお伺いいたします。

1問目でご紹介した「雨庭」のワークショップなどで市民とともに流域治水を進めている世田谷区では、雨水流出抑制施設技術指針の中で雨水浸透施設として「雨庭」を明記しています。また、令和4年7月には世田谷区のグリーンインフラ推進のシンボルとも言える「シモキタ雨庭広場」が完成しました。先日、私は現地視察に行つてまいりました。下北沢駅から歩いてすぐのところにあり、多くの人が行き交うウォークアブルな街中で市民のオアシスとなっておりました。また、「雨庭について」という掲示が設置されており、先進的な取組を内外にアピールするシティプロモーションにもつながっていると感じました。今回は、「雨庭」を取り上げましたが、グリーンインフラはまちづくりの上で様々な効果が期待されるの

ではないかと考えます。今後、建設部と関係部署が連携して実装へと進めていただけるよう、要望いたします。

以上で終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 西村寿美枝議員の2問目に対する答弁を求めます。

相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 西村議員の再度のご質問にお答えいたします。

ご質問は、「雨庭」をもっと広く知っていただけるよう、プラットフォームとして市民周知方法を検討すべきではないかというご質問だったかと思います。市民などへの周知につきましては、今後、流域治水の取組を広く周知するため、様々な情報を掲載したポータルサイトが、国を初め、関係自治体のホームページに設けられる予定でございます。その中で、自然機能を活用するグリーンインフラに関する情報も掲載される予定と伺っております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 再度のご質問にお答えいたします。

近隣市で展開しているようなまちづくりを取り入れていくために、何を課題と考えるかといったようなご質問だったかと思います。

まずは、何を目指して、何をどのような方向性を持って取組をしていくか、そういったことをしっかりと整理して、その上で市民の皆様や企業の方々と合意形成をしていくと、そのようなことが課題であろうと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で西村寿美枝議員の質問を終わります。

---

#### ◎日程の追加

○議長（鈴木深太郎議員） ただいま市長から議案第25号 令和6年度三郷市一般会計補正予算（第8号）が提出されました。

お諮りいたします。



この際、本議案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木深太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### ◎議案第25号の上程・説明

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第10、これより議案第25号を議題といたします。

議案第25号の提案理由の説明を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 議案第25号 令和6年度三郷市一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、別冊の補正予算書2ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ2,429万8,000円を追加し、総額を661億7,389万8,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正につきましては、5ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費補正につきまして、この補正予算に計上いたします各事業は、いずれも年度内に支出が完了しない見込みであることから、繰越明許費を設定し、翌年度に繰り越すものでございます。

8、9ページをお開き願います。

2、歳入でございます。

上段の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対して支援を行う事業に係る国庫補助金、次の埼玉県保育所等物価高騰対策給付事業補助金につきましては、物価高騰の影響を受けている保育所等に対して支援を行う事業に係る県補助金、下段の三郷市財政調整基金繰入金につきましては、国等からの補助金の額を超過する事業費について、財政調整基金から取り崩しをし、充てるものでございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

10、11ページをお開き願います。

3、歳出でございます。

今回の補正予算に計上しております全ての事業は、いずれも物価高騰の影響を受けている事業者等へ支援を行うものでございます。

まず、上段から相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業の3事業につきましては、障害者施設等を支援するものであり、今回国の補助金を活用して埼玉県が実施する障害者施設等の支援事業の対象外となる施設等に対し、補助を行うものでございます。

なお、補助対象の施設等は30を見込んでおります。

その下の民間保育所等運営支援事業、認定こども園運営改善費等支援事業、保育所併設型民営児童クラブ事業につきましては、次ページにわたりますが、保育園、認定こども園等の私立保育施設46施設及び民営児童クラブ3施設に対して、児童1人当たりの光熱費等に係る単価に利用定員数を乗じて補助を行うものでございます。

最後に、公共交通政策推進事業につきましては、市内を運行する路線バス事業者6社に対して50万円から350万円の範囲で支援金を交付するものでございます。

なお、今回の事業の詳細につきましては、議案参考資料でまとめた形としておりますので、ご覧いただきたく存じます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で議案第25号の提案理由の説明は終わりました。

議案第25号につきましては、質疑のあるかたは明日13日の正午までに通告をお願いいたします。

なお、質疑は14日、討論・採決は17日に行います。

---

### ◎散会の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会 午後 3時28分

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） おはようございます。ただいまから令和7年3月三郷市議会定例会第17日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（鈴木深太郎議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

なお、城津守まちづくり推進部長から、本日から当分の間欠席したい旨の申出がありました。ついては、川端篤司まちづくり推進部副部長が出席いたしますのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎市政に対する一般質問

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第1、これより市政に対する一般質問を行います。

通告により、順次発言を許します。

---

◇ 寺 沢 美 紗 議 員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第2、1番、寺沢美紗議員。

〔1番 寺沢美紗議員 登壇〕

○1番（寺沢美紗議員） おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問を行い

ます。

今回は、子育て支援問題、1、産後ケア事業について伺います。

少子化が深刻化する中、その要因の1つとして、子育て環境の課題が指摘されています。出産直後の時期は、母親にとって心身ともに負担が大きく、周囲の十分な支援が得られない場合、育児疲労や精神的不安が深刻化するおそれがあります。

初めての育児では、授乳や夜泣きによる寝不足、慣れない赤ちゃんのお世話に追われ、母親は極度の疲労状態になります。また、ホルモンバランスの変化もあり、産後鬱に陥るケースも少なくありません。実際、日本では、出産後の母親の約1割が産後鬱状態になるとの調査結果もあります。

こうした中、家事も含めた日常の負担が重なることで、母親が孤立感を深めてしまい、育児への不安やストレスが増大します。十分な支援が受けられないことが、結果的に、もうこどもは産みたくないという気持ちにつながり、少子化の一因ともなりかねません。

かつては産後の母親を支える役割を祖父母世代が担うことが一般的でしたが、現代ではその環境も変化しており、例えば、定年後も経済的理由により働き続ける高齢者が増加しているため、妊産婦の実父母や義父母が産後のサポートに十分な時間を割けないケースが増えていきます。

内閣府の調査によれば、高齢者の労働力率は年々上昇しており、60代、70代でも就業を続ける人が増加しています。その背景には、年金だけでは生活が厳しい現状や、社会全体の労働力不足によるシニア雇用の増加があり、祖父母が産後の娘や息子夫婦を支援できる余裕や時間が減少しています。

また、育児と介護のダブルケアを担う家庭も増え、祖父母世代自身が高齢の親の介護に追われていることも、産後サポートが不足する一因となっております。

こうした状況を踏まえると、育児を家族の支援だけに頼るのではなく、自治体による公的な支援の充実が不可欠と考えます。特に、産後ケアの不足は、母親の孤立感を深めるだけではなく、母親の健康やこどもの発達にも影響を与えかねません。そのため、宿泊型、通所型、訪問型の産後ケア事業の拡充や、産後ホームヘルパーの派遣、産後ドゥーラの活用など、多様な支援策の導入が求められます。

このような問題を解決するため、国は産後ケアの充実を図る方針を打ち出しています。厚生労働省を中心に、出産直後の母子に対し、心身のケアや育児サポートを提供する産後ケア事業が推進されてきました。

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

第4次少子化社会対策大綱において、令和6年度末までに、産後ケア事業を全国に展開する目標が挙げられており、令和5年度時点で、全国の約84%の市区町村が産後ケア事業を実施している状況です。

産後ケア事業では、助産師などの専門職によるケアを実施していますが、その形態は様々です。例えば、助産師等のいる施設に宿泊してケアを受ける宿泊型、日帰りでケアを受ける通所型、そして助産婦らが自宅を訪問してケアを行う訪問型があります。母親の状況やニーズに応じて、これらを組み合わせ、きめ細かく支援することが重要とされております。

産後ケアの充実を図るため、多くの自治体で産後支援の強化が進められております。近隣自治体の例として、千葉県流山市では、産後間もない母親の育児負担を軽減するため、育児支援等サービス事業を実施しています。

この事業は、出産前後に里帰りができなかったり、家族からのサポートを受けられない妊産婦を対象として、育児や家事の支援を提供するものです。利用者は流山市に住民登録があり、母子健康手帳の交付を受けた妊産婦で、家族の支援を得られないかたに限定されますが、無料で最大12時間分のサービスを利用することができます。

サービスの具体的な内容として、授乳や沐浴のサポート、おむつや衣類の交換、また、兄弟の遊び相手などの育児支援のほか、家事支援として、食事の準備や片づけ、衣類の洗濯や取り込み、簡単な部屋の掃除や整理整頓などがあり、これにより、産後の母親が安心して休息を取り、心身を回復できる環境を整えることが可能となっています。

流山市の事業は、単なる育児サポートにとどまらず、家事支援も包括的に提供する点が大きな特徴です。特に、食事の準備や片づけ、掃除、生活必需品の買物など、日常生活のサポートを含めることで、産後の母親が無理をせずに育児に専念できる環境を整えています。また、サービスが無料で提供される点も、利用のハードルを下げる要因となっております。

産後の母親が育児や家事の負担を軽減しながら、安心して子育てができるよう、経済的な負担をかけずに支援を受けられる仕組みを整えている点は、参考になる取組です。

さらに、流山市の大きな特徴として、家事育児支援のプロフェッショナルである産後ドゥーラを導入している点が挙げられます。産後ドゥーラは、産後の母親に寄り添いながら、育児や家事の負担を軽減する専門職であり、流山市ではこのドゥーラを活用することで、よりきめ細やかな産後ケアを実現しております。ドゥーラは、母親の身体的なケアだけでなく、精神的なサポートも行い、産後の不安やストレスを和らげる役割を果たします。

このように、産後支援が手厚い自治体では、母親の精神的負担が軽減され、産後鬱の予防

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

や育児に対する前向きな気持ちを維持する効果が期待されております。

流山市の取組は、産後の母親を包括的に支援するモデルケースとなっており、本市においてもこうした仕組みを導入することが望まれます。その中で、産前産後ホームヘルパー派遣事業にも注目が集まっております。

産前産後ホームヘルパー派遣事業とは、妊娠中から出産直後にかけて、家族など周囲の手助けが得られない家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児を支援するものです。

例えば、昨年1月に、新政会で視察した京田辺市の産前産後ホームヘルパー派遣事業では、妊娠中や産後間もない時期に、日中支援者がいない家庭にヘルパーを派遣し、母親の家事育児負担の軽減を図っています。

このようなヘルパー派遣によって、母親が安心して休養できる環境を整え、育児に余裕を持って取り組めるよう支援しております。また、産後すぐヘルパーを派遣することで、産婦の産後鬱や虐待の早期発見、予防につながったという成果も報告されています。

産後鬱は、適切な支援を受けられないことで悪化しやすく、最悪の場合、育児放棄や虐待に発展するケースもあります。そのため、産後早期に専門家が介入し、母親の負担やストレスを軽減することは、児童虐待の観点からも重要な取組と言えます。

以上のように、産後ケアや産前産後ホームヘルパー、産後ドゥーラの活用は、母親の心身の健康と子育てへの安心感を高める上で非常に有効と考えます。母親が適切なサポートを受けられれば、育児による疲れや不安が和らぎ、子育てを前向きに捉えることができます。それは、ひいては家族が第2子、第3子のお産に前向きになる環境づくりにもつながると考えられます。

そこで、本市の現状と今後の子育て支援について、以下の点をこども未来部長に質問いたします。

ア、本市における産後ケア事業の現状について。

本市では、宿泊型及び通所型の産後ケア事業が実施されていると承知していますが、その利用実績はどの程度でしょうか。直近の利用者数や利用率など、産後ケア事業の現状についてお示しください。

また、本市では、助産師等が自宅を訪問してケアを行う訪問型産後ケアが実施されておりますが、その理由についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

イ、産前産後ホームヘルパー派遣事業の必要性について。

出産前後の母親の負担軽減を図るため、家事や育児を手伝うホームヘルパーの派遣は有効



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

な支援策です。他自治体では既に産前産後の一定期間、家事育児を支援するヘルパーを派遣する取組が行われております。本市においても、こうした産前産後ホームヘルパー派遣事業を導入することは、母親の孤立防止や育児負担の軽減に役立つと考えますが、市の見解をお聞かせください。

ウ、産後ドゥーラ導入の検討について。

子育て支援の新たな手法として注目される産後ドゥーラの活用について、本市のお考えを伺います。

先進自治体では、産後ドゥーラを産後ケア体制に組み込むことで、家事育児支援と母親のメンタルサポートを強化する動きが出ています。本市でも、認定産後ドゥーラの派遣や利用補助などの仕組みを取り入れてはいかかかと考えますが、市の見解をお聞かせください。

以上で1問目の質問を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 寺沢美紗議員の質問に対する答弁を求めます。

須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（須賀加奈） 寺沢議員の1、子育て支援問題の1、産後ケア事業について、順次お答えいたします。

初めに、ア、本市における産後ケアの現状についてでございますが、産後ケア事業は、出産後の育児不安や心身の不調等のため支援を必要とする産婦に対して、助産師などが、母子の健康管理や授乳ケア、育児について助言や相談を行い、産婦の体の回復と不安なく育児が行えるようにするものであり、産科医療機関等に宿泊する宿泊型、産科医療機関等に通う通所型、自宅へ訪問する訪問型の3種類がございます。

本市では、令和3年度から宿泊型を、令和6年度から通所型を始めており、宿泊型の延べ利用者数は、令和3年度が14人、令和4年度が6人、令和5年度が22人、今年度は2月時点で21人となっております。

また、本年度から開始しました通所型につきましては、本年2月時点で2人となっております。

訪問型の産後ケアは、本市では実施しておりませんが、全ての乳児を対象とした乳児家庭全戸訪問や、体の不調や育児不安などがあるかたへ養育支援訪問事業を実施するなど、保健師等が切れ目のない訪問による支援を行っております。

次に、イ、産前産後ホームヘルパー派遣事業の必要性和、ウ、産後ドゥーラ導入の検討に

については関連がございますので、一括してお答えいたします。

産前産後期は、妊産婦にとって負担が大きく、特に産後は出産による体の不調、新生児の育児等により家事や育児のサポートが必要な時期であると認識しております。

しかしながら、社会状況の変化により、祖父母等家族のサポートが十分でないこともあり、ホームヘルパーなどによるサポートが有効なこともございます。

産前産後期の支援につきましては、養育支援訪問事業や本年度から子育て世帯訪問支援事業を開始し、妊娠期から子育て期の支援を要する世帯に、家事支援や育児支援を始めたところでございますので、産後ドゥーラによる家事育児支援につきましては、今後、先進事例などを調査、研究してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 寺沢美紗議員。

○1番（寺沢美紗議員） 丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。

まず、ア、本市における産後ケア事業の現状についてでは、本市では宿泊型、通所型の産後ケア事業を実施していること。また、訪問型の産後ケアは実施はしていないものの、乳児家庭全戸訪問や養育支援訪問事業を通じて、保健師らによる切れ目のない支援が行われているとのことを確認いたしました。

また、イ、産前産後ホームヘルパー派遣事業の必要性和、ウ、産後ドゥーラ導入の検討については、社会状況の変化により、祖父母等の家族による支援が十分に得られないケースが増えていることを、本市としても認識されており、ホームヘルパー等によるサポートが有効である可能性について言及いただいた点も承知いたしました。

一方で、産後ドゥーラの導入については、今後、先進事例の調査、研究を行うとのことでした。

さらに、本市では本年度から子育て世帯訪問支援事業を開始いたしまして、妊娠期から子育て期の支援を必要とする世帯に対して、家事支援や育児支援を提供し始めたとのこと、こうした取組が進んでいることは評価できるものと考えます。

一方で、こちらの事業は、家事や育児に不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、またヤングケアラーがいる家庭に支援員が訪問して、不安や悩みを傾聴するとともに、家事及び育児の支援を行い、適切な養育環境の確保や虐待リスクの未然防止を目的とするものであり、産後の母親が心身を回復し、安心して育児に向き合うための産後ケアとは性質が異なる支援

であると認識しております。

産後ケアとは、産後の女性が体を休め、専門的なケアを受けながら、母親としての生活に順応できるよう支援することを目的としているものであり、その本質は単なる負担軽減ではなく、母子ともに健やかな育児をスタートできる環境を整えることにあって考えております。

また、社会の変化に伴い、母親の多様化が進んでおりまして、晩婚化の影響で高齢出産が増加しておりますし、その中で妊娠中のリスクが高まるだけではなく、分娩時間の延長や産後の回復の遅れといった課題も顕著になっております。

産後の母親は、出産の疲労が残ったまま赤ちゃん中心の生活に移行しなければならず、昼夜を問わない授乳や夜泣きによる睡眠不足が続くことで、知らず知らずのうちに心身の疲労が蓄積されていきます。

さらには、現在はワンオペレーション育児や核家族化が進み、家族のサポートを十分に受けられず、パートナーと2人だけで育児を乗り越えようとするケースも増えております。

しかし、産後の母親が十分な支援を受けられずに頑張りが過ぎることは、エネルギーをすり減らし、心身ともに限界ぎりぎりの状態に追い込まれてしまう危険性がございます。医学的には健康と診断される産後の状態であっても、心身が不安定なまま過ごすことで、こどもとの関係や夫婦関係に悪影響を及ぼし、仕事への復帰が困難になるといった問題が生じる可能性もあります。

産後ケアの本来の目的は、母親が安心して体を休め、周囲から温かいサポートを受けながら、心身を早期に回復させ、赤ちゃんとの愛着形成を深めることにあります。母親の健康状態が良好であれば、育児にも前向きに取り組めるようになり、それが家族全体の安定にもつながると考えております。

このような観点から考えると、産後ケアは甘えやぜいたくではなく、全ての母親が受けるべき必要不可欠な支援であり、一部の条件に該当する人だけが受けられる限定的なサービスではなく、希望する全ての産婦が等しく受けられる支援へと拡充することが必要だと考えております。

そこで、2問目として、本市における産後ケアを一部の条件に該当する人だけが受ける支援ではなく、希望する全ての母親が利用できる支援として位置づけ、現状の利用条件の緩和についてお考えをこども未来部長に伺いまして、質問を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 寺沢美紗議員の2問目に対する答弁を求めます。

須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（須賀加奈） 再度のご質問にお答えいたします。

産後ケア事業の利用条件や支援の拡充についての考えはというご質問であったかと思いますが、産後ケア事業を利用できるかたにつきましては、体の不調や、または育児不安等があり、支援が必要と認められるかたとしております。

なお、利用希望者など支援を必要とされるかたにつきましては、丁寧な聞き取りにより、産後ケア事業をご利用いただいております、事業開始以降、利用希望のある全てのかたにご利用をいただいております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で寺沢美紗議員の質問を終わります。

---

◇ 柳 瀬 勝 彦 議 員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第3、14番、柳瀬勝彦議員。

〔14番 柳瀬勝彦議員 登壇〕

○14番（柳瀬勝彦議員） おはようございます。議長より発言の許しをいただきましたので、通告書に基づきまして、ただいまより一般質問を順次始めさせていただきます。

今回は選挙運動について、中途視覚障害について、ゴミ問題についての大きく3つについて質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1番目に、選挙運動について伺います。

インターネットを使った選挙運動についてですが、選挙に関しインターネット等を利用する者は、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することがないように、インターネット等の適正な利用に努めなければならないということとされております。これは改正公職選挙法の142条の7でございます。

三郷市でも現在、議員ソーシャルメディア利用ガイドラインなどが進められているところでございます。

法律改正では、候補者政党はもちろん、それ以外の一般市民のかたも、ホームページやブログ、フェイスブックやX、旧ツイッターですね、などで候補者や政党の応援ができるようになりました。現在でも、兵庫県知事選挙における知事陣営のSNS運営などをめぐり、2

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

月7日、PR会社などが家宅搜索されたというニュースや、昨年7月の東京都知事選に立候補した石丸氏についても公職選挙法違反であるという訴えがあり、インターネットを使った選挙運動について話題になっております。

選挙運動におけるSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用は、現代の政治戦略において欠かせない要素となっております。かつては街頭演説やポスター、選挙カーといった伝統的な手法が主流でしたが、SNSはそれらとは異なる特性を持ち、より広範囲で効果的に候補者のメッセージを伝えることが可能です。

SNSは単なる情報の発信プラットフォームだけでなく、候補者と有権者を直接に結びつける双方向のコミュニケーション手段です。選挙におけるSNSの活用の第一歩は、その影響力を理解することにあります。

例えば、従来のメディアは一方的な情報発信が主流でしたが、SNSではコメント、シェア、リツイートといった双方向のやりとりも可能です。この双方向は、候補者が自らのメッセージを強調するだけでなく、有権者からのフィードバックを得るための重要な機会を提供します。

さらに、SNSはリアルタイムで情報を広範囲に拡散できる点も大きな利点です。例えば、Xでは、1つのツイートが数分以内に数百人、あるいは数千人に拡散されることもあり、選挙期間中に迅速にメッセージを広めることができます。この拡散力こそがSNSを選挙運動の中心ツールとして活用すべき理由の1つです。

選挙運動において、SNSを最大限に活用するためには、候補者自身が積極的にSNSを使いこなし、有権者との関わりを持つことが重要です。SNSを通じて候補者の信念や政策を日常的に伝えつつ、有権者の意見や質問に答えることで、候補者としての信頼を築くことができます。

また、SNS上でのフィードバックをリアルタイムで得ることができるため、有権者からの反応を基にして、政策やメッセージを迅速に修正することも可能です。

有権者が特に関心を持つ問題については、SNSでの議論を深め、候補者の姿勢や対応を明快にすることで、支持者を増やすチャンスとなります。SNSを活用した選挙運動は今後とも進化し続けることでしょう。

AIやデータ分析技術の進化により、さらに精密なターゲティングやパーソナライズされたメッセージの配信が可能になると考えられます。

例えば、AIを活用して有権者の投票傾向を予測し、それに基づいた最適なメッセージを

配信することで、選挙結果に大きな影響を与えることができるかもしれません。また、VR（仮想現実）やAR（拡張現実）を利用したバーチャル選挙集会や街頭演説会が登場することと考えられます。有権者が自宅にしながら、候補者の演説をリアルタイムで体験できる技術が普及すれば、選挙運動の形も大きく変わると考えております。

このように、SNSは選挙運動においてますます重要な役割を果たすことが予想されます。未来の選挙運動に備え、候補者はSNSの可能性を最大限に引き出すための戦略を磨き続ける必要がございます。多くの立候補者がこれからインターネットを利用した選挙運動をすると考えられますが、現在の課題について行政委員会事務局長に伺います。

次は、イとして、ルールについてです。

違反をした人は、大体、国会議員などでもテレビでよく見る光景ですが、違法とは知りませんでしたなどという言い訳をよく言います。

違反中で最も多いのが無断転載です。他人の著作物を無断で複製し掲載することを言います。著作物は全て著作権法で守られています。他人がSNSやブログなどに掲載した文章や画像、動画も、その人の思想や感情を創作的に表現したものであるため著作物に該当します。

したがって、ネットに掲載されている文章や動画、画像でも、掲載した人の許諾を得ることなく転載した場合は無断転載に当たると言えます。無断転載は犯罪であり、刑事罰も用意されております。10年以下の懲役もしくは1,000万以下の罰金またはその両方です。

著作権法の119条の1項、よく人の投稿を利用して、自分の意見のように発信する人がいますが、まずは無断転載をしてしまったものを、直ちに削除したほうがよいと思われます。これは弁護士の助言になっております。多くの場合は、その削除をただけで深刻なトラブルは回避することができます。法律違反とは知らなかったという言い訳は許されません。

さらに、無断転載したものに自分の主義主張を書き込み、人の名誉を毀損した者は、3年以下の懲役もしくは禁錮または50万円以下の罰金に処するとされております。こちらは刑法第230条の第1項でございます。

次に、社会的な混乱をもたらすデマの発信がございます。過去には、コロナ禍の中でも様々なデマが生まれ、拡散されました。地震などの甚大な天災の際には、拡散され、誤った情報のせいで、人命に関わる事態まで発展することがあります。

事例といたしましては、2016年の熊本地震の際には、動物園からライオンが逃げたというデマを流した人が、偽計業務妨害罪で逮捕されております。自分自身は正しいと思い込んだ情報などが間違っていたとしたら、デマを広めたとして、投稿した本人だけでなく、拡散し



**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

た人も法的責任を問われます。誤発信については、確実な資料、根拠に照らして相応の理由を書いていれば、依然として責任を負わなければなりません。慎重な発信が望ましいと言えます。

また、特に人の命に関わる問題など、名誉毀損についても、リツイートした側は、経緯、意図、目的を問わず、不法行為責任を負うと指摘されております。

このように、指先一つで手軽に情報を伝達できるSNSの拡散も、ともすれば法的責任を問われるかもしれません。気軽に情報発信や拡散ができるSNSだからこそ、情報発信には慎重な対応を心がけるべきでしょう。センセーショナルな情報であればあるほど、発信する前に、報道や政府発表などのリソースに当たり、丁寧な事実確認、ファクトチェックが必要です。特に、数字に関しては、出典元やいつ時点のものかを表記することが必要です。

まず、インターネットを利用した選挙運動のルールについて、行政委員会事務局長に伺います。

2として、インターネット利用のマナーについて、アとして、選挙妨害の対処について伺います。

事実無根の誹謗中傷のビラを地域にまかれたことが私はございます。すぐにそのチラシを選挙管理委員会へ提出し報告しました。その資料は警察にも提出していただきましたが、いろいろなかたから連絡をいただき、「変なビラがまかれているよ」とか「この内容は本当なのか」という対応に苦労しました。しかし、一度まかれたビラは全て回収することはできません。

これはSNSの世界でも同じで、無断で転載され、誹謗中傷を受けると、デジタルタトゥーとしてインターネットの世界に残り、消すことができません。

昨年4月28日投開票の衆議院東京15区の補欠選挙で、小池都知事、国民民主党の玉木代表のお二人が街頭宣伝車上に並び、都民ファーストの会と国民民主党の議員や関係者も大勢応援に訪れました。私自身はチーム乙武として連日選挙応援を行っていましたが、SNSで選挙妨害が大きな話題となりました。

4月21日には、無所属の乙武洋匡の街頭演説会に応援に来た議員が引き倒され、暴行罪刑法第208条の容疑で現行犯逮捕者が出ました。しかし、公職選挙法での現場で警察が動いた形跡はなく、警察は一連の選挙妨害について及び腰であるように見えました。

真面目な乙武陣営の街頭宣伝車には、交差点の駐車位置を角から5メートル離すように指示を受けて移動しましたが、その後ろに、妨害する街頭宣伝車がぴったりとくっついて、5

メートル以内で大音量を出し、選挙妨害をしましたが、警察は一切止めませんでした。

選挙妨害を公職選挙法違反で取り締まれないのか。昨年の事例では、選挙妨害をしている動画をユーチューブに投稿し、大きな話題を呼び、広告収入を稼いだという新しい戦略でした。

公職選挙法には、選挙妨害を罰する規定があります。同法第225条の選挙の自由妨害罪がございませう。結果的には、選挙が終わり、5月17日に逮捕されたというニュースが流れましたが、短い選挙期間中に妨害を受けて、とても悔しい思いをしました。

現状では、妨害されてもされたほうが損するだけで、後で処罰されても遅いと考えております。今の国会でも、ポスターについては、品位保持や当選の意思のない候補者がほかの候補者を応援する、いわゆる2馬力の状況を防ぐための対応が話し合われております。

アとして、選挙妨害の対処について行政委員会事務局長に伺います。なぜ警察は公職選挙法違反で動かないのか。しかし、公職選挙法にこのような厳格な規定があるにもかかわらず、警察がこの法律にのっとって、選挙の自由妨害罪の摘発に動いたという形跡は一切ございません。選挙に対する警察側の一種の配慮があると指摘されております。

一般論として、警察は、選挙運動期間中はよほどの現行犯でない限り、逮捕等の動きはしません。警告を出すことはしばしばございませうが、身柄拘束までのハードルが高いようです。

多くのケースでは、選挙期間中には情報収集を行い、選挙運動が終了した後に事情聴取や逮捕等に動きます。選挙に携わったことがあるかたであれば、選挙違反は結果が出た後に警察が動くという話を耳にしたかたも少なくないかと思ひます。その理由は明らかにされているわけではございませうが、国家権力である警察の介入が選挙の結果を左右したと批判を受けたくないということが理由の1つと考えられます。

北海道では、やじを飛ばした一般人を警察が排除したことが、札幌地方裁判所、高等裁判所において違法と判断されたというものです。警察としては、一般人でなく、候補者ないし陣営の行為であるとなると、なおさら慎重とならざるを得ない要素があります。逮捕となればなおさらでございませう。警察の姿勢の背景には、このような民主主義と権力の絶妙なバランスが問題であると言ひます。

イとして、今後の対応について、行政委員会事務局長に伺ひます。

次に、2として、中途視覚障害について、中途視覚障害のサポート支援について伺ひます。

昨年、大学の同級生から連絡があり、年末のNHKラジオ放送を聞いてほしいとのことでした。12月8日、視覚障害ナビ・ラジオを聞きました。友人は緑内障の手術を受けた後、も

やがかかった状態になりました。車の運転、オートバイの運転、テニスやゴルフなどのスポーツも諦めなければならないと大変落ち込んでいました。

目から得る情報は情報全体の80%を超えと言われております。視覚障害によって文字処理ができなくなったとき、会社から不当に扱われたり、今までできていたことができなくなると、不自由さが顕著になり始めます。

途中で目が不自由になった場合は、これを機に初めて体験する、見えない、見えにくい世界において、今後の自らの人生設計をどうするかを手探りで始めていかなければなりません。

中途視覚障害は、けがまたは疾病によってもたらされます。けがは衝撃的ですが、何らかの理由で眼鏡を使用している人でも、自らが不治の病になると予見できている人は少ないと言えます。

中途視覚障害者の多くは、眼科で病名を告知され、その説明を受けて初めて事態の重大さに驚き、予備知識などが無いため取るべき行動が分からず、途方に暮れてしまうのが一般的です。

抱えている課題は、独身者、妻帯者によっても異なりますが、継続就労とか再就職、職業訓練など、初期的課題として共通して存在いたします。特に、妻帯者は子どもの教育費、家賃、住宅ローン等経済的問題のほか、両親の介護等、幾つもの複雑な課題を抱える場合が多くあります。

このような困難な課題の解決については、途方に暮れている状態で適切な判断ができないばかりか、状況を悪化させるということもございます。また、精神的なショックも多く、精神障害など病気になるかたもいらっしゃいます。相談に行きたいが、パンフレットなどでは見えづらいため、また話を聞いてもらっても、相談した内容が覚えられないので、自分でレコーダーを用意して相談員の話を録音したりするそうです。

社会的、資源的には各分野において多くの施設や機関がたくさん設置されております。それらはそれぞれ独立単体であって、横の連携協力や情報の共有が取られていない現実もございます。中途視覚障害や困難な状態に陥るのも、このようなところに原因があると指摘されております。

実際、本人が初期段階で行政に相談に行ってもたらい回しにされたり、的外れな説明を受けた等の事例も多くあるそうです。初期相談は、その人の将来設計の方向づけや生きがいを考えるため大きな意義がございます。そのために、相談に乗る側は、日頃から関係機関との連携協力や情報交換を怠らず、自ら地道に切磋琢磨し、常に相談者のニーズに応えられるよ

う備えていかなければならない課題があります。

住み慣れた地域で、障害のある人もない人も区別なく生活していくことが本来の姿であるというノーマライゼーションの考え方が定着し、多くの視覚障害のある人が地域で生活をしています。中途視覚障害のサポート支援の現在の課題について福祉部長に伺います。

3番目はゴミ問題について伺います。

出入国在留管理庁が発表した令和5年6月末の在留外国人の数は、322万3,858人、前年比4.8%で過去最高を更新しています。

2019年11月に発表された72か国531人が回答したアンケートの中で、「日本でのルールやマナーを知らなくて困ったことはありますか」という問いに対して、「ある」と答えた人は60%、そのうち41%が「ごみの捨て方」と回答しております。

一般的に、日本のごみの分別ルールは、世界的に見ても細かく厳しいと言われております。それに伴い、日本でのごみの捨て方に困惑する訪日外国人も多いとのこと。

日本のごみの分別ルールですが、自治体によっても異なるのはご存じのとおり、例えば、基本的なルールが分かっている、自治体による違いを把握するのは困難といった声がありました。

日本のごみの分別ルールの厳しさは世界トップクラスでございますが、上には上があるものの、依然として厳しいのは間違いがなさそうです。それにより、日本の分別ルールに困惑する外国人が多いのかもしれません。

分別ルールが細かい、イコールエコとは限りませんと、ある有識者は言っております。分別ルールが細分化することで、収集するトラックが走り回り、CO<sub>2</sub>を排出することで環境が悪化するとも述べております。本当のエコとは一体何なのか、私たちは何のためにごみ分別をしているのか、現状の分別ルールで本当によいのか、世界から学ぶ余地がありそうです。

現在、三郷市でも多くの外国籍の方々が住んでいます。みさと団地やさつき平でも外国籍の方々が増えつつあります。多くの自治会長や町会長様から、ごみ出しのルールが守られないというご相談を受けます。外国籍のかたたちでなく、日本人のかたの中にも、燃えるごみと燃えないごみの分別がされず、一緒に出されるため、回収する方々の負担も増えます。

以前、瑞沼学校給食センターの東南角がごみ捨て場でした。民間駐車場に面する場所で、車のバンパーやタイヤなども捨てられることもあり、仁蔵町会のかたから苦情がありました。そのたびに写真を撮り、クリーンライフ課へ相談に何度か伺いました。

給食センターの工事に伴い、トラックの出入りも検討し、ごみ捨て場を角から北に移動し、

給食センター敷地の東面の中央部に移動したところ、通りから見づらくなり、地域のかたしか捨てない本来のごみ捨て場になり、悪質な不法投棄がなくなりました。これは一つの改善例でございます。

これから、増え続けると予想される新しく三郷市に来る外国籍の方々だけでなく、地域住民へのごみ出しについてのルールを周知していかなければなりません。今後の対応について市民生活部長に伺います。

以上で1問目の質問を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 柳瀬勝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

萩原克己行政委員会事務局長。

〔萩原克己行政委員会事務局長 登壇〕

○行政委員会事務局長（萩原克己） 柳瀬議員からのご質問にお答えいたします。

1、選挙運動についての1、インターネットを使った選挙運動についてのア、現在の課題について及びイ、ルールについては関連がございますので、一括してお答えいたします。

平成25年の公職選挙法の一部改正に伴い、インターネットを利用した選挙運動が解禁され、候補者や政党などは、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動が可能となり、また有権者も、ウェブサイト等を利用した選挙運動が可能となりました。

このウェブサイト等とは、ホームページ、ブログ、XやフェイスブックなどのSNS、動画共有サービス、動画中継サイトなどでございます。

インターネットによる選挙運動では、候補者や政党などは、選挙に関し必要な情報を随時有権者に提供することができ、また有権者は、候補者や政党を支持したり応援することができるため、今後も選挙運動における重要なツールであると思います。

しかし、一方で、昨年11月の兵庫県知事選挙では、SNS上で真偽不明な情報が拡散され、選挙結果に影響を与えたとの報道もございました。

収益目的で制作された政治系動画の増加は、にせ情報や誤情報の拡散につながっているなど、インターネットによる影響も指摘されておりますことから、選挙運動でのインターネットの利用については、利用者のモラルの向上、国による運用基準の策定や、さらなる法整備なども必要ではないかと考えております。

選挙管理委員会といたしましては、インターネットを利用した選挙運動を行う上でのルールや注意事項等につきまして、現在、総務省のホームページに掲載されております「インターネット選挙運動解禁のあらまし」、「ガイドライン」、「リーフレット」などを活用し、



**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

4月28日に予定をしております市議会議員選挙立候補予定者説明会をはじめ、様々な機会を捉え周知を行うなど、公平で信頼される選挙が執行できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、2、インターネット利用のマナーについてのア、選挙妨害の対処について、及びイ、今後の対応についてにつきましても関連がございますので、一括してお答えいたします。

インターネットを用いたものを含め、他の候補者の選挙運動を妨害する行為は、公平で安全な選挙を脅かす大きな問題であると認識しております。

公職選挙法では、「候補者に対し、悪質な誹謗中傷をするなど、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努める」と規定されており、誹謗中傷・なりすまし対策としての罰則も設けられておりますが、このインターネットを用いた選挙妨害に対応するためには、現行の公職選挙法では限界があり、法整備が必要であることから、国の動向を注視してまいります。

また、選挙違反の情報等があった際には、取締りを行うのは警察であることから、吉川警察署に情報提供をするなど、引き続き連携して対応してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 横田隆宏福祉部長。

〔横田隆宏福祉部長 登壇〕

○福祉部長（横田隆宏） 柳瀬議員の2、中途視覚障害についての1、中途視覚障害のサポート支援についてのア、現状の課題についてのご質問にお答えいたします。

中途障がいを含め、障がいのあるかたからの相談を受けた際には、まずは困り事は何か、どのようなことを望んでいるのかなどを、資格を持った職員により丁寧に聞き取ることを心がけております。また、来所が難しいかたであれば、ケースワーカーや相談支援事業所の相談員が家庭訪問することもございます。

具体的には、相談者のニーズや生活状況などを把握し、障害者手帳の取得とそのメリットなどを説明の上、取得に向けた支援を行っております。手帳取得後は障害福祉に係るサービスの情報提供を行っております。

また、視覚障がいの状態も多様であることから、例えば、ヘルパー利用による外出支援や家事援助、代読代筆支援、拡大読書器や活字文字読み上げ装置、視覚障がい者安全つえ、遮光用の眼鏡などの給付などの、そのかたが必要とする支援につなげております。

ほかにも、地域活動支援センターなどの活動の場の情報提供や、希望に応じて通知文書の



文字を拡大して提供するなど、日々の業務の中で行っております。

今後におきましても、情報提供をするということだけではなく、相談者の気持ちに寄り添った対応が行えるよう、職員の知識や相談支援技術について、職場内研修等を重ねてスキルアップに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 小暮勲市民生活部長。

〔小暮 勲市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（小暮 勲） 柳瀬議員のご質問のうち、3、ゴミ問題について、1、ルールを守らない悪質なゴミ出しについて、ア、今後の対応についてお答えいたします。

近年、一部の外国人住民によるごみ出しのルール違反として、ごみの分別ができていないことや、外国人住民に限らず事業系ごみを捨てるなど、地域住民から苦情や相談もあり、ごみ集積所利用における問題点として認識し、その対応に苦慮しているところでございます。

現在、市といたしましては、違反によるごみ排出において住民が特定できた場合には、職員が訪問し、個別に対応したり、集合住宅の場合では、管理会社を通じてルールの徹底をお願いするなど、ご理解と周知をお願いしているところでございます。

また、外国人住民のかたに対しましては、5つの外国語で作成した「ごみのわけかた・出しかた」や「ごみを出す日の一覧表」を作成し、市ホームページや三郷市公式アプリ「ポケットみさと」に掲載し、さらに公共施設に配置するなど、ごみ出しルールの周知に取り組んでおります。

今後につきましても、英語版三郷市政情報誌である「MISATO VIEW」の記事や三郷市市民便利帳を基に作成する英語の生活ガイド「MISATO LIVING GUIDE」への案内掲載、さらにはごみ集積所に設置する不法投棄禁止看板に外国語を併記するなど、啓発、周知に努めながら、引き続き、ごみ出しルールの徹底と廃棄物の適正な運搬と処分に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 柳瀬勝彦議員。

○14番（柳瀬勝彦議員） ご担当いただいた皆様、丁寧なご答弁ありがとうございました。

幾つか再質問と要望をさせていただきます。

選挙運動については、インターネットの世界のルールや利用マナーについて、具体的な法律違反についての周知が必要と感じております。

先ほども述べましたが、無断転載によって他人の著作権を侵害した場合や出所を明示しな

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

かった場合など、著作権法の罪は重いものなので十分に注意することが必要です。多少の違いは理解できますが、特に社会的な問題や人権問題、人の命に関わる問題については、法律違反とは知らなかったという言い訳は通用しないということをしっかりと伝えていかなければなりません。違反ですという注意だけではなく、具体的な公職選挙法、著作権法、刑法など、どの法律に違反しているのか、具体的に伝える必要があると感じております。こちらは要望にとどめます。

次、2の中途視覚障害サポート支援についてですが、去年の2024年4月1日、慶應義塾大学医学部眼科学教室と公益財団法人日本盲導犬協会は、共同研究として、「ロービジョンケアに対するカウンセリング効果の研究」を開始しました。やはり先輩である視覚障害当事者が問題解決のため、医療、労働、福祉、訓練制度や活用すると便利になる補助機器等に関し、初期相談の機会をこちらからつくることが望めます。同じ障害を持つ立場から、多方面から適切なアドバイスをし、方向づけをしていくためです。

このように障害当事者による初期相談が、中途視覚障害者の生活の質、QOLの向上を図るために大いに役立ちます。ロービジョンケアを必要とする多くの視覚障害のあるかたに対し、福祉、教育、就労のほか、生活上で必要な様々な分野の情報を病院内で提供し、地域の支援機関や団体へつなぐことが大事です。自分で調べようとするのがっかりすることが多く、調べることができなかったという声を聞きました。

白黒反転、明かりがつき、便利なルーペなど、非常に今までには見たことのない機械もあり、諦めかけていたテニスやゴルフなども工夫すればできることを知り、精神的に明るくなったと伺いました。施設では常設機械類の体験ができるそうです。

例えば、拡大読書器据え置き型や携帯型、ルーペ、遮光眼鏡、音声読書機器類、調理グッズ、音声時計、音声体重計、音声体温計、音声血圧計や白杖などです。これらに対するものをロービジョンケア・ハブの紹介の場があるかどうか伺います。

もう1つは、最後にごみ問題でございますが、福島県では、ごみ問題についての条例が制定されました。違反シールを張り、そのままの状態でも1週間放置されている場合には、市の職員が違反者を特定し、ホームページ等で公表するということを決めました。横浜や千葉市でも既に行っており、年間30万トンあった焼却ごみが22万トンに減ったということも報告されております。

三郷市でのごみ削減についても、ある程度の効果があると考えられますが、今後の対応について再度市民生活部長に伺います。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

毎度毎度申し訳ございませんが、最後に、障害のあるなしにかかわらず、年齢、性別、国籍に関係なく、市民の命と健康を守り、元気に幸せに暮らせ、選択肢を増やし、誰一人取り残さないインクルーシブな三郷市にしていきたいと思います。

多くの感染症や下水道点検作業などが増える中、一般質問の対応をしていただいた関係各所の方々にお礼を申し上げます。

今回の一般質問については、各課の方々にご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上で2問目の質問と要望を終了いたします。

○議長（鈴木深太郎議員） 柳瀬勝彦議員の2問目の質問に対する答弁を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時20分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

柳瀬勝彦議員の2問目の質問に対する答弁を求めます。

横田隆宏福祉部長。

〔横田隆宏福祉部長 登壇〕

○福祉部長（横田隆宏） 柳瀬議員の再度のご質問にお答えいたします。

三郷市におけるロービジョンケア・ハブのような支援の場の紹介についてのご質問であったかと思います。

相談者が何を必要としているのかを丁寧に聞き取りを行い、相談者のニーズに沿った支援が受けられる場、例えば、埼玉県リハビリテーションセンター等の視覚障がい者対象の自立に向けた訓練ができる施設、また、視覚障がい者の支援を専門とする地域活動支援センター、そして視覚障がい者用日常生活用具を専門的に扱っている法人等について情報提供を行っております。

それぞれ訓練日中の活動、日常生活用具が専門となっておりますが、ハブ機能を備えていることから、何を主眼に置いてサポートを行うかによって、より専門性の高い施設等を紹介しております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 小暮勲市民生活部長。

〔小暮 勲市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（小暮 勲） 柳瀬議員の再度の質問にお答えいたします。

福島市などがごみ出しルール違反者の氏名を公表する条例を制定するなど、ごみの減量化につなげている事例を踏まえて、本市の今後の対応はどうかといった質問であったかと思えます。

違反を繰り返す悪質な排出者の氏名などを公表することにつきましては、ごみ出しのルールの徹底やごみの減量化に一定の効果があるものと考えておりますが、個人情報の取扱いなどにも十分配慮する必要があるなど、課題もあると考えます。今後、福島市などの先進事例を含めて調査研究してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で柳瀬勝彦議員の質問を終わります。

---

#### ◇ 佐 藤 睦 郎 議 員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第4、19番、佐藤睦郎議員。

〔19番 佐藤睦郎議員 登壇〕

○19番（佐藤睦郎議員） 通告に従いまして、順次一般質問をさせていただきます。

初めに、行政問題の1、市役所窓口のプライバシー保護についてお伺いいたします。

私は10年前の平成27年3月議会でこの問題を取り上げ、質問させていただきました。内容は、市役所の窓口で相談で訪れたかたのプライバシーを保護するため、マスキング音を流して、第三者が会話を聞き取りにくくするスピーチプライバシーの導入を含め、音声の漏えいを防ぐ対策や、来訪者の姿を隠す対策、さらにプライバシー保護の視点で、庁内の窓口全ての点検を実施することなどを提案しました。

その後、税の窓口などで簡易なブースが設置されるなどの前進はありましたが、大きな変化は見られないように感じられます。

市民が一番多く訪れる窓口は市民課かと思われますが、来訪の目的は、離婚の書類や相続の書類の請求など、他人には知られたくないデリケートな内容も多いと思われます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

しかしながら、窓口カウンターは一体となっており、隣の人に話が聞こえてしまう形状であります。また、後ろからどんな書類を出しているのか、あるいは、マイナンバーカードの暗証番号などを見られる心配もあります。

プライバシー保護の観点から考えると、あまりに配慮が足りず、時代のニーズにそぐわないのではないのでしょうか。早急に対策を講ずるべきと考えます。

そこで、アとして、前回の質問以後の進捗状況について、イとして、さらなる対策強化についてお伺いいたします。

次に、環境問題の1、森林環境譲与税の活用についてお伺いいたします。

国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されております。

森林環境税は、令和6年度から市町村において個人住民税均等割と合わせて、1人年額1,000円が徴収されております。そして、その森林環境税の全額が、国によって森林環境譲与税として全国全ての市町村と都道府県に配分され、その使い道は、市町村においては、森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされております。三郷市にも、令和元年度以降、毎年歳入として森林環境譲与税が計上されています。

そこで、どのように活用が図られているのか、アとして、現状についてお伺いいたします。

森林環境譲与税を活用して森林整備等を一層進める取組が重要であります。森林の少ない都市部では、取組が限定的にならざるを得ない側面があります。

そうした課題の解消として、県では、都市部の市町と山側の市町村が連携して、森林整備や木材利用等を行うために、「埼玉県山とまちをつなぐサポートセンター」によるマッチング支援の事業を実施しています。都市部のニーズを山側に提供、逆に山側のメニューを都市部に提供し、市町村間の連絡調整、協定締結などを支援しています。具体的には、木工製品の提供、環境学習や総合交流事業の実施などを想定しています。

越谷市では、この「埼玉県山とまちをつなぐサポートセンター」の仲介で、2つの自治体と森林環境譲与税を活用した連携を行っています。秩父市とは、同市が作成した鉛筆を購入し、市民や事業者などが集うイベントにおいて普及啓発品として配布しており、また、小鹿野町とは、同町内に「こしがや・おがの交流の森」を整備し、森林を活用した自然体験を伴う保健・教育・文化的観光交流事業を実施する協定を締結しています。

私が興味深く感じたのは、小鹿野町との協定において、埼玉県森林CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）吸収量認証制度に基づいて、越谷市内で発生する二酸化炭素排出量と相殺、いわゆるカーボ

ンオフセットが可能ということでもあります。

森林のない地域にいと、森林のありがたさを忘れてしまいそうになりますが、森林のある地域と交流を図り、地球温暖化防止をはじめ、防災、水の浄化、生物多様性の保全など、森林が人間の生活に恩恵をもたらしていることを学ぶことは、大変意義あることではないでしょうか。三郷市としても、山間部の自治体と連携を検討すべきと考えます。

そこで、イとして、自治体間連携の取り組みについてお伺いいたします。

次に、2、粗大ごみのリユースについてお伺いいたします。

ごみを焼却する際に発生する二酸化炭素を削減するため、ごみの減量化は重要な課題です。そうした課題の解決を目指し、家庭から回収した粗大ごみのうち、再利用が可能な家具などをフリーマーケットアプリ（以下フリマとします）で販売する先進事例が見られます。ごみの量を減らせるほか、市民にとっては安く買えるリユース意識を高める、そして市の歳入になるなどのメリットがあります。

全国で初めてフリマアプリを活用して粗大ごみの販売を始めた愛知県蒲郡市では、使える物品の選別から発送までの作業をシルバー人材センターに委託しており、高齢者の雇用創出にもつなげています。

また、アプリの事業者との連携で、アプリの使い方を教える教室を開催し、市民のリユース活動の促進も行っています。

こうした粗大ごみのフリマアプリによる販売の取組を当市においても実施してはどうかと考えます。

そこで、アとして、粗大ごみの処分の現状について、イとして、フリマアプリの活用についてお伺いいたします。

次に、3、小型充電式電池の回収についてお伺いいたします。

小型充電式電池とは、乾電池のような1回限りの使用ではなく、充電して繰り返し使用する電池のことで、ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池などがあります。

特に、リチウムイオン電池はスマートフォンやワイヤレスイヤホン、携帯扇風機、加熱式たばこの本体など、充電式の電子機器に幅広く内蔵されており、身の回りの様々な製品として普及しています。

しかし、適切な廃棄物の分別区分として排出されない場合、ごみ収集車やごみ処理施設の破砕機などで衝撃や圧力が加わった際に発火し、大規模な火災事故につながるケースがあります。



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

環境省によると、廃棄物処理時のリチウムイオン電池に起因すると疑われる火災事故は、令和4年度で4,260件発生しており、発電、発火を含めると1万6,517件に上り、増加傾向にあります。

上尾市のごみ処理施設では、令和2年に誤った方法で捨てられたリチウムイオン電池が原因と見られる火災で9か月半の稼働停止となり、難燃性ゴム製ベルト、熱源検知器、散水ノズル増設を含め、復旧工事費に約4億7,700万円、加えて、この間の委託処理費に約5,000万円かかっています。

また、最近では、川口市朝日環境センターにおいても、ごみピット内で火災が発生し、一時的にごみの収集が停止されるなど、市民生活に影響が出ています。

リチウムイオン電池の回収については、現在、家電量販店などに回収ボックスが設置してあるほか、三郷市としても、市役所や公共施設など10か所に回収ボックスを設置してありますが、その認知度は低いのではないのでしょうか。

不適切な廃棄が原因で多額の損失が発生し、広範囲に悪影響が及ぶ状況を考えると、まず、リチウムイオン電池が火災の発生原因となる非常に危険なものであること、そして施設等に設置している回収ボックスに適切に廃棄しなければならないことを強く周知する必要があると考えます。

そこで、アとして、市役所、公共施設などの拠点回収の周知についてお伺いいたします。

こうした危険な小型充電式電池の廃棄について、お店や市役所などで回収するだけでなく、ごみ集積所で回収する自治体もあります。

愛知県瀬戸市や江東区などでは、一定のルールの下、ごみ集積所での排出を受け入れています。わざわざ家電量販店や市役所などに持ち込むより、日常、家庭ごみを捨てるごみ集積所に捨てたほうが、市民の利便性が高まるだけでなく、分別意識が向上し、火災の危険性を減らすことにつながるのではないのでしょうか。三郷市でも実施してはどうかと考えます。

そこで、イとして、ごみ集積所における回収についてお伺いいたします。

以上で1回目を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 佐藤睦郎議員の質問に対する答弁を求めます。

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 佐藤睦郎議員のご質問にお答えいたします。

1、行政問題の1、市役所窓口のプライバシー保護についての総論についてお答えし、詳

細につきましては担当部長をして答弁いたさせます。

来庁者が申請や相談に訪れた際に、プライバシーを保護するための十分な対策を取り、手続を行うことは重要なことであると認識しております。

対策として、窓口のレイアウトの工夫や可能な範囲で相談室の設置を行うとともに、手続の際の聞き取りなどにおいて、他の来庁者へ内容が伝わらないよう、各窓口において配慮しているところでございます。引き続き、個人情報の保護や情報セキュリティの対策の強化などにつきまして、研修などを通じて職員の意識向上を図るとともに、各窓口における来庁者の申請や相談内容に合わせたプライバシー保護に関する取組を推進してまいります。

次に、2の環境問題の1、森林環境譲与税の活用についての総論をお答えし、詳細につきましては担当部長をして答弁いたさせます。

森林環境譲与税は、森林整備や木材の利用促進などを目的とした国からの剰余金であり、本市においては、公立保育所や都市公園における木製遊具の整備等の財源にしております。

この譲与金は、特定の目的に使用することとされていることから、限られた用途の中で活用することとなりますが、現在の活用のほかのものについては慎重に検討してまいります。

○議長（鈴木深太郎議員） 日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 私からは、1、行政問題の1、市役所窓口のプライバシー保護についての詳細について、ア、進捗状況とイ、さらなる対策強化については関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

窓口業務では、お名前やご住所といった基本的な情報から、収入や生活歴等、本人しか知り得ない内容に至るまで、様々な情報をお伺いする場合があります、手続や相談内容に応じて、声の大きさやほかのかたに書類の内容が見えないようにするなどの配慮を行っているところでございます。

また、それぞれの窓口の対応の状況に合わせ、例えば、納税相談場所のパーテーション設置や、おくやみコーナー、家庭児童相談室といった個別の相談室を設けるなどに加え、パートナーシップ宣誓制度の利用におきましては、事前予約により個室の相談場所を確保するなど、各窓口が工夫、配慮に心がけ、様々な対策をしているところでございます。

また、職員に対しては、情報セキュリティや個人情報の取扱いについての研修を実施し、知識や意識の向上に努めているところでございます。

今後におきましても、少子高齢化のさらなる進展化に伴い、市民ニーズや相談内容が一層

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

高度化、多様化すると考えられますことから、本市の窓口において、より一層プライバシー保護が徹底されるよう、また、来庁者に配慮した適切な事務室配置など、ハード・ソフトの両面から対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 佐藤睦郎議員のご質問のうち、私からは、2、環境問題の1、森林環境譲与税の活用についてのア、現状についてをお答えいたします。

本市では、森林環境譲与税は、公共施設の備品等の木製化に活用するため、全額を公共施設整備基金に積み立て、該当する事業を予算計上する際に、同基金から取り崩して財源として充てるという運用を行っております。

なお、該当事業の予算化に際しましては、事前に関係部と十分に調整を図っております。

ご質問の現状についてでございますが、令和5年度の実績を申し上げますと、国から本市への譲与額は1,501万2,000円で、これを全額公共施設整備基金に積み立てており、この時点での同基金に占める森林環境譲与税分の残高は4,264万1,200円ございました。

そして、ここから1,679万7,000円を取り崩し、丹後保育所、さくら保育所、花和田児童公園及びにおどり公園の木製遊具の設置費用に充てたところでございます。

森林環境譲与税は貴重な財源であることから、その充当事業につきましては、今後も他市の取組を研究するなどして活用に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 小暮勲市民生活部長。

〔小暮 勲市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（小暮 勲） 佐藤睦郎議員のご質問に、順次お答えいたします。

初めに、2、環境問題、1、森林環境譲与税の活用について、イ、自治体間連携の取り組みについてお答えいたします。

埼玉県内の自治体においては、森林環境譲与税を活用し、都市部と山側の市町が連携して森林整備などに取り組んでいる事例がございます。

これらは、植樹や間伐などの森林保全活動を行うことで得た二酸化炭素吸収量を、市域全体から発生した排出量と相殺し、温室効果ガス排出量の削減を図ることや、環境学習を通じて子どもたちが環境保全について学ぶ機会を創出するなど、森林整備を機に、教育や観光交

流につなげる取組を実施しております。

議員ご提案の森林環境譲与税を山側市町村の森林保全活動に活用することについては、カーボンオフセットの考え方を取り入れるものであり、二酸化炭素を含む温室効果ガスの削減目標を達成する上で有効な手段の一つと考えられますので、先進事例などを調査、研究し、引き続き、二酸化炭素排出量の削減に取り組んでまいります。

次に、2、粗大ごみのリユースについて、ア、現状についてとイ、フリマアプリの活用については関連がございますので、一括して答弁いたします。

現在、市で戸別収集もしくは不燃物処理場に直接搬入された粗大ごみは、材質に応じて有価物とそれ以外のものに選別しており、有価物は売却し、市の貴重な財源となっております。

また、売却できないものは、材質に応じてできる限り再資源化を図り、燃える材質のものは東埼玉資源環境組合にて焼却処分し発電するサーマルリサイクルを行うなど、粗大ごみの処分においても資源を有効活用し、循環型社会の形成に取り組んでおります。

フリマアプリの活用については、ごみの減量化や市民のリユース意識の向上にもつながるものと認識しておりますが、一方で、収集した粗大ごみが販売されるまでの保管場所の確保が大きな課題になると考えられます。

また、販売に向けた家具等の修繕方法の検討や人員の確保、現在の処分方法との費用対効果検証などの必要がありますことから、今後、他自治体の事例などを調査、研究してまいります。

次に、3、小型充電式電池の回収についてのア、拠点回収の周知についてお答えいたします。

市では、令和元年7月から市役所や公共施設において小型充電式電池回収ボックスを設置し、家庭から排出した充電式電池を拠点回収しております。

周知方法といたしましては、市ホームページや三郷市公式アプリ「ポケットみさと」、また「ごみと資源物の分け方・出し方」の冊子に掲載し、市民の皆様に適正な分別と処分をお願いしているところでございます。

しかしながら、充電式電池は、乾電池やほかの不燃物と一緒に集積所に捨てられることがあり、処分方法についても、電話やメールなどの問合せが多いことなどから、市といたしましては、今後も市民のかたに広く周知し、分かりやすいご案内に努めてまいります。

次に、イ、ごみ集積所における改修についてお答えいたします。

昨今、全国でリチウムイオン電池をはじめとする小型充電式電池が原因とされる火災が発

生しておりまして、廃棄物行政の課題の一つとなっております。

このことから、本市では、専用の金属製の缶に入れ、定期的に回収し、専門業者が引き取るシステムを構築し、収集運搬や保管、処分時の火災の予防に努めております。

ごみ集積所における回収は、市民サービスの向上につながる方法であると認識しておりますが、集積所や収集車両の火災のリスクを伴い、収集作業員の安全性の確保の観点からも課題があることから、慎重に検討する必要がありますので、他の自治体の対応方法など調査、研究してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 佐藤睦郎議員。

○19番（佐藤睦郎議員） それぞれご丁寧なご答弁ありがとうございました。再質問と要望をさせていただきます。

まず、1番目の市役所窓口のプライバシー保護についてでございますが、市長から重要な課題と認識していただいているというご答弁でありました。また、可能な限り各窓口に配慮していく、プライバシーの保護を推進していくという趣旨であったかと思います。

また、企画政策部長からは、私は市民課のことについて1問目で述べましたが、それ以外の部署についての事例を挙げていただき、工夫、配慮していく、また、ハード・ソフト両面から対策を講じるというご答弁であったかと思います。

私、今回の質問に当たりまして、近隣の市役所のカウンターなどを見に行ってみりました。八潮市、草加市、吉川市、それぞれ私が見た限りでは、全てのカウンターに隣の人の会話が聞こえないようにきちんとした形状の仕切りが設置しており、窓口によっては、後ろ側から見えにくいようにしたブース上の構造になっていました。

近隣市の庁舎はそれぞれ新築間もないので、三郷市の庁舎と単純に比較するのは適切ではないかもしれませんが、既に他市では標準となっていることが三郷市ではできていないということになりますので、後づけでできる範囲で早急に改善を図るべきと考えます。

改めて、庁舎の全ての部署の窓口を点検するとともに、窓口対応する機会の多い職員の意見も聞きながら、対策を講ずるよう要望いたします。

1点、再質問をさせていただきます。

ご答弁の中に、一部の部署で、事前に連絡をいただいた来訪者のかたには個室などを利用して対応しているというご答弁でありました。そういった方式を取っていただくと、他人の目や耳を気にすることなく、相談したり手続きしたりでき、安心につながると思います。他人



に聞かれて困るような話ではないだろうと第三者が思っている、当事者にとっては聞かれないという場合もありますので、どの部署においても、来訪する市民が希望する場合は、そうした会議室など個室を使って対応するようにしてはどうかと考えます。それを三郷市の標準の方式として、ホームページや庁舎窓口の周辺に掲示をするなど周知をしてはいかがでしょうか。再質問として、企画政策部長のご見解をお伺いいたします。

次に、環境問題の1、森林環境譲与税の活用についてでございます。

市長から、現状として木製遊具などに活用しているというご答弁がありました。その上で、他の活用については慎重に検討するというご答弁であったかと思えます。また、財務部長、市民生活部長からご答弁いただきました。財務部長には、森林環境税と森林環境譲与税の関連につきまして、一旦基金に入れて、基金を取り崩して市内の木製遊具に活用するといった仕組みについても、ご丁寧に答弁をいただきましてありがとうございます。効果的な活用に向けていくといった内容であったかと思えます。

また、市民生活部長からはCO<sub>2</sub>の削減に取り組んでいく、また、先進事例の調査、研究をしていくといったご答弁であったかと思えます。

現状では、三郷市としては森林がないという部分がありまして、木製遊具に活用するという使い道が一番の選択肢になるのかと思えます。森林環境譲与税の使途として、木製遊具の設置に活用することで、市内に木製のものが増え、それが間接的に森林の整備につながるといった点で評価できると思えます。

一方で、市民が1人1,000円を納めた森林環境税が、森林環境譲与税として市に配分されているわけでありますから、市民の理解を得られるような、また、ありきたりでない特徴的な、そして森林の整備に直結するイメージが湧く、もっと言えば、どの自治体のどの山の森林とつながっているかが分かるような使い方を行ってはどうかと思い、今回、自治体間連携について質問をさせていただきました。

林野庁が発表している森林環境譲与税の取組事例集の中の自治体間連携の事例を見ますと、埼玉県のマッチング事業のように、県が仲介して連携する事例のほか、県をまたいで友好都市協定など、以前から交流している自治体同士で連携を図っている事例が見られます。

越谷市の場合も、小鹿野町とは指定保養所の設置、利用という縁がもともとあったようです。三郷市も、安曇野市や三郷町と友好都市提携をしておりますが、森林環境譲与税を活用した自治体間連携を進めてはどうでしょうか。友好交流のチャンネルが増え、市民同士の交流の広がりにもつながると思えます。ぜひ協議のテーブルに乗せていただきたいと思います。



この点につきまして再質問として、市長に見解をお伺いいたします。

次に、粗大ごみのリユースについてです。

ご答弁では、現状について有価物を売却しているという趣旨のご答弁があったかと思えます。また、フリマアプリの活用については、他の自治体の事例を研究していかれるということであったかと思えます。

粗大ごみのリユースにつきましては、ごみの削減と使えるものは使う、再利用する、さらに、市民の意識啓発を目的とすることで質問させていただきました。

一旦、粗大ごみとして回収したものを、有価物として売却するのももちろん大切ですが、それ以前にごみを減らす、あるいはごみにする前に使うというような取組を進めていければいいなという思いです。他市の事例を参考に取組を進めていただくよう、この点は要望いたします。

なお、今議会におきまして、不燃物処理場整備事業の継続費補正を盛り込んだ補正予算が可決しております。今後、設計が進められていくことになるかと思いますが、不燃物処理場における新たな取組として検討していただきたいと考えております。この点については要望いたします。

3番目の小型充電式電池の回収につきまして、周知につきましては、ご答弁では広く周知する、分かりやすい案内に努めるということでありました。また、集積所における回収につきましては、火災のリスクがありますので、そういう課題があるということで慎重に検討をいただくということでした。ごみ集積所における回収につきましては、様々な課題があることは理解できますが、1問目でも申しましたようにメリットもありますので、他市の事例を参考に実施できるよう取り組んでいただくことを要望いたします。

1点、再質問をさせていただきます。

リチウムイオン電池が火災の原因となる大変危険なものであるわけですが、現状のルールにおける正しい廃棄方法の周知がいま一步不十分でないか感じております。例えば、年末に各家庭に配布されるごみ資源物収集カレンダー、こちらでございます。こちらの裏面に大変細かい字で分別の方法がたくさん書いてあります。

私もこの細かい字を今回の質問に当たりざっと見ましたが、この中に小型充電式電池やリチウムイオン電池などの文言が見られません。

また、昨年12月からLINEでごみ出し検索ができるようになっております。ごみの種類を入力すると、分別の区分が表示されるというちょっと優れたものだと私は感じておりますが、

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

これについても、小型充電式電池でありますとかリチウムイオン電池と検索しても、見つかりませんでしたと表示されるだけです。また、電池で検索をすると、電池、ボタン電池とともに充電式電池が出てきますが、市で回収しない品目と表示されるだけで、どうやって捨てたらよいのかという疑問の答えになっていません。

繰り返しますが、火災の発生原因となる大変危険な物体でありますので、適当に捨てられることがないようにすることが一番重要であります。

今後、LINEの検索やごみカレンダーに具体的な廃棄の方法を記載していただきたいと考えますが、市民生活部長のご見解をお伺いいたします。

以上で再質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木深太郎議員） 佐藤睦郎議員の2問目に対する答弁を求めます。

日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 再度のご質問にお答えいたします。

窓口・電話対応におきましては、お客様のプライバシー保護を前提に対応することが基本であると認識しております。窓口ではなく、個室での相談対応を希望されるかたなどもいらっしゃると思いますので、それぞれのニーズに合わせまして対応してまいりたいと考えております。

また、本庁舎、健康福祉会館ともにスペースの制約もございますが、引き続き、プライバシーに配慮した対応、また、窓口環境の改善に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 森林環境譲与税を友好都市の三郷町、安曇野市の森林整備に活用してはとの再質問でございます。

三郷町、安曇野市の意向や状況もございますので、活用につきましては慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木深太郎議員） 小暮勲市民生活部長。

〔小暮 勲市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（小暮 勲） 再度の質問にお答えいたします。

小型充電式電池の処分方法について、ごみカレンダーやLINEの活用等、そちらのほう

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

でさらなる周知方法についてどう考えるかといったご質問であったかと思います。

現在、毎年配布しているごみカレンダーには、掲載スペースの関係から充電式電池の処分方法の案内は掲載できておりませんが、今後、ごみ出しに関する刊行物や各広報媒体などにおいて、市民のかたに分かりやすく周知するよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で佐藤睦郎議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 02 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◇ 佐 藤 裕 之 議 員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第 5、17 番、佐藤裕之議員。

〔17 番 佐藤裕之議員 登壇〕

○17 番（佐藤裕之議員） ただいまより通告書に基づきまして、令和 7 年 3 月定例会での一般質問を順次始めさせていただきます。

このたびは、災害対策、避難所備蓄品について危機管理監に、行政問題、マイナ保険証についていきいき健康部長に伺ってまいります。

1、災害対策、避難所備蓄品について。

昨年 9 月議会での一般質問に引き続き、このたびも避難所に関する質問をさせていただきます。

前回の一般質問から半年ほど経過したところではありますが、この僅かな期間に避難所の位置づけが少し広範囲になってしまったのではと実感しております。皆さんご承知のとおり、八潮市での道路陥没事故のように、インフラ整備の老朽化による危険性から、現場近隣住民は避難を余儀なくされる。また、大船渡市での大規模火災のように、本市でも火災時に強風

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

により大規模火災に広がってしまったときにも避難せざるを得ないのではと想定すると、今までの認識であった地震や風水害等の自然災害のみならず、新たな局面をも想定内と捉えるべきではという思いです。

前回の質問では、避難所開設基準や開設までの具体的な流れ、運営全般に関する質問をさせていただき、詳細なご答弁をいただきありがとうございました。答弁内容の周知と確認、今後の運営をより具体的に、早速、再度避難所運営委員会を開催させていただきました。

高州小学校を避難所とする全町会より、各代表者数名ずつお集まりいただき、引き続き、危機管理防災課のご協力の下、避難所運営委員会の体制づくり、役割等について、また役割については、町会単位で輪番制にて対応していくことが確認されました。

会議で決められた物資・食料各担当班により、改めて災害備蓄品確認のため倉庫に足を踏み入れてみると、大小数々の段ボール箱は所狭しと山積みになっており、参加者から興味と期待と不安が入り交じった複雑な気持ちから、何が入っているのだろうという声が一斉に漏れ出しました。

最前列に積み上げられた段ボール箱には、アルファ米や毛布といったラベルが貼られ、一目で確認することができましたが、2列目以降の段ボール箱は、体を伸ばしてのぞき込んでもラベルを確認することはできず、1つずつ箱を移動させなければラベルの確認をすることは難しく、また、各担当班の大人たちが数人入れば、段ボール箱の移動スペースの確保もままならないことが容易に予測できました。

また、災害状況チェックリストや避難者受付名簿等がつづられた8冊のクリアファイル内や、それらが収められていたボックス内にも、備品一覧のようなものは見当たりませんでした。少なくとも、今、避難所を開設しましたと想定すると、何が備品として備えられているのか、避難所運営の核を担う地域住民の方々には不明の状況、あるいは、ごく一部のみにしか分かっていないことになります。

早速、事前に何が備えられているのかが分かれば、もしものときに混乱を招かずにスムーズな活動ができるとの意見をいただきましたので、避難所における備蓄品にはどのような品が備えられているのか、危機管理監に伺います。

続きまして、この備品一式が、避難所備蓄品としての決定に至るまでの経緯を伺います。

阪神・淡路大震災から30年、東日本大震災から14年経過した今、様々な製品が充実し、品質も向上され、また健常者ばかりの避難者とは限らず、ありとあらゆる市民やペットをも対象とするならば、これも必要、あれもあればと希望は膨らむばかりと思います。

会議の場でも、あれは、これはと意見が多数出される光景を見たとき、何らかのルールにのっとって決めなければ収拾がつかなくなってしまうのではと危惧いたしました。そこで、各避難所に備えられている備蓄品につきまして、決定に至るまでの経緯について伺います。

続きまして、2、行政問題、マイナ保険証について、いきいき健康部長に伺います。

去る12月2日で紙の保険証発行が終了し、マイナ保険証に切り替わりました。昨年の12月議会での一般質問でも、マイナ保険証の利用率や資格確認書のご説明など、ご答弁をいただいたところであります。

紙の保険証発行終了から3か月がたちましたが、様々な声をいただいておりますので、少しでも心配の解消につながればと、ここで改めて確認を含め伺ってまいりたいと思います。

初めに申し上げておきますと、私はマイナ保険証推奨派の立場で伺ってまいります。

第1の理由として、不正利用防止や重複診療による無駄と医療費削減が見込めると考えられるからです。また、紙の保険証ですと、医療機関の窓口において入力ミス等から事務処理が滞ってしまうとのこと。

第2の理由として、デジタル化を進めることで、効率的に、正確に、医療情報、医療サービスを届けることができると期待しているからです。ひいては、デジタル化、すなわち効率化され、医療費や介護費など、今の私たち納税者はもとより、将来にわたって納税者全体に税の負担、社会保険料の負担にも関わってくることなどの理由から進めていくべきと考えます。

マイナ保険証の私なりの解釈では、従来の紙の保険証、新規の発行は終了しました。しかし、今皆さんが持っている保険証が使えなくなるわけではなく、保険証に書かれている有効期限まで、書かれていない場合は最長令和7年12月1日まで使えます。ただし、引っ越しや転職をされたかたは今の保険証が使えなくなります。

その後、医療機関を受診する際に必要となるというところで、マイナ保険証、すなわち、マイナンバーカードを持っている人で保険情報のひもづけをしている人と、マイナンバーカードを持っているが保険情報のひもづけをしていない人と、そもそもマイナンバーカードを持っていない人に分かれます。

マイナ保険証を持っている人は問題なく受診できます。

マイナンバーカードを持っはいるが、保険情報のひもづけをしていない人、そもそもマイナカードを持っていない人については、有効期限が切れるまでは今の保険証が使えます。そして、有効期限が切れる少し前に資格確認書が送られてきます。この確認書で、今までの

ように診療を受けることができます。

国民健康保険のかたは夏ぐらい、社会保険の人は秋ぐらいに送られてくる予定です。三郷市の国民健康保険の資格確認書の有効期限は、今までの紙の保険証と同様で、原則1年間、社会保険の資格確認書は最長で5年の有効期限となっています。ずっと資格確認書でいきますという人はこれで大丈夫ですので、心配ありませんとお伝えしています。

私の説明下手な部分もありながらも、マイナ保険証を作ることに消極的な方々からの懸念点を少しでも和らげ、申請につながればと、まずは初めに、マイナ保険証検討中の方々の疑問点から質問をさせていただきます。

初めに、そもそも論になりますが、マイナ保険証はどこでつくるのか分からない。また、どうやってつくるのでしょうか。

2点目、高齢の親の場合、顔認証がうまくできないと思います。暗証番号も覚えることも難しいと思うのですが、このような場合にはどのように対応いただけるのでしょうか。

3点目、環境的に通信がうまくいかないときや機械の故障など、何らかの原因で機械が使えないときは本人確認ができないと思いますが、どうなるのでしょうか。

4点目、マイナ保険証をなくしたり破損してしまった場合の対応を教えてください。

続きまして、マイナ保険証を持っではいるのだけれどもという方々からの質問に移ります。

マイナ保険証1枚で事が済むようになっているのでしょうか。80代の親御さんの通院を毎回付き添う60代のかたから、マイナ保険証をつくってはみたが、どうなっているのかよく分からないというご意見をいただきました。

通院のときはいつもマイナンバーカードや健康保険証のほか、障害者手帳や介護保険負担割合証など、診察券を含める一式を毎回持参しているそうです。お世話になる診察科や病院が違って、どれがいつ必要になるのか分からず、マイナ保険証をつくっても、今までどおり必要な一式にカードが1枚増えただけで、便利になったと感じないとのこと。現在ひもつけられているほかの資格証、例えば障害者医療証やこどもの医療証などの取扱いをお伺いいたします。

2点目、マイナカードは持っているが、保険証とひもつけをしているかどうか調べるにはどのようにしたらよいのでしょうか。

3点目、マイナンバーカードの更新を期限内にしないとどうなりますか。ひもつけたマイナ保険証も使えなくなりますか。

以上、1回目の質問を終わります。



○議長（鈴木深太郎議員） 佐藤裕之議員の質問に対する答弁を求めます。

松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 佐藤裕之議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1、災害対策、1、避難所備蓄品についてのア、避難所備蓄品は何が備えられているのか、及びイ、避難所備蓄品として決定に至るまでの経緯につきまして関連がございますので、一括してお答えいたします。

本市における三郷市地域防災計画の被害想定として、東京湾北部地震により最大震度6強の揺れが発生し、これにより7,541人のかたが避難者となることを想定しております。

この想定に基づき、三郷市備蓄計画を策定し、備蓄品の備蓄目標数や品目を決定しており、毎年度検討を加え、計画を更新しております。

備蓄計画では、避難所避難者と避難所外避難者を合わせた7,541人を備蓄物資対象者としており、埼玉県で1.5日分、本市で1.5日分、合わせて3日分以上の備蓄目標数となるよう備蓄に努めているところでございます。

次に、具体的な備蓄品の種類として、初めに、食糧及び飲料水がございます。食糧については、調理が簡単もしくは不要で、すぐに食べられるものとして、アルファ米、おかゆ、ライスクッキー、乳幼児用ミルクを備蓄しております。

なお、これらの食糧は全てアレルギー対応食品のため、どなたでも安心して食べることができます。また、水は500ミリリットルのペットボトルを備蓄しております。

次に、衛生用品でございますが、携帯及び簡易トイレや自動ラップ式トイレ、紙おむつや生理用品等を備蓄しております。

次に、生活用品でございますが、寝具類として、エアーマット、段ボールベッド及び簡易ベッド、またアルミブランケットや毛布等を備蓄しております。

また、その他用品といたしまして、プライベートテント、間仕切り、発電機や投光器、避難所開設キットなども備蓄しております。

備蓄品目の選定につきましては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮しながら、災害の種類や災害発生時の季節等に応じ、あらゆる状況においても対応できるよう備蓄品目を選定しております。

今後におきましても、災害時の公的備蓄の強化・拡充に努めるとともに、各家庭において日頃から災害に備え、必要となる備蓄品を最低3日分、できるだけ1週間分の備蓄をしてい

ただくよう、引き続き普及啓発に努め、自助、公助による防災力の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 佐藤裕之議員のご質問にお答えいたします。

2、行政問題の1、マイナ保険証について、初めに、ア、マイナ保険証申請に至らない方々からの懸念点についてのうち、マイナ保険証のつくり方でございますが、ご自身のスマートフォンなどでマイナンバーカードの読み取りができるかたは、マイナポータルにて利用登録が可能となっております。

このほか、医療機関のカードリーダーやセブン銀行ＡＴＭでも同様に利用登録が可能となっております。

また、市役所1階の国保年金課では、専用の端末を備えており、登録希望者のかたには、職員による端末操作のサポートを行っております。

次に、高齢のかたなどで顔認証がうまくできないや、暗証番号が覚えられないときの対応でございますが、特別な事情によってマイナ保険証の利用が難しいかたには、資格確認書も交付が可能となっておりますので、申請をご案内いたしております。

次に、通信環境や機器の不具合により使えないときの対応でございますが、機械の不具合などによって、マイナ保険証の読み込みができない場合には、各健康保険の保険者から交付される「資格情報のお知らせ」に、マイナ保険証を添えて医療機関に提示いただくことで、保険診療が可能となっております。

次に、マイナ保険証を紛失や破損してしまった場合の対応でございますが、紛失された場合には、マイナンバーカードの機能を停止するため、速やかに国が指定するマイナンバー総合ダイヤルにご連絡をいただくとともに、最寄りの警察に遺失届の提出を行う必要がございます。その後、マイナンバーカードの再交付手続を取っていただくことになります。

また、マイナンバーカードのＩＣチップが破損した場合も、同様に、カードの再交付が必要となります。

どちらの場合におきましても、新たなカードが交付されるまでの間は、資格確認書の交付をご案内しております。

次に、イ、マイナ保険証取得者からの疑問点についてのうち、マイナンバーカードへひもづけができる情報の範囲としましては、現状では、重度医療費やこども医療費の情報をひも

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

づける機能は有しておりませんが、利便性の向上を図る観点から、ひもづけ情報の範囲の拡大が議論されていると聞き及んでおりますので、国の動向を注視しているところでございます。

次に、マイナ保険証のひもづけの登録状況の確認方法でございますが、初回登録手続と同様となりますが、マイナポータルや医療機関でのカードリーダー、セブン銀行ＡＴＭのほか、国保年金課に備えている端末でもご確認をいただけます。

最後に、マイナンバーカードの電子証明書を更新しなかった場合の対応でございますが、電子証明書の有効期限超過後に直ちに利用が停止されることはなく、期限経過後３か月間はご利用いただけます。この間に更新手続を行っていただければ、その後も利用が継続されることとなっております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 佐藤裕之議員。

○１７番（佐藤裕之議員） それぞれご丁寧にご答弁をいただきましてありがとうございます。それでは、それぞれ何点か要望と再質問をさせていただきます。

まず初めに、備蓄品でございます。

食糧と飲料水ですが、食糧については、今ご答弁ございましたけれども、調理が簡単または不要、すぐに食べられるものであること、それにアレルギー対応食品ということで、誰にもすぐということが確認でき、大変安心いたしました。飲料水につきましても了承いたしました。

２つ目の衛生用品につきましては、昨今では一番心配される項目ではと思うところであります。携帯・簡易トイレ、紙おむつ、生理用品等、ライフラインの復旧の遅速に対し、食糧・飲料水同様に直結してくる項目ですので、柔軟かつ相応にご対応いただけるようお願いいたします。

３つ目の生活用品につきましては、挙げていただきましたエアーマットや各ベッド類、毛布やアルミブランケット等、寝具類はそれぞれ使用期限や耐久性に違いがあり、また、次々に高品質なものも流通されております。それによってコストも違ってくると思いますので、その辺のバランスを併せての選定を改めてお願いいたします。

ご答弁の結びに、高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮し、災害発生時の季節や時間帯、あらゆる状況にも対応できるよう、備蓄品を選定しているとのことご答弁をいただき、大変力強く感じたところであります。

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

決定に至るまでの経緯につきましても、詳細なご答弁をいただきました。三郷市備蓄計画にのっとり、考察した上での品ぞろえと数量を決定していること、新たな課題等その都度検討し、必要に応じた計画の修正を行っていること、また、本市と埼玉県でそれぞれ備蓄品についても連携をしながら対応していることが分かりました。ありがとうございました。

ここで、改めまして危機管理監に再質問と要望を1点ずつさせていただきます。

初めに、要望をさせていただきます。がんばろう企業応援事業費補助金やきらりとひかれ起業家応援事業費補助金のような、防災備蓄関連製品に限定した商品開発強化に、三郷市独自の補助金制度をつくってはとご要望させていただきます。

備蓄品導入の検討については、長期保存性や利便性など最新技術の備蓄品の活用事例について調査研究していくことが肝要です。地産地消の考え方と同様に、地域で起こった災害に対して地域で対応する能力を持つこと、また、その力を高めていく地産地防の考え方から、市内民間企業の英知と技術力でより優れた商品を生み出していただけたなら、その分、本市の避難所生活の質は高まり、また、市内事業者の業績にもつながり、活力あふれる企業が増え、さらに、それぞれ商品開発力が高まれば、本市の避難所生活の向上に直結するのではと考えます。ご検討いただきますようご要望させていただきます。

最後に、1点再質問させていただきます。

市内民間企業の活力の促進を推し進めていただきたい要望の一方で、近年、三郷市と大手企業との間で災害協定締結の発表を数多く目にすることに大変喜ばしく、また、市民の安心につながっていることに感謝申し上げます。災害協定の内容中、備蓄品につきましてもの内容を改めて伺いいたします。

続きまして、マイナ保険証に移らせていただきます。

こちらにつきましても、詳細にわたりご丁寧にご答弁をいただきましてありがとうございました。

初めに申し上げましたとおり、私は申請推進派の立場から、まずはマイナ保険証に移行いただけるよう、ご答弁をいただきましたマイナ保険証のつくり方、本人確認ができないときのご心配、また、紛失や破損してしまったときの対応等、改めて周知してまいります。

また、マイナ保険証にしたことでよかったという声も多数いただいております。情報提供に同意することで、過去の診療情報や情報を医師や薬剤師に共有可能となり、重複した投薬や必要以上の検査などを防ぐことができた。入院などで高額な医療費が発生した場合に、高額費用を窓口で一時的に自己負担することがなくなった。医療費の領収書を保管していなく

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

ても、マイナポータルでデータ管理できるので、支払った医療費の総額が分かる。また、確定申告時に医療費控除の申請が大変スムーズになった。就職、転職、引っ越しをしても、新規で保険証を発行せずにそのまま利用できるなど、今後、ますます便利になると思います。

高齢化の進む中で医療を効率的に届けるという観点から、医療のデジタル化は必要と考えます。が、しかし、マイナ保険証をめぐっては、当初、ひもづけのミスがあったとの報道が流れたことで、少なからず不信感を抱いた方々が、世代を問わずいらっしゃいました。

そもそも医療情報は繊細な情報なので、不安感を抱いている市民はおられます。デジタル化への移行期ですので、紙との併用期間を設ける中で、安定的で信頼ある形でデジタル化を進めていく必要があると考えます。

マイナ保険証以前に、マイナンバーカード取得自体、任意です。持つか持たないかはご自身で決めることができます。今後は、マイナ保険証を使っている人もいない人も同じような形で医療サービスを受けられるような環境を整えていくことが大切と考えます。

最後に、もう一度確認の意味で、2点再質問をさせていただきます。

1点目、様々なご心配事を伺ってきましたが、どんな治療、診察を受けても、要は10割負担を求められることはないかと理解してよろしいのでしょうか。まれに、10割請求されるとしたらどんなときに想定されるのでしょうか。

2点目、マイナ保険証を仮に外でなくしてしまったときに悪用されるのではとの心配の声を多数いただきます。どのようなのでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 佐藤裕之議員の2問目に対する答弁を求めます。

松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 再度のご質問にお答えいたします。

民間事業者との災害時の応援協定についてはどうなっているのかというご質問だったと思いますが、現在、56の民間事業者と協定を締結しておりまして、災害時における食糧、水、医療品、医薬品、仮設トイレ、発電機などの供給に関する協定を締結しております。

市からの要請に基づき、可能な範囲で物資等の供給を受けることで、公的備蓄に不足が生じないよう、また、避難所の生活環境の向上を図れるように努めているところでございます。

今後も引き続き、避難所生活の長期化に備えるため、災害時応援協定の拡充に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 佐藤裕之議員の再度のご質問にお答えいたします。

1点目のマイナ保険証の利用において、10割負担が求められることはないのか、また、10割負担が請求されるとしたらどのような場合かとのご質問でございました。

何らかの理由によりマイナ保険証で保険資格が確認できなかった場合には、医療機関に備えております被保険者資格申立書を提出することで、ご自身の負担割合で受診が可能となっております。

また、10割負担を求められる場合がございますが、マイナ保険証の利用登録をしているにもかかわらず、マイナ保険証を提示しなかったときには、従来の紙の保険証での取扱いと同様に、10割負担を求められることが想定されます。

2点目のご質問でございます。マイナ保険証を外で紛失した場合に悪用されるのではないかとのご質問でございました。

マイナ保険証での受診の際には、顔認証や暗証番号の入力が必要でありますことから、マイナ保険証の利用において、第三者が本人になりすまして受診することは難しいものと認識しております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で佐藤裕之議員の質問を終わります。

---

#### ◇ 渡 邊 雅 人 議 員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第6、6番、渡邊雅人議員。

〔6番 渡邊雅人議員 登壇〕

○6番（渡邊雅人議員） それでは、通告に従いまして順次質問をしてみたいと思います。

まず、介護人材不足の解決に向けた取り組みについてです。

この課題については、過去の一般質問において、複数回にわたり様々な提案をしてみましたが、今回、新たな提案をするに当たって、まずは、改めて現在の高齢化社会を取り巻く介護人材不足の現状を整理してみたいと思います。



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

厚生労働省が令和6年7月に発表している「第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」という資料によりますと、令和4年度の全国での介護職員数は約215.4万人であったのに対して、2026年度には約240万人、第2次ベビーブームのときに生まれた団塊ジュニア世代が65歳から70歳を迎えて、さらには長らく問題となっている少子化の影響で、労働人口の減少が懸念される2040年には、約272万人の介護人材が必要であると推計がされており、介護人材のさらなる確保は全国的な課題となっております。

こうした状況を受けて、資料の中で示されている国における総合的な介護人材確保対策は、大項目として、介護職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備の5点が挙げられております。

この5点は、その具体例を見ても、ほとんどが介護職員の絶対数を増やすことを目標としており、私も過去に提案をさせていただいた内容の多くが、そうした考えに沿うものでございました。

ですが、高齢化と同時に、少子化や生産年齢人口の減少も急激に進んでおり、絶対数を増やすことだけではなく、効率化や機械化を推進して、想定よりも少ない介護職員数で十分な質と量を担保した介護環境を実現することという視点の重要度は、今まで以上に増してきていると実感しております。

そこで、今回はそうした視点を踏まえて、2点お伺いいたします。

まず、アの特定施設等における人員配置基準についてです。

令和4年6月7日に閣議決定された規則改革実施計画において、介護付き有料老人ホームなどの特定施設等における人員配置基準の特例的な柔軟化が、令和6年度の介護報酬改定以降に実施可能となることが発表されました。

具体的には、「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」において、必要な安全対策について検討などを行っていること。見守り機器などのテクノロジーを複数活用していること。職員間の適切な役割分担の取組などを行っていること、これらの取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることが、データにより確認されること、といった要件を満たした施設を対象に、利用者数に対する看護職員及び介護職員の常勤換算合計数について、本来は3対1であることを、特例的に3対0.9以上の人員体制とすることが認められるというものです。

この特例的な柔軟化のポイントは、要件の4点目としてご紹介した、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることが、データにより確認されることという点です。

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

人員配置基準を見直すに当たって大きな懸念点となる介護サービスの質を、根拠を持って担保した状態で緩和を認めるというのは、利用者にとっても安心できる内容であろうというふうに感じております。

そのために必要な要件は、決してハードルが低いものではありませんが、冒頭に申し上げたような介護人材不足を打破するというためには、こうした取組を進めることは、今後より重要性は増すであろうと考えております。

そこでお伺いいたしますが、①の市内特定施設の状況として、特定施設等における人員配置基準の特例的な柔軟化を施設において導入するためには、県の福祉事務所への書類申請が必要なのですが、本市の特定施設においてそうした申請を行った施設はあるのかなどの状況を、分かる範囲で結構ですのでお答えください。

②の周知については、この制度に関して、市のホームページへの掲載はなされていないようでしたが、市内の特定施設等に対して周知は実施されていたのか、お伺いいたします。

次に、イのDXの推進についてです。

厚生労働省ホームページに示されている「介護DXの推進」という項目の中では、介護DXを推進すべきである背景として、私から冒頭に申し上げたような社会状況の中においては、限りある資源を有効に活用しながら、質の高い効率的な介護サービス提供体制を確保する必要があり、介護事業所や自治体におけるICTなどを活用した業務の効率化が喫緊の課題となっているということが記されております。

そして、その課題を解決するための手段として、介護情報基盤の整備が挙げられており、その目的として、「利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤を整備することにより、これまで紙を使ってアナログにやりとりしていた情報を電子で共有できるようになり、業務の効率化（職員の負担軽減、情報共有の迅速化）を実現できます。さらに、今後、介護情報基盤に蓄積された情報を活用することにより、事業所間及び多職種間の連携の強化、本人の状態に合った適切なケアの提供など、介護サービスの質の向上に繋がることも期待されます」と記されております。

そして、令和6年度からは、介護保険被保険者証のペーパーレス化を見据えて、介護サービス利用時におけるマイナンバーカードを活用した被保険者証等情報の確認について、市町村、事業所等における業務フローを実証するための介護DX先行実施事業が大分県大分市と宮崎県都城市で行われております。

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

この先行実施における実証の結果によるところは大いにあるとは思いますが、本市においても、介護分野において事業所などとの連携をD Xを活用して実施する意義は十分にあるのではないかと感じております。そこで、本市における介護分野におけるD Xの推進について展望をお聞かせください。

次に、デジタル活用推進事業債の活用についてです。

令和6年12月27日に総務省から発表された「令和7年度地方財政対策のポイント及び概要」の中で、（仮称）デジタル活用推進事業債の創設が示されました。これは、デジタル技術を活用した行政運営の効率化、地域の課題解決などに向けた取組をしていくために、地方財政法の特例を設け、情報システムや情報通信機器などの整備財源に活用できる地方債の発行を可能とするものです。

具体的な内容としては、対象となる事業が行政運営の効率化、住民の利便性向上を図る自治体D Xの推進と、地域の課題解決を図る地域社会D Xの推進の2点のどちらかに該当するものとなること。事業期間は令和11年度までの5年間、地方債充当率は90%、償還年限は5年間、交付税措置率は50%とすることが示されております。

地方債充当率や交付税措置率の数字から分かるとおり、かなり地方自治体としては初期費用も償還の負担も抑えられるという仕組みとなっており、自治体のD X推進を国としても強く後押しするものであると感じております。

自治体におけるD X推進の必要性や重要性は、これまで私自身も一般質問の場で何度も取上げてまいりましたし、多くの議員も提起されてきております。

今回、この場で具体的なD X施策の事例を取り上げるのは控えますが、D Xの推進による効率化や市民サービスの向上、そして行政サービスに新たな付加価値を生み出していくことは喫緊の課題であります。

そこでお伺いいたしますが、今後、本市においても、より一層のD X推進を実現するに当たって、この（仮称）デジタル活用推進事業債は非常に有用であると考えます。事業債の正式な予算措置は国会における予算成立後とはなりますが、現時点におけるこの事業債の活用についてご展望をお聞かせください。

次に、水泳授業の民間委託についてです。

この問題に関しては、平成31年3月定例会における一般質問で、21世紀クラブの同僚議員から一度ご提案をさせていただいておりました。当時は水泳授業の実施について、学校の教員が指導計画の立案と評価をする必要があり、民間との役割分担を厳格にしておく必要があ

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

ることや、民間のプールを利用する場合は移動時間が必要となるため、各校の教育計画の作成に大きな制約を与えることになることなど、水泳授業の民間委託は課題が多いため、現時点では難しいものと考えているといったご答弁でございました。

しかし、そこから約6年がたち、全国的にも水泳授業の民間委託を導入した自治体が増え始めており、ご答弁でおっしゃられていたような課題も解決をした上で、そうした自治体は取り組まれていることと思いますので、事例をご紹介しますながら、再度取上げさせていただきます。

まず、平成31年の質問における論点を整理させていただきます。

当時の質問では、大きく分けて、維持管理費、老朽化対策、水泳授業の質の向上、少子化傾向を踏まえたプールの適正配置、それから授業以外の水質管理、安全管理における学校や先生方の負担の軽減という5点を論点として、水泳授業の民間委託をご提案させていただいておりました。

今回、質問するに当たりまして、導入した自治体の事例を調べたところ、このうちの維持管理費、老朽化対策、水泳授業の質の向上、この3点が主な導入理由となっているようでございましたので、今回はこの3点に着目してご提案を進めてまいります。

まず、維持管理費についてですが、ここで山梨県富士吉田市の事例をご紹介します。富士吉田市では、令和5年から小学生の水泳授業を指導も含めて市内2か所の民間施設に委託し、その際の試算では、市内の小学校7校でかかるプールの維持費は、今後40年間で約35億円であったところ、民間施設にプール授業を委託した場合は約14億円に抑えられるということが分かったということです。

次に、老朽化対策について。平成31年の質問における答弁のうち、老朽化対策については、平成29年度に修繕を15校で実施し、その経費が約300万円。改修工事は2校で実施し、経費は約1,000万円といった内容でございました。

ここでは、宮城県名取市の事例をご紹介しますと、名取市では、令和6年に市内の小学校1校において、水泳の授業を民間のスイミングスクールに委託するモデル事業を実施し、その際に行った試算において、老朽化が進んでいた該当の小学校のプールを全面改修するには約3億円の費用がかかる見込みだったものが、授業を委託することで、年間68万円の委託費用で済むということが判明したそうです。

そして、水泳授業の質の向上については、言わずもがなな部分もありますが、水泳のプロから指導を受けられることで、泳ぐ力の向上はもちろん、川や海での事故を防ぐための技術

についても、より効果的に学び、身につけることが期待できます。

また、文部科学省が発表している「令和5年度公立学校教員採用選考試験の実施方法について」という資料によると、小学校の採用選考試験において水泳を含む体育の実技試験を実施したのは、68県市の都道府県指定都市教育委員会などのうち12県市にとどまっており、これは10年前の4分の1以下と、ここ数年で一気に減少しているようで、こうした実情からも、水泳授業の質の向上という点で民間への委託というのは自然な流れと言えそうであります。

そして、平成31年の質問のご答弁で出ていた懸念点について、ご紹介した自治体を含め、民間委託を導入した自治体の例を見てみると、例えば、民間との役割分担を厳格にしておく必要があるという点に関しては、水泳の技術的な指導に関しては委託先の役割とし、体育の授業として授業態度などの指導は教員が行うという分担を実施しているケースが多いようであります。

また、民間のプールを利用する場合の移動時間については、送迎のバスを活用し、複数のクラスや学年で同じバスを使い回すことで、効率的な運行を実施するという方法で解決した事例があるそうです。

以上のことを踏まえ、本市においても、一度に全ての学校でとは申し上げませんが、プールの老朽化が進んでいる学校については、こうした水泳授業の民間委託を検討していくべきではないかと考えますので、ご見解をお聞かせください。

以上で1問目を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 渡邊雅人議員の質問に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 渡邊雅人議員のご質問にお答えいたします。

1、福祉施策の1、介護人材不足の解決に向けた取り組みについてのア、特定施設等における人員配置基準についてでございますが、介護人材の確保に関し、今後より多くの介護職員が必要とされる一方、生産年齢人口の減少という新たな局面を迎え、その確保がますます厳しくなることが予測されることにつきましては、議員と同様に危機意識を持っているところでございます。

そうした中、介護の質の維持には十分留意しつつも、限られた人材をより効率的に活用する工夫が求められているものと認識しております。

ご質問の特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化に関して、①市内特定施設の状



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

況でございますが、指定権者である埼玉県によりますと、市内の対象事業所において、令和7年2月末までに届出がされている事業所はないとのことでございます。

②の周知についてでございますが、市では特段の周知は行っておりませんが、今後、事業所の意向等の把握について検討をしてみたいと存じます。

次に、イ、D Xの推進についてでございますが、ご質問の介護情報基盤につきましては、事業所や自治体に分散している介護情報を電子的に共有できる情報基盤として、現在国において整備が進められており、議員ご指摘のように、事務の負担軽減や処理の迅速化につながるものが期待されているものでございます。

本市といたしましても、現在及び将来の状況を踏まえ、介護分野における適切なD Xの活用は不可欠と考えておりますので、早期の運用開始を目指し、引き続き準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 渡邊雅人議員のご質問のうち、私からは2、財政施策、1、デジタル活用推進事業債についてお答えいたします。

これまで本市では、令和5年8月にスマート窓口、令和6年12月に窓口設置型自動翻訳システムを導入するなど、行政サービスの向上や、R P AやA Iの活用による業務の効率化に向け、デジタル関連事業への積極的な予算計上をしてきており、昨日ご決定いただきました令和7年度一般会計予算におきましても、市民向け公衆W i - F i や自動翻訳システムの増設などを計上したところでございます。

ご質問のデジタル活用推進事業債につきましては、渡邊議員ご案内のとおり、主として建設事業に充当することとなっている地方債に係る地方財政法上の特例として、情報システムや情報通信機器等の整備財源として活用できるものでございます。

そして、起債償還に際しましても、地方交付税による財源措置があることから、財源としては有利なものでございますが、本来、借入金であるため、将来の負担を見据えて計画的に活用することが必要となります。

また、この事業債は、令和7年度から時限的に導入される予定であり、現時点では、国からの詳細な内容が示されていないことから、引き続き、情報収集に努めるとともに、活用には財源としての視点も考慮しつつ、財政状況や事業の効果などを勘案した上で検討をしま



います。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 菅原成之学校教育部長。

〔菅原成之学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（菅原成之） 私からは、3、教育施策の1、水泳授業の民間委託についてお答えいたします。

市内全26校のプールの年間維持費でございますが、上下水道料金や薬剤費、保守点検費等で、今年度約1,300万円となっております。また、老朽化対策については、修繕及び改修工事で今年度約2,480万円となっております。

次に、市内小・中学校における水泳授業につきましては、学習指導要領に示されている内容に基づいて実施しており、児童・生徒の発達段階や実態に合わせた基本的な泳法について学ぶとともに、命を守るための学習に取り組んでおります。

ただ、近年では夏場の高温により水泳の授業が実施できないことや、教職員によるプール清掃や管理等の負担などが課題となっており、民間委託により解決を図っている自治体があることは認識しております。

しかし、民間委託による水泳授業の実施に当たっては、移動時間の確保と水泳に取り組める実質的な時間とのバランス、会場費や指導料、交通費等を含めた費用対効果等も検討すべき事項であると考えております。

教育委員会といたしましては、今後、様々な課題を整理し、よりよい水泳授業の実施に向け、調査・研究してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 渡邊雅人議員の2問目の質問を残して暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時15分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊雅人議員。

○6番（渡邊雅人議員） それぞれご答弁をいただきましてありがとうございました。再質問

と要望をさせていただきます。

初めに、介護人材不足の解決に向けた取組についてですが、こちら1問目で私から申し上げた課題に関して、同じように危機感を持っていただいているという点を前提として触れていただきました。そして、アの特定施設等における人員配置基準についてのうち、①の市内特定施設の状況については、2月末時点で届出が出されている事業者はいませんでした。②の周知に関しては、現状は特段行っていないけれども、今後は事業所などの意向、これの把握について検討していきたいといったご答弁でございました。

ちょっと率直に申し上げますと、どちらも想像していたとおりのお答えだったなという感想ではいるんですが、特定施設等における人員配置基準の特例的な柔軟化というこの施策の浸透をぜひ図っていただきたいなというふうに思っております。

介護人材不足という問題はもう本当に長年続いていますけれども、なかなかこれを実施すれば万事解決ですというような方策がないという中で、解決に向けての一助になる可能性がある施策というのを、多重的かつ多面的に実施していくということが肝要だろうなというふうに考えております。

今回取上げさせていただいた人員配置基準の柔軟化に関しても、十分にその選択肢の1つになるだろうなというふうに個人的には感じておりますので、ご答弁でおっしゃっていた内容を確実に履行して進めていっていただきたいなということをお願い申し上げます。この点に関しては要望です。

次に、イのDXの推進については、ご紹介した介護情報基盤について、事務負担の軽減や処理の迅速化につながるものが期待されるものであると。そして市としては、介護分野における適切なDXの活用は不可欠であるというふうに考えているので、早期の運用開始を目指して準備を進めていきますと、こちらは前向きなご答弁であったのかなと感じております。

生産年齢人口が今後減少の一途をたどることが想定されている現状において、DXの活用は、効率化や機械化というものを推進していく上で必須と言っても過言ではないだろうなと考えております。

1問目でご紹介した大分県大分市と宮崎県都城市で始められた先行実証、これが本年の1月14日に始まったばかりということもありますので、この先行実証において、効果であったり課題であったりがこれからたくさん出てくると思います。そういったものをしっかりと情報収集していただいて、そしてそれを検証していただいた上で、本市における介護分野でのDXの活用に向けて準備を進めていただきたいと思っております。この点も要望です。

次に、デジタル活用推進事業債の活用についてです。

こちらもある程度前向きなご答弁をいただけたのかなというふうに感じております。事業債の活用について、起債償還に際しても地方交付税による財政措置があるということから、財源として有利なものとして捉えていますと。ただ将来の負担も含めた財政状況や事業の効果というのを勘案して、活用について検討していきたいといったお答えでありました。

今回、この内容をご提案させていただくに当たって、総務省が発表している資料などを調べていく過程の中で、そうした資料の中に記載されていたこの事業債を活用できる例として挙げられていた、例えば、「書かない窓口」などは本市で既に導入が進んでいて、本市においてDXの推進というのが着実に実施されているという点は大変心強いなというふうに感じております。

ただ、まだまだほかにも導入すれば効果的であろうと感じたDX施策が、そういった資料の中を見るだけでも散見されましたし、ほかの自治体の取組を調べてみると、私から以前に一般質問の場でも幾つかご提案したものがありますが、そういったものも含めて、新たな価値を生み出せるであろうというDX施策が多々ございました。

引き続き、積極的なDXの推進というのを実施していくことを、これは企画政策部も関わってくるのでしょうか、お願いするとともに、今後より一層の推進を図る上で、この事業債というのは非常に大きな助けになるというふうに思っておりますので、積極的かつ効果的な活用をしていただくようお願い申し上げたいと思います。この点も要望です。

最後に、水泳授業の民間委託についてです。

こちら率直な感想としては、前回よりは少し前向きに考える要素もできたのかなというふうに感じながら聞かせていただいております。その中で、例えば夏場の暑さの問題だったり、いろいろ社会状況が変わってきていますというようなお話もありまして、本当に熱中症というのが体育の授業で毎年のようにニュースで見かけます。

そういった中で、屋内でできるということがまず一つ大きいでしょうし、あるいは、例えばこの水泳教室やスポーツジムなんかであれば大体が温水プールです。温水プールであれば、ご答弁でおっしゃっていたところの、例えば、稼働する期間であったりとか、水泳に取り組める時間とのバランスだったりというところ、今までは水泳の授業というと夏場限定だったと思うんですね。当然暖かい時期しかできませんので。

これを温水プールを活用すれば通年でできるので、授業を組むところでカリキュラムの余裕も生まれたというような学校のお話も、いろんな記事を見ていくとありましたので、そう

いったものを広くいろんな資料を見ていただいて、しっかりと検討を進めていただけたらありがたいなというふうに思っております。この点は要望です。

ある程度検討していただけるというふうなお話だったのかなと思っているので、その中でちょっとしっかり検討をしていただきたいものについて、1個再質問がございます。

それがどういったものかという、維持管理費ですね。今回も取り上げましたが、維持管理費や老朽化対策に関わる費用、これと民間委託した場合の費用に関する比較検討に関するものです。

1問目でご紹介した山梨県富士吉田市の施策を例にとると、小学校7校でかかるプールの維持費について、これとプール授業を委託した場合の40年間でかかる差額、これが21億円ということでした。これを1校につき1年ごとに幾らの差額となるのか、これ単純に割り算をしてみたんですが、750万円という金額になります。この750万円を本市における小・中学校数の合計の26校に掛けると幾らになるのか。これが1億9,500万円でございます。

先ほどご答弁の中で、維持費、幾つか項目挙げていただいて、26校で1,300万円ですといったお話があったと思うんですが、恐らくこれだけ金額の差があるということは、ほかにも何かいろんな試算をした上でこの金額なんだろうなと思うんです。

私の計算も他市の数字を引用したものでありますし、あるいは児童・生徒の数であったりとか、プール自体の規模であったりとか、加味できていないかなりアバウトな試算でありますので、これが正確な数字か分かりませんが、ただ年間で約2億円という金額はかなりインパクトがある数字かなというふうに感じています。

では、どれぐらい大きなインパクトがある数字なのかというのをご理解いただくために一例を挙げさせていただくと、例えば、昨日の採決でも話題となっていた学校給食の無償化、これ本市において中学校のみで実施した場合、年間幾らかかるんですかというのを議会事務局を通して確認してみたところ、2億5,800万円ということでした。

これは現状維持を選んだ場合の維持管理費と民間委託をした場合との差額が、先ほど申し上げた富士吉田市と同じようないろんな項目を見てもらって、詳細な試算においても2億円前後という金額になるのであれば、これに加えて老朽化対策として修繕工事、改修工事、これご答弁では昨年度が2,480万円だったですかね。これは当然どんな工事をするかによって幅があると思いますけれども、それもある程度、ならした金額を足していただくと、老朽化対策としての修繕工事、改修工事費も勘案した場合、十分に、さっき言った2億円という金額と足し合わせると、そこから生み出される差額で中学校における給食費の無償化というの

が現実的に検討できる金額なんじゃないかなというふうに感じました。

今回は、給食費に関しては通告をしておりませんので、具体的な事業を指定して答弁くださいということは求めませんが、水泳授業の民間委託を実施することによって、これまでかかっていた費用が削減されて、そこで生まれた差額を別の教育関連事業の実施に充当するということは、こどもたちの教育環境の充実をさらにさせていくということに大きく寄与するんだらうなというふうに思います。

そこで、まずは費用面の比較検討というのを詳細に実施していただいて、今回上げていただいた項目だけではなくて、富士吉田市でどんな試算がされたのかということも精密に調べていただいて、比較検討を実施して、本市において、維持管理費や老朽化対策をこのまま民間委託せずに水泳授業を実施し続けた場合と、水泳授業を民間委託することで具体的にどの程度の費用削減の効果があるのか。

そして、その金額を元手としてどのような教育関連事業の新規実施であったり拡充であったり、いろんな選択肢があるとは思いますが、そういったものが可能なのかという点も踏まえて、水泳授業の民間委託について検討していただきたいなというふうに考えておるのですが、この点に関して学校教育部長のご見解をもう一度お伺いいたします。

以上で2問目を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 渡邊雅人議員の2問目に対する答弁を求めます。

菅原成之学校教育部長。

〔菅原成之学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（菅原成之） 再度のご質問にお答えいたします。

民間委託した場合の費用対効果という点で、今後、どのように他の業務に生かしていくのかという考えをとということだったかと思います。

今年度につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、維持修繕費等全て含めて、大体4,000万円弱、1校当たり150万円です。これもコロナ禍前と同様に、同額で大体推移してございますので、大きく破損等をしていかない限りは、しばらくの間このあたりで進んでいくのかなと。

また、民間委託をした場合については、移動費と指導料も含めて、かなりの金額は見込まれていきますので、この辺りバランスを考えて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で渡邊雅人議員の質問を終わります。

---

◇ 深 川 智 加 議 員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第7、7番、深川智加議員。

〔7番 深川智加議員 登壇〕

○7番（深川智加議員） それでは一般質問を通告に従いまして行います。

まず、1項、人権問題、1、パートナーシップ制度について、ア、利用できる行政サービスの拡充を、イ、ファミリーシップ制度の実施をについては関連しますので、一括してお聞きします。

差別のない明るい社会を実現することを基本理念とする三郷市人権施策推進指針の下、三郷市パートナーシップ宣誓制度が2022年9月1日から開始されました。市のホームページからレインボーのイラストが描かれた三郷市パートナーシップ宣誓制度の案内を見ることができます。

これによれば、パートナーシップ宣誓制度とは、戸籍上の性別に捉われず、お互いを人生のパートナーとして協力し合い、生活を共にすると約束したお二人が、自由な意思により、パートナーシップ宣言をしたことを表す宣誓書等を市に提出し、宣誓証明書及び宣誓証明カードを交付するとされています。

また、制度は法的な効力を生じさせるものではありませんが、本市の利用可能な行政サービスは、犯罪被害者等見舞金などが挙げられています。

一方、埼玉県が公表している利用可能な行政サービス一覧では、保育園等への送迎をはじめ、多岐にわたりサービスがあるわけですが、例えば、白岡市等で災害見舞金の支給、蕨市等で住民票の続柄変更などが実施されております。

また、県外ではありますが、福島市では、市職員の休暇及び手当等の取扱いを変更し、パートナーシップ、ファミリーシップ関係にある職員も利用可能とされています。

加えて、昨年12月7日付の朝日新聞の記事では、中野区が世田谷区の制度を参考にして、1月から最大500万円支給される災害弔慰金の対象外である同性パートナーの権利向上につなげたいとの考えから、弔慰金を支給する独自の制度を実施することが分かりました。全ての人の取り残さない地域社会づくりの一步になるとしています。



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

こうした中、三郷市も含む県内市町村がパートナーシップ制度の連携協定を結んだことが報道されています。制度を利用しているカップルが引っ越した場合、転出先で改めて宣誓をする必要がなくなるとしています。

しかし、多くの自治体で、当事者のお二人の関係だけではなく、お子さんや親御さんまで含めた関係性を証明するファミリーシップ制度を導入していますが、本市は未実施です。ここは足並みをそろえるべきではないでしょうか。

結婚の自由を求め、多くの当事者が声を上げていますが、政府が同性婚に後ろ向きな中、少なくとも自治体が最大限サービスを提供しようと努力し、同性パートナーの権利向上に努めています。こうした自治体の取組が国を後押しするものになるのではないのでしょうか。

住民に一番身近な自治体として、市民に寄り添い、本市でも利用できる行政サービスの拡充や、ファミリーシップ制度の実施を求めますが、ア、イについて市長に伺います。併せて、制度利用の実績もお答えください。

次に、2項、障がい福祉、1、障がい者の就労支援について、ア、障がい者就労施設等優先調達方針の実施による実績と目標値の拡大について、イ、更生訓練費の交通費支給の拡充をについてです。

障がい者就労及び在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」、いわゆる障害者優先調達推進法が平成25年4月から施行されました。

三郷市でも、障がい者施設等からの物品等の調達方針がつくられ、2024年度方針に盛り込まれた目標額は135万円と、昨年度よりも50万円の増加となっております。しかし、近隣の2024年度の目標値は、人口約7万人の吉川市で230万5,000円、八潮市の約9万人で140万円、草加市は約25万人で1,155万円を設定しております。このように、三郷市の目標値はまだ低いと考えられますが、実績を伺います。

また、障がい者の仕事の確保を積極的に行っていただきたいと考えますが、目標値の拡大についてお伺いします。

次に、イ、更生訓練費の交通費支給の拡充をについてです。

更生訓練費の通所のための交通費補助は、通所日数に280円を掛けた額、または通所のための自己負担全額のどちらか少ないほうの額が支給額だとされています。しかし、制度発足以来一度も改定していません。電車やバスなど公共交通機関の運賃も物価高騰により値上がりしています。一方、利用者の経済的状況は厳しさを増しています。補助額について見直す

時期に来ているのではないかと考えます。イについてお答えください。

次に、3項、バリアフリー問題、1、バリアフリーのまちづくり、ア、視覚障がい者誘導用ブロックの設置状況と点検についてです。

点字ブロックは、視覚障がい者の駅での転落事故の裁判闘争や障がい者団体の運動、バリアフリー法に基づくガイドラインの制定などを経て、普及が進んだとされています。2018年のバリアフリー法改正で、基本理念に、社会的障壁の除去が明確化されました。障がいを社会的な障壁との相互作用によって作り出されたものと捉え、社会的障壁を取り除くのは社会の責任であるとの考えを示すものです。

しかし、点字ブロックは道であり、自由に移動する権利を保障するものですが、設置も改修も不十分だとされております。例えば、形や標準的な色である黄色は、弱視のかたなどを考慮したものだが、景観やデザイン重視の考え方で形や色の違うものがある。車椅子などの移動にとっては障がいになり得る。壊れたりなくなったりしたまま放置されている。途中で途切れていて、視覚障がい者のかたが戸惑うなど、点字ブロックには幾つかの課題があるとされています。

先日、私の元にも、市内の障がい者団体のかたから、市役所本庁舎北側を通る歩道で、三郷市役所東の交差点と幸和橋の間の場所や、三郷市一般廃棄物最終処分場東側の歩道など、多くのかたが訪れる市役所周辺の歩道で点字ブロックが途切れており、危ないので改善してほしい、せめて点字ブロックの終わりなどを知らせる警告ブロックの設置をという声が寄せられました。

ほかにも改修などが必要な点字ブロックがあると思われますので、視覚障がいをお持ちのかたがお困りにならないよう点検を行ってほしいと考えますが、これについてお答えください。

また、令和5年12月議会で、他会派の議員からの質問で、視覚障がい者誘導用ブロックの設置状況などについてお答えいただいておりますが、その後の設置状況はどうなったでしょうか、お答えください。

次に、4項、災害対策、1、感震ブレーカーの普及について、ア、自主防災組織における補助実績は、イ、普及・推進の取り組みについて一括して伺います。

埼玉県を含む南関東地域におけるマグニチュード7クラスの地震の30年以内の発生確率は70%程度と言われており、いつ大きな地震が起きてもおかしくはなく、地震への備えは喫緊の課題です。阪神・淡路大震災や東日本大震災において発生した火災では、半分以上が電気

を起因とする火災であったことが分かっています。

電気火災を防ぐには、地震発生時に一定以上の揺れを感知したときに通電を遮断する感震ブレーカーの設置が有効手段の1つだとされております。

本市では、令和2年4月から三郷市自主防災組織補助金交付要綱が一部改正され、工事費は除くものの、感震ブレーカーも補助対象品目に追加されました。これは一歩前進の動きでありますが、アとイについて伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 深川智加議員の質問に対する答弁を求めます。

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 深川議員のご質問にお答えいたします。

1、人権問題の1、パートナーシップ制度についてのア、利用できる行政サービスの拡充について。

本市では、令和4年9月1日のパートナーシップ宣誓制度の開始以来、本年3月1日時点で11組のかたが宣誓を行っており、市独自の行政サービスとしては、災害時における安否情報の提供や犯罪被害者等見舞金の支給申請などがございます。

今後も利用可能な行政サービスの拡充に向けた自治体の取組を参考に研究してまいります。

次に、ファミリーシップ制度の実施でございますが、県内において多くの自治体が当該制度を導入していることは承知しております。

ファミリーシップ制度の導入につきましては、利用を検討している方々の声や他自治体の取組などを参考にしながら、引き続き研究してまいります。

○議長（鈴木深太郎議員） 横田隆宏福祉部長。

〔横田隆宏福祉部長 登壇〕

○福祉部長（横田隆宏） 深川議員の2、障がい福祉の1、障がい者の就労支援についてのア、障がい者就労施設等優先調達方針の実施による実績と目標値の拡大についてのご質問にお答えいたします。

平成25年4月より障害者優先調達推進法が施行されたことにより、国や地方公共団体等は、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努めることとされており、本市でも毎年調達方針を策定し、調達の推進に努めているところでございます。

庁内の発注状況でございますが、お茶や水の物品購入が多く、封入封緘やシール貼り、イ

ベント関係の啓発品等の役務の調達実績については少ない傾向にあるというのが現状でございます。

年々、障害者手帳の所持者数は増えており、また、それに合わせて市内の障がい者就労施設に通うかたも増えております。施設職員からは、利用者の工賃を上げたいが、受注できる仕事がなかなか見つからないといった声も届いております。庁内全体に障害者優先調達推進法について、引き続き周知・啓発を努めてまいります。

続きまして、イ、更生訓練費の交通費支給の拡充をについてお答えいたします。

更生訓練費は訓練に要した費用を支給することにより、社会復帰の促進を目的とし、自立訓練利用者や就労移行支援事業所への通所によって就労を目指す障がい者を対象としております。

交通費につきましては、市内バス運賃の値上げがあったことは承知しているところでございますが、対象施設、交通費の見直し等につきましては、近隣市の状況等を踏まえ、制度の在り方を含め調査・研究をしております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 私からは、3、バリアフリー問題、1、バリアフリーのまちづくり、ア、視覚障がい者誘導用ブロックの設置状況と点検についてお答えいたします。

道路は、市民の皆様にとって大変身近な公共施設でございますので、誰もが、安全で、快適に利用しやすい空間を確保するため、歩道の段差解消や視覚障がい者誘導用ブロック、いわゆる点字ブロックの設置など、ユニバーサルデザインに配慮した歩道整備が求められております。

市が管理する道路における点字ブロックの設置状況でございますが、歩道延長約150キロメートルのうち、点字ブロックが設置されている延長は約23キロメートルでございます。

主な設置場所といたしましては、市内3駅の駅前ロータリー周辺のほか、三郷中央地区や、ピアラシティなどでございます。

また、設置済みの点字ブロックにつきましては、日々の道路パトロールや、市民の皆様からの通報などにより、破損や色の薄れなども含めて、早期発見及び補修に努めております。

議員ご指摘の新和吉川線の不燃物処理場東側付近や、市役所北側の幸和橋付近については、歩道幅員や電柱などの影響により、一部、点字ブロックが設置できない場所がございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

しかしながら、点字ブロックは目の不自由なかたにとって、道路を安全に通行するための大切な道しるべでございますので、今後も引き続き関連部署と連携を図りながら、公共施設につながる動線について、計画的に点字ブロックの設置及び補修を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 深川議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、4、災害対策、1、感震ブレーカーの普及についての自主防災組織における補助実績はについてでございますが、近年の大規模地震により発生した火災のうち、原因の特定されたものの過半数が電気に起因した火災となっております。

このため、深川議員からも先ほどご説明がありましたが、本市においても、三郷市自主防災組織補助金交付要綱の一部を改正し、令和2年4月から感震ブレーカーを補助対象として追加したところでございますが、令和6年度までの間、感震ブレーカーに対する補助金の申請はない状況でございます。

次に、普及・推進の取り組みをでございますが、本市における市民向け防災講話において、地震災害への備えや対応について説明する中で、地震発生時の通電火災対策として、感震ブレーカーの有効性を周知しているところです。

また、毎年ららほっとみさとで開催している防災展示や、危機管理防災課事務室前に常設にて実際の感震ブレーカー装置を展示し、装置の特性や具体的な設置イメージを明確にすることで、導入促進を図っているところでございます。

引き続き、これら様々な取組を通じて、感震ブレーカーの普及促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 深川智加議員。

○7番（深川智加議員） それでは再質問を行います。

まず、パートナーシップ制度についてです。

利用できる行政サービスの拡充をについては、災害時安否情報の提供もオーケーにしているということで、今後も拡充に向け、他自治体の取組を参考にしていこうという前向きな答弁であったかと思います。ぜひ推進していただくようよろしくお願いします。

実績は11組、3月1日現在でそのような状況だということでした。行政サービスの利用拡

充をということをお願いしているわけですが、その一方で、大事なことがあるのかなと思っています。

三郷市人権施策推進指針令和3年3月改定版では、こうやって書かれているわけなんですね。「性的少数者の人々は、少数派であるがために差別や偏見を受け、場合によっては職場を追われることさえあります。性的少数者に関する社会的理解が広がり、多様性を認め合う社会を実現するためには、性の多様性への正しい理解と認識を深めることが必要です」と。

このことから、利用できる行政サービスを広げることとセットで、性の多様性への正しい理解と認識、またプライバシーへの配慮について、窓口の最前線に立つ会計年度任用職員も含めて、全職員が理解を深めることが重要だと私は考えます。

行政サービスを利用するために、当事者の方々が来庁された際に、性の多様性への理解不足などから、不適切な窓口対応となってしまう、相手を傷つけてしまうことがあってはならないわけですが、職員への研修を含め、しっかりやっていただきたいと思います、この点についてお答えください。

ファミリーシップ制度については、他自治体の取組を研究していく。県内で多くの自治体で導入していることは知っているということでした。

県のホームページによりますと、県内でパートナーシップ制度、ファミリーシップ制度のどちらも実施している自治体は、2024年5月1日現在で41市町村です。最後の1自治体とか、そういったことにならないように、立ち後れることのないよう、ぜひファミリーシップ制度を早期に行っていただきたいと思います。市長次第というところもあるかと思うので、よろしくお願いします。

続きまして、障がい者の就労支援についてですが、三郷市の障がい者計画策定に当たり、障がいのある人の生活実態やニーズ等を把握することを目的に、「三郷市障がい者福祉に関する実態調査」の実施結果によれば、「将来にわたり地域で生活するためにあればよいと思う支援は」の問いに対して、いずれの障がい区分においても「経済的な負担の軽減のための支援」が最も多くなっています。

また、きょうされんが2024年7月に発表した「障害のある人の地域生活実態調査」では、障がいのある人の月額収入から年収を積算した結果、相対的貧困とされる127万円の貧困線を下回る障がいのある人たちは、全体の78.6%にも及んでいます。2015年、前回調査の81.6%と比較しても大きな変化は見られませんでした。

また、ワーキングプアと呼ばれる年収200万円以下の人の割合も97.2%となり、前回調査



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

の98.1%とほぼ同様の結果となり、障がいのある人の所得状況は全く改善されていないことが見えてきました。

こうした下で、三郷市の調達の目標、135万円という目標は、他市と比べてもまだまだ低いものとなっています。仕事を確保することが本当に大変だという声も伺っております。障がい者の願いに応え、全庁的に積極的に良質なお仕事を発注していただくよう要望します。

それと、就労継続支援B型の平均工賃は、1か月1.6万円程度です。せめて交通費の支給を行い、経済的負担を軽減していただきますよう要望します。

また、更生訓練費の交通費支給額を実態に見合った金額へ引き上げていただきますよう要望します。

バリアフリーのまちづくりについてです。

150キロメートルのうち23キロメートル、点字ブロックが整備されているという答弁であったかと思います。

先ほども言いましたが、点字ブロックは道であり、自由に移動する権利を保障するものですが、設置も改修も不十分だとされています。バリアフリーのまちづくりを進めてほしいと思いますが、今後の見通しについて伺います。

最後に、感震ブレーカーの普及についてです。

各地域の自主防災会で、防災資機材等整備補助金を活用して感震ブレーカーの設置を進めていけるという選択肢があること自体はありがたいと思いますが、役員や地域住民の高齢化が進む中で、合意形成や取りまとめ作業、費用負担の問題なんかもあったりで、なかなか大変な部分があるかと思うんですね。

災害から大切な命を守る取組として、感震ブレーカーの普及を進めるためにも、感震ブレーカー設置購入への補助制度が個人でも利用できるよう、改善する必要があるのではないかと考えますが、この点について伺いまして、2回目の質問を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 深川智加議員の2問目に対する答弁を求めます。

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 再度のご質問にお答えいたします。

パートナーシップを宣誓されたかたが窓口などに来庁された際の対応についてのご質問でございますが、そのような場合を想定して、研修や窓口対応のハンドブックの周知などを通じて、職員の意識啓発を引き続き努めてまいります。

○議長（鈴木深太郎議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 深川議員の再度のご質問にお答えいたします。

ご質問の内容は、今後の点字ブロックの整備などの見通しはどのようなかというご質問でございました。

今後の点字ブロックの整備予定といたしましては、早稲田中央通りにつきましては、現在整備を進めております歩道改修工事と併せて、点字ブロックを設置してまいりたいと考えております。

また、都市計画道路駒形線や新和高須線につきましても、道路整備と併せて、計画的に点字ブロックを設置できるよう努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 再度のご質問にお答えいたします。

個人向けの感震ブレーカー補助金の新設についての考えはというご質問だったと思います  
が、感震ブレーカーにつきましては、引き続き、有効性について普及啓発に努めるとともに、三郷市自主防災組織に対して感震ブレーカーが補助対象であることを周知してまいります。

感震ブレーカーにつきましては、国・県、先進自治体の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で深川智加議員の質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会 午後 3時00分

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） おはようございます。ただいまから令和7年3月三郷市議会定例会第18日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（鈴木深太郎議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎市政に対する一般質問

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第1、これより市政に対する一般質問を行います。

通告により順次発言を許します。

---

◇ 篠 田 隆 彦 議 員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第8、3番、篠田隆彦議員。

〔3番 篠田隆彦議員 登壇〕

○3番（篠田隆彦議員） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

先日、選挙管理委員会より、三郷市議会議員一般選挙（8月10日任期満了、定数24名）の

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

日程と、立候補者説明会（４月28日午後１時30分から）の発表がありました。

告示日（立候補届出日）は令和７年７月13日日曜日、投票日は７月20日日曜日の午前７時から午後８時までと、また、同日には、参議院議員選挙の執行も併せて行われることが見込まれ、いよいよ選挙も近づいてきたなと感じられますことから、今回は投票環境の整備・改善こそが、有権者一人ひとりに着目したさらなる投票機会の創出、ひいては、投票率アップにもつながるとの考えから、誰もが投票しやすい環境づくりを目指すべく、投票所問題の１、投票所の利便性向上について、アとして、投票率の向上対策、イとして、それらの課題について質問をさせていただきます。

現在、日本における投票率は、世界各国の投票率と比較すると、世界192か国中184位となっていますことから、特に、若年層の投票率の低さが顕著で、若年層への選挙啓発や主権者教育の強化、選挙制度の改革や誰もが投票しやすい環境整備など、ソフト・ハード両面から様々な取組が検討されています。

有権者の動向に着目して、投票所の効果的な配置、選挙の公平確保に十分留意しつつ、若年層から高齢者層、また障がいを持っておられる方々にわたる手厚い投票サポートなど、投票率向上の実現を図る観点から、より弾力的な創意工夫が必要なのではないでしょうか。

１、投票所の利便性向上についても含めた中でのア、投票率の向上対策について。

一般的に有権者と言われる定時登録者数は、令和７年３月現在、男性５万7,777人、女性５万7,757人、合計で11万5,534人であり、三郷市においては、37投票区での投票所、４所の期日前投票所・不在者投票での投票、これら大きく３つの投票方法で選挙が行われています。

投票区での投票所では、誰もが投票しやすい投票所環境づくりについて取り組んでいることと承知しておりますが、現在、どこの投票区投票所においても、投票を支援する環境と物品をそろえられています。

投票所入口までの誘導表示や追加案内の投票所掲示物の振り仮名をつけた表示、障がい者マークなどのピクトグラム、絵文字、絵言葉の表示、エチケットラインの設定の上での順路に沿った番号表示、床に矢印や足跡マークをつけたものです。貸出し物の案内表示、例えば車椅子、老眼鏡、点字器、つえ休めなど、さらには、高齢者や目や耳、言葉をうまく話せない障がい者のために投票支援カードは用意されていると思いますが、投票者要望を幾つかの絵にしたものを、投票者がそのボードの絵を指差すだけで投票に関わるやり取りができる投票所版コミュニケーションボードなどを導入されてはいかがでしょうか。そのことにより、

安心して投票していただけるのではないのでしょうか。また、これら以外でも工夫されていることはございますでしょうか。

次に、高齢者や障がいのある有権者のための取組も大切ですが、近年、親子向けイベントなどの開催時に、家族で投票に行こうキャンペーンを行っている市や町が増えました。対象者の小・中学生の保護者の投票率アップを図り、家族での選挙への意識を高めてもらうためのものですが、こうした親子連れ投票と言われるものなど、三郷市の親子向け、ファミリー向けの対策はありますでしょうか。

また、学校等と連携した取組も大切です。明るい選挙啓発の標語やポスターコンクールの実施、さらに毛筆展など力強いすばらしい作品を発表されていることに触れる機会があります。

そのほかに、選挙管理委員会職員が選挙の仕組みや投票の仕方を伝える出前講演や、チラシやリーフレットなどを通した主権者教育にも力を入れるべきだと思います。

さらに一歩進んで、若者の特性を踏まえたインパクトのある啓発を行い、政治や選挙への興味や関心を高めるとともに、投票行動につながるような取組、例えば、若年層の投票所協力なども一考すべきではないのでしょうか。

選挙当日の運営に若年層が関わることができれば、彼らの政治への理解が進むのではないかと考えられます。自治体によっては様々な取組が行われているようです。

若年層が投票所の案内係、相談補助係、ひいては投票立会人などを行い、選挙当日の運営に関われるようになれば、さらに主権者意識の醸成が図られるのではないのでしょうか。

若年層は、これからの日本、あるいは三郷市の未来を支えるリーダーとなる層でもあり、若年層が関わることで、同世代、あるいは、投票所自体の雰囲気も活性化するのはないでしょうか。

公職選挙法第6条では、「選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。」と規定されています。

これに基づいて、明るい選挙推進協議会が通常啓発活動を行っている聞いておりますが、この協議会による啓発活動は、投票率向上等について、具体的にどのような活動やアイデアを持って行われているのでしょうか。また、そのことがより効果的な選挙広報を用いた投票行動への誘導へとどのようにつなげているのでしょうか。ご教示をお願いいたします。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

次に、イ、課題といたしましては、今回私が最もお聞きしたいのが、投票率向上の切り札とされている共通投票所についてであります。投票区外投票のことであり、まして、共通投票所とは、投票日の当日に、市内どこの投票区であっても投票ができる投票所であり、簡単に言ってしまうと、全投票区にわたる期日前投票所の当日版とも言えるものであります。

従来の投票制度では、有権者は住民登録をしている区域の投票区での投票所、あるいは期日前投票所しか投票することはできませんでした。しかし、共通投票所制度においては、住民登録をしている区域、投票区に関係なく、区内、市内どこの投票所でも投票できるようになる制度のことを言います。

この制度は2016年4月に公職選挙法が改正され導入されたものでありますが、共通投票所制度を導入している市町村は28で、全国で約143か所にわたっております。三郷市でも共通投票所制度を導入する予定はありますでしょうか。

もう1つの課題といたしましては、商業施設等への期日前投票所の設置についてです。期日前投票所を多くの人が往来する駅周辺や商業施設等に設置することにより、投票率上昇効果を上げている例が見られます。

イトーヨーカ堂三郷店での期日前投票所がよい例として挙げられますが、さらに、三郷中央駅近くのおどりプラザやららぽーと新三郷内のららぽーとみさと近くの店内などの有権者の生活動線を意識した投票所の効果的な配置を行う取組を広げてみてはいかがでしょうか。

これにおどりプラザやららぽーとみさとを期日前投票所として加えることは可能でしょうか。これらのことをお聞きいたしまして、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（鈴木深太郎議員） 篠田隆彦議員の質問に対する答弁を求めます。

萩原克己行政委員会事務局長。

〔萩原克己行政委員会事務局長 登壇〕

○行政委員会事務局長（萩原克己） 篠田議員からのご質問にお答えいたします。

1、投票所の利便性向上についてのア、投票率向上対策及びイ、課題については関連がございますので、一括してお答えいたします。

投票率の向上を実現させていくためには、誰もが投票しやすい投票所の整備や、学童期からの投票に関する啓発活動が重要であると認識しております。

議員ご案内のとおり、各投票所において、誰もが安心して投票いただけるよう、投票所環境の整備に努めているところでございます。

昨年10月27日の衆議院議員総選挙から、視覚障がいのあるかたなどの見えない、見えにく



**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

いという不安を解消するため、投票用紙へ自書することができる投票用紙記入補助具を新たに導入いたしました。この投票用紙記入補助具ですが、投票用紙に自筆する際、記入する枠の部分が切り抜かれており、表面を手で触ることで記入する位置が分かるようになっているものでございます。

また、学童期からの啓発活動といたしましては、小学生から高校生を対象とした選挙啓発ポスター及び習字のコンクールを実施、小学生を対象に給食のデザートで児童の投票で決めるデザート選挙としての模擬投票などを実施しております。

さらに、新しく有権者となった高校生を含む18歳の市民に対しまして、本市で執行される選挙の時期に合わせて、選挙の概要や投票法が掲載された冊子の配布なども行っております。

啓発活動の実施に当たりましては、市内の有権者で構成された「三郷市明るい選挙推進協議会」の皆様、ポスター及び習字の審査や表彰式の開催、デザート選挙における投票管理者や立会人を務めていただくなど、ご協力をいただいております。

引き続き、投票所環境の向上及び啓発活動に努め、若年層の選挙への関心を高める手法につきましても、関係機関と連携し、先進自治体の事例などを調査研究してまいります。

また、共通投票所でございますが、選挙当日にどの投票所でも投票することができることから、選挙人の利便性の向上につながるものと認識しております。しかし、共通投票所を設置した場合、二重投票を防止するため、市内各投票所を専用通信回線で結ぶ必要がありますが、現在の投票所は民間施設も借用することから、セキュリティが確保されたシステムの導入や回線工事の費用負担などの課題もあるものと考えております。

また、期日前投票所の増設につきましても、大型ショッピングセンターや駅など、選挙人にとって利便性のよい場所を確保することが効果的であると考えますが、衆議院議員選挙のような急な解散に伴う突発的な選挙にも対応することが可能であることが必要となり、また、投票管理者、立会人の確保、従事職員の協力体制などの課題もあることから、今後も様々なニーズに沿った投票所の利便性向上の取組について調査研究してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 篠田隆彦議員。

○3番（篠田隆彦議員） 丁重なるご説明ありがとうございました。再質問と要望をしたいと思います。

再質問といたしまして、不在者投票について質問いたします。

不在者投票は、選挙期間中に仕事や旅行、出産等で長期間住民票のある市町村を離れてい

る人に向けた、今いる滞在先の市町村の選挙管理委員会で投票できる制度であります。

そのほかに、在外投票と言われ、仕事や留学などで海外に住んでる人が、外国にいながら日本の国政選挙に投票できる制度もまたあります。

そしてまた郵便投票、体の不自由な人や要介護状態区分が要介護5の者に限られますが、そういった郵便投票というものもあります。

また、特異な例、珍しい例といたしましては、洋上投票と南極投票というのもあります。これは船乗りさんがよくやるパターンらしいんですが、また南極に対しましては、行ったらもう約半年以上、1年ぐらい帰ってこないらしいです。そういった投票もあります。

病院や老人ホーム等の施設での不在者投票については、県の指定を受けた病院、老人ホーム等12か所において投票を行うものですが、この不在者投票の投票者数はどのくらいでしょうか。直近の選挙結果から教えてください。

また、要望といたしまして、これまで述べてきた中で、3つの指標が考えられるのではないのでしょうか。

1つ、住んでいる地域への関心の向上。

政治や選挙への関心度及び居住地への愛着の低さが低投票率の要因であることから、これらを向上させるためには、いま一度自分たちの住んでいる地域に目を向け、よりよい生活環境の改善のための政治や選挙を身近に感じてもらうことの大切さや、選挙の重要性を理解してもらうことが必要だと考えています。

2つ、若者に対する啓発の強化。

若者の低投票率は全国的な傾向である中、本市においても、若者が比較的多いことから、より若者の投票率の向上が望まれます。若者の効果的な啓発行動として、ホームページ、XやフェイスブックなどのSNS媒体を活用した情報発信での啓発を行うことなど、将来の有権者への啓発強化、主権者意識の醸成を図っていくことが大事なのではないのでしょうか。

3つ、投票しやすい環境の整備。

近年の選挙において期日前投票者数が増加していることから、さらに制度の周知と期日前投票所の増設の取組が必要だと思います。特に、駅周辺やショッピングセンターなど、利便性の高い場所への設置を積極的に検討してみたいかでしょうか。

これらの3本柱を今後の方向性として、具体的な取組が必要だと感じています。ご答弁においては、共通投票所については、二重投票防止のため、セキュリティシステムの導入や専用通信回線の工事負担の課題といったお話だったと思います。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

また、期日前投票所の増設につきましては、人的協力体制などの課題があるというふうなお話だったと思います。

共通投票所の設置、また新規期日前投票所のこれら2つの設置促進については、公職選挙法第48条の2第7項の「当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとする」と規定されていまして、設置促進の観点から国からの特別交付税措置が講じられていますので、市の選挙対策費負担も軽減されるのではないのでしょうか。

さらに、もう1つ、生活動線上での投票に資するものとして、現在4つある（市役所を除く）期日前投票所をあと1日延長して、当日も投票できる共通投票所とすれば、より利便性が高まるのではないのでしょうか。

共通投票所の問題点である二重投票防止には、投票入場券に二次元コードを記載して一定の効果を上げているところもありますので、要は、やるか、やらないかの問題であります。

今まで申し述べさせていただきましたのは、より効果的な投票率向上の構築につながるこれが理想ですので、ぜひ引き続き検討され、投票所の利便性の向上への理解とご協力を申し上げまして、今回の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（鈴木深太郎議員） 篠田隆彦議員の2問目に対する答弁を求めます。

萩原克己行政委員会事務局長。

〔萩原克己行政委員会事務局長 登壇〕

○行政委員会事務局長（萩原克己） 篠田議員の再度の質問にお答えいたします。

直近の選挙での不在者投票者数はとのご質問かと思います。

直近で行われた令和6年10月27日の衆議院議員総選挙では、不在者投票が174票、在外投票が17票の合計191票でございました。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で篠田隆彦議員の質問を終わります。

---

#### ◇ 齊 藤 幹 郎 議 員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第9、2番、齊藤幹郎議員。

〔2番 齊藤幹郎議員 登壇〕

○2番（齊藤幹郎議員） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

昨年末、12月25日の瑞沼学校給食センターの開所式で、35年ぶりに食べた給食は、炊きたてのご飯が温かく、とてもおいしいものでした。供給開始初日の1月14日の夜に、保護者を通じて聞いたり、翌日以降も登下校の旗振りのときに直接中学生から聞いた感想も、全てが「おいしかった」というものでした。

初日のメニューにあった「かいちゃんコロッケ」は、かわいいと好評だったようです。給食当番の生徒は、新しい食器に初日は戸惑ったようですが、「お盆が大きくなって運びやすかった」「食器が新しくなりうれしい」「お皿が大きくなりありがたい」という感想でした。特に、食器に関しては、麺の丼がおわんより大きくなったので食べやすいそうです。

初めて導入された炊飯システムに対しては、「とてもおいしくなった」「水加減を調整してもらい、柔らかく、よそいやすくなった」という感想でした。

瑞穂中学校に通う生徒からは、「学校と給食センターの距離がとても近いので、家の食卓で出てくるご飯の温かさを想像していました。それに近く、今までとは全然違うおいしさ」という感想をもらいました。見学に行きたいという生徒も多いです。

中学生に兄弟のいる小学生は、「ご飯は鷹野給食センターで炊いていると思った。僕たちの給食はいつ新しくなるの」という期待度満点の感想を伝えてくれました。とてもうれしい感想ですので、皆さんにもお伝えいたします。

瑞沼学校給食センターは、昭和51年の供給開始から50年がたち、老朽化した岩野木学校給食センターに代わり、令和7年1月14日から中学校8校に対して給食の供給を開始しました。そして、鷹野学校給食センターは、東館が昭和63年から小学校13校に対して、西館が平成18年から小学校5校に対して供給を行っています。

昭和63年といえば、私が中学2年生のときで、通学途中に建つところを見ながら、もう37年も前になります。やはり老朽化は否めないところです。

令和4年度の事務事業評価結果では、今後の方針として「東館においての施設設備の老朽化に伴い、施設設備の更新が必要となる」とあり、令和5年度にはボイラーの入替えを含め、約7,900万円をかけ修繕が行われました。そして、次の課題として、「東館の建物の老朽化が進んでいるが、修繕の見通しが立っていない」とあります。

令和7年度もボイラー更新を主として7,700万円の予算が充てられていますが、入替えは夏休みに行われるのか。それとも、年度末の春休みまで待たなければならないのでしょうか。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

定期的に点検を行っていても、次の点検前に突然の故障が発生することもあるでしょう。更新予定のボイラーが故障して1台使えなくなった場合、給食の供給はどうなるのでしょうか。

物価高騰については、令和4年度から食材高騰分の補填が行われていますが、その額は1億円を超え、令和7年度予算では約1億8,000万円が見込まれています。しかし、物価高騰が収まる見込みはありません。

そこで、学校給食センターの現状と鷹野学校給食センターの調理機器の老朽化、物価高騰への対策を伺いまして、1回目の質問を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 齊藤幹郎議員の質問に対する答弁を求めます。

菅原成之学校教育部長。

〔菅原成之学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（菅原成之） 齊藤議員からのご質問、1、学校給食についての1、学校給食センターについて順次お答えいたします。

初めに、ア、現状でございますが、本市の学校給食は3か所の給食センターから給食を提供しております。

瑞沼学校給食センターは、多くの皆様のご支援により、今年1月から稼働し、給食・食育・防災の3本柱のコンセプトを掲げ、学校給食衛生管理基準を遵守した施設により、中学校8校分、約4,000食を提供しております。生徒や教職員からも大変好評を得ております。

また、小学校18校分、約8,000食を提供しております鷹野学校給食センターは、東館と西館に施設が分離されてございます。

次に、イ、鷹野学校給食センターの老朽化対策についてお答えいたします。

議員ご質問の、2基のボイラーのうち1基が故障した場合についてでございますが、短期間では1基での対応は可能ですが、長期間に及ぶと劣化や故障を早めることが想定されます。安定した学校給食の提供には、日々のメンテナンス等が重要でありますので、引き続き計画的に行ってまいりたいと考えております。

続いて、ウ、物価高騰対策についてお答えいたします。

現在、本市では保護者の経済的負担軽減を図るため、食材の物価高騰分を市が負担しております。しかし、この先も物価高騰が継続するおそれのあることから、文部科学省で定められている学校給食摂取基準の栄養価を確保しながらも、比較的安価で購入できる旬の食材を取り入れたり、コストを抑えるために手作りの料理を増やしたりするなど、物価高騰に対応した献立の工夫をしてまいります。

今後も、成長期である児童・生徒に適した栄養価を確保し、よりよい給食を提供できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 齊藤幹郎議員。

○2番（齊藤幹郎議員） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

鷹野学校給食センターのボイラーにつきましては、東西共用で稼働させていて、短期でしたら1台で全小学校分の調理に耐えられることが分かり、故障の際も供給が途絶えることがないということで安心いたしました。

ボイラー以外の調理器具など、適宜行われる修繕は、令和4年度と令和5年度を比べて件数も費用も倍増しています。働いているかたのモチベーションのためにも、少しずつでも器具の更新等をして環境を整えていくことを要望いたします。

1回目でお伝えした新しい食器でうれしいという生徒の声もあるように、おいしく給食を食べるためにこちらを先に検討する必要があるかもしれません。

また、南部地域拠点防災コミュニティ施設は、もともとは防災機能、コミュニティ機能のほかに、学校給食センター機能を持つ複合施設として計画されました。給食センター機能は瑞沼学校給食センターとして北部の防災拠点となる瑞沼市民センターと連携することになりましたが、鷹野学校給食センターがそのような役割を担うことは可能なのではないのでしょうか。

防災コミュニティ施設の建設は始まっていませんし、東館の建物の老朽化もようやく課題に上がったところです。給食センターに面する都市計画道路の整備もこれからです。岩野木学校給食センターより12年遅れのスタートですので、建て替えは近隣の整備が整ってからになるのでしょうか、そういった施設を計画してもよいのではないのでしょうか。こちらも要望いたします。

物価高騰については、様々な工夫をいただいているようで安心いたしました。国の動向を鑑みながら、成長期のこどもたちの栄養価の基準を守りつつ、予算の許す範囲内で安心・安全な給食の提供をお願いいたします。

以上で2問目を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で齊藤幹郎議員の質問を終わります。



◇ 佐 藤 智 仁 議 員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第10、8番、佐藤智仁議員。

〔8番 佐藤智仁議員 登壇〕

○8番（佐藤智仁議員） それでは、通告に従いまして順次一般質問を始めたいと思います。

初めに、1、福祉問題、1、配食サービスと資源管理問題について触れていきたいと思います。

三郷市におきましては、65歳以上の寝たきりや虚弱なひとり暮らし高齢者等のかたで、日常的に食事の確保が困難なかたを対象に見守り配食サービス事業が実施されています。利用回数は、昼・夕食のどちらかを選択でき、1日1食の週5食を限度に利用できる事業であります。

利用負担は事業者によって異なるわけですが、配食サービス提供後の容器などが回収されない。ずさんになり、ごみ屋敷化してしまうケースがあるようでございますが、容器などは再利用するものもあれば、使い捨てで利用される場合がほとんどでございますが、大事な資源でもあります。SDGsが推奨される昨今では、そうした資源を無駄にしない努力ももっと義務づけるべきではないかと考えられますが、三郷市の対応はどのようなか、いきいき健康部長に伺いたいと思います。

2の交通問題、1、交通安全と注意喚起方法について伺いたいと思います。

国土交通省は、高速道路での高齢者の逆走事故は、高速道路における事故全体に比べ、死傷事故となる割合が約5倍、死亡事故となる割合が約40倍という調査結果が発表されていますが、高齢者にとって認知機能が衰えていくことは自然なことであり、避けることはできません。よりこうした事故を防ぐための道路環境づくりが求められていると考えられますが、これに対して対策を行っているとは理解しているところでございますが、もっと様々な方法でお知らせをするべきではないでしょうか。

例えば、海外では、逆走防止装置を使い、スパイクがタイヤをパンクさせ、強制的に停止させる方法が欧米などを中心に取り入れられているようであります。それでも停止しない場合は、エアバッグを自動的に発動させるセンサーなどが用いられています。今後の対策についてどのようなか、市民生活部長と建設部長に伺いたいと思います。

3の環境問題、1の遊具の塗装とボランティアによる修繕について伺います。

日頃よりこどもたちが遊びながら市内の遊具の定期的な点検に努めていただいていること

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

で、安全な公園環境は維持されています。職員の皆様も破損などの声を心配し、使用停止など、バリケードを行っていることは存じていますが、経年劣化などについてはあまり対応ができていないように考えられます。

そこで、メンテナンスをできる限り抑えた形で対応できるよう新たなインクルーシブ公園が、インター南二丁目に新設されたことは、市民にとってよい取組であると認識しているところであります。

しかし、市内には86のちびっこ広場をはじめとした公園が存在していますので、詳細な点検にも漏れが生じているのは致し方ない場合がございますが、遊具で遊ぶこともたちが快適に過ごせるように、保護者の皆様やボランティアによる見守りは欠かせないのではないのでしょうか。

今年度においても、市民協力において街角ウォッチングなどが調査を行われましたけれども、ご協力いただいた方々の意見を最優先的に反映していただきたいと考えますが、まちづくり推進部長に伺いたいと思います。

4の行政問題、1の三郷市の資産管理について伺う。

行政運営において公有財産の管理は大切なことであります。公有財産には行政財産と普通財産がありますが、行政財産は行政目的で使用されますが、普通財産は行政目的以外で 사용됩니다。

これに類似するのが私的所有権でございますが、私有権とは、個人または法人が持つ所有権であり、公的所有権または公有権または公有財産または公物になります。

このうち先ほど説明した普通財産については、行政財産以外の公有財産が対象になりますが、特定の行政目的に直ちに使用されない財産であり、経済的価値を保全発揮することを目的としており、間接的に行政に貢献させる役割があります。

具体的には、旧軍の財産や使用しなくなった跡地や建物、相続税として物納されたものとなります。普通財産における管理は、貸付、交換、売却、譲与、信託、私権などで管理することができるようになっています。

国税庁では、確定申告をする際に、相続などがあつた場合に財産債務調書を提出することを義務づけていますが、提出されているのは、令和元年度で約1%であると専門家は指摘しています。これはペナルティが特にあるものではないためであります。

令和4年度には提出率は44%になったことから、国税庁は令和5年度以降見直しを行い、その財産または債務に係わる過少申告加算税等が5%加重されたとお聞きしています。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

三郷市におきましては、これまで三郷インター周辺地区や早稲田土地区画整理などの土地開発などが行われたことから、こういった相談も行われているのかと思われますが、どのような状況になられているのでしょうか。

そのほか上下水道における公営企業会計においては、減価償却などがなされたりもしますし、また、道路などにおいても都市計画道路駒形線や新和高須線を工事する際に、土地の購入や売却も行われていますが、公有財産は減少傾向にある状況なののでしょうか。財務部長に伺いたいと思います。

5、介護問題、1、介護における困難事例について伺いたいと思います。

残置物の多い現場において介護を行う際に、現在の介護報酬では賄えない、こんな事例が存在しているわけですが、介護離職を減らすためにも、効果的に人手不足を補う必要があると考えられます。そのためには業務内容を明確に身体介護のみにすることも重要なことではないのでしょうか。

特に、劣悪な環境に住んでいる高齢者にとっては、清掃に時間がかかり、介護職員だけでは限界が生じてしまうのが実態であります。特に、清掃分野においては、プロの事業者へ引継ぎを行っていくことが、今後の高齢化社会の支えとなっていくのではないのでしょうか。

今後の介護の在り方について福祉部長に問います。また、いきいき健康部長に介護支援について伺いたいと思います。

最後に、6、地域活性化、1、北部地区の区画整理について伺いたいと思います。

現在、埼玉県第3次田園都市産業ゾーン基本方針に基づき、三郷北部地区土地区画整理事業がなされていますが、重点緑地エリア以外における2期・3期工事エリアは、流通工業地区その1、その3と、スケジュール上は余裕があると考えられますけれども、開発期間中に放置しておくには忍びないと考えられます。そこを活用して、例えば、岡山発祥で歴史が122年続く芸団などを設置することなどはできないのでしょうか。

三郷市独自の資源を活用し、三郷市税条例の第73条の3第2項及び三郷市税条例施行規則第6条も適用すれば呼び込むこともできるのではないかと考えられますが、どのようでしょうか。

市民にとっては、地域活性化としても、また、新型コロナウイルス感染症におけるアフターコロナ対策としても有効ではないかと考えられますが、まちづくり推進部長及び地域振興部長に伺いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 佐藤智仁議員の質問に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 佐藤智仁議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、1、福祉問題の1、配食サービスと資源管理問題でございますが、配食サービス事業は、議員からございましたとおり、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯のかたで、食事の確保が困難なかた、栄養改善が必要なかたなどを対象としており、委託する配食事業者から利用者に毎回弁当を手渡しすることで、利用者の健康状況の見守りや安否確認を目的としているものでございます。

議員ご質問の配食に使用する弁当の容器につきましては、利用者の事情により、例外として使い捨て容器を使用する場合がございますが、原則、再利用が可能なリユース容器を使用しており、食後の空の容器につきましても、再度、配達する際に回収をしているところでございます。

今後も引き続き、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、高齢者の生活状況など実情に合わせた在宅生活の支援を推進していくため、関係機関と連携し、配食サービスに使用する容器につきましては、環境への配慮に努めてまいります。

続きまして、5、介護問題の1、介護における困難事例についてお答えいたします。

本市では、ネグレクトが疑われ、単身生活が困難と思われる場合や、家事にこだわりが強く介入が難しいなど、支援が困難なケースについては、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と密に連携し、訪問介護等のサービス調整や見守り支援を実施しているところでございます。

議員ご質問の介護サービスを必要とする高齢者の居住環境において、不要なものや、本来ごみとして処理されるものが室内を圧迫している状況は、衛生面や安全性の観点から、早期に解消すべき課題ではありますが、ご本人の要望を丁寧に聞き取り、気持ちに寄り添い、意思を確認し、訪問介護支援サービスの提供とともに、清掃等の専門業者につなげるなどの支援を行っているところでございます。

今後も複雑・多様化するこのような課題に関係機関と連携を図り、問題が大きく表面化する前に早期に介入することで、居住環境における衛生面や安全性が保持できるよう支援をしてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 小暮勲市民生活部長。

〔小暮 勲市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（小暮 勲） 佐藤智仁議員の質問にお答えいたします。

2、交通問題、1、交通安全と注意喚起方法について、市民生活部担当分についてお答えいたします。

近年、高齢者が運転する車両が高速道路等を逆走する事故が問題となっております。

ネクスコ（高速道路株式会社）の調査によりますと、高速道路を逆走する約7割が65歳以上の高齢者によるものと公表されております。

また、国土交通省によりますと、高速道路の逆走の約6割がインターチェンジやジャンクション付近で発生しているとの調査結果となっております。

そこで、三郷市内の高速道路の逆走事案について、埼玉県警察高速道路交通警察隊に確認をしましたところ、記録として確認できる平成29年以降では発生していないとのことでした。

本市における逆走防止対策の状況でございますが、ハード面では、中央分離帯がある幹線道路において、吉川警察署と協力し、標識や路面表示により矢印での進行方向の表示を行っているところでございます。

ソフト面としては、高齢者の交通事故防止を目的として、運転免許証を自主返納したかたに対して、タクシー利用券、バス回数券、自動車燃料費助成券のいずれか1万円分をお渡しする運転免許証自主返納者支援事業を実施し、高齢者に対し自主返納を推進しているところでございます。

今後も、標識や路面標示の適切な維持管理や、高齢者に対し運転免許証自主返納の推進に努めるとともに、重大事故につながる逆走防止対策については、引き続き、国の取組などの状況把握に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 私からは、2、交通問題、1、交通安全と注意喚起方法についてのうち、建設部担当分につきましてお答えいたします。

近年、高齢者による高速道路での逆走が度々発生しており、深刻な事故につながる事案として社会問題化しております。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

逆走による事故は、高速道路に限らず、一般道においても発生する可能性があるため、道路管理者として、事故を未然に防止する道路整備が求められております。

そのため、道路の新設や改良工事を行う際には、交通管理者である公安委員会と協議を行い、交通管理者の意見を取り入れた道路構造にするほか、横断歩道や信号機などの交通安全施設や、区画線や路面標示の設置場所などにつきましても、交通実態に即した安全対策を実施しております。

議員ご提案の逆走防止装置の設置につきましては、現在、国などにおいて様々な検討がなされていることや、構造物の設置に関しましては、設置場所や安全性などの課題もあるものと認識しております。

そのため、逆走防止を含めた道路整備における安全対策につきましては、今後も国や最新技術などの動向を注視するとともに、事故の状況把握など、警察と連携を図りながら、誰もが安全で安心して通行できる道路交通環境の整備に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 川端篤司まちづくり推進部副部長。

〔川端篤司まちづくり推進部副部長 登壇〕

○まちづくり推進部副部長（川端篤司） 佐藤智仁議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、3、環境問題の1、遊具の塗装とボランティアによる修繕についてお答えいたします。

公園遊具の修繕につきましては、一般社団法人日本公園施設業協会の規定により、重要部材の修繕は、公園施設製品整備技士などの有資格者による対応が義務づけられており、遊具等の塗装による修繕につきましても、遊具劣化の進行防止など、修繕の効果を適正に発揮させるためには、さび落としや研磨などの塗装面の下地処理や、材質ごとに適した塗料の選定など、専門性が必要となってまいります。

市が修繕を実施することにより、対応にお時間をいただくようなケースもございますが、修繕箇所が原因で事故が発生してしまった際の対応などに課題がございますことから、内容が軽微なものであっても、遊具の修繕等は市が責任を持って対応すべきものであると判断しております。

また、公園施設の修繕に関し、公園利用者や町会、各種市民団体の活動を通じてお寄せいただくご意見につきましては、公園施設の適正管理に資する貴重な情報としてお預かりをしているところでございます。



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

修繕箇所の決定につきましては、緊急性や危険度などについて、安全で安心な公園利用環境を実現するための判断をすべきものと考えております。

ボランティアなどの活用という視点でございますが、地元町会など地域の皆様には「三郷市地域住民による公園等の管理作業に関する要綱」に基づき、公園内の草取りやごみ拾いなどの利用環境整備にご協力をいただいているところでございます。

今後につきましても、市民の皆様との適切な協力関係の構築を図りながら、安全・安心な公園利用環境の実現に努めてまいります。

次に、6、地域活性化の1、北部地区の区画整理についてのうち、担当分についてお答えします。

三郷北部地区土地区画整理事業につきましては、令和6年7月に土地区画整理組合から事業期間の延伸に係る事業計画変更の申請があり、令和7年12月までの工事完了を目途に、登記や清算などの事務処理を含めた事業全体の完了を令和9年3月として認可をいたしました。

土地区画整理事業区域内の各街区の主要な画地につきましては、1画地を除き、既に地権者による土地利用が開始されており、残りの1画地につきましても、令和7年夏頃に前面道路の歩道整備などが完了次第、地権者への引渡しを予定していると、土地区画整理組合より聞き及んでおり、これまでの土地利用の傾向から他の画地同様、時間を置くことなく、着工に向けた手続が行われるものと想定しております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 佐藤智仁議員の質問に対する答弁の一部を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

一部保留いたしておりました佐藤智仁議員の質問に対する答弁を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 佐藤智仁議員のご質問のうち、私からは、4、行政問題、1、三郷

市の資産管理についてお答えいたします。

市に土地を売却する場合の売主の税務手続きにつきましては、売主が必要に応じて専門家である税理士等に相談されているものと承知しております。

市が所有する土地、建物、インフラなどの固定資産につきましては、平成28年度決算から総務省が示す統一的な基準による財務書類及び固定資産台帳を作成し、資産管理を行っているところでございます。

現在公表しております最新のデータは、令和4年度決算のもので、固定資産の額は3,153億3,111万4,586円、5年前の平成29年度の額は2,790億3,482万9,417円であり、増加をしております。

ただし、これは令和2年度から公共下水道事業特別会計のデータが加わったためで、公共下水道事業特別会計等の特別会計を除く一般会計等での額で比較した場合には、令和4年度が2,402億1,715万3,995円で、平成29年度が2,582億8,547万6,383円であり、7%の減となっております。引き続き適切な財産管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 横田隆宏福祉部長。

〔横田隆宏福祉部長 登壇〕

○福祉部長（横田隆宏） 私からは、5、介護問題の1、介護における困難事例についてにつきましてお答えいたします。

障がい福祉サービスの居宅介護、いわゆるヘルパーを利用する障がい者世帯のうち、サービス導入に当たり、家の中のごみの撤去や片づけなどの支援介入を要する事例もございます。

このような場合、障がい特性に配慮した上で、処分や片づけについてご本人に説明し、理解を得ることが先決となります。

理解を得られた場合は、次の動きとして、ご本人、ヘルパーなどのサービス提供事業者、相談支援事業所などの関係者による話し合いを行い、どこまでがご本人やヘルパーで対応できるかなどを確認し、その後、支援を開始いたします。ご本人やヘルパーでも処分や片づけをし切れない場合には、専門の片づけ業者の利用を助言することもございます。

今後も個々の障がい特性や家の中の状況などを踏まえ、ヘルパーなどの必要なサービスを早期に提供できるよう、引き続き支援の調整をしてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 矢野尚地域振興部理事。

〔矢野 尚地域振興部理事 登壇〕

○地域振興部理事（矢野 尚） 佐藤智仁議員のご質問にお答えいたします。

私からは、6、地域活性化の1、北部地区の区画整理についての地域振興部担当分につきましてお答えいたします。

ご質問の区画整理地は、まちづくり推進部長から答弁がありましたとおり、現在、三郷北部地区土地区画整理組合において造成工事等が進められており、整備済みの街区から、順次、地権者へ土地の引渡しが進んでいる民有地でございます。

市内で開催される大規模なイベントについて、主催者が開催場所を選定するに当たりましては、公園などのように安全にイベントを開催できる場所であるかどうか、また、交通利便性が良いかどうかなどの要件を勘案し、イベント開催地を確保しているところでございます。

しかしながら、議員ご質問の北部地区の区画整理地内は、土地の造成や街区整備などが進み、整備済みの街区から、順次、地権者に土地を引き渡し、建物の建築工事が進んでいる状況でございます。イベントの開催のための安全対策や場所の確保、来場者の動線確保なども難しい状況であるため、開催は困難であると存じます。

市といたしましては、市内でのイベントの実施が地域の活性化に効果的であると考えておりますことから、関係部署と連携し、官民間わず、市内各所でにぎわいを創出するためのイベントが安全に開催できるよう研究してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 佐藤智仁議員。

○8番（佐藤智仁議員） それぞれご答弁ありがとうございました。それでは、再度要望と質問をさせていただきたいと思います。

初めに、1の福祉問題、1、配食サービスと資源管理についてでございますけれども、三郷市における配食サービスでは使い捨ての容器を使用しているとお聞きしていましたが、再生可能なものを義務づけるとともに、回収できるよう業者へ周知をしていただいているということでございました。

近年では、環境への配慮からリサイクル容器を使用する事態になってきていますけれども、行政として、この先駆けとして模範を示していくことは意味があることでもございます。

また、近頃では軽油や石油等が徐々に値上がりして市民生活を圧迫していることから、資源の無駄遣いを企業に減らしてもらえるようにアプローチしていくことも重要なテーマであると思いますので、もっと改善できるようアドバイスを行っていただきたいと思います。

ます。この点は要望にとどめます。

続きまして、2の交通問題、1、交通安全と注意喚起方法でございますけれども、公安と協議を行って周知を行っていただいているというご答弁でございました。しかし、実情としては、なかなか標識など混乱を招いているケースもあると考えられますので、再度、そういったところを点検していただきたいと考えますけれども、この点についてどのようなか、市民生活部長と建設部長に伺いたいと思います。

続きまして、3の環境問題、1の遊具の塗装とボランティアによる修繕についてでございますけれども、規則に定められているというご答弁をいただいておりますが、それについては存じていますけれども、柔軟な対応も必要ではないでしょうか。

プロの業者が修理を行わないといけない場合は、プロの業者に依頼するのは理解できますけれども、簡易的なそういった塗装などで修理をするのであれば、ボランティアに依頼してもよいのではないか、そういうふうに思うところもございます。

また、遊具においてはどのような点検で不具合が生じた場合に使用停止にしているのかも不明確な点が多いと考えられます。使用者の遊び方にも問題があり、けがなどがあった場合に停止になることもありますけれども、遊具の設置は行政側が設置しているものであり、できる限り安全な遊具を選定して設置していただいていると思うわけであります。

遊具に問題があるのであれば、対策をきちんと行うことが優先されるべきであるものに対して、行政のとっている対応は、遊具の撤去になっているのが実情ではないでしょうか。撤去せざるを得ない場合もありますけれども、対策する努力などはきちんと行われているのでしょうか。再度まちづくり推進部長、ご答弁をお願いします。

4の行政問題、1の三郷市の資産管理についてでございますけれども、三郷市においては適切に実態把握ができていますと考えられますので、特に心配ないというふうに考えていますけれども、そもそも相続税は、明治38年に日露戦争の費用を賄うために始められたものでございます。そろそろ廃止してもよいと考えるかたもいるのではないかと思いますけれど、財務部長、お考えを再度伺いたいと思います。

5の介護問題、1、介護における困難事例について、再度伺いたいと思います。ご答弁ありがとうございます。

残置物の多い現場において介護を行うことは、大変困難を極めることはご理解いただいていると思われましても、何かの障がいや過去のトラウマが原因であることもあり、一方的には進められない場合もありますが、本人に片づけをしていく意思があってもできない場

合には、プロの業者をご紹介いただくと。そういったことで、安心して生活ができるようになってくると思われますので、介護に限らず、横のつながりで問題解決につなげていっていただければと考えます。

そこで、再度いきいき健康部長及び福祉部長に伺いたいと思いますけれども、これまで三郷市においては困難事例を何件ご対応いただいている状況なんでしょうか。また、入浴介助をする際に、介助より清掃をメインとしたケースについてはどのくらいあったのでしょうか。

例えば、お風呂場の丸洗いサービスなどは行っていたのでしょうか。その点について再度伺いたいと思います。

最後に、6の地域活性化、1、北部地区の区画整理については、現在順調に進めていただいているということでした。しかし、遊休地については何年も放置されていると。あの北のほうの土地は一体何に使う予定なのかというふうに、周りの市民からも、ずっと工事を行っているけれども、土地の土をいじっているだけで、全然先に進まないのではないかと、そういったことを考えてしまうかたもいるわけです。そういったところに対して、計画的に今後進めていけるように、いろいろ周知なども含めて行っていただきたいと思います。

また、今回は北部地区についてはそういった設営などは難しいというご答弁でございましたけれども、ほかの場所であれば、ぜひそういうイベントなども期待されるところがありますので、様々な地域イベントを行っていただきたいと思います。

例えば、今回、三郷駅の駅前広場でイルミネーションイベントなど縮小されてきていますけれども、先進的な自治体では今年の2月8日に東京都原宿周辺でドローン2,200機を活用して、アートですね、そういったイベントなども行われているようでございます。

それについて、今回の地域としてはなかなかお答えすることは難しいのかもしれませんが、今後のそういった地域振興について、どのようなことをお考えになられているのか、地域振興部長に再度伺いまして、2回目の質問を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 佐藤智仁議員の2問目に対する答弁を求めます。

小暮勲市民生活部長。

〔小暮 勲市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（小暮 勲） 佐藤智仁議員の再度の質問にお答えいたします。

標識の点検などを含む安全対策についてでございますが、標識の点検につきましては、現在、随時行っているところでございます。そして、安全対策につきましても、引き続き、地域で交通安全教育や交通安全啓発等を推進しまして、自動車、自転車及び歩行者の交通事故

防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 佐藤智仁議員の再度のご質問にお答えいたします。

ご質問の内容は、逆走防止対策として道路の安全対策についての点検をというご質問でございました。

今後も逆走する車両などによりまして事故が発生するおそれがある場所につきましては、状況を把握した上で、関係部署や警察などと連携を図りながら、道路の安全対策に努めてまいりますと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 川端篤司まちづくり推進部副部長。

〔川端篤司まちづくり推進部副部長 登壇〕

○まちづくり推進部副部長（川端篤司） 佐藤智仁議員の再度の質問にお答えします。

遊具が安全に使えるよう対策する努力はしているのかというご質問でございました。お時間をいただく場合もございますが、修繕できるものは適宜修繕をしており、今後も適切な対応に努めてまいります。

以上です。

○議長（鈴木深太郎議員） 妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 再度のご質問にお答えいたします。

相続税に関するご質問かと思いますが、相続税につきましては、国税であることから、その税制度につきましては国において議論されるべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 佐藤智仁議員の再度のご質問にお答えいたします。2点、再度の質問がございました。

1点目は、家屋内に残置物があるなど、ごみに関する困難事例の相談の件数は年間どのぐらいかというご質問でございました。



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

本来ごみとして処理するもののほか様々なものであふれ、足の踏み場がないなどの相談については、市内6か所の地域包括支援センターを含めまして、年間数件の相談を受けてございます。

2点目の浴室環境が悪く使用ができないために、浴室丸洗い等のサービスについてのご質問でございました。

介護保険等のサービスとして浴室全体を清掃するサービスはございませんが、状況によりまして、民間の清掃業者の情報を収集し、必要に応じて提供するなど、入浴環境の改善を図ることは重要なことと認識してございます。

また、体調等の理由により自宅での入浴ができないことから、浴室の環境が劣悪となったことが分かった場合には、通所サービス等において入浴ができるよう支援をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 横田隆宏福祉部長。

〔横田隆宏福祉部長 登壇〕

○福祉部長（横田隆宏） 再度のご質問にお答えいたします。

ごみ問題等への対応件数はどれくらいあるのかといったご質問であったかと思います。

全てを把握しているわけではございませんが、衛生環境の度合いは様々ですので、例えば、床に生ごみや洗っていない衣類、処分すべきものが山積みになっているような状態等の、いわゆる困難ケースにつきましては、浴室部分のものも含めまして、年に1～2件程度の相談がございます。

続きまして、入浴支援ができない場合に、浴室を丸ごと洗うなどの民間サービスといったようなご質問であったかと思います。

浴室の汚れの度合いにもよりますが、通常の清掃業務でも対応できるレベルであれば、1問目でもお答えしたとおり、専門の業者の利用を助言することもございます。

浴室が汚れ等で入浴できない場合には、移動支援等ほかのサービスを利用し、余暇支援も兼ねて温浴施設で入浴を楽しみながら保清を行っている例がございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 矢野尚地域振興部理事。

〔矢野 尚地域振興部理事 登壇〕

○地域振興部理事（矢野 尚） 佐藤智仁議員の再度のご質問にお答えいたします。

ドローンを活用したイベントの開催についての質問であったかと思います。

ドローンの活用につきましては、航空法などによる規制や会場の制約など様々な課題もございますので、他の自治体での開催事例等を参考に研究してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で佐藤智仁議員の質問を終わります。

---

◇ 佐々木 修 議 員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第11、13番、佐々木修議員。

〔13番 佐々木 修議員 登壇〕

○13番（佐々木 修議員） まず冒頭に、昨年1月1日に能登半島地震が発生し、その後、9月末には水害にも見舞われました。そして今年2月19日から岩手県大船渡市では山林火災が発生し、鎮圧しましたが、復旧復興までまだ時間がかかりますが、自然災害によってお亡くなりになられたかたへお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭われたかたへお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従って順次一般質問をさせていただきます。

今回は災害ボランティアについてお伺いいたします。

災害ボランティアとは、地震や水害、火山や噴火など、災害発生時から復興に至るまで、被災地のために復旧復興の支援を行うボランティア活動を指し、被災された家屋の片づけや救援物資の配布、被災者の身の回りの手助けや炊き出しなどの直接の復旧支援のみならず、被災者の活力を取り戻すために交流の機会をつくり、被災者への寄り添いなど、被災者ニーズへの対応を中心とした活動のことを言います。

災害ボランティアセンターの必要性として、30年前、1995年に阪神・淡路大震災の際には、学生を中心に延べ138万人ものボランティアが熱意を持って被災地に入りました。様々な被災者支援を行われましたが、当時は、活動を調整する仕組みや計画などがされていなかったため、現場では支援の偏りや抜け落ちなどを含め、大きな混乱が生じたと言われております。

災害ボランティアの活動は、災害発生後しばらくして災害ボランティアセンターが開設されます。自衛隊などによる被災者の命を守る活動が優先されていますので、災害ボランティアはその後の活動になります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

大規模な災害が発生し、災害ボランティアセンターが開設されると、被災地に多数の災害ボランティアの募集が始まりますが、被災地において適切な受入れ態勢や調整が行われないと、現場において被災自治体の実施する救助やボランティア等による支援が錯綜し、混乱するおそれがあります。

そのために、被災自治体として、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの必要性和連携、受入れ態勢を未然に整えていくことが重要となります。

そこで、1、災害ボランティアについて、ア、体制について危機管理監にお伺いいたします。

続いて、1、災害ボランティアについて、イ、周知・育成について福祉部長にお伺いいたします。

災害ボランティア、ボランティアセンター、この言葉は近年自然災害が多くなってしまったことで、瓦礫の撤去や炊き出し等、災害ボランティアの活躍や、現地ではボランティア不足などボランティアの必要性など、災害ボランティアセンターの映像などを含めて、メディアでも報道されるようになりました。

そして、災害ボランティアに対する理解など、周知・育成することで、支援する側も支援される側も双方の多くの方々にとって重要なことだと考えますが、取組などを含め、福祉部長にお伺いいたします。

ウといたしまして、災害ボランティアセンターの運営。

災害ボランティアセンターの運営は、社会福祉協議会が主体となるかと思いますが、その運営に関わる職員の方々も、被災地での災害ボランティアセンターの運営に実際に関わることで、その場の緊張感や流れ、机上ではなく現場で見て経験することで得ることは多くあるはずです。職員のスキルアップも含めて重要だと思いますが、その辺りについてもお伺いいたします。

また、情報発信にしても重要です。災害時には、正しい情報を素早く的確に発信することが必須です。災害ボランティアセンターが立ち上がったら、いつ、どこに、何人必要なのか、また、どのような作業内容が必要なのか、これは被災されたかたにもボランティアを募集する上で素早くマッチングするためにも必要な情報です。そして、この司令塔となるのが、災害ボランティアセンターとなると思いますので、現在、どのように協力体制ができているのかをお伺いいたします。

イ、周知・育成について、ウの災害ボランティアセンターの運営について、それぞれ福祉

部長にお伺いいたします。

最後に、2、職員が行う災害ボランティアについて。

災害が発生しました。被災地の様子を知り、被災地がふるさとであったり、友人がいたり、それぞれの思いや何かのきっかけで自分に何かできることは。その選択肢の中で、災害ボランティアに参加している、また参加したいと考える市の職員のかたもいるのではないのでしょうか。

参加するために、自分の休みを利用したりしているのではないかと思います。職務として被災地支援に行くこととは違い、一人で参加することで、同じ思いで何かをしたい、自分にできることとして災害ボランティアに参加された方々と現地での支援チームを組むことになるので、そこでの気づきや学びも多くあります。そして、被災された方々と話すことで寄り添うこともできます。メディアで放送されない被災地の現状に直面することも多くあります。

このように、被災地での災害ボランティアに参加した職員の方々が様々な視点から、現地での災害対応や、状況、見て経験したことを市のほうにフィードバックすることが蓄積されれば、三郷市で同じような災害があった際の対応などにも生かされることで、結果、市民にとって有益だと思いますが、そのような仕組みは現状あるのでしょうか。また、職員が行う災害ボランティアに対しての支援などがあればお伺いいたします。

被災地へのボランティア活動に対してどのように考えているかも含めて、総務部長にお伺いして、1問目を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 佐々木修議員の質問に対する答弁を求めます。

平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

○総務部長（平川俊之） 佐々木議員のご質問のうち、私からは、1、災害ボランティアについて、2、職員が行う災害ボランティアについてお答えいたします。

被災地域におけるボランティア活動につきましては、被災地域における復旧、復興に向けて大きな力になっているものと認識しております。

職員が災害ボランティア活動に参加する場合の制度といたしましては、年次休暇のほか、特別休暇として、1年度において5日間のボランティア休暇を取得することが可能となっております。

職員が災害ボランティアに参加するに当たっては、被災地域へ寄り添う気持ちを行動に移

したいなど様々な動機づけがあるものと思いますが、実際に被災地域に足を運び、支援活動を通して、報道等による間接的な情報では得ることができない現地の状況を直接知ることができ、また、行政による支援とは別の支援を受ける側からの視点等、多くの気づきがあるものと考えております。

ボランティアを経験した職員が、得た貴重な情報を積極的にフィードバックしたいと考えている場合には、そのような場を設けることは有意義であると考えておりますので、今後そのような場面を想定し、必要に応じて担当部署と協議してまいります。

また、他の休暇と同様、ボランティア休暇の周知や、希望する職員が取得しやすい環境づくりにも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 私からは、1、災害ボランティアについての1、災害ボランティアについて、ア、体制についてお答えいたします。

大規模災害発生時における人的支援の不足を補い、復旧、復興の加速化を図る上で、市内外からのボランティア支援は不可欠なものと考えております。

本市では、三郷市地域防災計画において、市のボランティア連携体制の整備に向けて、市民へのボランティア意識の啓発や専門ボランティア団体の情報把握のほか、ボランティア活動の環境整備に努めるものとしております。

特に、ボランティア活動の環境整備では、災害ボランティアセンター立ち上げのための備えの充実、ボランティアとの連携のための災害時応援協定の充実、市内ボランティア団体のネットワーク化や、市内災害救援ボランティアの育成が位置づけられており、重要なものと認識しております。

今後も引き続き、関係課や自主防災組織等とも連携を図り、災害時のボランティア体制の強化について平時から取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 横田隆宏福祉部長。

〔横田隆宏福祉部長 登壇〕

○福祉部長（横田隆宏） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。

1、災害ボランティアについての1、災害ボランティアについてのイ、周知・育成とウ、

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

災害ボランティアセンターの運営は関連がございますので、一括してお答えいたします。

本市では、災害ボランティアセンターの活動につきましては、三郷市社会福祉協議会が主体となって取り組んでいただいております。

その中で、平時から災害ボランティアに対する理解を深めるため、自主事業でありますふくし出前講座におきまして、災害ボランティアに関する講座の実施や、被災地で災害ボランティアセンターの運営に携わった講師を招いた研修会の実施、そして他の自治体が実施する災害ボランティアセンターの立ち上げ運営訓練へ参加するなど、様々な手法で周知・育成を実施していると伺っております。

また、過去には、被災地の災害ボランティアセンターの要請に基づき、職員を派遣し、センター運営を支援するなど、災害に備えた体制の構築を図っていると認識しております。

市といたしましては、ボランティアと被災者ニーズのマッチング機能を担う、災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営及びそれに伴う適切な情報発信ができるよう、平時から社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの方々が活動しやすい環境づくりに今後も努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 佐々木修議員の2問目の質問を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○副議長（篠田正巳議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木修議員。

○13番（佐々木 修議員） それぞれご答弁いただきましてありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。

ここからは、三郷市社会福祉協議会、以下社協と呼ばさせていただきます、災害ボランティアセンターのことをボラセンと呼ばさせていただきます。

1、災害ボランティアについて、ア、体制については危機管理監に答弁いただきました。

災害発生時における人的支援不足を補ってくれるボランティアによる支援は不可欠なものであり、市のボランティア連携体制の整備環境や専門的知識を持ったボランティアの情報把



握にも努めるというような答弁でした。

災害の規模にももちろん異なりますが、大規模災害のときは行政職員や消防、また災害時に応援協定している企業や事業者の方々、自主防災組織など、公的な部分を含めた関係部署だけでは、被災地のニーズには十分に対応し切れないかなと思っています。まず、復旧、復興には多くの人の尽力が必要だということになります。

そして、災害ボランティアだけではなく、市内で様々なボランティアをされている方々の協力も、その専門性という部分を生かして協力してもらうことは重要になってくるかもしれないです。

皆さんの周りにもボランティアをされているかたは多くいるかと思います。私たち議員の中でも、こども食堂であったり、読み聞かせ、町会や地域の活動、環境活動などを行っている方々もたくさんいます。ほかにも手話だったり、応急手当ができるような福祉的な分野でも、こういった議員だけではなくて、市民のかたでも様々な専門性を持っているかたは多くいられます。そういうかたたちが所属している団体だったり、そういった部分にしっかりと担当課による団体とのネットワークが重要ということの答弁だったと思います。

災害時にはそれぞれの団体が何をするか、何ができるのか、どのように協力支援してもらえるのか、こういった部分が重要になってくるかと思います。もしかしたら、三郷市で起れば協力してもらえない、そのかたも被災をされている。協力してもらえない可能性も十分あることも考えて、情報把握をする体制整備が、平時にどこまで想定して行えるかというのが重要だと思いますので、こちらは要望としてよろしくお願いします。

災害ボランティアの育成も重要だと認識しているということでしたので、この災害ボランティアの取組に関して、こちらは危機管理監に再質問をお願いします。

次に、災害ボランティアについて、イの周知と育成、また、ウ、災害ボランティアセンターの運営について、こちら福祉部長のほうから答弁をいただきました。

災害対策、防災対策は行政が地域防災計画に基づいて行っているということは答弁でもありましたが、災害時のボラセンの運営は社協が主体となって行っていくということで、実際、今現在も災害ボランティアに関する講座だったり研修会、あとはボランティアセンターの運営の訓練なども育成する取組を既にもう行っているということでした。せっかくそのような市民にとって有益な講座を行っているなら、自主防災とか、あとは町会などだけではなくて、市民全体に広く周知することが、今後いつ起こるか分からない災害に備えて必要ではないかなと思いますので、こちらは要望でお願いします。

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

社協のかたも、実際にボラセンへの派遣で、現場での運営など経験しているということで、三郷市でもし何かあった場合に、円滑に運営ができるようにさらに取り組んでいただきたいと思います。

先ほどもお伝えしましたが、情報発信というのは非常に重要です。現場でどのような支援が必要なのか、被災現場では日に日に状況は変わっていきます。スピーディーに的確に必要な支援を発信することで、この現場の災害ボランティアに募集したい、参加したいと伝える発信力によって集まる人数が大幅に違ってきます。

さらに、スムーズなマッチングにより、人的支援による三郷市内での復旧、復興のスピードが明らかに早くなってきます。災害ボランティアを必要とするぐらいの大規模災害であれば、三郷市だけが被災地ではないと思うんですね。そうなったときに、近隣市や葛飾区、こういったところも人的支援を必要とします。そうなったときにこそ社協での情報発信、三郷市での情報発信も含め、さらに力を入れて取り組んでいただければと思います。

先日、社協が開催した三郷市災害ボランティアに関する講演会というものがあったそうなんですけれども、「顔の見える関係づくりから災害時の助け合い」をテーマに、行政は住民の生命、財産を守ると、社協は住民の生活を守る、住民は地域のコミュニティを守る、こういった響く言葉がありました。それぞれの役割が異なっているけれども、協力して連携していかなくは全てを守れないということだと思います。

社協と特に連携が濃くなるであろう福祉部の方々には頑張っていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

次に、職員が行う災害ボランティアについて。

その前に、少しお話をさせていただきますと、30年前の阪神・淡路大震災、学生を中心に延べ138万人のボランティアが参加したというのは1問目でもお伝えしましたが、東日本大震災では約550万人のボランティアが参加された。能登半島地震では、今年の1月末まで、地震が発生してから約1年で17万5,170人、1年でこれだけ。正直まだまだ全然少ないです。

私も現地に行ってきたんですけれども、私自身、被災地支援や災害ボランティアというものに対して思いが強く、2011年、東日本の震災で災害ボランティアで参加してから、2013年の越谷市内での竜巻、このときも災害ボランティアで入らせてもらって、2019年、東松山の水害のときにも、現地で災害ボランティアをしてきました。

昨年の能登半島の地震では、3月に志賀町、そして七尾市、9月末には水害があった輪島市に現地で一般ボランティアで入ってきました。やはり現地で見ると、報道されている

数十倍の現状があるなというのは感じております。

瓦礫の撤去や軽トラックで運搬、延々と続く泥かき、倒壊した家屋から高齢の被災者の思い出のものをかき集めたりとか、被災動物の世話をしたりとか、被災者の求めているものはもう様々です。

災害支援活動の休憩中に、被災者の多くが辛く不安な気持ちをいろいろと話をしてくださるんですね。これを聞くだけでも喜んでくれるんですよ。こういった寄り添う支援というか、時にはもう本当くだらない話で笑い合う、これも本当に重要な支援だと思っています。

こういったことを今まで続けてきまして、石川市では地震が起きた当初、道路状況が悪いことなどから控えるようにというような報道がされました。それでボランティアが全然集まらなかったんですね。

ボランティアが入るようになったのが1月27日で、能登半島地震の災害ボランティアで私が志賀町に入ったのが今年の3月です。そのときのボランティアの活動の1日をちょっと紹介させていただきたいと思います。災害ボランティアとはこういうもので、ハードルはそんなに高くないんだよというものを知ってもらいたいなと思ひまして。

まず、ボランティア保険、こちらは地元の社協のほうで入ります。そして当日8時、志賀町のボラセンに到着、QRコードから事前ボランティア登録の確認、ボラセンには多くの応援メッセージ、様々なところから届いています。ホワイトボードで何かあった場合の注意点や注意事項が記載されていました。多くの自治体からは、運営側で職員が応援に入っていました。様々な説明は初めてのボランティアにも丁寧で分かりやすかったです。

その日のボランティアの参加者は50名ほど。自分たちのように一般ボランティアもいますし、企業や大学から団体でボランティアに参加されているかたもいました。

そして9時になりまして、支援活動の注意事項などの説明があり、各チームに分かれて、災害支援要請のある場所に出発します。うちのチームは8人体制でした。初参加は4名、経験者は4名、ドライバーを決めて、軽トラック4台で出発します。その荷台にはロープや土のう、バール、シャベル、そういったものを積んでいきます。

運営側がつくってきたQRコードで依頼先の地図を確認して、志賀町もかなり広いので、道路も陥没しているところもあったり、そういったところを注意しながら、依頼先まで30分、1時間かかることも多くあります。

支援活動の内容としては、高齢者の女性、先ほどもちょっと触れたんですけども、半壊した納屋と外の瓦礫などの撤去という内容でした。

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

依頼主のおばあさんとの話では、石川県では地震の前の年、おとしの5月、地震の7か月前にも震度6から5の地震が発生しました。そのときにもこのうちはかなり損壊して、やっとリフォームが終わった。やっとリフォームが終わったのに、1月1日の地震があった。またぼろぼろになってしまった。

そのおばあさんは独り身でした。金沢のほうの施設へ入居も考えていました。けれども、この土地と家を売ろうにも買手が見つからない。誰が買ってくれるかも分からない状況。だから先が見えないと。

納屋もきれいに片づけて、この納屋は旦那さんとの思い出の品がかなりたくさんありました。こういったものも全て出してくれて本当にありがとうございますと涙ぐんでいました。

広い敷地で本当に立派な大きな家だったんですけれども、1人で住んでいるから、3月も地震があって毎日不安だと。だから、何かあったらすぐ逃げられるようにということで、1階のこたつで寝ている。けれども、1階というのは一番危ないんですね。地震が起きたとき、上の建物が倒れてきてしまう。けれども、やはり不安だから、すぐ逃げたいからということをおっしゃっていました。

うちの8名のチームのメンバーと一緒に、最後、おばあさんとハグして、次の支援先に向かったんですけれども、次の支援先には15時、次の支援先を終えて、最終終わって、瓦礫など、そういったものを軽トラックに積んで仮置場に持っていきます。

依頼された支援活動の内容というのは、3件、4件、その日に軽いものもあれば重いものもあったり、1日で終わらないようなものもあります。災害ボランティアセンターに戻って、軽トラックと備品を洗って返却します。そして、その8名のチームを率いたリーダーが、その日の作業内容を社協、ボラセンの運営側に報告して終了します。

また、1日で終わらない現場がもう本当にたくさんあるんですね。そういった場合は、どこまで終わったので、明日のボランティアに入るかたに、次はここからお願いしますという引継ぎのためにも、こういった連携というのはすごく重要だと感じました。

依頼者からの要望も報告して、この8名のチームのメンバーの人柄だったり、思いの強さとかにもすごく恵まれたなと思います。仕事や年齢、性別も本当にばらばらで、私はこの三郷市から行きましたけれども、参加されている地域もばらばらで、沖縄から来ているチームのメンバーのかたもいました。

そういうような、やはり何かの思いで突き動かされて、現地に入って何かをしたいというかたは様々いるかなと思います。けれども、現場はまだまだ人が足りない。そういった状況

です。

ボランティア活動の証明書や届出の書類を書いてもらって、災害支援のボランティアの活動は、朝8時半から16時ぐらいには終了すると。これが1日の、どのボランティアセンターでも同じような流れだと思います。

実際、私がボランティアセンターの運営側を見て思ったのが、8時前には前日のボランティアからの報告をまとめたりとか、支援が必要なかたからの依頼の優先順位を考えてマッチングというものがあります。そして、翌日の支援先の段取りであったり、作業量によって配置のボランティア数を把握したり調整したりしています。かなり作業内容が多くて、的確に状況変化をさばいて臨機応変に対応することが重要だと、必要だと感じました。

各自治体からの運営側の支援の経験が、帰ったときにその自治体の盾になるんだと、そしてスキームに生かせるのかなと思いました。そして報道では伝わらない重要な部分というものも見てこれました。

当時は、3月ですら徐々に能登半島地震に関する報道は少なくなっていました。まだまだ復旧できていないライフライン、また建物の損壊などもありまして、報道で伝わらない部分、また瓦礫撤去など、なかなか作業面だけではなくて、先ほど言ったように会話、時には笑い話をする、そういった寄り添うという福祉の観点での支援、こういったものも必要だというのはさらに重く受け止めました。

災害支援ボランティアとして自然災害の被害を目の当たりにすると、本当に無力に感じます。現場で見ると、本当にそういう状態です。けれども、復旧、復興に対して、私たちボランティアの微力な力は無力ではないなと感じております。微力ですが、寄り添い、活動支援することができます。

今まで支援に入った被災地の場所は違えど、現地の皆さんが言うのは、本当に被災地の現状を多くの人に伝えてくださいと。本当にありがとうございます。もう90度以上に頭を下げ、本当にありがとうございますと手を取って言うてくださるかたが本当に多かったです。逆に頑張っってねと言われてしまうことがあります。

私、そういった被災地に入ったときに必ず相手に言うことが、またいつか会いましょうと、そういうような形を言って後にしてくるんですけども、長くなりましたが、戻しまして、最後の2の職員が行う災害ボランティアについて、総務部長に答弁をいただきました。

総務部長からも災害ボランティア活動について、復旧、復興に大きな力になると認識をされているということでした。また、災害ボランティアへの支援としては、1年度において5



日間のボランティア休暇を取ることが可能ということで、こちらの支援については、多くの職員のかたに周知していただければと思います。

ただ、実際にはこういう特別休暇を使わないで、自分の休みに行ってるかたがほとんどだと思うんですね。けれども、この有給休暇というものがあります。ボランティア活動というものを知りました。最初のきっかけに必ずなると思っていますので、この部分はしっかりと周知していただければなと思います。

しかしながら、この制度、現地に向かって誰かを支援するひとつのきっかけになってくれればと再度思いますので、あとはフィードバックの件、現地にボランティアに入った職員のかたがいたら、フィードバックしてくださいというような、先ほど1問目でお伝えした部分ですけれども、職務で行っているわけではないので、実際、個人のプライベートで行っているので強制できないという部分あると思うんです。

けれども、答弁でもあったように、積極的に災害ボランティア活動に参加されたかたからの経験や貴重な情報になるので、もし現地の様子を伝えてもいいよという職員がいましたら、ぜひ受け皿として、行政職員としての視点からの情報というのは、私が今日お話しした内容よりさらに濃い内容だと思いますので、三郷市での災害時の対応、対策などの知恵として、三郷市民のためになり得る貴重な情報ですので、受皿のほうよろしくお願いします。ボランティア休暇を希望する職員が取得しやすい環境づくりもよろしくお願いいたします。

ボランティアは、正直、何でも屋でも便利屋でもありません。これは様々ボランティアをやられてるかたは思うと思うんですけれども、結構何でも頼まれたりとか、ボランティアにお願いすればいいかな。そういうような風潮ってあるんですけれども、ボランティアは本当に便利屋ではありません。思いだったり使命感、気持ちなどで動かされる行動だと思っています。強制されるものでもなく、何かのきっかけで自分にできることとは思ったら、時間のある人は時間を、お金のある人はお金を、今はどちらもないけれども思いがあるという人は、支援の輪を広げるだけでも十分な活動だと思っています。ボランティアをすることが特別なことではなくて、優しさや相手を思う気持ちが重要なんだと思っています。

今回の質問も、聞いてくれたかたに災害のボランティアを含め、ボランティア活動を知って、参加するハードルが下がって、誰でも参加できる、自分でも参加できる、私でも参加できる、そういうふうになってくれればなと思っています。

それでは、1、災害ボランティアの育成についての取組を危機管理監に、先ほど言いましたけれども、再質問とさせていただきますので、2問目を終わります。



○副議長（篠田正巳議員） 佐々木修議員の２問目に対する答弁を求めます。

松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 佐々木議員の再度のご質問にお答えいたします。

災害ボランティアの育成についてのご質問でございますが、本市が大規模災害の被害を受けた際、市の災害ボランティアの中核を担う組織として、自主防災組織による救援活動が期待されます。

そのため、地域防災力の向上とさらなるボランティア人材の育成を図るため、自主防災組織の連合体である自主防災組織連絡協議会が設置され、その内部組織である自主防災訓練指導者ネットワークについても、市が設立支援を行っております。

なお、自主防災訓練指導者ネットワークでは、毎年３回の指導者養成講座を開催、運営しており、初期消火訓練、救出訓練、応急救護訓練を繰り返し実施していることから、引き続き、これら関係団体と連携を図り、本市の災害ボランティアの育成に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 以上で佐々木修議員の質問を終わります。

---

#### ◇ 一 色 雄 生 議 員

○副議長（篠田正巳議員） 通告第12、５番、一色雄生議員。

〔５番 一色雄生議員 登壇〕

○５番（一色雄生議員） それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

初めに、都市再生推進法人の活用についてです。

国土交通省のホームページによりますと、都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域のまちづくりの中核を担う法人として、市町村が指定するものを言います。

まちづくりに関する豊富な情報、ノウハウを有し、運営体制・人材等が整っている優良なまちづくり団体に公的な位置づけを与え、併せて、支援措置を講ずることにより、その積極的な活用を図る制度です。

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

都市再生推進法人には、市町村や民間デベロッパーなどでは十分に果たすことができないまちのエリアマネジメント、具体的には、公共空間の整備、管理、情報発信、イベントの実施などを展開することが期待されます。

都市再生推進法人は、自らの業務を行うために必要な都市再生整備計画景観計画の案を市町村に提案することができますとあります。

さらに、都市再生推進法人のメリットとして3点挙げてありました。

1つ目は、まちづくりの担い手として、公的位置づけを付与することで、まちづくりの円滑化を図ることができる。

2つ目は、市町村に対する都市再生整備計画及び景観計画の提案が可能になる。この景観計画については、まちなかウォークアブル区域内について特例により提案をすることができると思います。

最後に3つ目です。都市利便増進協定等を活用して、にぎわい創出などの効果を生むことができます。

実施する事業イメージとしては、オープンカフェや自転車共同利用事業、広告塔の整備管理、まちなか美化清掃活動、歩行者天国等のイベント開催などがあります。

この都市再生推進法人の行えることと、現在、三郷中央地域を考えると、いろんな意味で親和性が高いのではないかと思います、今回の一般質問で取り上げさせていただきました。

理由としては2点ございます。

1点目は、におどりプラザのやっていることが、既に三郷市全域のブランディングに関わる事業が幾つかあり、この際、まちづくり会社として、三郷市、国からの指定を受けたほうがより動きやすいのではないかと思いますからです。

におどりプラザは、皆様もご存じのとおり、指定管理者として大和リースグループに委託をしております。その事業は、におどりプラザの管理だけにとどまらず、中央地域のにぎわい創出、早稲田地区のにぎわい創出、「みさトラ」などの三郷市全体のにぎわい創出などを行っています。

中央地区のにぎわい創出であればまだ理解できるのですが、早稲田地区のにぎわい創出には、どうしてにおどりプラザがこちらに来ているのかという不安の声を、市民、周辺事業者からも伺っております。もちろん、それが悪いと言っているわけではございません。

理由の2点目として、三郷中央地区は、現在、ウォークアブルなまちづくりとして事業を行っています。これが都市再生推進法人と親和性が高いので、一般質問として取り上げさせ

ていただいております。

今までは、株式会社にあつては、総株主の議決権を占める市町村の有する議決権の割合が100分の3以上であること。持分会社にあつては、その社員のうちに市町村であるということという要件があつたのですが、平成28年度に指定要件が緩和され、上記の該当部分が撤廃となりました。

指定要件の緩和を受けて、毎年約10件ずつ都市再生推進法人が認定され、令和6年10月末現在、19件の新たな認定を受け、トータル137件になっております。

そこで、三郷市としても、この都市再生推進法人を導入してみてもどうかと思いますが、三郷市のお考えを企画政策部長とまちづくり推進部長にお伺いいたします。

次に、2の1、ガバメントクラウドについてです。

ガバメントクラウドとは、質疑のときにも話題に上がっていたシステム標準化の具体的な中身についてです。ガバメントクラウドについての説明は、デジタル庁のホームページにも載っていたのですが、私が見ても、専門用語が多過ぎるので、今回は民間企業から出されている記事を参考に取り上げたいと思います。

これまでの行政機関や自治体は、ITシステムをそれぞれ独自に開発し、運用してきました。その結果、利用者の利便性やセキュリティにばらつきが出てしまい、システム担当者や行政サービスを利用する国民にしわ寄せが及んでいたのです。

このような課題を解決すべく、2021年よりガバメントクラウドの本格構築と移行がデジタル庁の主導によってスタートしました。

自治体が利用しているシステムは、自治体独自でサーバーなどの機器を自社で用意するオンプレミス型、複数の自治体と共同で利用する自治体クラウド型、国が共通の基盤を用意するガバメントクラウド型があります。

ガバメントクラウドの対象となるクラウドサービスは、アマゾン、マイクロソフト、グーグル、オラクルの外資4社と「さくらのクラウド」という国産企業1社のみで、基幹業務である20種類の業務を2025年度末に移行するよう努めなければなりません。

ガバメントクラウドの活用は、地方自治体に主に4つのメリットをもたらされると言われています。1、サーバー構築運用のコストを削減できる、2、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張が可能となる、3、データの連携が容易になる、4、情報セキュリティが強化されるの4つです。それぞれについて順番に確認していきます。

まず、1、サーバー構築運用のコストを削減できるについてです。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

ガバメントクラウドへ移行すると、これまで自治体ごとに行っていたサーバーやネットワーク機器などの設置が不要になります。さらに、サーバーの監視や機器のメンテナンス等の作業も確認不要になるため、イニシャルコストだけでなく、ランニングコストの削減にもつながります。

また、ガバメントクラウドでは、クラウド上に置かれたアプリケーションを自治体が自由に選択できる仕組みが取られています。そのため、開発会社間で競争原理が働き、アプリケーションのコストダウンや利便性、性能の向上も期待できます。

2、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張が可能となるについてです。

ガバメントクラウドが提供する機能を活用することで、自治体が独自にシステム構築を行う必要がなくなります。つまり、システム構築にかかっていた時間が短縮できるため、新サービスをよりスピーディーに住民へ届けることが可能になります。また、システム構築後であっても、システム負荷やアクセス数の増減に応じて、容量や機能の柔軟な拡張ができるという点も大きなメリットと言えます。

3つ目、データの連携が容易になる点について。

ガバメントクラウドでは、クラウド上でデータが一括管理されます。政府、自治体間のデータ連携がスムーズに行えるようになるため、煩雑だった行政手続が簡略化され、住民や職員の負担軽減が実現します。

4つ目、情報セキュリティが強化されるについて。

システムに関わる情報セキュリティ対策は、ガバメントクラウドが一括して行います。そのため、これまで各自治体が個別に実施していた情報セキュリティ対策が不要となり、運用や監視にかかっていた時間やコストが削減できます。また、自治体単体では導入・運用が難しかった最新・最高レベルの情報セキュリティ対策の導入も実現できるでしょう、などということが書かれてありました。

個人的には、この3と4の部分がかなり一番三郷市では重要になってくるのかなと思っているのですが、今回、三郷市の現在のシステムの状況と、現状と、今後について、それぞれお答えください。よろしくお願いいたします。

次に、3、予防医療についての1のア、睡眠についてです。

日本の少子高齢化は、世界を見てもかなり進んでおり、日本の医療費は年々増え続け、令和5年度で47.3兆円、3年連続で過去最高を更新しております。

今議会でも話題に上がった介護についてや介護離職、国民健康保険など、様々な問題が出

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

てきている中、根本の原因になる予防について、改めて三郷市でも力を入れ直したほうがよいのではないかと思います、一般質問として取り上げさせていただきます。

三郷市では、健康アップ教室、脳の健康教室、口腔機能向上事業、シルバー元気塾などの介護に対する予防についてや、生活習慣病の予防、運動の大切さを伝えるなど、既に十分に予防についての大切さについては取り上げていただいていると思うのですが、特に睡眠について私から取り上げさせていただきます。

先日、早稲田小学校で行われたこども睡眠授業の見学をさせていただきました。三郷市では、昨年1月に戸ヶ崎小学校でも同じプログラムを行われていたと聞いて、実際に見に行っていました。

このこども睡眠授業は、文部科学省が推奨する学校と地域でつくる学びの未来の企業等による教育プログラムのうちの1つで、一般社団法人こども睡眠カウンセラー協会が行っている教育プログラムになります。

授業の内容も面白かったので、もう少し深く、講師の先生に後日時間を取っていただき、話を伺ってまいりました。話を聞くと驚きの内容が多かったので、シェアさせていただきます。

ポイントは大きく分けて5点ありました。

1つ目は、日本国民の49.3%は不眠症であるということ。これは大手寝具メーカーの西川が調査したもので、厚生労働省「健康づくりのための睡眠ガイド2023」にもよりますと、年齢に伴う推奨睡眠時間は、1歳から2歳で11時間から14時間、3歳から5歳で10時間から13時間、小学生で9時間から12時間、中高生は8時間から10時間が必要と書かれてあります。驚くのは、推奨の最低睡眠時間が1～2歳で11時間、3歳から5歳で10時間、小学生は9時間、中高生は8時間ということです。

小さいときからの睡眠不足が成長ホルモン不足につながり、成長ホルモンが筋力不足につながり、全身に送り出す血流が筋肉によって不足し、体内の循環が悪くなるので、体内の栄養不足につながり、それが自律神経に影響し、メンタル、ストレスに影響し、スマートフォンなどのブルーライトにも対応できなくなり、生体リズムの乱れにつながり、鬱症状や引きこもり、自殺などにもつながるという話でした。とても問題かなと思います。

続いて、2つ目です。

睡眠負債が蓄積している人の特徴として、寝つきが8分以内の人はまずいという話をしておりました。さらに、休日は平日よりも2時間以上長く寝るなど、7つの特徴を上げていた

できました。これはアメリカのスタンフォード大学の研究で明らかになっていることのようにです。

3つ目、睡眠の16時間前に日の光を浴びてタンパク質を摂取することで、初めて睡眠ホルモンがつくられるというような話をされていました。つまり、朝起きる時間は、寝たい時間から逆算するというようなことでした。これは、2017年、ノーベル生理学・医学賞を取った早稲田大学の柴田教授が、時間栄養学の論文で記されております。大塚製薬での記事であったり、ルナルナの顧問医師も同じような記事を出されておりました。

4つ目です。休日の寝だめは社会的時差ぼけで悪影響となると言っていました。これは大塚製薬の睡眠ラボで取り上げていたり、ソニー生命やアリナミンなどの多くの民間企業の記事で取り上げられています。

社会的時差ぼけ、ソーシャル・ジェットラグと呼ばれるこの現象は、海外に行っていないのに、休日に遅く寝て、遅く起きることで、平日はあたかも海外旅行に行った後のような時差ぼけと同じような状態になることが注目されています。

最後に、5つ目です。睡眠の質は血流が鍵になるということでした。これはオムロンヘルスケアや養命酒などのホームページの記事などに書かれていますが、睡眠の1時間から2時間前に入浴ストレッチをすることで、血流がよくなり、体温が上がった分、睡眠の質も高くなるという話でした。

以上のことを踏まえ、睡眠が思っていた以上の健康の可能性が隠されていたことが分かります。

そこで、三郷市としてはどのような睡眠に対しての取組を行っているのか、いきいき健康部長と学校教育部長にそれぞれお聞きいたします。

以上で1問目の質問を終わります。

○副議長（篠田正巳議員） 一色雄生議員の質問に対する答弁を求めます。

日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 一色議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、1、官民学連携についての1、都市再生推進法人の活用について。

本市では、多様化、複雑化する市民ニーズに対応するため、民間企業や大学等との協定に基づく各分野における協定や、指定管理者制度の活用など、様々な形の官民連携を活用してまちづくりを推進しております。



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

議員からございました都市再生推進法人につきましても、官民連携の手法の1つであり、社団法人や財団法人、株式会社、NPO法人などが蓄積した活動ノウハウが地域のまちづくりに生かされ、にぎわい創出への効果が持たされた事例もございます。

今後、先進自治体の事例につきまして、調査、研究してまいります。

続きまして、2、DXについての1、ガバメントクラウドについてのア、現状についてと、イ、今後については関連がありますので、一括してお答えいたします。

現在、国では、住民基本台帳や税などの対象20業務について、システム標準化を進めるとともに、標準システムを稼働させるため、セキュリティやデータの安全性などの基準を満たすガバメントクラウドを整備しております。

ガバメントクラウドはクラウドサービスの利点を最大限に活用し、システムの安全性、コスト効率を高め、迅速かつ柔軟に対応できるシステムを構築、提供しようとするもので、従来のオンプレミスや自治体クラウドよりも大きな経費削減につながることに加え、セキュリティや運用の安定性など、様々なメリットが期待されております。

また、国では国政選挙等に係る投開票速報システムのガバメントクラウド利用による刷新なども検討されており、今後さらに利用が進むものと思われます。

現在、本市では、基幹業務システムを自治体クラウド上で運用しておりますが、この標準化に合わせてガバメントクラウドに移行する予定でございます。

移行につきましては、令和7年度中に完了する見込みですが、移行後もクラウドサービスを活用した効率的なシステム導入、運用に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 川端篤司まちづくり推進部副部長。

〔川端篤司まちづくり推進部副部長 登壇〕

○まちづくり推進部副部長（川端篤司） 私からは、1、官民学連携についての1、都市再生推進法人の活用についてのうち、まちづくり推進部担当分についてお答えします。

議員ご提案の制度は、市町村がノウハウを持つ法人を都市再生推進法人として指定することで、都市再生整備計画や景観計画の作成、変更などの提案が可能となる制度になります。

本市においても、都市再生整備計画に基づき、主に三郷中央駅前広場を中心とする、歩行者滞在空間の創出を目的としたまちなかウォークアブル推進事業や、景観行政団体として、水と緑とまちが調和し、誰もがほっとする景観形成を理念とした取組を実施しております。

まちづくりに寄与する団体を都市再生推進法人として指定する制度は、行政の補完的機能

を担い得る可能性があると認識しておりますので、当該制度の活用について、調査、研究を  
してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 一色雄生議員の質問にお答えいたします。

私からは、3、予防医療についての1、心と体の健康についてのア、睡眠についての担当  
分についてお答えいたします。

睡眠は、心身の健康や疲労の回復にとっても重要な役割を担っております。睡眠不足や質の  
低下は、疲労の蓄積や心の不安定さ、生活習慣病のリスクにもつながることから、適正な睡  
眠により心身の健康を保持し、生活の質を高めていくことは極めて重要なことと認識をして  
ございます。

このようなことから、市では、睡眠の重要性を啓発するため、担当部署におきまして、駅  
前での街頭睡眠キャンペーンや、町会等におきましての保健師による睡眠健康教育を実施し  
ているところでございます。

さらに、今年度は3月の自殺対策強化月間に合わせ、関係部署と連携し、児童館ではこど  
も用の睡眠啓発物や啓発リーフレットの設置、図書館では睡眠に関する図書や、啓発物等の  
企画展示を開催しているところでございます。

今後につきましては、令和7年度から開始する「すこやかみさと～第3期三郷市健康増  
進・食育推進・自殺対策計画～」におきまして、睡眠に関する取組を位置づけるとともに、  
関係部署や関係団体等と連携を図り、睡眠の重要性について様々な機会を活用し、周知・啓  
発に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 菅原成之学校教育部長。

〔菅原成之学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（菅原成之） 一色議員の質問にお答えいたします。

私からは、3、予防医療についての1、心と体の健康についてのア、睡眠についての担当  
分についてお答えいたします。

心と体の健康については、教育活動全般において、生涯にわたり楽しく明るい生活を営む  
ための基礎づくりを目指して取り組んでいるところでございます。

特に、睡眠については、小学校体育及び中学校保健体育の保健領域において、健康の保持増進や病気の予防のためには、年齢や生活環境等に応じた運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要があることを指導しております。

また、中学校の技術・家庭科の家庭分野において、家族・家庭の役割を理解できるようにする中で、幼児の心身の発達に応じて、睡眠を含めた基本的な生活習慣を、親や周囲の大人が適切に身につけさせる必要があることを指導しているところでございます。

しかし、規則正しい生活習慣を身につけるためには、学校の教育だけでなく、家庭の理解と協力も必要です。そのため、保護者が参加する学校保健委員会の講演会テーマとして取り上げることや、保健だよりなどで睡眠の大切さについて啓発しております。

また、教職員に対しましては、県や保健所からの心身の健康の保持に役立つ健康情報や研修会案内を提供し、睡眠に関する正しい知識や睡眠不足が心身に及ぼす影響などを啓発しております。

今後も児童・生徒が生き生きと学校生活を送ることができるよう、引き続き睡眠の重要性について指導していくとともに、保護者の理解促進が図られるよう、学校を通して働きかけてまいります。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 一色雄生議員。

○5番（一色雄生議員） ご担当いただいた皆様、それぞれご答弁いただきましてありがとうございます。それでは再質問と要望をさせていただきます。

まず、都市再生推進法人についてですが、こちらもご答弁いただきましてありがとうございます。いただいたご答弁の中では、どちらかという跟前向きに考えていただいているのかなというふうに思いました。

先ほどご答弁の中で、先進事例を調査、研究していくというお話があったので、ちょっと幾つかご紹介させていただければなと思っております。

まず、におどりプラザの指定管理者である大和リースグループなんですけれども、東日本大震災で被災した岩手県大船渡市、先ほども大船渡市の話がちょっと上がりましたがけれども、この大船渡市のエリアマネジメントに、具体的なサポートとして、株式会社キャッセン大船渡が都市再生推進法人の出資会社として携わっております。

身近な事例でいきますと、令和6年12月議会のときにもちょっと触れさせていただいた柏の葉については、UDCKという官・民・学連携の団体がございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

さらに、近隣自治体でいくと、草加市が何と3つの都市再生推進法人の認定を受けております。全国で探しますと、何と和歌山市に至っては13個もの会社が都市再生推進法人の認定を受けております。

もしかしたら、におどりプラザに対する市からの予算だけでなく、国であったり民間からの予算というところも考えられる措置としてご検討いただけるのかなと思ったのでお話しさせていただきます。

ウォークابل推進事業に関しては、区切りが令和9年度末で、におどりプラザの指定管理については令和10年度までだと思うので、中長期的に見て、検討していただければなと思いますので、こちらについては要望とさせていただきます。

次に、ガバメントクラウドについてです。

こちらもご答弁いただきましてありがとうございます。具体的な中身の部分について、本当に未来についても、選挙のことについてというところのお話がありまして、期待が持てるのかなというふうに思いました。

今回、ガバメントクラウドを移行するに当たり、本市では、近隣自治体と同じく、今は自治体クラウドというような話だったと思うんですけれども、令和3年度にはシステム改修費が2億円を超えていたので、恐らくオンプレミス型だったと思うんですね。

なので、そこから自治体クラウドに移行して、来年度ガバメントクラウドというような流れだと思うので、私も民間企業にいた際にプログラミング関係のことにも携わっていたことがあったんですね。そこで思ったのは、自分たちでつくるプログラミングに関しては、もう天才とかの領域なんだろうなというふうに感じてました。

オンプレミス型というのは、簡単に言うと、自社にサーバーを置いて、自分たちでシステムを設計して改良していくというものになります。別名自社運用型とも呼ばれています。つまり、設計もバグの修正も全て自分たちで原因を探して自分たちで解決策を見つけていかなければなりません。

ましてや、本市のように、1,000人を超える組織で14万人を管理するシステムで、幾ら小回りが利いた運用だからといっても、実際に作業するところを想像すると、担当する職員が大変過ぎて、自分だったら給料が悪くなったとしても民間企業へ移りたいなというふう思うと思うんですね。

先ほどのご答弁では、ガバメントクラウドでできるようになることもちょっとお聞きしたんですけれども、再質問として、今までのオンプレミス型から自治体クラウド型へ、そして、

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

ガバメントクラウド型へ移行するに当たり、どのような部分が変わってきたのか。そして、今後、ガバメントクラウドに移行するに当たり、どのようなメリットがあるのか、答えられる範囲でいいのでお答えください。企画政策部長、よろしくお願いいたします。

最後に、予防と睡眠についてです。

こちらもお答弁をいただきましてありがとうございます。全体的に前向きなご答弁だったのかなと感じました。本市での睡眠についての取組を知ることができて本当によかったです。

そこで、先進事例のご紹介等、再質問と要望を1点ずつさせていただきます。

近年、自殺や鬱、認知症、介護など様々な問題が起きており、そこにデジタル機器の普及によりブルーライトによる健康被害が出てきております。デジタルデトックスという言葉が普及するぐらい、デジタル機器に対する危険性を訴えていますよね。

しかし、これは講師の先生と話をして共感したことなんですが、眠気が来れば、ブルーライトなんか関係なく眠くなるはずだと。眠気はデジタル機器ごときに負けるはずがないんだというような話をしておりました。

確かに、私も自分が学生だった頃を振り返ると、当時ポケモンがすごくはやっていたんですね。学校や公園にゲームボーイを片手に集合し、ポケモンをしていた覚えがあります。朝起きてポケモンをして、学校から帰ってポケモンをして、夜もずっとポケモンをしていて、これは恐らく自分だけではなく、日本全国中同じようなことが起きていたのではないかなというふうに思うんですね。

ポケモンだけに限らず、ファミコン、スーパーファミコンと続き、任天堂64が発売されてからは、友達の家を集まって、全員でゲームで盛り上がるというようなことが日常的に起きていました。

正直、今の子どもたちの状況とそこまで大きく状況が変わっているとは思えません。ただ、私個人の話で言うと、どんなにゲームをやっていても夜になったら必ず寝ていたんですね。恐らく20年前とかは、ここまで自殺や鬱のことについて問題にならなかったと思うんです。

では、何が違うのかというようなことを考えたときに、一つの要因として、睡眠が大きく関係しているのではないのかなと、いろんな予防医療の経営者のかたとお話をさせていただいて感じたことです。

一つだけが原因というわけではなくて、複数のことが重なり合っているので、睡眠が原因ですというふうに断定はできないと思うんですけれども、1問目で話をさせていただきましたが、推奨される最低睡眠時間が、1歳から2歳で11時間なんですね。3歳から5歳で10

時間、小学生に至っては9時間、中高生に至っては6時間、大人でも6時間が最低必要だというふうに言われていました。これは推奨される最低睡眠時間のラインなんです。

できれば、これにプラス1時間、大人であれば7時間というような話になってくるんですけども、これどうでしょうか。私の周りを見てみますと、正直かなり厳しいかなというふうに思っております。

共働きで遅く帰ってきて、晩ご飯が遅くなって、晩ご飯が遅くなってしまったから睡眠が遅くなってしまうというようなことも関係しているとは思いますが、とにかく睡眠の条件として、朝、こどもであれば14時間前に日の光を浴びる。そして、大人であれば16時間前に日の光を浴びる。そしてタンパク質を取ることが睡眠ホルモンが出されることにつながっているんですね。

この小さいときからの睡眠不足が成長ホルモン不足につながって、それが筋力不足につながって、血流を全身に送り出す筋肉量が不足して、体内の循環が悪くなって、血流によって栄養が運ばれるので、体内の栄養不足につながって、それが自律神経に影響し、メンタルストレスで病気につながるというようなお話を1問目でもさせていただきました。社会的時差ぼけというような現象もかなり問題だと思っております。

休日遅く寝て、遅く起きているということが、毎週遅く寝て、毎週遅く起きているということが当たり前になっていけば、これはつまり毎週海外に行って、毎週帰ってくるというような体の負担が受け止めなければならないというようなことが言われております。

睡眠についての先進事例として、大阪府の堺市では、中学校で睡眠教育を導入した結果、不登校が減り、授業中の学習に対する集中力が増す、高くなったというようなご報告がございます。

また、福岡県の春日市で睡眠教育を取り入れた結果、こどもの身体的健康、自尊感情や学校生活の充実などの面に成果が確認されましたと書いてありました。こどもに対する効果はかなり意味があるように思います。

一方で、大人に対する睡眠への自治体の取組は、そこまで多くないように思います。あくまで一般的に睡眠は大事というようなところでとどまってしまっているのも、しかし、こどもたちへの効果を見るに、主に一番取り組んでいただきたいのは大人への取組だと思っております。

それがもしご高齢のかたであれば、認知症の予防にもつながるかもしれないですし、介護の予防にもつながるかもしれないですし、一般論として、血流がよくなれば体温が上がって、



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

体温が高くなれば平熱が高くなって、テルモ体温研究所の民間記事や早稲田大学の研究によりますと、今の研究では、健康的な平熱は36度5分から37度1分、もしくは37度2分というふうに言われているみたいです。

つまり平熱が低くなればなるほど、恐らく、私も介護しているおじいちゃんがいるんですけども、触るとめっちゃくちゃ冷たいんですよね。平熱がすごく低くなっているということを考えて、ふと私のおじいちゃんを思うと、日の光を浴びてないんですね。日の光を浴びてないですし、朝起きて運動もしていないんですね。そうすると、ますます血流が悪くなって寝られなくなって、眠れなくなるから睡眠導入剤とかを飲んで無理やり寝る。

睡眠導入剤というのは、一般的に血流が悪くなるので、血流が悪くなると、また体温が下がってしまうということがあるので、大人に対してもこういう睡眠に対する重要さというのは伝えていかなければならないのかなというふうに切に感じております。

そこで、いきいき健康部長に、先ほど駅前の活動や保健師の町会に対する活動をされているというようなお話があったので、具体的にどのような啓発をされているのかというところを再質問として上げさせてください。

要望として、ぜひ三郷市でも睡眠に対する教育というところを全体にやっていただければなというふうに思います。こちらは要望とさせていただきます。

以上で2問目の質問を終わります。年度末のお忙しい中、一般質問の打合せをしていただきありがとうございました。今後とも何とぞよろしくお願いいたします。

○副議長（篠田正巳議員） 一色雄生議員の2問目の質問に対する答弁を残し、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

○副議長（篠田正巳議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

一色雄生議員の2問目の質問に対する答弁を求めます。

日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 一色議員の再度のご質問にお答えいたします。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

オンプレミスから自治体クラウド、自治体クラウドからガバメントクラウドの移行に当たり、変わったこと、またどのようなメリットがあるかとの質問だったと思います。

本市におきましては、令和3年度の基幹業務システム更新に伴いまして、オンプレミスから自治体クラウドでの運用となっております。これによりまして、毎年の法改正に伴うシステム改修に係る費用や時間を大幅に削減でき、また一層の品質向上にもつながったところでございます。

また、このたびの標準化に伴うガバメントクラウド移行のメリットでございますが、こちら、まだ移行前でございますが、1問目の答弁で申し上げたとおり、利用団体がさらに増えることで大きな経費削減につながることに加えまして、特定のシステムに縛られる必要がなくなるといったメリットが国から示されております。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 一色雄生議員の再度のご質問にお答えいたします。

睡眠についての啓発の取組として、駅前での街頭睡眠キャンペーンや睡眠健康教育の具体的な内容はとのご質問でございました。

駅前街頭での睡眠キャンペーンの内容でございますが、心の健康において睡眠が重要であることを説明したリーフレットと、リラックスを促すための啓発品を配布いたしました。夕方5時半から6時半の時間に、着ぐるみのかいちゃんと一緒に啓発を実施いたしましたため、改札を出てこられた会社員のかたや学生のほか、乳幼児を連れた親御さんたちにも周知・啓発をすることができました。

また、保健師による睡眠健康教育では、議員のご説明にもありました睡眠環境や生活習慣などに関して、科学的知見に基づく知識をお伝えし、対象の年齢層に合わせた適切な睡眠時間についても説明をしてございます。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 以上で一色雄生議員の質問を終わります。

---

◇ 宇 治 由紀子 議 員

○副議長（篠田正巳議員） 通告第13、4番、宇治由紀子議員。

〔4番 宇治由紀子議員 登壇〕

○4番（宇治由紀子議員） それでは通告に従いまして、順次質問させていただきます。

まず1つ目、今、食の安全が市民にとって、そして地域にとっても非常に重要な課題と考えて質問いたします。

1の1、我が国における食と農を取り巻く現状について、その認識と地域での取り組みは。大きく今2つの問題があると考えています。それは食の自給力、そして安全性の2つです。食の自給力については、令和4年12月議会で三郷市の水田の減少や遊休農地などの問題とともに、もしかしたら近づいているのかもしれない食料危機について質問させていただきました。

さらに、令和6年、昨年6月議会でも、改正食料・農業・農村基本法成立のタイミングで、第5次三郷市総合計画の見直しとともに、地方の農村との連携が必要ではないかと要望させていただきました。

食の自給率についての詳細は、繰り返しとなりますので省きますが、ちょうどこの間勉強会でグラフがありましたので、こちら非常に分かりやすい、もうよく皆さんが知っているデータ、これ1960年、ちょうど私生まれた年でしたけれども、日本の食料自給率が80%あって、これご飯のマークですけれども、カロリーベースの食の自給率です。そして今、それが38%、もしかしたらそれ以下ではないかと言われていて、つまり半分以下に自給率が減っている。

このように、これってすなわち要するに食料戦争が起きていて、日本は兵糧攻めに遭っていると、私はそういうふうに見て取れるんですけれども、食で自給できなければ、どんなミサイルがあっても戦えないわけですし、非常に深刻な問題だと思います。

そうこうしているうちに、試算では有事の際には日本国民は7,200万人が餓死するおそれがあると「Nature Food」に掲載されております。それで、何とかして7割、8割には持っていかなければいけないのではないかという声がある一方で、食料自給率が下がる一方でございます。

その中で、昨年、食料供給困難事態対策法という、非常に問題の多い法案が決まってしまうと、今年4月からの施行となっています。

この法案に対しても、多くの農家の皆さんからの不安、それから怒りの声が寄せられており、またお米農家さんの生活の苦しさは、非常に大変で、試算によると時給が何と10円というような報告もありまして、ついに今月末には全国の農家さんが東京にトラクターで集合す

るという令和の百姓一揆、こういったものも予定されている状況ですが、メディアが報じないので、なかなか皆さんの目には留まらないかもしれませんが、そういった現状です。

私自身が農業の経験がないため、農業の問題について、本来あれこれと口を出すのは気が引けるところがあるのですが、しかし、今農業だけでなく、経済も、外交も、健康に関しても、全てが政府の上に存在しているグローバル資本の利益優先となっていて、その利益優先のメディア報道により世論が誘導されるという、そういった中で、国民・市民の健康やこういった食の権利、これを守っていくためには、やはりこの地方自治が最後のとりでであると、そういう状況になっているので、以下について質問させていただきます。

まず、1つ目の質問です。

日本の農業を衰退させる、食の自給力をさらに低下させるような政策が国で進められている中で、政府はさらに水田を畑に変えると補助金を出すというような政策がなされていると聞きますが、本当でしょうか。三郷市でも例がありますか。

それから2つ目です。

担い手不足が問題と聞く一方で、実は農業に興味を抱いている若者は少なくないという報告があります。後で資料は地域振興部にお渡ししたいと思います。農業をやりたいくても、すぐに農家になれないというような法律上の縛りがあると聞きますが、それはどのようなルールでしょうか。三郷市における影響はありますか。

3つ目です。

三郷市は東京に隣接した都市部であり、農地の減少は避けられない現実と認識しておりますが、いま一度、現在のお米の収穫量について、市民の食に換算すると、どのくらいを支えることができているのか、ちょっと現実を知りたいので、以上、地域振興部長に回答をお願いします。

続いて、食の安全性についてなんですけれども、例えば、農業で使用されている除草剤、害虫駆除剤などの農薬類です。

近年、これらの化学物質と健康の関連、具体的には、がんやこどもの発達障がいなどの増加の関連が指摘されてきており、いろいろなデータが出てきています。たばこと同様に、議論は様々あるんですけれども、世界の動きとして、例えば、世界一の売上げの除草剤グリホサート、これは2019年にオーストリア国民会議が、発がん性を裏づける科学的証拠を基に、グリホサートの使用を全面禁止する法案を可決しました。

ベトナムでは、2016年にグリホサートを有効成分とした農薬の新規登録を中止し、この影

響の検証を始めています。

米国も、カリフォルニア州で2017年、グリホサートを州の発がん性物質リストに加え、公園や学校など自治体が所有する場所でのグリホサートの使用を禁止する郡や市が急増しまして、同様の動きが全米に拡大しております。

また、米国では、グリホサートでがんを発症したとして、発売元のモンサント社を訴える民事訴訟が1万件以上起きています。ということで、海外では禁止、あるいは厳しい規制がなされているんですけども、日本はあろうことに規制が緩和されて、世界一農薬をたくさん使える国となっております。

数値を見ると驚きます。小麦が5ppmから6倍の30ppmに規制値が引き上げられ、ライ麦が0.2ppmから150倍の30ppm、トウモロコシが1ppmから5倍の5ppm、そばも0.2ppmから30ppmへと150倍に緩和されているということです。

殺虫剤のネオニコチノイド、これは神経毒性があると言われる殺虫剤ですが、時間の関係上、詳細は省きますけれども、欧州連合（EU）では、ほぼ全てのネオニコチノイド系農薬の使用が実質禁止となっています。米国でも規制強化の動きが広がっています。

さらに、PFAS、最近話題になっておりますが、有機フッ素化合物、これが農薬にも含まれていて、今、日本ではグリホサートとネオニコチノイド、PFAS等による土壌汚染が非常に深刻な状態だと言われております。

そのような中、民間団体が2023年5月から2024年2月にかけて、小学生50人の尿を保護者の協力を得て採取し、分析しました。その結果、50人全員から農薬の成分が検出され、ほぼ全員が2種類以上検出されて、中には8成分検出された子どもさんもあったという報告がございます。

人はもとより、ミツバチとか湖の魚などの生態系の影響も懸念されています。ミツバチが最近すごく減っていて、これはミツバチが全滅すると食料もなくなるし、森もなくなって、人類絶滅するというふうな説もございます。

こういった流れを受けて、近年、無農薬とか減農薬の栽培のものを購入したいという、オーガニックとよく言われますけれども、市民の要望も高まってきており、また土の菌を戻そう、自然と共生しようといった農家さんの取組が増えてきておりますが、三郷市においては現状どのようでしょうか。こちら地域振興部長に回答をお願いいたします。

続いて、1の2、学校給食の安全性の確保、ならびに教育と啓発について、ア、学校給食に使用する食材の安全性について。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

三郷市の学校給食は、しっかりと安全性を配慮するとこれまでも聞いておりまして、先日の瑞沼学校給食センターで試食させていただいた三郷の御御御付け（おみおつけ）、地元の野菜がたくさん入っていてとてもおいしくて、おみそも遺伝子組換え大豆なんか使用されていませんかと聞いたら使用していないと、本当にすばらしいご回答をいただきました。

以前も私、この場所で昆虫食について質問をいたしました際、安全性が分からないものは使用しないと心強い回答をいただきました。本当に頼もしく思っております。

さきの農業の話の流れで、ちょっとお米に着目して質問いたします。

昨今話題となっているプラスチック米と呼ばれるお米や、放射線育種米について、三郷市教育委員会でのご認識を伺います。

米不足により、価格高騰による輸入米の検討などの可能性を考えますと、そのような問題のあるお米が使用されたりしないか心配になるところです。給食に使用されるお米の安全性について、学校教育部長に伺います。

また、地産地消はとてもよいのですが、先ほどお話ししましたように、日本は今世界一農薬の基準が緩くて、一部の作物では、輸出した際に基準越えだといって返品になってしまったというようなニュースも聞こえてきます。

農家さん独自に減農薬に取り組んでいらっしゃる方もたくさんいらっしゃると思いますので、ただ農薬に関する認識が日本全体として甘い傾向であることは認めざるを得ないと思います。給食においてこの点はいかがでしょうか。併せてご回答をお願いします。

そして、イ、様々な教育の場における、食育への取り組みについて。

給食のセンター方式については、いろいろな見解があるところですが、新たに稼働を始めた瑞沼学校給食センターは、防災機能も備え、食育という学びの役割も担う施設であると認識しております。今後、人口動態が変化したとしても、運用次第で活用できる施設ではないかと期待しております。特に、食育に関して非常に重要なテーマだと考えております。三郷市の教育現場では、今、食育について教育の機会が様々あると思いますが、何をどのように伝えているのか伺います。

次に、項目2のトイレの防災です。

トイレの防災、ちょっと言葉が変で、正確には災害時のトイレ対策ということになりますが、ちょっと短く、トイレという言葉項目に無理に入れさせていただきましたこと、ご了承くださいませ。

1、命の次に大事な災害時のトイレ問題。



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

1923年の関東大震災から100年以上が経過しており、いつ関東で直下型の大地震が来ても不思議ではない現状です。そこで伺います。ア、災害時の市内下水道管の状況把握及び市民への周知について。

こちら大地震を想定すると、当然、下水道管も損傷する可能性が高いと考えられますが、発災時、どのように確認をして、それにどのくらいの時間を要するのか、その結果をどのように市民に伝えられるのか、こちら建設部長に伺います。

続いて、危機管理監に質問いたします。

イ、避難所での対策。

避難所でのトイレ対策は現状どのようになっていますでしょうか。

ウ、在宅避難の場合の対策、および啓発について。

在宅避難者のトイレ対策についてはどのようにお考えでしょうか、ご回答をお願いいたします。

そして、3、交通問題です。

1、新三郷駅周辺の週末の渋滞について。

20年前に新三郷駅周辺の開発により、ららぽーと、イケア、コストコなどの商業施設がオープンしてから、新三郷駅周辺の道路の混雑が顕著となり、ららぽーと渋滞などと呼ばれ、週末の風景となっております。地域の方々から、この渋滞何とかならないですかと言われることが度々あります。

私自身、先日お昼頃のバスに乗ったところ、運転手さんに「渋滞で駅にいつ到着するか分かりませんがいいですか」と聞かれました。その日は荷物が多かったので、少しぐらい遅れても歩くよりは早いか、遅れたとしてもそんなに変わらないであろうと思い、そのまま乗車しましたが、みさと団地に面した道に入ると、車が全く動かず、途中でバスを降りて、何人かの若い人たちは駅まで歩きました。

そこで、アの現状について、この新三郷駅周辺の週末の渋滞に関して、市では状況をどのように把握しているのか、実態調査などは行っていますでしょうか。

また、イの今後の対策について、何らかの取組などは考えられているのでしょうか。まちづくり推進部長に伺います。

以上で1回目を終わります。

○副議長（篠田正巳議員） 宇治由紀子議員の質問に対する答弁を求めます。

矢野尚地域振興部理事。

〔矢野 尚地域振興部理事 登壇〕

○地域振興部理事（矢野 尚） 宇治議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1、食の安全の1、我が国における食と農を取り巻く現状について、その認識と地域での取り組みはについてお答えいたします。

食と農を取り巻く現状でございますが、全国的にも、本市におきましても、農家戸数や農家人口が減少しており、市内の農用地面積は減少傾向でございます。

国では、水田を畑地化し、麦や大豆などの高収益作物の定着等を図る農家を支援するため、本市での活用実績はございませんが、補助制度を創設しており、食料自給率の向上を目指しているところでございます。

また、市内の農家が作付をしている水田面積の現状は約230ヘクタールであり、1年間に収穫される米の量はおおむね2万2,700人分の年間消費量に相当する量となっております。

このような現状の中で、農業振興地域の指定のない本市の農業は、農地周辺の住環境と調和した都市型農業が求められているところでございます。

このため、令和6年3月三郷市都市農業振興基本計画を策定し、「持続可能な みさとの農業」を将来像とし、その実現に向け、持続可能な農業経営や地域に応じた農地の保全等の取組を進めていくこととしております。

多様な担い手の育成確保といたしましては、農地の確保に法的制約のある新規就農者に対して、県等の関係機関と連携しながら、農業経営に必要な栽培技術の取得や、農地確保のサポートに努めてまいります。

また、食の安全性に関し、ご質問のありました農薬使用に関しましては、環境に配慮した農業の推進を図るため、有機肥料等の使用により、化学肥料の削減に取り組む農業者を支援してまいります。

近年、異常気象が続くなど、本市の農業を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、国や県の動向を注視しつつ、「持続可能な みさとの農業」を実現するため、各種施策を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 菅原成之学校教育部長。

〔菅原成之学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（菅原成之） 宇治議員のご質問の1、食の安全、2、学校給食の安全性の確保、ならびに教育と啓発について順次お答えいたします。

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

初めに、ア、学校給食に使用する食材の安全性についてでございますが、プラスチック米や放射線育種米については認識しており、本市の学校給食に使用する米は、埼玉県学校給食会から購入し、埼玉県産「彩のきずな」を使用しております。

さらに、埼玉県学校給食会において、国が指定している検査に加え、放射能物質検査、DNA検査、品位検査の自主検査を定期的実施しており、安全性を確認しております。

また、おかずに使用する食材につきましても、文部科学省で定められている学校給食衛生管理基準に準じて、品質や安全性を確認してから選定しております。

次に、イ、様々な教育の場における、食育への取り組みについてでございますが、体育科や家庭科を中心に取り組んでいるほか、本市では、栄養教諭等6名が各小・中学校へ出向き、学年に応じた食育指導を行っております。

また、学校によっては、様々な農業体験から生産者の工夫を身近に感じ、食に対する感謝の気持ちを育む機会を設けたり、こどもたちが参加する給食委員会活動の中で、食育をテーマにして啓発したりしております。

さらには、今年1月に開所した瑞沼学校給食センターでは、誰でも楽しく容易に学べる体験型食育システムの導入や、調理室内を見学できる見学通路を設置し、食育について理解を深める場として、今後の運用に向けて検討しているところでございます。

今後も、食材の安全性の徹底を図り、学校や給食センターにおいても食育について積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 宇治議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、2、トイレの防災、1、命の次に大事な災害時のトイレ問題のイ、避難所での対策でございますが、本市では、各指定避難所におけるトイレの環境整備が非常に重要であると考えており、災害時における避難者の健康を守るため、携帯トイレ、簡易トイレや仮設トイレ及び障がい者、高齢者等に配慮した自動排泄処理ポータブルトイレ、通称ラップポンの備蓄を行うとともに、その他トイレトレーラーの購入、マンホールトイレの設置など、様々なトイレ対策を行っております。

避難所での災害用トイレの活用例といたしましては、内閣府が作成した「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」のモデルケースに基づきますと、発災直後から3日間の

間、携帯トイレを簡易トイレと併せて使用します。1週間後には、し尿処理体制の確保が見込まれるため、仮設トイレの設置をする想定となります。

この仮設トイレは、排泄物を便槽にて貯留できる方式であるため、適切な管理をすることで、衛生的に使用することが可能であり、市の各指定避難所にそれぞれ2台ずつ設置できる数を備蓄しております。

また、トイレトレーラーの活用につきましても、各指定避難所の状況を見ながら、機動的に必要な指定避難所への配置を想定しています。

議員ご質問の災害時のトイレ問題については、重要な課題として認識しておりますので、必要なトイレ備蓄の充足を図るとともに、避難所参集職員の研修等を通じて、避難所におけるトイレの適正配置や衛生管理の強化に努めてまいります。

次に、ウ、在宅避難の場合の対策、および啓発についてでございますが、大規模災害時には上下水道などのライフラインが停止し、自宅のトイレが使用できなくなることが想定されることから、各家庭において携帯トイレや簡易トイレの備蓄が重要であると考えております。

このため本市では、市のホームページやハザードマップにより、各家庭に対し、最低3日分、できるだけ1週間分の携帯トイレの備蓄を推奨するとともに、地域の自主防災訓練等において、災害時におけるトイレの重要性について周知、啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 私からは、2、トイレの防災、1、命の次に大事な災害時のトイレ問題、ア、災害時の市内下水道管の状況把握及び市民への周知についてお答えいたします。

去年は、能登半島地震で下水道施設の大規模な被害が発生し、今年は、八潮市で下水道管の破損が起因とされる道路陥没事故が発生するなど、耐震化や老朽化対策の必要性のほか、下水道施設の機能喪失が大きな社会問題となっております。

ご質問の大規模な地震が発生した際の下水道施設の被害状況の把握につきましては、地震の規模に応じた調査方法としております。

まず、震度4の地震発生時には、下水道監視システムにより、早稲田中継ポンプ場や、マンホールポンプの稼働状況を確認し、震度5弱のときには、ポンプ施設のほか、二次災害につながるおそれのある緊急輸送道路や、J R武蔵野線の軌道下を横断している下水道管路などについて、地上からの目視点検を速やかに実施することとしております。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

また、震度5強以上の地震発生時には、三郷市下水道事業業務継続計画に基づき、これらの目視点検に加え、県管理の流域下水道と、市管理の公共下水道が接続するマンホールなどの点検や、中川水循環センターの被災状況を県に確認するなど、被害が出た場合の緊急措置を速やかに行えるよう、組織体制を整えております。

被害の詳細把握につきましては、マンホール蓋を開けた内部調査などを行う必要があるため、地震の規模に応じて相応の期間を要するものと考えております。

被害状況などに関する市民周知につきましては、下水道施設の損傷の程度や、排水機能への影響などを確認した上で、地域防災計画に基づき、下水道の使用制限や緊急措置状況などの情報を、災害対策本部を通じて、防災行政無線やホームページ、SNS、メール配信サービスなどの適切な広報手段により、速やかに市民周知を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 川端篤司まちづくり推進部副部長。

〔川端篤司まちづくり推進部副部長 登壇〕

○まちづくり推進部副部長（川端篤司） 私からは、3、交通問題、1、新三郷駅周辺の週末の渋滞についてのア、現状についてとイ、今後の対策については関連がございますので、一括してお答えします。

これまで新三郷駅周辺における交通状況に関する調査等は実施しておりませんが、道路の許容を上回る車両の流入による週末、休日の交通渋滞が、市民生活に大きな影響を及ぼしていることにつきましては、新三郷駅周辺の商業施設の開業当初より認識をいたしております。

市では、関係機関の協力による信号機の調整、生活道路への車両進入抑制のための看板設置、事業者に対する誘導員の配置に関する指導や要請を行ってまいりましたが、観光地などでも見られる状況と同様に、集客力のある施設周辺における渋滞の解消には至っておりません。

一方で、三郷流山橋有料道路、及び間もなくフルインター化の開通を迎える三郷料金所スマートインターチェンジなどの道路の機能強化が図られたことにより、利用者のアクセス経路の選択が可能となり、交通環境の変化が期待されます。

また、商業施設、駐車場へと集中する車両による渋滞を解消するために、即効性のある対策を講じることは容易ではありませんが、短期的には交通量を抑制するため、電車やバスなどを利用していただくことも有効な手段であると考えられます。

今後につきましても、公共交通機関を利用した商業施設への会場案内や情報提供、啓発な

どの取組も含め、様々な視点やアプローチによる対策の検討に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 宇治由紀子議員。

○4番（宇治由紀子議員） それぞれに大変ご丁寧な答弁をいただきありがとうございます。

まず、食の安全のところの再質問なんですけれども、今、当然都市型ですから、都市近郊になりますので、1年で230ヘクタールで2万2,700人分ぐらい。水田は、環境でも本当にすごく大事なものですけれども、この三郷市では維持していくのが非常に大変なのだと思います。これは非常に難しい問題だと思いますけれども、自分が所属する会派にも、実際に農業をされていらっしゃる議員がおりまして、今、農業経営はとても厳しい中で継続されている方々、私たちの食を支えてくださっている三郷市、そして日本全国の農家の方々には、感謝と心から敬意を表するものです。

また、市も地域の農政として農家の方々に寄り添った施策を取り組んでこられていることは承知しておりまして、ご答弁からもしっかりと連携が取られているのかなと感じます。

しかし、俯瞰で全体的に、日本国のゆゆしき事態、兵糧攻めに遭っている現状を考えますと、食の自給力という大きな視点で見た場合には、非常に何かできることはないのかと。

そうしますと、幾つかの自治体は、それぞれに取組を始めているところが少しずつ出てきておりまして、例えば、大阪府の泉大津市の取組をご紹介しますと思います。

こちら人口約7万2,000人、三郷市の半分ぐらいの規模で、大阪に隣接した市街化区域と環境は似ております。泉大津市では、市民の健康増進、それと食料危機への備えの観点から、日本人の主食であり、栄養価、カロリー貢献度が高いお米を、国内の農業の持続的発展に寄与する形で安定的に確保していくためとして、令和5年3月に「安全・安心な食糧の安定的確保に関する構想」を策定し、現在、北海道から沖縄まで9つの自治体と農業連携を実現して、減農薬の有機栽培の金芽米という、これは胚芽を残した胚芽米のことなんですけれども、これを市内小・中学校の給食と妊婦さんに届けています。

これは、妊婦さんやお子さんを持たれるご両親からもとても喜ばれていて、画期的な取組として全国から注目も集めているものです。

これは自給力と健康の問題を同時に解決するというすばらしい取組で、健康については、例えば、こどもたちの新型コロナウイルス感染症にかかる率が、日本のほかのデータと比べると減っているとか、それから妊婦さんの体調、それから生まれた赤ちゃんの体重の増加など、様々な検証データも今集計されていました。



詳しくお話をもっともっと聞いてみたいなというところなんですけれども、まずは三郷市においては、地元の三郷市の農家さんが一番大事と。地域農業が最優先であると。

給食のほうも埼玉の給食センターに見学に行きましたけれども、素晴らしい取組で、埼玉のお米を学校給食のニーズによって支えているということがよく分かりました。それは本当に素晴らしいんですけれども、さっきの2万人ぐらいしか確保できないという現状は現状です。やはり三郷市も泉大津市のような地域連携、そういった取組が有益ではないかと考えるんですけれども、再度この点、地域振興部長にご見解を伺わせてください。

また、農薬の問題、これ非常に難しく、急な変更というのは難しいものと承知をしています。でも三郷市でも有機の支援とか、様々に少しずつ、そういった方向性にかじを向けているというお話を聞きましたので、非常に前向きな状況であると。

より現状をデータで知ることが大事だと思いまして、例えば、ちょっと見づらいのの後で資料をお渡ししたいと思いますけれども、こちらです。緑色がネオニコチノイド系の農薬がずっと増えてきたところで、オレンジ色のラインが発達障がいの子どもの数が増えてきた、こういうふうに完全にリンクをしていると。発達障がいの原因がこれだけとは限らないけれども、限りなく黒に近いグレーだと、もう動物実験、その他からいろんなデータが出てきております。

それから、最近知ってびっくりしたんですけれども、これは宮古島のデータで、宮古島スタディとも言われているんですけれども、特別支援学級児童・生徒の数が、この2014年から10年もたっていない。2012年か。ここ10年ぐらいで、こどもさんの数は422人、2桁の数字、50人ぐらいだったと思うんですけれども、こどもさんがもう10倍に増えているんですね。

同時に、ネオニコチノイド系の農薬が宮古島でこれだけ急激に増えているというような、この研究をしていた先生は、もうとにかくこれしか考えられないと。検査の仕方とか、そういう問題ではないんだというふうにお話しされていました。

ですので、やはりこういったことを知ることが大事だと思いますね。農薬や化学肥料、作物に与える薬品類が、自然と、それから健康にどのような影響を及ぼすのか、この情報共有が必要と考えます。

例えば、環境脳神経科学情報センターというところの黒田先生、たくさん多くの研究論文を発表しております。また、元農林水産大臣の山田正彦先生、それから以前ご紹介しましたけれども、東京大学の鈴木宣弘先生らの本、それから講演、勉強会で得られる知見は本当に非常に貴重です。

今、食の安全において何が問題なのか、そしてどう考えていくべきか、利益相反のない講師を選んでの、これも前にもお話ししましたが、勉強会や研究会の開催が何より有意義だと考えますが、こういった勉強会、研究会の開催について地域振興部長に再度見解を伺わせてください。

それから、学校給食においては、本当に毎回いつも心強いご回答をいただいている、歴史教育はもう何か本当に駄目駄目と言ったら失礼なんですけれども、でも給食のほうは非常に心強いなど。ちょっと上から目線で恐縮なんですけれども、メニューを見ている、すごく配慮がうかがえますし、あとホームページの情報発信もとても丁寧で、見ていてうれしく思いました。

それで、農薬や添加物について、これは国に改善いただきたい問題なんですけれども、地域独自の取組として、例えば、日本の基準だけではなくて、海外の基準も参考にしたほうがよいのではないかと私は考えますが、この見解をお聞かせください。

それから、食育については、戦後、日本の食がどのように変わってきたか、変えられてきたか。変わってきたというよりは、これは明らかに私は変えられてきたと思います。私がこどもの頃はほとんどパンでしたし、もうテレビCMを見ている、イタ飯ブームとか何とかブームとか、そういった形でどんどん変えられてきたこの歴史的背景も非常に重要だと思いますので、その歴史とともに、ふだん食べているものがどのようにつくられているのか。

最近、添加物の専門の先生方の講演もとても人気のようです。ですから、今もう栄養を取るとか、カロリーとか、ビタミンとタンパク質を取りましょうというような摂取する健康法から、そうではなくて、いかに有害なものを避けるか、もう摂取しないというような、食を選ぶというところが、食の健康法に重要になってきていると非常に感じます。

何かコオロギの食もなくなってきたみたいで、市民がしっかり知識を持って対応すれば、売るほうもそれに従わざるを得なくなるので、添加物のみならず、例えば悪い油、それから精製された白い砂糖と塩、発がん性が認められている人工甘味料や着色料、糖尿病や万病のもととなると言われているブドウ糖果糖液糖、周りを見渡すと、こうした不自然な食がとても多いです。

今、いきいき健康部さんが一生懸命減らそうとして様々な施策に取り組んで、予算も取らなくてはならない糖尿病や腎臓病のもとになる食材が周りにあふれているので、こどもの頃からこういったようなものを勉強して、本当の健康的な食の選び方、これは最終的には自然との共生というところに行き着くと思うんですけれども、そうした食育を実践していただき

たいと願うものです。学校教育部長にいま一度ご見解をお聞かせください。

それから、トイレの防災も、お話を伺ったら非常にしっかりと対応してくださっていて、認識も一緒によかったなと思うんですが、下水道管の日頃の耐震化工事が今進められていますけれども、これはちょっとお金もかかって、市だけでは難しい課題なので、ぜひ県や国への支援の要望を、例えば、全国市長会とかそういったところも通じてどんどん上げていっていただきたい、こちらは要望といたします。

そして危機管理監へ再度質問させていただきたいんですけれども、トイレのことは市民への啓発、市民が自分自身でちゃんとしっかりと認識することが大事だと思います。

私も先日まで、トイレは水が流れなくなったらお風呂に水をためておけば、それで流せるみたいな感覚でおりました。水も流せないし、トイレはもう大きな災害のときには流せないんだという認識を本当にすり込んでおくことが重要だと思います。

これは日本トイレ研究所が作っている「災害時、水洗トイレは使えない」という、これ分かっているようで割に忘れていて、つい流しなくなってしまうという、こういう現状になるということをみんな認識することが大事です。

それから、同じ日本トイレ研究所が、こういう「災害時！トイレのワン・ツー・スリー」というポスター、それからチラシ、このペラ1枚のものですが、それでも、「もし大きな地震がきたらそのままトイレを使わないで!!」ということで、ここの2番が重要で、とにかくトイレに黒いビニールをかぶせて、そこにまた汚物を取るビニール、そこに固形とか臭い取りみたいのを入れたりして、それで自分のしたものはちゃんと取ってください、捨てないでください、ためてくださいということをしっかりと伝えることが重要ではないかなと思うので、こういった啓発活動をぜひチラシ1枚ぐらい、別途作っていただいて、進めていただけるといいなと思います。このあたりももう一度ご見解を伺わせていただけるとありがたいです。

最後に、交通問題なんですけれども、このらば一と渋滞は非常に難しいことだと思います。例えば、新三郷駅でバスを待っているときに、ずっと前が渋滞しているので、遠くにバスが見えても全くこっちに来ないというもどかしい感じがあるんですけれども、そうすると新三郷駅前のロータリーもつくりがどうなのかなというのがありまして、以前ちょっと議会でご意見もあったと思いますけれども、一般車両の送迎なんかも停車がしばらくなどの問題もあると思うので、ぐるっと回ってもうそこにいるのに、渋滞のところを進んでこれないみたいな状況もあるので、できるかどうかは分からないんですが、ちょっとした何かの工夫で、ロータリーが20年たって、今後改善できるようなことはないのか。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

それからあと北部の開発のときなどにも、平日と週末の車の流れ、そういったものも課題の一つとして取り入れていただいて、せっかくいいまちなのに、三郷は渋滞するからなという、最近そういう声をよく聞くので、長期的展望から中期、そして短期にできることなど、ちょっと具体的にお取組をお願いできればと、再度ご見解を伺えればありがたいです。よろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（篠田正巳議員） 宇治由紀子議員の2問目に対する答弁を求めます。

矢野尚地域振興部理事。

〔矢野 尚地域振興部理事 登壇〕

○地域振興部理事（矢野 尚） 宇治議員の再度のご質問に順次お答えいたします。

2点ご質問があったかと思います。

初めに、泉大津市で取り組む他自治体と連携した食料安定確保の施策が本市にも必要ではないかとのご質問でございますが、市民の食の安全保障の観点から、既に取組を進めております自治体について調査、研究してまいります。

次に、農薬等の問題について勉強会などの開催が必要ではないかとのご質問でございますが、本市では、毎年県と連携し、市内農業者の方々に協力をいただきながら、農業技術の向上に向けた試験研究を行っており、今年度、小松菜と枝豆栽培における化学肥料の低減に向けた方策の検討をテーマに、試験研究をしたところでございます。

今後も国や県、近隣自治体の動向を注視し、安全・安心な農作物の安定供給に向けて取組を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 菅原成之学校教育部長。

〔菅原成之学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（菅原成之） 宇治議員の再度のご質問にお答えいたします。

2点ございました。

初めに、農薬や添加物について、海外の基準も参考にすべきと考えるが、その見解についてでございますが、今後も国の基準を遵守し、引き続き、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

2つ目のこどもの頃から健康的な食の選び方を学べる食育を実践することへの見解についてでございますが、宇治議員ご指摘の点については、こどもたちが生涯にわたって身につけ

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

ていくべき力であると認識しており、まずは現行の学習指導要領にも食品の安全性についての指導が重視されていることから、学習指導要領が示す食育の推進に努めていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 再度のご質問にお答えいたします。

災害時のトイレ対策として、携帯トイレの備蓄について、チラシを作成し、啓発等を行うことについてというご質問でございましたが、携帯トイレの備蓄についてご理解いただけるように、国や他市等の事例を参考に、チラシやホームページなど、効果的な周知方法を検討するとともに、これまで市が作成した各種防災マニュアルブック等の改訂時に、災害時のトイレ対策に関する内容の充実を図ることで、引き続き啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 川端篤司まちづくり推進部副部長。

〔川端篤司まちづくり推進部副部長 登壇〕

○まちづくり推進部副部長（川端篤司） 再度の質問にお答えいたします。

新三郷駅周辺の週末の渋滞に対する今後の取組などについてのご質問と存じます。

中長期的には、三郷流山橋有料道路及び三郷料金所スマートインターチェンジの利用促進と併せて、広域的な道路ネットワークの形成、バイパス機能の拡充などの施策も必要であるかと考えられます。

現在、事業化されております都市計画道路三郷流山線の整備進捗により、状況の改善が見込まれますので、引き続き関係機関との協議を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 以上で宇治由紀子議員の質問を終わります。

---

#### ◎議案第25号の質疑

○副議長（篠田正巳議員） 日程第2、これより議案第25号 令和6年度三郷市一般会計補正予算（第8号）に対する質疑を行います。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

質疑の通告がありません。

これにて議案第25号に対する質疑を終結いたします。

---

#### ◎議案第25号の委員会付託省略

○副議長（篠田正巳議員） お諮りいたします。

議案第25号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（篠田正巳議員） ご異議なしと認めます。

よって議案第25号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

議案第25号に対する討論、採決は17日に行います。

なお、討論のあるかたは、17日の正午までに通告をお願いいたします。

---

#### ◎散会の宣告

○副議長（篠田正巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会 午後 3時09分



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） おはようございます。ただいまから令和7年3月三郷市議会定例会第21日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（鈴木深太郎議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎市政に対する一般質問

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第1、これより市政に対する一般質問を行います。

通告により順次発言を許します。

---

◇ 鳴 海 和 美 議 員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第14、10番、鳴海和美議員。

〔10番 鳴海和美議員 登壇〕

○10番（鳴海和美議員） おはようございます。それでは通告に従いまして、順次一般質問を行います。

初めに、1、行政問題、1、三郷市南部地域拠点整備基本計画について伺います。

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

この基本計画は、令和2年に策定されました。対象地域は、三郷放水路より南の地域で、人口、産業、交通など、細かく地域の特性を分析し、地域公益団体等のヒアリングも行い、南部地域の課題抽出が行われました。

その際に取り上げられた課題には、交通ネットワークの活用、地域コミュニティの維持、想定される災害への対応、そして、全市を取り巻く課題として、公共サービスの維持向上が挙げられ、拠点整備とまちづくりの基本方針として、交通拠点の整備、防災機能の強化、地域交流の推進、学校給食センターの再整備を推進し、地域の生活利便性向上、活性化を図ると定められました。

現在、防災、地域交流の場としての防災拠点の整備が進められ、市長の令和7年度施政方針にも、南部地域拠点防災コミュニティ施設整備事業では、令和8年度の開館に向けて、建築工事及び防災体験学習設備の政策を引き続き進めてまいりますとの発表がありました。地域住民の新たな集いの場として、完成を心待ちにしております。

そこで、まず初めに、アとして、計画全体の進捗について伺います。

次に、基本計画では、整備予定地を1から3に分け、南部地域拠点の防災コミュニティ施設は2に当たり、1に掲げられているのが、3・3・3草加三郷線の道路整備です。

ここは、三郷市の総合計画で地域拠点の位置づけがなされており、交通拠点としての導入機能に、ドライバーの休憩機能、産業振興機能、地域交流機能などの様々な案が検討されています。

この拠点整備において、まずは道路整備からスタートすることになっていましたが、これまで道路車線が4車線から2車線に変更などの報告を受けております。イとして、3・3・3草加三郷線の道路整備の進捗について詳細に伺います。

行政問題の最後、ウとして、今後の計画について伺います。

基本計画では、学校給食センターの再整備が挙げられていましたが、様々な事情で、給食センターは瑞沼につくられ、防災センターも当初と場所が変わりました。計画当時からかなり変わった部分が既に生じています。状況により変更はやむなしと考えますが、今後、この計画はどのように実行されていくのか。ほかにも変更点はないのか。基本計画そのものについてどのように考えられているのか。ロードマップの作成など、今後の予定について伺います。

次に、2、施設問題、公共施設のトイレのオール洋式化について伺います。

新しく建てられた市内の公共施設のトイレは、全て洋式になっていますが、既存施設のト

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

イレは、洋式化の改修工事は行われたようですが、和式のトイレがまだ残されています。部屋数が多い施設は何とかなりますが、例えば、コミュニティセンターなどは3部屋中1部屋、3分の1が和式となるため、高齢のかたから不便を感じると声が上がっております。

今回、防災拠点として瑞沼市民センターのトイレ改修が当初予算に上がっていましたが、ほかの公共施設も、これまでも自主避難場所となるなど、災害対策としても活用されており、また平常時も高齢のかたの利用が多く、さらには生活スタイルが変わり、和式を使えない子どもたちも増えています。

瑞沼市民センターに続き、ほかの公共施設も、利便性向上と災害時利用の観点から、オール洋式化を目指すべきと考えますが、見解を伺います。

最後に、施設問題の2、搾乳できる環境整備について伺います。

搾乳とは、出産後の女性が母乳を自分で搾ることです。手で搾る方法と搾乳機を使用する方法があります。出産後は授乳をしない間にも体が母乳をつくり続けるため、職場復帰などで授乳回数が減った場合、母乳がたまって乳房が張ってくることがあります。乳房の張りを放置した場合、乳腺炎になり、痛みや熱が出ることもある、母乳の量が減ってしまうといった可能性があります。

また、小さく生まれた赤ちゃんには、この母乳の栄養素がとても重要で、搾乳した母乳を病院に届けているかたもいるそうです。しかしながら、外出先や職場で搾乳をする場所がなく、仕方なくトイレで搾乳する場合があります。

低体重で生まれた赤ちゃんのご家族を支援するNPO法人penaのかたが、外出時も搾乳のために気軽に使える環境整備が必要との声を上げられ、その声を受け止め、神奈川県では、すぐに搾乳マークを作成し、授乳室などで搾乳できますとの案内を表示しました。商業施設での取組も要請し、周知のための発信を行っています。

産後間もなく職場復帰をする女性が増える中、この環境整備は重要だと国会でも取り上げられました。先般、埼玉県でも戸野部県議会議員が取り上げられ、県知事から県内で取り組みたいとの答弁がなされております。この搾乳できる環境整備について、三郷市の取組について伺います。

以上で1問目を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 鳴海和美議員の質問に対する答弁を求めます。

日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

○企画政策部長（日暮義一） 鳴海議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1、行政問題の1、三郷市南部地域拠点整備基本計画についてのうち、ア、計画の進捗について及びウ、今後の計画についてお答えいたします。

初めに、ア、計画の進捗についてでございますが、令和2年に策定いたしました三郷市南部地域拠点整備基本計画の基本方針では、当該地域の防災機能の強化や地域交流の推進を図りつつ、三郷南インターチェンジから高谷ジャンクションの開通に伴う、交通ネットワークを最大限に生かすための交通拠点の整備などを推進していくこととしております。

整備予定地につきましては、公共施設の配置状況を踏まえ、3か所に分散し整備していくこととしており、それぞれの進捗でございますが、まず、都市計画道路草加三郷線周辺の交通拠点機能導入を目指す整備予定地1は、機能導入に向けて、草加三郷線の道路整備手続が先行して行われており、詳細につきましては、この後担当部長から答弁がございます。

次に、整備予定地2でございますが、地区防災拠点である前川中学校周辺に、防災コミュニティ等の機能を備えた複合施設を整備することとし、現在、（仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設の建設を進めているところでございます。

続きまして、整備予定地3につきましては、三郷南インターチェンジ西側の消防南分署周辺に、消防機能の拡充や地域一帯の防災機能の強化などを図ることを目的とし、整備予定地1の整備状況を踏まえ、検討していくこととしております。

ウ、今後の計画についてでございますが、防災コミュニティ施設の建設を進めるとともに、整備予定地1につきましては、計画策定当時の地権者に対する土地利用意向調査では、売却や貸地にしてもよいと答えたかたが、全体の半数程度でございましたが、その頃と社会情勢も変化しておりますので、まずは道路整備を行い、地権者、地元の皆様との意見交換や調整を図りまして、三郷市南部地域拠点整備基本計画の目的達成に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 私からは、1、行政問題、1、三郷市南部地域拠点整備基本計画についてのイ、3・3・3草加三郷線の進捗についてお答えいたします。

都市計画道路3・3・3草加三郷線は、草加市を起点として八潮市を經由し、都市計画道路新和高須線に接続する広域的な幹線道路でございます。

三郷市内においては、戸ヶ崎地先から鷹野三丁目地先を横断する延長約1.9キロメートル

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

の路線で、三郷市の南部地域において、生活利便性を高め、地域の発展に寄与する、大変重要な路線でございます。

現在の整備状況でございますが、新中川橋から国道298号までの約1.7キロメートルの区間につきましては、埼玉県が管理する道路として整備を行い、平成22年に供用開始がなされております。

国道298号東側から、都市計画道路新和高須線までの約220メートルの区間につきましては、市が事業主体となりますが、整備に向けて交通量解析を行ったところ、将来交通量の減少が見込まれることから、22メートル4車線の道路幅員を、17メートル2車線に変更するため、法に基づく手続を進めてまいりました。

この変更内容につきましては、昨年の1月に住民説明会を開催し、10月に変更案を縦覧した後、12月の三郷市都市計画審議会、及び今年2月の埼玉県都市計画審議会を経て、3月14日に都市計画変更の告示が行われたところでございます。

今後の予定でございますが、令和7年度は、道路に必要な用地を計測するための測量業務を実施する予定でございます。

草加三郷線につきましては、新和高須線と併せた整備を行うことで、三郷南インターチェンジなどの交通利便性を生かし、各拠点へのアクセス強化を図れることから、今後も引き続き計画的な整備に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 鳴海和美議員のご質問のうち、2、施設問題についてお答えいたします。

初めに、1、公共施設のトイレのオール洋式化についてでございますが、公共施設のトイレにつきましては、設備の老朽化や利用状況に合わせ、施設の改修の機会を捉えて、順次洋式化を進めているところでございます。

現在、障がい者福祉施設及び老人福祉センターについては、全て洋式トイレとなっておりますが、コミュニティセンター等、災害時に自主避難場所となり得る施設のうち、トイレの洋式化率が低いところについては、今後、さらなる整備が必要であると認識しております。

また、その他の公共施設では、施設の利用者の中で和式トイレを希望するかたもいらっしゃいますが、様々なご意見を伺いながら、多くの方々がより使いやすい施設となるよう、引

き続き、施設の所管課と連携して取り組んでまいります。

続きまして、2、搾乳できる環境整備についてお答えいたします。

出産をした女性の中には、お子さんの入院や授乳期中の復職などの様々な理由から、自分で母乳を搾る、いわゆる搾乳をする場合があります、公共施設においても、出産した女性が1人で気兼ねなく授乳室などを利用し、搾乳を行える環境を整えることは重要であると考えております。

現在、県では、乳幼児を育てるかたが安心して外出できるよう、授乳やおむつ替えのできる施設として赤ちゃんの駅の設置を推進しており、令和7年2月には、赤ちゃんの駅で搾乳目的での利用が可能であることを示すマークの掲示等を行うことについて協力依頼があったと聞き及んでおります。

本市には、授乳での利用が可能な赤ちゃんの駅38か所がございますが、このうち市の公共施設にある23か所につきましては、所管する市こども家庭センターが赤ちゃんの駅のステッカーに「搾乳もできます。ママおひとりでもご利用ください。」という表示が入ったステッカーを掲示しております。

今後も引き続き、誰もが利用しやすい施設となるよう、関係各課と連携し、環境整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 鳴海和美議員。

○10番（鳴海和美議員） それぞれご答弁ありがとうございました。それでは2問目をさせていただきます。

初めに、1の行政問題、1、三郷市南部地域拠点整備基本計画について、ア、イ、ウ、一括して要望と再質問をさせていただきます。

まずご説明では、南部地域拠点整備についてはそれぞれ進んでいらっしゃる話と、今後も地権者や地元のかたの意見交換をしながら進めていくということで、特に大きな変更とか、地道に進めていただいているということは理解できました。

3・3・3草加三郷線につきましても、いよいよ2車線で令和7年度、測量業務に進むということで、やっと動き始めるというか進めていただいているということが理解できましたので、安心いたしました。

この草加三郷線につきましては、今、鷹野小学校に道があつて、その北側にもう一本大きな道が通るということですので、今後、この小学校の通学路の安全確保とか、そういった



ことも配慮した計画の進行を要望させていただきます。

その上で、基本計画が策定された際には、防災やコミュニティ、交通の問題、さらには産業振興という南部の課題に着手していただけるという、そういった期待が起きました。現在、一歩ずつ前に進んでいることが分かりましたので、今後も南部地域の開発が継続して進められていくかと期待をさせていただきます。

この基本計画を策定するに当たって行われた地域分析では、南部地域の人口は市内の3割を占めること、また、駅から離れているため、バス利用者が多いことなどが書かれておりました。

現在、防災やコミュニティや道路の問題、これは進めていただいておりますが、産業振興とか、また交通網の整備、特に公共交通について、まだまだ未着手であったり課題を残していることがたくさんあります。ぜひ今進んでいる事業を迅速に進めていただきまして、この産業振興等の残された課題についてもしっかりと進めていただきたいと、そのように要望させていただきます。

また、さらにはご答弁にも地権者や地元の意見をしっかり聞いていくというお話がありましたけれども、時代の流れとともに、地域の要望とか社会情勢も変わってくるかと思います。

例えば、計画を見たかたから、小学校の近くにドライバーの休憩とか交通拠点ができるのは心配ではないかとか、そういったお声も上がったりしております。

また、かねてより私要望しておりますが、放水路以南には図書館がありません。例えば、こういった図書館も含めた複合施設、こういったこともぜひコミュニティ形成や産業振興の場として候補として入れていただく、そういったことも検討課題の1つとして、ぜひ基本計画をベースに育て上げる作業をまた進めていただきたく、これは要望とさせていただきます。

続きまして、2の施設問題、1の公共施設のトイレのオール洋式化については、老朽化等に対する施設改修の際に工事を行っていくというようなお話がありました。その上で、トイレの洋式化は必要であると認識なされているということでございましたので、1つ1つ進めていただきたいと思います。

特に、先ほども申し上げましたけれども、例えば、鷹野地区文化センターとかはトイレ自体が多いので、和式があっても皆さん利用者が並んでしまったりとかいうのは少ないかもしれないんですけれども、コミュニティセンターは3つのうち1つが和式、あと彦成地区文化センターも2つのうち1つが和式ということで、ご高齢のかたが1つは使えないわみたいな感じになってしまっている場所もあるかと思いますので、そういうところはぜひ早急に洋式

化についてご検討を進めて工事をしていただきたいと、これも要望させていただきます。

最後に、2の搾乳できる環境整備について、こちらは県も既に進めていただいております。市としても、市内にある赤ちゃんの駅の38か所中23か所、既に搾乳マークのステッカーを掲示していただいたということで、しっかりと進めていただいているということで、これは評価させていただきます。

1点ちょっと再質問なんですけれども、産後復帰した市の職員、例えば本庁舎、そのほか保育所等の公共の施設、会計年度職員も含めて、そういったところの市の職員に対する搾乳場所、そういった配慮は実際にはどうなっているのか。

例えば、全てのかたが、搾乳自体が必要な時期はもう産休を取っているから大丈夫なんだよという話なのか、早期に復帰して、もしくは、人の体質によっては結構長い期間搾乳しないと母乳が張ってしまっても大変だとかたもいらっしゃるかもしれません。そこも含めて、市の職員に対する対応はどうなっているか、ご配慮はどうなっているか、再質問させていただきます。

今後も子育てしやすいまちづくり、女性の働く環境が整備されたまちづくりに向け、さらなるご尽力を要望させていただきます。

以上で2問目を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 鳴海和美議員の2問目に対する答弁を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 再度のご質問にお答えいたします。

搾乳を必要とする市の女性職員のための設備等の整備についての取組についてのご質問かと思えます。

現在のところ、市役所の庁舎等に赤ちゃんの駅もございますので、そちらのほうを現状としてご利用いただくような形かと思えます。ただ、産後短期間で復帰する女性職員などで、搾乳スペースを必要とするという場合が多く出てくることも想定されますので、各種職場の状況等を踏まえながら、各関係部署と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で鳴海和美議員の質問を終わります。

◇ 工 藤 智加子 議 員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第15、9番、工藤智加子議員。

〔9番 工藤智加子議員 登壇〕

○9番（工藤智加子議員） 通告順に従いまして一般質問を行います。

冒頭、通告要旨に記載されている2項目めの国民健康保険税の1、こどもの均等割保険料を保険税に訂正させていただきます。

それでは1項目め、保育行政の1、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について3点伺います。

政府は2024年2月16日、異次元の少子化対策として、児童手当や育児休業給付の拡充などを盛り込んだ子ども・子育て支援法の改正案を閣議決定し、その年の通常国会で成立いたしました。

こども誰でも通園制度が創設され、現行の幼児教育、保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる制度です。2026年度の本格実施に向け、今年は制度実施に向けた準備が進められることになります。

そこで、以下「通園制度」といたしますが、質問をいたします。

初めに、本市では、保護者の突然の疾病等によるやむを得ない理由や保護者のリフレッシュを図る場合、既存の保育所を利用することができる「一時預かり保育」がありますが、この事業の違いは何か、お尋ねいたします。

次に、通園制度を利用できるこどもは自治体が認定することとされていますが、対象となるこどもはどうなりますか。また、この事業を実施する事業所は、自治体が設置認可を行うこととしていますが、対象となる事業所などの認可基準はどのようになるのかお答えください。

ウとして、こどもが安心して過ごせる保育環境について伺います。

こども家庭庁は、通園制度の実施に関する手引の素案を公表していますが、事業の設備及び運営に関する基準については概要にとどまっており、具体的な運営基準についてまだ示せていません。本格実施を見据え、2024年度には全国115の自治体で試行的事業が実施されてきたところです。詳細についてはまだ不透明な点がありますが、試行的な事業を実施している現場から指摘されている問題について伺います。

6か月から3歳未満のこどもにとって、慣れない環境で見知らぬ保育所に委ねられる負担、

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

クラスの中に知らぬ子が入れ代わり立ち代わりやってくる落ち着かなさ、受け入れる保育現場の困難さなど、課題が多いと言われています。

通園制度の人員配置や運営は、内閣府が定める基準を従うべき基準として運営することとされていますが、保育士の配置は一般型で、一時預かり保育事業と同じです。保育士などの有資格者は2分の1以上としている上に、認可外保育所への併設も可能にしています。

こども家庭庁が示している通園制度、乳児等通園支援事業の規定の一部には、対象となるこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談、並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言、その他の援助を行う事業としています。

事業を提供する側には、高い専門性が求められると考えられます。実効性のある事業にするならば、当然、専門的な知識や技術が備わっている有資格者の配置が基本でなければならないと考えます。

また、見知らぬこどもや大人が介在し、家庭とは全く違う環境に置かれるのでは、こどもが安心して過ごす保育環境を保障することはできないのではないのでしょうか。専用の保育室を設置するなどの基準を設けるべきだと考えますが、市の見解をお示してください。

2項目め、国民健康保険税、こどもの均等割保険税の軽減措置と軽減割合の拡充をについて伺います。

さきの議会において国民健康保険税の条例改定が議決し、4月からの国民健康保険税は引き上げられることとなりました。総額約3,900万円もの負担が加入者に重くのしかかり、こどもの均等割も引き上げられたため、子育て世帯にも大きな打撃となることから認められません。

被保険者の多くは自営業者や年金生活者、非正規労働者などです。前年度に引き続き、今回の国民健康保険税の値上げに、被保険者の負担は限度を超えていると言わなければなりません。

埼玉県の国民健康保険運営方針に沿って、2027年度の国民健康保険税の準統一化に向け、激変緩和策を講じながら徐々に引き上げていくというもので、国民健康保険税の値上げはこの年度にとどまらないことが明らかです。

高過ぎる国民健康保険税は、国庫負担の増額で引き下げるべきですが、国が財政支援の追加をいまだ実施していません。したがって、市民に身近な自治体として、国民健康保険税負担の軽減に足を踏み出すべきです。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

私は、これまでこどもの均等割を軽減し、加入者の子育て世帯を応援するべきだと質問してきましたが、今回もさきの先進自治体の例を示して市長の見解を伺います。

滋賀県の米原市では、2022年度から子育て応援金を創設し、国の未就学児の国民健康保険税の軽減措置と併せて、子育て支援のさらなる支援を目的に、18歳以下の均等割を実質ゼロとする応援金を支給しています。

当初は、地方創生臨時交付金を財源にスタートしたそうですが、現在では一般財源で恒久的な制度として実施しています。

また、大阪府の能勢町は2020年から健康増進支援金を創設し、保険加入者1人当たり1万円を給付する事業を開始しています。子育て世帯からは、本当に助かった、とてもありがたいなどという声が上がっているそうです。こどもが多ければ、国民健康保険税が重い負担になって暮らしが苦しくなる、子育てが厳しくなっていく、少子化対策にも逆行する制度だと考えます。

こどもまんなかサポート宣言を実施している三郷市長としても、見えにくい子どもの貧困の実態を正面から受け止め、子どもの均等割の減額補助をぜひ実行していただきたいと考えます。

3項目の認知症施策について2点伺います。

認知症になられたかたが尊厳を保持し、希望を持って暮らせる社会の実現を推進するとうたった、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が2023年6月に成立しました。これを受けて政府は、2024年12月、認知症施策の指針となる基本計画を決定しました。

ここでも急速な高齢化で、認知症は今や誰もがなり得るとし、みんなが支え合う共生社会の実現に向けた取組を推進すると明記しました。

基本計画は、当事者の意思尊重を含む4つの重点目標を設定、社会参加の機会確保や、認知症の正しい理解の周知といった、推進すべき12の施策を掲げています。

認知症のかたは、2020年時点で、軽度認知症を合わせると1,000万人を超え、高齢者の3.6人に1人が認知症か、その予備軍と言われています。

基本計画は、一人ひとりが自分事として理解し、当事者が自分らしい暮らしを続けることを考える時代が来たと指摘しています。認知症になったから何もできなくなるという古い認知症の理解を変え、認知症になっても、社会を構成する一員として自分らしく暮らせる社会のスタートになればという思いに至りましたので、質問させていただきます。

12項目の推進施策の1つである社会参加の機会確保は、社会のあらゆる分野の活動に参画

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

する機会の確保という理念に基づいたものです。できる限り、これまでの社会生活を維持することが大切です。終了しているかただったら継続する、地域にいるかただったら、家族や社会の中で役割を奪われることなく、参加し続けることではないでしょうか。本人の思いを大切にしながら、それをいかに実現するか、それには経済的、制度的な保障が欠かせないと言われております。

1として、当事者の意見を尊重することや社会参加の機会確保はどのように取り組むのか伺います。

次に、当事者への支援に欠かせない介護サービスの充実をについて伺います。

基本法の理念を実現するためには、何よりも介護保険制度の改善が必要です。制度が認知症施策で非常に大きな位置を占めているからです。介護保険制度ができたときは、介護の社会化が期待されましたが、負担増と給付削減の改悪が進められ、介護保険は使いづらくなりました。

現に、今般の介護報酬引下げの改定で、訪問介護事業所の運営が立ち行かなくなり、加えて、介護職員の人手不足が事業所の閉鎖へと追い込まれています。訪問介護サービスが受けられなくなれば、在宅での暮らしは続けられません。住み慣れた自宅での暮らしを諦めなくてはならないのでしょうか。これでは当事者の意思を尊重することにはなりません。訪問介護事業所の最後のとりでとなって地域で頑張っている中小の非営利法人など、直接支援することが求められていると考えます。

一方では、介護保険制度が脆弱になればなるほど、サービスの隙間を埋めるように地域の社会資源を活用せざるを得なくなってきました。本市においても、有償ボランティアのかた、NPO法人などが主体となってサービスを提供していますが、こうした方々への支援でサービスをよりよくしていくことも重要ではないでしょうか。

また、認知症サポーターの方々による支援についても拡充していく必要があると考えますが、市の見解を求めます。

最後4項目め、環境問題の1、公園の緑化整備についてです。

本市の三郷市緑の基本計画は、都市における緑地の保全や緑化を推進する法律に基づき、三郷市の緑を取り巻く状況を勘案しながら、公園の整備、緑地の保全や緑化の推進などに関する取組を定めたものです。

近年の地球温暖化による気候変動で、夏季における暑さ対策などが問題となっています。緑化に向けたまちづくりの取組は重要になってきていると考えます。



【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

基本計画では、緑の将来像を、「みどりと“友”に 健やかに成長する ガーデンシティ みさと」を目指すとしており、緑の目標水準を定めた上、3つの基本方針を示しております。公園の整備・管理については、公園の適正な配置と公園の機能の充実、そして公園の維持管理の充実など、具体的な施策が掲げられ、この間、公園に設置している遊具などの修繕に取り組まれてきました。

私どもが昨年12月から行っている市民アンケートでは、樹木が少ないために、木陰がほとんどない公園で、こどもの遊びにつき添うなど、長時間滞在することが厳しくなっているとして、公園のベンチや砂場など、こどもや大人が滞在する場所に木陰をつくるような整備を要望する声が幾つか届いています。市民の声に responding いただきたいと思います。市の見解をお示してください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 工藤智加子議員の質問に対する答弁を求めます。

須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（須賀加奈） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1、保育行政の1、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について順次お答えいたします。

初めに、ア、「一時預かり保育」との違いはでございますが、こども家庭庁によりますと、一時預かり事業は、保護者のために預かるという考え方を基本としております。

家庭において保育を受けることが一時的に困難となる、または子育てに係る保護者の負担を軽減するために保育を行う事業となりますが、一方のこども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）は、全てのこどもの育ちを応援するために通うという考えを基本とする事業で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる事業としております。

次に、イ、対象となるこどもと事業所の認可基準はでございますが、対象となるこどもは保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の乳幼児としており、保護者の就労状況や所得に関係なく、市が利用に係る認定を行うことにより、施設を利用することができます。

施設の認可基準につきましては、児童福祉法により、内閣府令で定める基準に従い、市町村が条例で定めることとされておりますことから、今後、検討していくことになります。

最後に、ウ、こどもが安心して過ごせる保育環境をでございますが、事業を実施する施設において、保育施設等の定員の空き枠を活用した余裕活用型と一般型があり、一般型につい

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

ては、在園児と合同で預かる方法と専用の保育士で実施する方法など、各自治体において実施方法を選択して実施することを可能としております。

事業実施においては、こどもの安全を確保し、安心してサービスを利用していただくためには、日々利用するこどもが異なることもあるといった事業の特性上、高いスキルや豊富な経験を持った保育士を確保しなければならないといった課題がございます。

そのためどの実施形態においても特徴や課題がございますので、本市の特性を踏まえながら、こどもにとってよりよい保育環境となるよう、令和8年度の本格実施に向けて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

2、国民健康保険税の1、こどもの均等割保険税の軽減措置と軽減割合の拡充をでございますが、こどもに係る国民健康保険税の均等割軽減につきましては、子育て世帯の負担軽減を図るため、令和4年度から未就学児を対象に、均等割額の5割軽減を実施しております。

本制度の拡充につきましては、国主体で実施すべきものと考えており、これまでも全国市長会等を通じまして、対象年齢の軽減、割合の拡充を国へ要望しているところでございます。

今後も国の動向を注視するとともに、国に要望してまいります。

○議長（鈴木深太郎議員） 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 工藤智加子議員の3、認知症の施策についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、1、当事者の意見を尊重することや社会参加の機会確保などはどうに取り組むのかでございますが、本市の認知症当事者の意見を尊重する取組といたしましては、認知症本人が参加する本人ミーティングを開催しており、今年度は6回、延べ21名のかたの参加がございました。

その中で、「認知症である私の気持ちを伝えたい。そのことで誰かの助けになりたい」との本人の意見を受け、来年度は、市が発行する「認知症安心ガイドブック」の編集に参加していただく予定をしております。

また、認知症になっても地域で活躍できるよう、市民に向けましての認知症講演会での本

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

人による体験の語りや、作品展の開催など、講演活動や趣味の活動の発表の場などを設けているところでございます。

今後も認知症のかたの社会参加の促進に向け、引き続き取り組んでまいります。

次に、2、当事者への支援に欠かせない介護サービスの充実をにつきましては、令和6年度からの第9期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画におきまして、介護保険サービス料を定めるとともに、認知症本人の視点に立った認知症バリアフリーの推進を施策として位置付けてございます。

現在も認知症のかたを支える環境整備として、地域包括支援センターでの相談支援や、高齢者等SOSネットワーク事業、徘徊高齢者等探索システム利用助成、成年後見制度の利用促進、認知症カフェの設置推進、チームオレンジの活動などを進めてございます。

このような事業の実施に当たりましては、当事者の意見を反映した見直しにより、一層の支援の充実につながることから、今後もより多くの声を聴取し、認知症となっても希望を持ち、自分らしく暮らせることができる共生社会の実現に向け、努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 川端篤司まちづくり推進部副部長。

〔川端篤司まちづくり推進部副部長 登壇〕

○まちづくり推進部副部長（川端篤司） 私からは、4、環境問題の1、公園の緑化整備についてお答えいたします。

市では、必要な公園の整備、緑地の保全、緑化の推進等に関する取組の内容を定める三郷市緑の基本計画において、基本方針の1つに緑を整えることを定め、三郷の環境を支え、基盤となる水と緑が大切に守られている状態を目指し、緑地率を令和元年度の20.1%から、計画目標年の令和12年度に21%とすることを指標としているほか、関連施策として、公園機能の充実を図るため、植栽は周辺環境や防犯に配慮するとともに、木陰のある休憩スポットの確保に努めることとしております。

ご質問にございました公園内の木陰は、夏の強い日差しを和らげる要素であるものと認識しております。

一方で、防犯意識の向上を背景に、植栽による公園内の視認性や安全性への影響が懸念されるなど、公園の植栽に対する期待や注目は高まっており、市にお寄せいただく公園管理に関するご意見も、内容が相反するものなど、多岐にわたる状況でございます。

現在、新たな公園整備に際しては、地域の皆様と行うワークショップなどを通じ、計画段

階からご意見を伺っており、既存の公園につきましても、樹木などの植栽は地域の意向を確認しながら対応しているところでございます。

今後も引き続き、多様な地域ニーズの把握に努め、敷地形状や規模に応じ、公園における最適な暑さ対策の在り方を検討し、誰もが利用しやすい快適な公園づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 工藤智加子議員。

○9番（工藤智加子議員） それぞれご答弁ありがとうございました。それでは2回目の質問をさせていただきます。

まず、保育行政のこども誰でも通園制度についてでございます。

アの一時預かり保育との違いについてご説明いただきました。こども家庭庁のほうでも、このこども誰でも通園制度の実施に関する手引の概要にも、この一時預かり保育とは分けて利用してくださいということになっているのかと思います。

一時預かり保育は、あくまでも保護者の立場からの必要性に対応する事業、一方で、通園制度はこどもの育ちを応援することが目的です。非常に分かりやすいと思います。当然、保育を実際に現場で見ていると、こどもに対しては一貫した支援が必要なわけであります。保育の提供がされているというふうに聞き及んでおります。

ですから、一時預かりだろうが、通園制度で預けられたこどもであろうが、一貫した現場での保育は提供できているというふうにしていますけれども、一時預かり事業と通園制度のこの給付制度は、その仕組みが全く違っていきまして、利用目的が違うということ、これは利用する保護者に理解していただかないと、預けるかたも預けられた事業所もよろしくない、しっかりとここは周知する必要があります。

通園制度の目的は、おっしゃったように、子育てに不安やストレスを抱えている保護者に寄り添って、子育ての知識を提供しながら支援をして、虐待などの悲劇を生まないことなんだろうというふうに思っています。

利用時間を月10時間までとしていますけれども、自由利用型というこの利用の仕方は、つまり保護者の都合で一時的に用事先の近辺の事業所に預けるなどの利用も可能にするわけですね。これが本当にこどもにとっていいのかと思いますけれども、望ましい利用方法に近づけていただきたいというふうに思っています。

利用するに当たっては、当然保護者との面接は必須で、通園をするということになれば、

そこでどういう支援が必要なのか、あるいはお子さんに対してどういう保育計画が必要なのかということが必然的に必要になってくるはずだと思います。

ここはおざなりにならないように、市としてもしっかりと対応をしていただきたいというふうに思っています。

それから、イの事業所の認可についてなんですけれども、人員配置は保育士などの有資格者であるべきだというふうに改めて思うわけです。一時預かり保育とは保育内容はさっきもお話した同じでも、その目的は全く違うわけであります。

そして、保護者に対する支援、ケアが重要になってくるわけでありまして、乳幼児のお子さんを時間ごとに保育するわけですから、入れ代わり立ち代わり、こういう状態の中で対応する困難さは想像にたやすいわけでございます。

試行的事業をやっている現場の声でも、ベテランの保育士でさえも、非常に対応が大変だと。対応し切れないという声も上がっているそうです。少なくとも、有資格者の配置を堅持すること。落ち着いた環境保育、それから専用施設を設けるべきだと思います。これは要望とさせていただきます。

いずれにしても、この通園制度なんですけれども、保育所などの利用が就労要件から外れたということは前進面だと思います。誰でも使えるわけですからね。

そもそも政府の役割というのは、どのこどもにも保育を受ける権利を保障することだと思うわけです。通園制度の導入よりも、子育て不安や、あるいは産後鬱のお母さんたちに、既存の保育所での入所要件を拡大して、そして一時保育の拡充、これも対応するべきだというふうに私は思うわけですけれども、ここからは質問です。

通園制度の本格実施までのスケジュール、これはどのようになるのでしょうか。それから、公立保育所が、たしかICTを導入するというふうになりました。これ通園制度を利用する際の総合支援システムと同じ機能が期待できるのではないかと私は考えております。

私は、先ほど言ったこどものための環境整備、そして有資格者がしっかりと配置されている公立保育所から通園制度を実施してみたいというふうにいると思うわけですけれども、こども未来部長の見解をお示しいただきたいと思います。

2番目の国民健康保険税の問題でございます。

市長からご答弁いただきました。こども均等割の軽減措置、それから軽減割合の拡充については、もう既に知事会も国に要望されている内容でございます。

先ほどご紹介した滋賀県の米原市の市長は、この国民健康保険加入者の平均所得は決して

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

高くない方々が多い、そのご家庭のこどもが貧困状態であってはいけない、貧困の連鎖を断ち切るためにできるだけ施策を講じたいということで足を踏み出したわけで、この子育て応援支援金は、その対象者が240人ほどでございまして、約1,100万円になるというふうに調べたらなっております。三郷市の場合はどうなりますか。

先ほども令和4年度から就学児の均等割5割、公費で負担が可能になっているということです。予算書を見ますと、就学児の均等割の保険税の繰入金は年間約920万円です。ですから、あと920万円を補填すれば、少なくとも、未就学児の均等割の負担がゼロにできるのではないのでしょうか。

三郷市の今回の国民健康保険税の改定は、市のほうから資料をいただきました。各議員の皆様のところにも配られています。2枚目の一番下です。3人世帯、夫42歳、給与所得300万円、所得202万円、妻40歳でお子さんが5歳。ここのご家庭は、増額が年間3万3,000円、11.2%です。

これを、先ほど言ったように、就学前の均等割のお子さんゼロにしたらどうなりますか。年間の増額は1万800円で済むわけです。まさに子育て世帯の支援になるのではないかというふうに思うわけですね。

この一般会計からの応援の支給は、米原市だけではないんです。茨城県のかすみがうら市でも実施している。調べればあちこちでやっているわけです。

こうしたやり方というのは、埼玉県が示している国民健康保険運営方針に抵触しないと私は考えています。子育て支援としても、大変喜ばれる事業になるというふうに思いますけれども、市長はどのようにお考えでしょうか、お答えください。

認知症の施策についてです。

これまで認知症施策の取組については、三郷市も頑張っていると思います。いきいき健康部長からいろいろと説明をいただきましたけれども、この事業を効果的に実行するということが求められているというふうにも思います。ご本人の意見や要望をお聞きすることです。これは当然のことでありまして、認知症のかたへの理解を深める上でも不可欠なことだというふうに思います。

介護保険制度については難しいので、今後取り上げていこうというふうに思うんですけれども、先ほど言った訪問介護サービス事業の危機的な状況は、特に地方で顕著です。三郷市でも例外ではないというふうに私は思っています。

サービスの利用が難しくなって在宅療養ができない、施設に入所しましょう、それしか選



択肢がないですよというような状況は絶対つくってはいけないというふうに思います。ここは強く要望しておきたいと思います。

市内に住んでいる認知症のかたの事例を紹介したいと思うんですけれども、診断を受けてもう4年以上になるんですが、80代の男性、独り暮らしでございまして、月に1回、息子さんが来ます。外国にお住まいの長女のかたが、年に1回、長期滞在されます。介護保険制度の通所介護と訪問介護、これ活用しています。

在宅での生活が続いているわけですが、このかたが、昨年、毎週1回、松戸市内の外国塾に通われていました。公共交通での乗り継ぎは、長年身についた習慣となっていました。迷って事故に遭ったら大変だということで、ご家族のかたがこの塾通いを断念させています。

私は、こういうかたが社会的な活動を狭めるようなことがあってはいけません。私はガイドヘルパーの支援などがあれば、利用が続けられたというふうに考えます。今は残念ながら認知症のかたにはサービスがありません。

特に楽しみにしていた趣味を諦めざるを得ないのは、当事者の声に応えることになっていないというふうに考えるわけなんですけれども、こういったサービス、地域の資源を活用してぜひ考えてやっていただきたいというふうに思います。いきいき健康部長のお考えをお示してください。

最後に公園の問題でございますけれども、市民アンケートでは、中央四丁目の幸房公園、ここはボールが使える遊び場になるということなんですけれども、戸ヶ崎の中央公園も、木は植わっているんですけれども、ベンチというところについては日陰がないという市民の皆さんの声なんだというふうに思うんですけれども、改めて言うことではないと思うんですけれども、地球温暖化が要因で暑い日がわっと続いているわけであります。

この緑化のメリットというのは、言うまでもなく、この植物の蒸散作用によって周囲の熱を奪う効果があると。夏の場合は涼しさも感じられる効果がありますというふうにも言われているわけで、植樹が難しいのであれば、藤棚のような施設を砂場の上やベンチの上に設置していただきたいなというふうに思います。

今、お話ししたのは2か所の公園なんですけれども、ほかの公園もあるようなので、基本計画の取組に位置づけられている木陰のある休憩スポットの確保、これについては一度実態調査をしてみたいのかなと思いますけれども、まちづくり推進部副部長のお考えをお示してください。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

以上で終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 工藤智加子議員の2問目の質問に対する答弁を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時35分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

工藤智加子議員の2問目の質問に対する答弁を求めます。

須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（須賀加奈） 再度のご質問にお答えいたします。

2問あったかと思いますが、1点目の今後のスケジュールにつきましては、具体的なスケジュールは決まっておりますが、令和8年度からの本格実施に向けて、令和7年度中に認可などに係る条例規則の整備や保育施設の選定、利用に当たっての実施方法や利用料の検討などを進めてまいります。

次に、2点目の公立保育所での実施についてでございますが、1問目でお答えいたしましたとおり、実施方法については、今後検討を重ねてまいります。実施に当たる前提条件として、保育士の確保と安心・安全に保育できる施設であることが求められ、併せて事業の利用実態を把握しながら推進する必要もあることから、公立保育所での実施も視野に入れるなど、様々な角度から検討してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 再度のご質問にお答えいたします。

1問目でお答えいたしましたとおり、本制度の拡充は国で支援すべきものと考えておりますので、引き続き国に要望してまいります。

○議長（鈴木深太郎議員） 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 工藤議員の再度のご質問にお答えいたします。

認知症のかたが希望を持って暮らせるよう、地域資源を活用しての支援についての考えはとのご質問でございました。

介護保険では、賄い切れない買物や趣味の外出等の同行支援は、NPOや民間の提供するサービスを、市と社会福祉協議会で作成しております「高齢者の暮らしちょこっとお手伝いガイド」でご案内をしているところでございます。

今後につきましては、ガイドの周知を進めるとともに、認知症のかたを支援するチームオレンジの活動を推進し、地域の課題を検討する地域ケア会議にて、地域で行える外出支援についても議題として取り上げるなど、認知症のかたのサポートを増やせるよう、共に生きる共生社会の実現に向けまして取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 川端篤司まちづくり推進部副部長。

〔川端篤司まちづくり推進部副部長 登壇〕

○まちづくり推進部副部長（川端篤司） 工藤議員の再度の質問にお答えいたします。

木陰の実態調査をしてみたらどうかというご質問と存じます。

木陰の必要性につきましては認識しておりますので、今後の調査につきましても、パトロールを職員が実施しておりますので、状況把握に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で工藤智加子議員の質問を終わります。

---

#### ◇ 加 藤 英 泉 議 員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第16、15番、加藤英泉議員。

〔15番 加藤英泉議員 登壇〕

○15番（加藤英泉議員） それでは通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1、防犯問題、1、防犯カメラ設置者に補助金交付を。

昨今、犯罪の発生件数は増加傾向にあり、その手口も凶悪化してきております。闇バイトによる犯罪や特殊詐欺被害の状況などから、防犯カメラの設置は、市民の安心・安全を高めるものだという認識が広まってきておりますので、さらなる市民の防犯意識の向上を図り、

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

安全・安心な地域社会の実現に向けて、防犯カメラを設置する個人や町会・自治会に対し補助金交付を行い、早急な普及を図ったかどうかと考えます。

対象者は市内に住所がある人や町会・自治会で、補助金の対象は防犯カメラの購入費及び補助金で購入した防犯カメラの設置に関わる費用に限定し、1世帯3万円を上限として、町会・自治会の台数、金額は別途考慮するものとする。

このような考えで一般質問を用意しておりましたら、令和6年度、重点支援交付金活用事業として、市内の戸建て住宅に防犯カメラを設置した市民に対し、防犯カメラ設置費補助金を交付するとする予算額432万6,000円の防犯カメラ設置費補助金交付事業が発表されました。

内容は、給付額が補助対象経費の3分の2、上限を2万円、実施期間は令和7年4月から令和8年3月までというものであります。

町会・自治会によっては、市民活動支援課の補助を利用し、防犯カメラを設置したところもあるようですが、市民活動支援課とは別に、市内6万8,600余りの所帯に対し、1,000円目標の補助金交付の予算を組んで普及を図ったかどうかと考えます。

2、防災問題、1、住宅の耐震シェルター設置補助金の拡充について。

三郷市には、大地震への備えとして耐震シェルターや防災ベッドの設置を行い、地震から大切な命を守りましょうと、昭和56年、1981年5月31日以前に建築された木造住宅の所有者で、耐震診断の結果、耐震性なしと判断された住宅の所有者が、新耐震基準に見合った耐震改修工事等を行った場合、かかった費用の2分の1、25万円を上限に補助金を交付する耐震診断・耐震改修等費用補助金交付制度があります。

30年前の阪神・淡路大震災で亡くなった人の4分の3は、建物倒壊による圧死でした。昨年の能登半島地震や、今年の雪の重みによる倒壊もあり、屋内に身を守る場所があれば、仮に自分で脱出できなくても救助の可能性が高まります。寝室など家屋の一部の耐震性を高め、地震発生時にシェルターとして活用する動きも広がっております。

住宅のリフォーム工事、オフィスビルの内装工事、解体工事などを手がける神奈川県のみほ工業が、お部屋丸ごと耐震シェルターとして受注を始めました。

耐震シェルター工事は、戸建住宅1階の1部屋の内装を剥がした後、柱や天井のはりを鉄骨で補強し、部屋を囲うように組み立てるもので、部屋の広さは補強前と大きく変わらず、JFEスチールや神奈川大学とシェルターの圧力試験を実施し、上から34トン、左右から3トンの圧力にも耐えられる強度が確認できました。34トンとは、上から屋根や2階部分が落ちてきても十分に耐えられる重さということであります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

リフォーム費用は6畳で約200万円、8畳で約230万円で、各地の自治体も耐震シェルター工事費の補助制度を設け始めており、横浜市は採択した物件の補助として40万円を交付しております。

安心・安全なまちづくりと市民生活を確保するためにも、昭和56年以前の木造の建物に限定せず、また、新耐震基準は震度6想定であり、震度7想定 of 南海トラフ巨大地震、震度6強以上想定 of 首都直下地震等のこともありますので、三郷市として近隣に先駆けて、現在の補助金交付制度を拡充し、耐震シェルター設置者に横浜並みの40万円上限の補助金交付をしてもよいのではないかと。少子化、人口減社会においては、常に自治体の魅力を発信し続けることが大事でありますので、提案、要望をさせていただきます。

### 3、予算問題、1、令和7年度事業について。

ア、公共交通政策推進事業等について。サブタイトルに、三郷中央駅前広場再整備まちなかウォークアブル推進事業とありますが、駅前広場の整備については、使い勝手が悪い非効率なバス停の配置変更などだと思いますが、これと併せ、周辺区域約28ヘクタールを対象に、施設整備の見直しにより、機能性の向上を図るとありますが、ここでいう施設とは何を以て施設と言っているのかお伺いします。

また、4～5年前から計画されており、ようやく工事が始まりそうですが、これらの着工の時期及び完成の時期はいつになるのか。また、工事総額をお伺いいたします。

公共交通政策等に関連して、4年前から設備の話題が出ている三郷駅周辺の計画についてであります。新たな商業施設ブランドがオープンし、196所帯のマンションの入居が終わり、旧やっちゃば跡地の14階建てマンション、商業施設南側の6階建てマンションの2棟も完成間近で、さらに、14階建て40室のワンルームマンション工事も始まりました。三郷駅周辺の計画の進捗状況についても詳細をお伺いいたします。

### 次に、イ、ホストタウン推進事業について。

事前キャンプ受入れ支援事業は、東京オリンピックに続き、本年9月に行われる世界陸上競技選手権大会のギリシャ共和国選手団の事前キャンプの受入れ支援を行うということで、ホストタウン交流を推進し、市の国際化と地域の活性化を図る。また、友好都市締結業務は、ギリシャ共和国内の自治体と友好都市協定を締結し、交流を永続的に継続することにより、ホストタウン交流を推進し、市の国際化と地域の活性化を図るというものであります。交流は否定しませんが、交流にしてはいささかのめり込み過ぎではないかと。

また、クラウドファンディングを活用するということですが、しかるべき人が業界

に一声かければ別でありますが、ふるさと納税の過去の実績を見ても厳しそうであり、何より、交流にしては一方的で、負担が大き過ぎてはいないか疑問を感じます。

そして、市の国際化ということですが、ギリシャ共和国にはオリンピックの発祥の地、あるいは観光等々がありますが、ギリシャ共和国の公用語はギリシャ語でありますし、三郷市が国際化と地域の活性化を図るということであれば、三郷市や三郷市民の将来を考えた場合、海外でも通用する言語である英語、その英語圏の国との交流推進を並行して考えてもよいのではないかと思います。

## 2、農林水産業費及び商工費について。

農林水産業費予算約1億5,000万円のうち、農業振興費は3,900万円、そのうち直接とも言える生産に関わる農家にわたる農業経営生産支援金は1,540万円と、予算全体の1割強であり、これでは都市型農業の推進、活性化といえども、予算が少な過ぎはしないか。

三郷市の農家は小規模経営からなかなか脱出できないようではありますが、高齢化と農家の担い手が不足する中、一つの方法として、市の指導により、農地を集約して、1年中仕事ができるよう大規模な施設を設備し、法人化や協働で行う大規模経営に転換していかなければ立ち行かなくなるのではないかと思います。食料自給率の向上、地産地消、都市型農業等、お考えを伺います。

商工費については、農林水産業費とともに前年割れの予算となりましたが、商業、工業にしましても、元気があることが市内の雰囲気明るくします。一部を除き、市内商工業者は、技術はあれど、規模が大きくないため、仕入れや原材料費、光熱費の値上がり等、大変な思いで日々仕事をされております。

商店会においては、過去に要望や提案をしまいましたが、調査研究止まりで進展のない駐車場問題もあります。

また、商工業者においては、改装や什器備品の入替え、福利厚生施設の充実などの設備投資もままならないこともありますので、事業の継続、後継者問題の解決にも、総額2億円、1件当たり、200万円程度の投資を考えてもよいのではないかと考えておりましたら、議会が始まり、令和6年度重点支援交付金活用事業として、農林水産業関係では、農産物高温対策支援事業として1,000万円が、商工業関係では、市内経済活性化事業として2億円が補正予算として組まれました。

経済は生き物であります。常に動きがある、何かをやっているということが大事なことでありますので、歓迎できる事業であると思います。



以上で質問を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 加藤英泉議員の質問に対する答弁を求めます。

小暮勲市民生活部長。

〔小暮 勲市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（小暮 勲） 加藤英泉議員の質問にお答えいたします。

1、防犯問題、1、防犯カメラ設置者に補助金交付をについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、闇バイトによる特殊詐欺や、強盗事件等が全国的に発生しており、多くの市民に不安を与えているところでございます。

また、防犯カメラの設置は犯罪の抑止及び不審者への牽制となることから、地域の安全・安心を向上させる上で非常に重要であると認識しております。

このような状況を受けて、侵入盗などの被害防止と、地域における防犯力の向上を図るため、防犯カメラの設置に対する設置費用の補助を令和7年度から開始するところでございます。

この補助制度では、議員のほうからもご説明をいただいておりますが、自ら居住する戸建て住宅に防犯カメラを設置した市民に対し、防犯カメラの購入費及び工事費の3分の2、上限額2万円を支給するものでございます。

ご提案の補助制度の拡充等につきましては、今後、補助金交付の事務を進めていく中で、様々な課題等を精査していくほか、他市の動向などを捉えながら、さらなる防犯対策の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 川端篤司まちづくり推進部副部長。

〔川端篤司まちづくり推進部副部長 登壇〕

○まちづくり推進部副部長（川端篤司） 加藤議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、2、防災問題の1、住宅の耐震シェルター設置補助金の拡充についてでございますが、本市における住宅の耐震化に対する支援策につきましては、昭和56年5月以前に建築された木造住宅のうち、耐震診断の結果、耐震性なしと判断された住宅を対象に、耐震改修工事と耐震シェルターまたは防災ベッドの設置の2つの補助制度を運用しているところでございます。

ご質問のうち、補助対象となる建築物の範囲でございますが、新耐震基準に基づき建築された建築物や、旧耐震基準により建築された建築物であっても、建築物の耐震改修の促進に

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

関する法律に基づく耐震診断の結果、基準を満たす建築物につきましては、地震に対する安全性を備えた建築物であると判断をいたします。

このことから、現時点では、耐震性を有する住宅への支援は慎重に判断すべきものと考えておりますが、耐震基準に対する評価指標の見直しなどにつきましては、今後、国の動向を注視してまいります。

また、補助金の限度額の増額につきましては、過去の議会でご答弁いたしましたとおり、様々な課題がございますことから、国・県及び近隣市の動向を注視してまいります。

次に、3、予算問題の1、令和7年度事業についてのア、公共交通政策推進事業等につきましてお答えいたします。

まちなかウォークアブル推進事業につきましては、三郷中央駅を中心とするエリアにおける歩行者滞在空間の創出を目的として、令和5年度に着手をいたしました。歩行者の快適性に寄与するバス、タクシー乗り場を含む歩道及びシェルターなどを施設としてとらえ、ロータリーのコンパクト化や歩行者動線の見直しによる利便性の向上を図ろうというものでございます。

令和7年度には三郷中央駅前広場南側の改修工事を計画しており、早期発注できるよう準備を進めております。完成は令和9年度、また総額は約8億円を見込んでおります。

次に、三郷駅南口周辺につきましては、現在、大規模商業施設の北側に面する市道1649号線の交通環境改善を目的とした業務委託を実施しております。

交通量調査で得られた交通量や実際の人の流れを踏まえ、最善と考えられる整備内容の検討を行っており、令和7年度には、町会や地権者、地域の商業者など、皆様のご意見を伺いながら整備内容を取りまとめてまいりたいと考えております。

今後につきましても、三郷中央駅及び三郷駅南口周辺の歩行者の安全性や快適性の向上を図り、さらなる発展とにぎわいの創出につながるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 加藤英泉議員の質問に対する答弁の一部を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

一部保留いたしておりました加藤英泉議員の質問に対する答弁を求めます。

日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 私からは、3、予算問題の1、令和7年度事業についてのイ、ホストタウン推進事業についてお答えいたします。

三郷市とギリシャ共和国の交流は、平成26年の2月、みさとシティハーフマラソンをきっかけに始まり、文化、教育、スポーツなど、様々な分野で10年以上にわたり交流を続けております。

ご質問のギリシャ共和国陸上競技選手団の事前キャンプ受入れにつきましては、東京2020オリンピックの際に実施しており、今回の東京2025世界陸上で2度目となります。

東京オリンピックの際は、コロナ禍での実施で、多くの制限がございましたが、そのような中でも、4日間の公開練習に約700人の市民の皆様にお越し頂き、一流のアスリートの姿に触れていただくことができました。

また、昨年の夏のパリ2024オリンピックの際にも、ギリシャ共和国陸上競技選手団に対し、本市のこどもたちから激励のビデオメッセージや、市民の皆様の寄せ書きによる応援メッセージを送り、これに対し、選手団から感謝の声が届くなど、本市とギリシャ共和国との強い絆が醸成されているものと認識しております。

このたびの事前キャンプ受入れにつきましても、前回同様に公開練習を予定するほか、本市のこどもたちに対し、選手たちから直接競技指導をいただくなど、前回はかなわなかった市民との直接交流も計画しております。

なお、受入れについては、前回の事前キャンプ同様、ギリシャ共和国陸上競技選手団側の費用負担について調整を図るとともに、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングなどを活用するなど、財源確保に工夫し、準備を進めてまいりたいと考えております。

また、友好都市締結について、本市が交流する相手国として英語圏の国との交流推進もとのご提案でございましたが、ギリシャ共和国は後世に大きな影響を与えた古代ギリシャの時代からの歴史があり、マラソン競技やオリンピック発祥の地として、国際交流をする相手国として大変魅力的な国であると考えております。

今後におきましても、外務省や駐日ギリシャ大使館、日本ギリシャ協会をはじめ、多くの

関係者の皆様のご協力をいただき、市民の皆様が異文化に触れる機会を創出するとともに、地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 田中照久地域振興部長。

〔田中照久地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（田中照久） 加藤議員のご質問にお答えいたします。

私からは、3、予算問題の2、農林水産業費及び商工費についてにお答えいたします。

市では、総合計画に掲げるまちづくり方針5、魅力的で活力あるまちづくりを進めるため、農林水産業費では、都市型農業の振興を施策の柱として各種事業を実施しております。

農業経営生産支援事業では、認定農業者への支援や、温室及びビニールハウス設置・被覆材の張り替え、有機質肥料などの購入に対して補助金を交付しておりまして、過去の実績などを踏まえまして、毎年度、予算計上しているところでございます。

また、議員からご指摘のありました農業者の担い手不足が進む中での今後の市の農業施策についてでございますが、本市でも将来の農業の担い手を確保するとともに、農地が適切に利用されることが必要であると考えておりますので、市内の一部地域では、県や埼玉県農林公社、農業委員会等と地域の農業者が協議を行い、目指すべき地域の将来の農地利用の姿を明確化するなど、農業経営基盤強化促進法に基づく協議等を行っているところでございます。

次に、商工費でございますが、ご承知のとおり、近年の物価高等の影響を受けまして、市内商工事業者の皆様の経営環境は厳しい状況であると認識しております。

このような中で、市ではにぎわいのある商業の振興や活力ある工業の振興を施策の柱として、三郷市商工会等と連携を図りながら、三郷市がんばろう企業応援事業費補助金や三郷市きらりとひかれ起業家応援事業費補助金など、中小企業経営・創業支援事業により、中小事業者の皆様を支援しているところでございます。

また、市内商店街の活性化に向けましては、商店街の販売促進事業などに対する補助を行うほか、議員からもお話のございました商店街の駐車場等につきましても、近隣自治体等の事例を調査、研究しているところでございます。

今後も本市の魅力的で活力あるまちづくりを推進するために、必要となる各種施策を盛り込んだ農林水産業費及び商工費予算の作成に努力してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 加藤英泉議員。

○15番（加藤英泉議員） それぞれご答弁ありがとうございました。幾らかでも前へ進んでいただくようお願いしたいと思います。

予算に関連してなんですけれども、令和5年度の決算で繰越額が42億円ありました。職員の皆さんが必死で切り詰めて仕事をされたのか、事業をやり残したのか、あるいは予算編成が甘かったのか、いろいろ考えられると思いますけれども、この繰越額を有意義に生かしていただくには、まず借金、公債費を返すか、あるいは補正を組んでいただき、無駄なく、無理なく、市民の皆様が安心・安全で充実した市民生活を送っていただくのが議員の役目であると思い、もろもろ提案、要望をさせていただきました。

そういう中で、ご父兄の負担、あるいは教師の負担をなくすということで、学校給食の無償化というものもありましたけれども、ご父兄の大方のかたは賛成なんですけれども、残念ながら議会は反対のかたが多いという残念な結果に終わりましたけれども、ぜひ市でやる事業等につきましては、今、自治体間競争になっておりますので、そういう中でも、三郷市がほかの自治体に先駆けてこれをやっている、あれをやっているということが大事なことでないかというふうに思いますので、ぜひ今回提案させていただいた事項等をよろしく願いたいまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で加藤英泉議員の質問を終わります。

---

◇ 菊 名 裕 議 員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第17、23番、菊名裕議員。

〔23番 菊名 裕議員 登壇〕

○23番（菊名 裕議員） それでは議長からのご指名をいただきましたので、通告に従い一般質問を始めさせていただきます。

1、行政問題、1、市職員の人材確保について、地域手当。

昨年12月議会にて、人事院が地域手当の見直しを行い、埼玉県が5級地に区分され、三郷市が勧告どおりの支給率を採用すると、6%から令和7年度は5%に、令和8年度は4%に下がり、当市の採用や離職抑止において、給与面で大きなハンデとなると、手当の現状認識と対策についてお伺いさせていただきました。

今議会にて、議案第6号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が可決されま

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

した。この条例も人事院の勧告に基づいた改正案であり、本来であれば、地域手当の支給率改定もこの条例に含まれているはずですが、総務部長からの上程説明では、改正の話もなく、不思議に思っておりました。

議案説明の後、会派での議案調査の折、担当部署に詳細を伺ったところ、地域手当が据置きの場合、条例改正が不要のため、その旨の説明はしなかったと伺い、なるほどと納得した次第でありました。

議決により、令和7年度において6%据置きは確定し、今後の市政を担う優秀な職員を定期的に確保するため、また、職務に対するモチベーションを維持するためにも意味のある判断であったと思います。

昨年9月、松本前総務大臣の談話によれば、地域手当に関する特別交付税の減額措置について、人材確保が難しくなっている地域があるとの認識を示し、地域手当制度の見直しに合わせて廃止することにしたいとの発言もあり、交付税は人質にはしないとのことから、川向こうの流山市は7.5%、松戸市10%、野田市8%など引上げに転じている市もあります。

三郷市の地政学上、都内同様、強力なライバルであり、このままでは大きく水をあけられてしまうのではないのでしょうか。

そこで市長にお伺いいたします。

今年度6%据置きとされた訳。そして令和8年度以降の地域手当支給率についてのお考えをお伺いしたいと思います。

上下水道に移ります。

1月28日、八潮市で道路陥没事故が発生いたしました。現在も転落された車のドライバーの救出をはじめ、対策が続けられ、ひと月余りが過ぎております。

事故直後、救出に携わった消防職員が搬送されるなど、様々な面で非常に困難な状況はいまだ続いており、臭気や振動など、近隣住民のかたにも大きな負担がかかっているとのこと。事故により被害を受けている全てのかたにお見舞いを申し上げたいと思います。

また、事故対策に携わられている関係機関の方々の心労は計り知れないものがありますが、1日も早く地域の安心と安全を取り戻せることに、引き続きご尽力いただくことを願うところであります。

それでは質問に移ります。

八潮市の陥没事故の原因は、昭和58年に布設された42年を経た下水道管の破損と見られ、土かぶり約10メートルの地点を通る下水道管の天井部分が腐食で破損し、管路内に路面下の



土砂が地下水とともに流れ込み、空洞が発生したとされております。

原因として、管内に発生する硫化水素ガスが要因とされており、下水管内部において段差のある区間やポンプの吐き出し口など、下水が攪拌され、含まれる有機物から硫化水素が生成され、空気中に拡散し、細菌の働きによって硫酸となり、コンクリートや鉄筋を腐食させたと言われております。

申し上げるまでもなく、本管の最終点は番匠免にある中川水循環センターであり、同型の本管は三郷市にも埋設されており、対岸の火事ではありません。

再発防止として、三郷市内内径2メートル以上の下水道管は、県からの指示により調査され、小口径、管径が25センチメートルから1.3メートルの調査も市独自で行われ、共に危険性はないとの報告がありました。

三郷市の下水道の歴史は昭和50年から始まり、令和3年度末には、汚水管の管渠延長が約424キロメートルに達しております。

下水管の整備は早稲田土地区画整理地区、彦江、彦沢、花和田地区から始まり、最も古い汚水管は、昭和50年度に施工した管を使用しているため、令和7年度には標準的な耐用年数、施工後50年を超える管渠を有し、施行後30年以上経過する汚水管の延長は約107キロメートル、施工後40年以上経過する汚水管の延長は約35キロメートルになっております。管のサイズも内径1.5メートル本管から20センチメートルの枝管まで、材質も塩化ビニル管、陶管、ヒューム管など様々であります。

さて、今後いつまで安心していただけるのでしょうか。実は既に警鐘は鳴らされております。この間、下水道に不明水の浸入が認められており、近年は流入水量が徐々に増加してきていることも確認されております。これは管渠の破損部分からの入水が原因であると思われ、放置すれば、道路陥没に直結する事故になり得ます。

今議会、市長からの施政方針にも下水道対策が挙げられておりましたが、重要な課題として注視すべきであると思います。

過去には八潮市同様の事故が三郷市においても発生しております。平成26年1月、彦江一丁目地先にて、内径25センチメートルの下水道管の破損により、直径1.5メートルほどの道路陥没の事例がありました。幸い埋設管の径が小さかったため、大きな事故には至らなかったとのことでした。

このたびの事故は、整備拡張の時代から、改築、修繕も含めた維持管理の時代へと変化する過渡期に来ているのであると私は考えます。

**【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。**

今後は、管渠の健全度を的確に把握し、道路陥没による事故の未然防止や機能停止の防止及びライフサイクルコストの最小化を図り、適切な維持管理を行うための準備が急務であり、長寿命化計画を行う必要があります。

非常にタイムリーであったのですが、昨年12月に発行されました三郷市公共下水道事業経営戦略にも、下水道事業の今後の課題として以下のような課題が挙げられております。

施設の老朽化に伴う更新、投資の増加として、当市の下水道事業は、整備開始から45年を経過し、老朽化による修繕や更新が必要な時期に差ししかかっている。ストックマネジメント計画を踏まえ、新規整備以外に、今後50年で122億円、1年当たり2.4億円の事業費が必要と見込まれている。今後見込まれている事業費のための財源確保として、令和10年までの6年間で35億円の事業費が必要となる見通しである。

今後、既設管の維持補修や耐震対策などを行いながら整備を進めていく必要があるが、市内全域の整備には約400億円の事業費が必要となり、新規の財源確保がなければ難しい。

使用料水準の見直しでは、減価償却費負担に加えて、近年の物価上昇や、将来的に、流域下水道管理運営費負担金の単価上昇も見込まれ、汚水処理費の増加が予想される。加え、三郷市の人口は今後50年で約20%減少する見込みであり、使用料収入についても、26%程度の減少が見込まれている。経費の増加と使用料収入の減収により、現状78%と低水準の経費回収率はさらに悪化していくことが予想される。

そして、経費回収率の向上に向けたロードマップとしても、5年ごとに下水道使用料の改定を検討、令和7年度に改定の検討を予定し、使用料改定が必要である場合は、令和8年から9年度に新たな料金体系での積算を実施し、使用料の改定を実施する。その後、令和12年度に再度改定の可否の検討を実施するなどあり、現状や課題、対策など、計画としてはよくできていると思いますが、今後要される莫大な予算の確保を含め、シビアな現状が示されているとも言えます。

計画どおりに実施され、結果を得ることを望むところではありますが、大丈夫でしょうか。建設部長にご見解をお伺いしたいと思います。

上水道においてもシビアな状況は下水と大差ないと思われ、令和3年12月に発行された第3次三郷市水道事業基本計画にも今後の計画が示されており、7章、財政計画には大変厳しい状況が記載されております。

3年前に策定された施策であり、実数が変わっているものもあると思いますので、現在の水道管路の整備状況と併せて、今後、水道施設更新に要する事業費と1立方メートル当たり

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

の給水原価、供給単価をお知らせいただき、下水同様、今後のご見解を水道部長にお伺いいたします。

最後に、市内文化財の利活用についてお伺いいたします。

昨年9月に上口の東光院に祭られている木造の薬師如来像が市の指定文化財に新たに指定されました。

「広報みさと」によりますと、12世紀後半、平安期の重要な文化財であると記載されておりました。私も三郷市に歴史的な文化財があることは大変素晴らしいと思う1人であり、その文化財を市として後世に伝える指定は重要な事業だとも思います。

この指定の話を聞いたときに思い浮かんだことが、お正月に商工会で実施している七福神巡りです。7つの寺院を七福神に例え、スタンプラリーのように巡回するツアーで、年度ごとに寺院が変更され、継続すれば、市内の主だった寺院全ての参拝ができる企画です。

東光院の如来立像は、文化財指定により一層人気上がるかもしれません。今後、観光協会とコラボして、三郷市の指定文化財を巡るツアーを組み、インバウンドを含め、市内外に對しアピールし、観光事業として市内の活性化を図ることなどは、攻めの文化財活用になり、新たな文化財の発掘にもつながるのではないかと思います。

さて、文化財とは何か。広辞苑の第7版によりますと、「文化活動の客観的所産としての諸事象また諸事物で価値を有するもの」とありました。

現在、国宝に指定されている松本城の初代城主石川数正の直系が三郷市に住んでいることをご存じでしょうか。私も初めて知ったときは大変驚きました。

数正は徳川家康や豊臣秀吉に直接仕えた家臣であり、家系図によると、三男の太郎作政令が家督を相続し、茂田井に來住し、現在に至っているとのこと。ご自宅には貴重な品物が所蔵されており、歴史好きの私にとっては宝の山でありました。家康から数正に送られた短刀などをはじめ、1つ1つに逸話があり、手に取り間近で拝見したときには、肌で歴史を感じる感覚を初めて経験し、時間がたつのを忘れるほど見入ってしまいました。

これらは三郷市も認識しており、調査もされ、昭和45年に文化財調査報告6が冊子として教育委員会から発行されております。いまだ知られていない文化財が市内には有されると思われます。歴史的に貴重なものは広く市民に周知することも必要ではないかと思います。

このたび指定された文化財をはじめ、まだ指定されていない文化財など、市内の文化財を保護し、その利活用を図るため、これからの文化、行財政について現状と課題について、生涯学習部長にお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木深太郎議員） 菊名裕議員の質問に対する答弁を求めます。

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 菊名議員のご質問にお答えいたします。

1、行政問題、1、市職員の人材確保についてのア、地域手当についてお答えいたします。

今年度の人事院勧告につきましては、地域手当について、支給地域の市町村単位から都道府県単位に変更し、埼玉県は4%となったことから、本市をはじめ、県内多くの自治体は、従前の6%から引下げ地域になっておるところでございます。

本町の隣接地である東京都特別区は20%であり、処遇面における格差の広がりを受け、採用市場における競争力向上や人材確保を優先し6%を維持することとし、また近隣市町においても6%維持の方針でありますことから、このたびの条例改正は見送ることといたしました。

なお、地域手当につきましては、職員の給与の影響だけではなく、保育や介護施設に対する委託費などの財政支援にも影響があることから、私を副会長として埼玉県市長会を通じまして、国や県に地域の実情に合わせた見直しを要望いたしております。

令和8年度以降につきましても、このような考え方を基本とし、近隣市町の状況を注視し、判断してまいります。

○議長（鈴木深太郎議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 私からは、1、行政問題、2、公共施設維持管理計画、イ、下水道につきましてお答えいたします。

三郷市の公共下水道事業は、昭和50年から整備に着手し、令和6年3月末現在における管路の総延長は約430キロメートルでございます。

議員が言われましたとおり、埋設されている下水道管には様々な種類があり、建設当初に埋設されたヒューム管や陶管の中には、施工から40年以上経過している管もあるため、適切な維持管理が必要でございます。

市では、これまで国の補助金を最大限に活用して、下水道事業を推進してまいりましたが、国からこれまでの経営計画の中に、汚水処理に必要な経費を、下水道使用料でどのくらい賄えているかを示す経費回収率の向上を図るため、ロードマップを策定し、公表することなど

が、令和7年度以降の国の補助金交付要件とされております。そのため昨年12月に三郷市公共下水道経営戦略として見直しを行ったところでございます。

経営戦略では、施設の老朽化に伴い、更新による投資が増加することを課題として取り上げておりますが、能登半島地震の教訓などを踏まえた耐震対策の必要性や、八潮市で発生した道路陥没事故などから、下水道施設の耐震化や老朽化対策の必要性はさらに高まっていくものと考えております。

そのため、今後も公共下水道による快適な市民サービスを提供するため、経営戦略に基づき、下水道事業経営の安定化を図りつつ、老朽化対策に備えた安全性の確保と、長期的な財政負担の軽減を図るため、ストックマネジメント計画に基づき、管布設後の経過年数や、管種、管の劣化状況、下水道管が埋設されている道路の交通量などを総合的に踏まえながら、順次、災害リスクが高い場所から計画的に老朽化対策を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 浮田勝之水道部長。

〔浮田勝之水道部長 登壇〕

○水道部長（浮田勝之） 菊名議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1、行政問題、2、公共施設維持管理計画、ア、上水道についてお答えいたします。

初めに、市内の水道管路の状況でございますが、令和6年3月末現在における管路の総延長は約605キロメートル、耐震化されている管路の延長は約262キロメートルで、耐震化率として43%となっており、このうち、残存する石綿セメント管につきましては、延長約7.2キロメートルとなっております。

水道管路の耐震化等につきましては、令和3年12月に策定した第3次三郷市水道事業基本計画（改定版）に基づき、計画的に進めているところですが、今後、計画期間である令和12年度までの整備費用は約88億円と試算しております。

このうち石綿セメント管も含めた老朽管などの耐震管への更新でございますが、病院や災害時の避難所など、三郷市地域防災計画に基づく重要給水施設への配水管路について積極的に進めていくとともに、定期的実施している漏水調査等から得られる情報を精査の上、緊急度・重要度の高い路線についても順次進めてまいります。

次に、水道事業の経営指標である給水原価と供給単価に係る比較でございます。

令和5年度の実績で、1立方メートルの水を製造するのにかかる費用である給水原価は、

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

136円70銭に対し、1立方メートルの水の販売単価である供給単価は、127円45銭でございました。

令和6年4月からの料金改定により、今年度決算における収支バランスは改善されるものと見込んでおります。

今後も、持続可能な水道事業運営のため、第3次三郷市水道事業基本計画（改定版）に基づき取り組んでまいります。物価高騰や人件費の上昇、老朽管の更新需要の増大など、水道事業を取り巻く環境は大きく変化しております。

これらを踏まえ、水道料金改定後の経営状況の検証や、水道施設の更新計画の進捗を基に、令和7年度から当該計画にある財政計画の見直しを行い、将来にわたって、市民の皆様に安全・安心な水を安定して供給できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 梅澤十三男生涯学習部長。

〔梅澤十三男生涯学習部長 登壇〕

○生涯学習部長（梅澤十三男） 私からは、1、行政問題の3、市内文化財の利活用についてお答えいたします。

近年、市内の開発や住民の世代交代が進んでいることで、貴重な文化財や郷土資料が失われる懸念があることから、市として、これら文化財の調査・収集・保存に努めてまいりました。

文化財は、郷土の歴史や文化を正しく理解する上で不可欠なものであり、私たちの生活をより豊かにするためのかけがえのない市民共有の財産として、先人たちが今日まで守り伝えてきた貴重な財産です。

本市におきましては、三郷市文化財保護条例に基づき、特に保存・継承が必要な文化財については、市民共有の財産として保護するため、三郷市文化財保護審議会への諮問・答申を経て、現在は23件が市指定文化財に指定されております。

また、市民から寄贈・収集した歴史資料や民俗資料を保存し、その一部を三郷市立郷土資料館及び彦成小学校講堂記念館に展示するとともに、ホームページのみさとデジタルミュージアムにおいても、展示物の紹介や市の歴史・民俗に関し広く情報発信を行い、活用を図っているところでございます。

市民共有の財産である文化財を次の世代に伝えていくためには、文化財に関する知識や経験を有する人材の確保が課題であり、継続的な配置が必要であると考えております。



今後におきましても、市民の皆様に広く文化財に親しんでいただけるよう、適切な保存・活用に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 菊名裕議員。

○23番（菊名 裕議員） それぞれ皆さん、ご答弁ありがとうございました。それでは再質問と要望に移らせていただきます。

地域手当から。

今後、より激化する人材確保について、民間企業や他の自治体との採用競争にどのように取り組むか、昨年12月にお伺いいたしました。

令和7年度の地域手当据置きのご判断は、三郷市の採用市場競争の低下を防ぐ一つの策として実施していただきました。埼玉県市長会副会長のご尽力としても、近隣市の数値が国基準に対して高い数値が示されており、当市に限らず、広域において職員に対しモチベーションを保つ要素となり、大きなお仕事をされたと思われます。

さて、令和8年以降の地域手当の支給率の方向性ですが、川向こうの流山市、松戸市、野田市の数値を挙げさせていただきましたが、2ポイント、3.5ポイント、4ポイントと国基準と比べても大胆な選択をしている近隣市もあります。三郷市が人にも企業にも職員さんにも選ばれるまちとして、次年度以降もご英断されることを期待いたします。答弁不要です。

次に、上下水道に移ります。

現状の生活を維持するための経費は莫大なものになるということが確認されました。実は八潮市の事故も予算があれば防げたかもしれません。県は下水道管内調査を4年前に実施しておりました。陥没事故付近を含む区間の下水道管腐食状態は、骨材が露出しているランクBと判定されたそうです。

判定は、ランクA、B、Cと3段階あり、ランクAが一番状況が悪いということで、中の鉄筋のコンクリートが露出している状態なんですけれども、この下水管の厚みが約45センチの厚みがあります。そのうちの半分、内側は無筋のコンクリートでできておりまして、その無筋のコンクリートが25センチ、その22.5センチの管の内部のコンクリートが剥げ落ち、もっと削れて鉄筋が露出している、それがランクA。もう早急に処理をしないと危険な状態であるというのがランクAです。

先日の八潮市の現場がランクBということです。このランクBというのは、鉄筋は露出してないんですけれども、その内側の25センチの無筋のコンクリートが剥がれ落ちて、骨材

が露出している状況であったと。残りがどれぐらいか、鉄筋までがあと何ミリか、それは明確にされておりませんが、無筋のコンクリートが剥がれ落ちたという現状では、ランクBという判断がされたそうです。

Cは損傷がなく問題ないということでの判断だということです。清水副市長、間違っていないですよ。大丈夫ですよ。

三郷市の上下水道を維持するための莫大な予算は、設備を使用する利用者が負担することが基本になりますが、維持作業は水道部、建設部の責任によって行われることになります。

さきに挙げた三郷市公共下水道事業経営戦略や第三次三郷市水道事業基本計画などの施策を確実に進めていくことが必須となり、企画倒れで終わらせるわけにはいきません。

私が議会に携わらせていただいた約20年の間、多くの施策や計画が策定され、実施されましたが、示されている目的が全てコンプリートされた計画などは思い浮かびません。継続的改善なども理想とは程遠く、非常に心配な状況であります。

市民の安心・安全を担保するためのライフライン、上下水道が途切れることは、市民に不便を強いるだけでなく、同時に不要な経費が発生し、多発すれば負担はより大きなものになり、維持以上の負担が発生することでしょう。

経営戦略や基本計画は申し上げたとおり、現状や課題、対策などをしっかりと分析され、計画としてはよくできていると思います。

今後、不用意な事故が多発する前に、策定された計画が問題を回避せず、着実に実施され、企画倒れにならないように進めていただけることを望むところです。

以上、要望といたします。

最後に、市内文化財の利活用です。

ご答弁で、市民から寄贈された資料の話がありましたが、以前、私に古い書籍を市に寄附したいというかたから連絡をいただいたことがありました。結果的には寄贈していただいたんですけども、初めはどんな代物かが分からずに、拝見しに伺いました。昔の書籍が山になっており、先代が収集されたもので、ご本人も何があるか把握していないということでありました。役所で要らなければ処分するしかないかなというようなお話もされたような気がします。

サンプルを幾つかお預かりして、達筆で書かれていた本を数冊お借りしてきて、担当部署で調べていただいたんですけども、なかなかまちがいが明かず、たまたま議会事務局の職員さんが古文書の知識があるかたで、そのかたの判断ですと、貴重なものであるよということ

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

教えていただいて、寄附を受けるということになりました。

職員さんとともにいただきに上がったんですけども、段ボール5つほどの書籍がありまして、その中には、明治3年に発行された尋常小学校の教科書などもあり、当時の時代背景を読み取る大変興味深いものでありました。

市で寄附を受けなければ、これらの貴重な書籍は失われていたかもしれません。文化財を保護し、その利活用を図るために、市の歴史や文化財に関する高い専門性が求められます。

古文書の例もありますが、担当部署だけでは価値が分からず、寄附を断っていたかみならず、そうすれば、貴重な財産が失われていたことになります。多岐にわたるスキルを持つ人材が必要な部署が生涯学習課であると思います。

今後、文化財担当職員さんの人材確保についてどうお考えになられているか、もう一度、生涯学習部長からご答弁をいただければと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 菊名裕議員の2問目に対する答弁を求めます。

梅澤十三男生涯学習部長。

〔梅澤十三男生涯学習部長 登壇〕

○生涯学習部長（梅澤十三男） 再度のご質問にお答えいたします。

文化財担当職員の配置状況、それから今後の人材確保についてどのように考えているかというご質問かと思います。

現在、文化財担当職員の配置につきましては、学芸員資格を有する職員が配置されております。文化財保護行政には専門的な知識が求められるので、今後も人事担当部署との情報共有を図りながら、職員の確保と、それから研修等を通じて職員の資質向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で菊名裕議員の質問を終わります。

以上で市政に対する一般質問を終わります。

---

## ◎議案第25号の討論・採決

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第2、これより議案第25号 令和6年度三郷市一般会計補正

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

予算（第8号）に対する討論・採決を行います。

議案第25号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第25号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第25号 令和6年度三郷市一般会計補正予算（第8号）につきまして、本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案可決と決しました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（鈴木深太郎議員） ただいま佐藤睦郎議員ほか4名から、議案第26号 三郷市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第27号 三郷市議会議員政治倫理条例が提出されました。

お諮りいたします。

この際、これらを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木深太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号及び議案第27号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### ◎議案第26号及び議案第27号の上程・説明

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第3、これより議案第26号及び議案第27号を議題といたします。

議案第26号及び議案第27号の提案理由の説明を求めます。

佐藤睦郎議員。

〔19番 佐藤睦郎議員 登壇〕

○19番（佐藤睦郎議員） それでは、議案第26号 三郷市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

配付資料をご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の改正に伴い、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものでございます。

それでは改正内容につきましてご説明いたします。

番号利用法第2条第8項以下を、それぞれ1項ずつ繰り下げる改正がなされ、項ずれが生じたことから、これらの条項を引用する本条例について規定の整備を行うものでございます。

また、併せてその他の所要の文言の整理を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、改正法の施行日に合わせ、令和7年4月1日から施行するものでございます。

続いて、議案第27号 三郷市議会議員政治倫理条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、議員の資質向上及び誠実な職務の遂行により、市民から信頼される公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するため、議員が保持すべき政治倫理の基準を定めたいので、この案を提出するものでございます。

それでは内容につきましてご説明いたします。

初めに、第1条から第2条に関しましては、目的、議員の責務などの総則に関する規定であります。

次に、第3条は、政治倫理基準といたしまして、議員が遵守しなければならない倫理基準を9項目に規定したものでございます。

次に、第4条から第10条までは、審査の請求、審査会の設置、審査結果の報告等、政治倫理基準に違反する事実が生じた際に、審査請求人からの請求方法や審議を付託された際の審査会の設置、審査方法、審査対象議員の協力義務などに関し規定したものでございます。

次に、第11条では、議会の措置といたしまして、審査会からの報告に基づき、市民の信頼回復のための措置を講ずるものと規定しております。

第12条では、宣誓といたしまして、各議員は本条例を遵守する旨の宣誓を行うものと規定しております。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

なお、附則といたしましては、第1条で施行期日を令和7年4月1日とし、第2条では、議員の行為の適用について、施行日以降とすることを規定したものでございます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木深太郎議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時55分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議案第26号及び議案第27号の質疑

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第4、これより議案第26号及び議案第27号に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第26号及び議案第27号に対する質疑を終結いたします。

---

#### ◎議案第26号及び議案第27号の委員会付託省略

○議長（鈴木深太郎議員） お諮りいたします。

議案第26号及び議案第27号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木深太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号及び議案第27号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。



◎議案第26号及び議案第27号の討論・採決

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第5、これより議案第26号及び議案第27号に対する討論・採決を行います。

議案第26号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第26号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第26号 三郷市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案可決と決しました。

議案第27号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第27号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第27号 三郷市議会議員政治倫理条例につきまして、本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案可決と決しました。

---

◎日程の追加

○議長（鈴木深太郎議員） お諮りいたします。

この際、特定事件の閉会中における継続審査の件についてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木深太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、特定事件の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### ◎特定事件の閉会中における継続審査の件

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第6、これより特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件につきましては、行政視察の実施について、各常任委員長より、お手元に配付してあります一覧表のとおり申出がありました。

お諮りいたします。

特定事件につきましては、各常任委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事件として、各常任委員会に付託をいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木深太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、特定事件につきましては、各常任委員会に付託することに決しました。

これを持ちまして、本定例会に付議されました案件の審査は全部終了いたしました。

---

#### ◎市長のあいさつ

○議長（鈴木深太郎議員） ここで閉会に当たり市長よりごあいさつがあります。

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 議長のお許しをいただきましたので、3月定例市議会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会では、条例改正をはじめ、令和7年度一般会計予算、各特別会計予算に加え、追加議案として上程いたしました一般会計補正予算など、計25議案に対しましてご審議の上、

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

ご決定いただき、厚く御礼申し上げます。

また、専決処分の採決につきましては、日程を前倒し、ご配慮賜りましたことに深く感謝を申し上げます。

一般質問では貴重なご意見、ご提言を賜りましたので、課題の整理をはじめ、十分な研究と検討をいたしまして、市政運営に生かしてまいりたいと存じます。

さて、常磐自動車道三郷料金所スマートインターチェンジでございますが、いよいよ今週末、3月20日土曜日、午後3時にフルインター化の供用開始を迎えます。午前10時から開通記念式典を挙行いたしますので、議員の皆様におかれましてはご出席を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、今後につきましても、都市軸道路の延伸をはじめ、計画的な道路整備を進め、市民や事業者の皆様が交通利便性の向上を実感できるよう、積極的にまちづくりを進めてまいります。議員の皆様には、今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、ようやく春らしい気候となってまいりましたが、まだ冷える日もあるようでございます。議員の皆様には健康に十分ご留意いただき、ますますご活躍されますことを心よりご祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） これにて令和7年3月三郷市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時02分